

平成 26 年度

決算特別委員会会議録

平成 27 年 10 月 7 日 開 会

平成 27 年 10 月 13 日 閉 会

塩竈市議会事務局

# 平成26年度決算特別委員会会議録目次

【平成27年10月7日（水）】 1日目

正副委員長互選	3
議案説明（認定第1号ないし第3号）	5
資料要求	
伊勢由典委員	24
菊地進委員	26
山本進委員	27
阿部かほる委員	27

【平成27年10月8日（木）】 2日目

質疑

〔一般会計〕

西村勝男委員	33
志子田吉晃委員	42
菅原善幸委員	54
阿部眞喜委員	58
土見大介委員	66
小高洋委員	75

【平成27年10月9日（金）】 3日目

質疑

〔一般会計〕

小野幸男委員	93
伊勢由典委員	109
志賀勝利委員	124
阿部かほる委員	138

山本 進 委員	.....	153
浅野 敏江 委員	.....	167
曾我 ミヨ 委員	.....	182
今野 恭一 委員	.....	196

【平成27年10月13日（火）】 4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

志子田 吉晃 委員	.....	207
小高 洋 委員	.....	216
土見 大介 委員	.....	224
志賀 勝利 委員	.....	232
阿部 かほる 委員	.....	242
小野 幸男 委員	.....	247
山本 進 委員	.....	256
曾我 ミヨ 委員	.....	265
阿部 眞喜 委員	.....	273
伊勢 由典 委員	.....	277
浅野 敏江 委員	.....	287

採決	.....	296
----	-------	-----

平成27年10月7日（水曜日）

平成26年度決算特別委員会

（第1日目）

平成26年度決算特別委員会第1日目

平成27年10月7日（水曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 神谷統君	政策調整監 佐藤修一君
健康福祉部長 桜井史裕君	産業環境部長 小山浩幸君
建設部長 阿部徳和君	震災復興推進局長 荒井敏明君
建設部技監 兼震災復興推進局技監 熊谷滋雄君	市民総務部次長 兼総務課長 佐藤俊幸君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長 佐藤達也君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長 鈴木康則君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局局長 鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長 高橋敏也君	市民総務部 政策課長 川村淳君

市民総務部 財政課長	末 永 量 太 君	市民総務部 税務課長	小 林 正 人 君
産業環境部 水産振興課長	並 木 新 司 君	健康福祉部 長寿社会課長	遠 藤 仁 君
健康福祉部 保険年金課長	志 野 英 朗 君	産業環境部 浦戸振興課長	草 野 弘 一 君
建設部下水道課長	佐 藤 寛 之 君	市民総務部 総務課長補佐 兼 総務係長	武 田 光 由 君
市立病院事業管理者	伊 藤 喜 和 君	市立病院事務部長 兼 医事課長	伊 藤 喜 昭 君
市立病院事務部業務課長 兼 経営改革室長	鈴 木 康 弘 君	水道部長	赤 間 忠 良 君
水道部次長 兼 工務課長	大 友 伸 一 君	水道部業務課長	村 上 昭 弘 君
教育委員会教育長	高 橋 睦 麿 君	教育委員会 教育部長	菅 原 靖 彦 君
教育委員会教育部次長 兼 教育総務課長	渡 辺 常 幸 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	佐 藤 勝 美 君		

---

**事務局出席職員氏名**

事務局長	安 藤 英 治 君	事務局主幹	佐 藤 志 津 子 君
議事調査係長	鈴 木 忠 一 君	議事調査係主事	片 山 太 郎 君

午前10時00分 開会

○香取臨時委員長 ただいまから平成26年度決算特別委員会を開会いたします。

土見大介委員より遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

小野幸男委員。

○小野委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただきまして、選考をお願いしたいと思います。以上であります。

○香取臨時委員長 ありがとうございます。正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨のご発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、小野幸男委員、阿部かほる委員、山本 進委員、菊地 進委員、伊勢由典委員、以上5名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

---

午前10時14分 再開

○香取臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考の結果のご報告お願いをいたします。

阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 先ほどの選考委員会の結果をご報告いたします。

5名の選考委員で慎重に審議いたしました結果、本特別委員会の委員長には鎌田礼二委員、

副委員長には西村勝男委員を選考いたしました。以上、ご報告いたします。

○香取臨時委員長 どうも。

ただいま、阿部かほる委員のご報告のとおり、委員長には鎌田礼二君、副委員長には西村勝男君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、鎌田礼二君に委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○鎌田委員長 平成26年度予算は、たしか本年度の27年度の予算に近づく、匹敵する金額だったかと思います。しっかりと審議をしていきたいと思っておりますので、各委員の皆さん、ご協力をよろしくをお願いいたします。

○香取臨時委員長 次に、西村勝男君に副委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○西村副委員長 このたび副委員長を仰せつかりました西村でございます。鎌田委員長のもと、決算委員会、精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。よろしくお祈りいたします。

○香取臨時委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長と交代いたします。

鎌田委員長、よろしくお祈りいたします。

○鎌田委員長 これより平成26年度各会計の決算審査を行います。

それでは、平成26年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会では、10月7日ないし9日、13日の4日間をお願いしたいとなっておりますので、そのように進めてまいりたいと思っておりますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は10月7日ないし9日、13日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りしたいと思います。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を一括して審査を行ってまいりたいと思っておりますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。



本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号ないし第3号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。

高橋監査委員。

○高橋監査委員 先日、本会議で申し述べたとおりでございます。特に補足はございませんので、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 次に、市当局より各決算の内容について順次ご説明をお願いいたします。

高橋会計管理者。

○高橋会計管理者兼会計課長 それでは、認定第1号平成26年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の概要をご説明いたします。

資料No.7「平成26年度塩竈市歳入歳出決算書」をご用意いたします。

1ページ、2ページをお開き願います。

この表は平成26年度の一般会計と10の特別会計の決算総覧でございます。表は、縦に一般会計及び特別会計の会計区分を、横に歳入歳出の額、右ページの中ほどには歳入歳出の差引額、さらに右に翌年度繰越額、実質収支、剰余金、処分法を記載しております。

最初に、一般会計です。

一般会計の歳入決算額は、歳入欄の左から3列目、収入済額に記載のとおり553億8,745万3,465円です。前年度と比較して47億9,632万1,124円増加しております。率にして9.5%の増となっております。

一方、歳出の決算総額は、歳出の欄の2列目にあります支出済額に記載のとおり472億2,954万2,336円となり、前年度比で59億178万8,397円の増となり、率にしますと14.3%増であります。

歳入から歳出を差し引いた額、いわゆる形式収支は、2ページの中ほどに記載のとおり、81億5,791万1,129円の黒字決算となっております。この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費46億3,997万6,380円並びに事故繰越額20億3,928万4,864円を控除した額、いわゆる実質収支額は14億7,864万9,885円となります。この剰余金につきましては、右端に記載のとおり基金繰入金として7億3,964万9,885円の積み立てを行い、残額の7億3,900万円につきましては翌年度へ繰り越すものであります。

次に、各特別会計についてご説明いたします。

交通事業特別会計は、歳入歳出額とも2億2,812万5,433円、同額の決算です。

国民健康保険事業特別会計は、収入済額73億3,730万1,596円に対しまして、支出済額は69億8,447万4,580円となり、歳入歳出の差引額は3億5,282万7,016円につきましては、基金に繰り入れするものであります。

魚市場事業特別会計につきましては、歳入歳出額ともに1億4,356万8,932円、同額での決算です。

下水道事業特別会計につきましては、収入済額72億3,738万8,156円に対し、支出済額72億3,062万8,906円、歳入歳出の差引額は675万9,250円で、事故繰越として翌年度へ繰り越しております。

漁業集落排水事業特別会計は、歳入歳出額ともに7,638万1,572円、同額での決算です。

公共用地先行取得事業特別会計は、歳入歳出額ともに365万7,890円、同額での決算です。

次の介護保険特別事業会計につきましては、2つの勘定を設けております。まず、保険事業勘定につきましては、収入済額48億9,325万3,377円に対しまして、支出済額は48億9,112万1,704円となり、歳入歳出差引額213万1,673円につきましては、基金に積み立てするものです。介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出ともに1,038万3,536円、同額での決算であります。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、収入済額6億8,262万301円に対し、支出済額6億7,477万1,901円となり、差引額784万1,200円につきましては、全額を翌年度へ繰り越するものであります。

北浜地区復興土地区画整理事業特別会計は、歳入歳出額ともに3億9,768万2,162円でありま

す。最後に藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入歳出額ともに5億805万1,974円であります。

表の一番下の合計欄をごらんください。一般会計及び特別会計の歳入総額は769億586万8,394円で、歳出総額は683億7,839万8,126円となっております。歳入歳出差引額は85億2,747万268円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は18億4,144万9,774円の黒字決算となっております。

次に、各会計の具体的な内容についてご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

4ページは、先ほどご説明した平成26年度一般会計歳入歳出決算の総括内容となっております。

す。

5 ページ、6 ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款市税です。右ページの収入済額の欄をごらんください。市税の収入済額は52億3,923万9,032円で、市民税や市たばこ税の減により前年度と比較して1%減となっております。

次に、6 款の地方消費税交付金につきましては、収入済額6億3,059万6,000円で、消費税率の引き上げに伴い、前年度比22.6%増となっております。

ページ最下段の10款地方交付税は、収入済額が89億2,203万円で、東日本大震災復興特別交付税が増になった一方で普通交付税が減になり、前年度比1.6%減となっております。

次に、7 ページ、8 ページをお開きください。

14款国庫支出金です。収入済額は166億2,637万9,409円で、東日本大震災復興交付金の増などにより、前年度比15.3%の増となっております。

15款県支出金は、15億6,844万2,585円で、県補助分の東日本大震災復興交付金の減などにより、前年度比27.4%の減となっております。

18款繰入金は、84億624万3,217円で、財政調整基金からの繰入金の増などにより前年度比6.2%の増となっております。

19款繰越金は、85億5,842万60円で、前年度比で28.7%の増となっております。

次に、9 ページ、10ページをお開きください。

21款市債につきましては35億4,800万円で、前年度比40.3%増となっております。

歳入の概要については以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

11、12ページをお開きください。

歳出は、款項ごとに記載しております。それぞれの款及び支出済額の欄をごらんください。

主なものについてご説明申し上げます。

2 款総務費は、154億4,526万9,737円で、東日本大震災復興交付金基金への積立金の増などにより前年度比54.7%の増となっております。

3 款民生費は72億8,348万7,960円で、臨時福祉給付金の支給などで前年度比1.5%の増となっております。

6 款農林水産業費は、42億3,857万9,788円で、新魚市場整備事業などで前年度比4.4%の増

となっております。

8 款の土木費は、99億5,803万5,999円で、災害公営住宅の整備などで前年度比64.5%の増となっております。

13、14ページをお開きください。

12款の公債費は40億6,488万1,719円で、前年度比23.9%の増となっております。

一般会計については以上でございます。

交通事業特別会計を初めとします各特別会計の詳細につきましては、16ページ以降に記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、資料No.8をご用意願います。資料No.8「平成26年度歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」「基金運用状況報告書」となっております。

表紙をめくっていただき、目次をごらんください。

一般会計、各特別会計の歳入歳出決算事項別の内容につきましては、この資料の1ページから322ページまで記載しております。また、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書につきましては324ページから329ページに記載のとおりとなっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。同じくこの資料の330ページ以降になります。

恐れ入りますが、332ページ、333ページをお開き願います。

公有財産総括表です。1 土地及び建物、2 共有財産、3 その他の財産について、前年度末現在高、年度中増減、決算年度末現在高を記載しております。

土地・建物の表、1の土地及び建物の表の総合計の欄をごらんください。土地については、決算年度中の増減高は6万9,380.26平方メートルの増でございます。災害公営住宅用地並びに浦戸地区の防災集団移転用地の取得等による増でございます。

建物につきましては、右ページの建物の合計欄の決算年度中増減で、8,261.41平方メートルの増となっております。新魚市場、高度衛生管理型荷さばき所及び災害公営住宅等の増によるものであります。

次に、334ページから359ページにわたりまして、土地及び建物の使用目的の区別に記載しております。

次に、360ページをお開きください。

360ページから362ページにわたりまして、共有財産、動産及びその従物、有価証券、出資による権利及び無体財産権について記載しております。

次に、363ページ以降は物品の状況であります。このページから369ページまで記載しております。

次に370ページをお開きください。これは債権でございます。次ページに債権の内容を記載しております。

恐れ入ります。373ページ、374ページをお開き願います。

基金の内訳を記載しております。財政調整基金から右ページの12番東日本大震災復興交付金基金まで12の基金を設けております。東日本大震災復興交付金基金の374ページの右下になりますけれども、決算年度中増減高で56億9,291万3,000円の増となっております。12の基金を合計いたしますと、基金の現在高は403億390万1,906円で、前年度と比較しますと59億42万5,014円の増となっております。

認定第1号平成26年度一般会計、各特別会計の決算については以上でございます。ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 それでは私より、「主要な施策の成果に関する説明書」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

恐れ入ります。資料番号9番「平成26年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意いたします。

本説明書は、平成26年度に実施いたしました主要事業について、その実績や成果、課題等を評価の視点を盛り込みながら取りまとめたものでございます。

平成26年度は、第5次長期総合計画と震災復興計画を市政運営の両輪と位置づけ、復興実感の年として市民の皆様に塩竈の復興と再生を実感いただけるよう、福祉の向上を図る各種事業に取り組んでまいりました。説明書の前半部分は長期総合計画に基づく個別事業を、後半部分には震災復興計画を進展させる各種事業について取りまとめを行ってございます。

恐れ入りますが、説明書の2ページの目次をお開きいただければと思います。

第5次長期総合計画のまちづくりの目標ごとに、2ページから4ページ上段までは第1編「だれもが安心して暮らせるまち」に係る69の個別事業、4ページから5ページ上段まで第2編「海・港と歴史を活かすまち」に係る30事業、5ページから6ページまでの第3編「夢と誇

りを創るまち」につつまして60事業、それぞれ章、節ごとに長期総合計画の体系に沿って平成26年度の主要な事業、全体では159事業について記載をいたしているものでございます。

まちづくりの目標「だれもが安心して暮らせるまちづくり」の主な取り組みでございますけれども、子育て支援の一環といたしまして、子ども医療費の助成対象について、通院分につつまして小学校6年生までの拡大を実施いたしてございます。また、高齢者の方が地域貢献、社会参加を通して元気に生き生きと暮らしていただけるよう、新たに介護支援ボランティア活動事業を実施いたしてございます。

安心・安全なまちづくりといたしましては、牛生ポンプ場の完成により時間雨量40ミリの雨水対策を実現いたしますとともに、避難行動要支援者の方々に防災ラジオを配付して災害対策の充実を図っているところでございます。

次に、「海・港と歴史を活かすまちづくり」の主な取り組みといたしましては、基幹産業であります水産業の復興のため整備を進めておりました魚市場B棟が完成し、本年4月より供用を開始いたしております。

また、消費税引き上げの市民生活への影響を緩和しますとともに、消費意欲の喚起による地域商業の振興を図るため、塩竈ニコニコ2割増商品券事業にも取り組んでまいりました。

「夢と誇りを創るまちづくり」の主な取り組みといたしましては、未来を担う子供たちの学習環境を整えるため、第三小学校の大規模改修事業を実施してございます。

また、旧公民館本町分室を改修して杉村惇美術館をオープンし、街なかに新たな交流拠点を創造いたしますとともに、文化芸術活動に親しむ機会の充実を図っているところでございます。

7ページをごらんいただければと思います。

震災復興計画に基づく復旧・復興に係る平成26年度の各種事業を取りまとめております。

震災復興計画は、長期総合計画とともに東日本大震災からの復興の道筋を示すまちづくりの指針と位置づけ、長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるようにとの理念のもと、住まいと暮らしの再建、安全な地域づくり、産業経済の復興、放射能問題に対する取り組み、浦戸地区の復興の5つの基本方針に基づく体系に沿って、平成26年度に取り組みました復旧・復興事業について、決算、実績、成果、課題等を整理いたしてございます。

また、本書に掲載いたしております各種施策、事業に係る評価につつましては、自己評価を基本としながら、本年2月に開催いたしました長期総合計画進捗報告におきまして、外部委員、市民の方による評価もいただいているところでございます。平成26年度の報告会での評価につ

きましては、全事業の評価をいただくことは時間的に難しいこともございましたので、長期総合計画のまちづくりを進展させる特徴的な事業として9事業を選び、事業内容の説明を行いながら、5点満点で事業評価をいただいております。評価をいただいた事業につきましては、全体の平均で4.01という評価結果になっているところでございます。

恐れ入ります、資料の94ページをごらんいただければと思います。

進捗報告会で評価をいただきました一例でございます。介護支援ボランティア活動事業につきまして、ページの一番下段にございますように、5点満点のうち4.5という評価をいただいているということを記載してございます。その他、評価をいただいた事業につきましても、それぞれの施策の成果の評価欄下段に参考として掲載をさせていただいておりますので、ご参照賜ればと存じます。

以上、主要な施策の成果の概要についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 引き続きまして、財政課から同じ資料、資料No.9の「主要な施策の成果に関する説明書」の資料編から、資料No.11の「塩竈市の財務諸表4表」について概要をご説明申し上げます。

まず、この資料No.9の418ページをお開き願います。418ページでございます。

ここでは、平成26年度決算の概況とその特徴について、一般会計並びに10の各特別会計の状況を記載しております。

私からは一般会計の特徴についてご説明いたします。

まず、1の決算の規模であります。歳入歳出ともに前年度から大幅増の決算となっております。平成26年度では、高度衛生管理型荷さばき所整備事業や災害公営住宅整備事業が進捗したことのほか、東日本大震災復興交付金の交付を受けたことにより、歳入と連動して基金への積立金が大幅に伸びており、歳出では14.3%の増となっております。

2の決算収支であります。実質収支は14億7,865万円の黒字決算となっております。また、単年度収支についても、6,969万2,000円の黒字決算となりました。しかしながら、財政調整基金からの繰入調整を除いた実質単年度収支につきましては、5億7,465万2,000円の赤字決算となっております。

実質収支及び単年度収支が黒字となった要因としましては、震災復興特別交付税など予定ど

おりに収入があった一方で、歳出では昨年度と同様に復旧及び復興事業の多くが繰り越しとなったことが主な要因であります。なお、震災復興特別交付税など翌年度精算額を差し引きますと例年とほぼ同水準の黒字額となっております。

一方で、実質単年度収支が赤字となりました要因は、市税や普通交付税などの一般財源が減となったため、財政調整基金で財源補填をしたことによるものでございます。

3の歳入の状況であります。震災対応として国庫支出金や基金からの繰入金、前年度からの繰越事業の財源であります繰越事業費等充当財源繰越額が増となっております。なお、市税収入は減となりまして、平成26年度におきましても依存財源で賄われた決算となっております。

4の歳出の状況であります。前年度比較で59億178万8,000円の増となっております。復興交付金の交付に伴います基金への積立金のほか、復興事業などの普通建設事業が増となり、全体として復旧・復興事業の本格化に伴う増となりました。

また、義務的経費であります人件費、扶助費、公債費はいずれも増となりましたが、人件費については前年度実施した職員給与の独自削減の終了、扶助費については国の制度であります臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金制度の実施、公債費は借りに伴う償還分の増など、それぞれ特殊事情が発生したことによる増となっております。

恐れ入ります。421ページをお開きください。

ここでは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づいて把握する地方財政状況調査、いわゆる決算統計という取りまとめ方を基本にして算出された指標の説明になります。決算では普通会計という考え方を採用して財政的な主要指標を計算しており、本市では、一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の合計が普通会計となります。

1の財政力指数につきましては、普通交付税上での基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を示しておりますが、前年度からプラス0.007ポイントと、わずかながら増となっております。

2の経常収支比率につきましては、99.8%と前年度から3.5ポイントの増となっており、依然として財政運営の弾力性が失われているとされる高い数値となっております。主な要因としては、歳入の市税や普通交付税、臨時財政対策債など、経常一般財源が減となったことに加え、歳出の義務的経費であります人件費や扶助費が増となったことによるものであります。

3の財政調整基金の残高の比率をあらわす積立金現在高比率は9.1%で、前年度から0.7ポイ



ントの増となり、前年度に引き続き上昇しました。今後も、東日本大震災の影響による自主財源が回復するまでは一定の残高の確保が必要であると見ております。

4の公債費比率は、10.3%で、前年度から1.3ポイント減となりました。これまでの公債費抑制の対応を反映する状況となっておりますが、今後とも財政運営の弾力性を確保するために資金手当債の抑制など留意が必要な状況にあります。

5の単独事業費比率は、1.0%で、前年度から0.3ポイント減となりました。これは、本市の単独事業費が減となったことに加え、歳出決算規模が増となったことが主な要因です。

このページの最下段にありますように、平成26年度は歳入の根幹をなす市税等の自主財源が減となりましたほか、地方交付税などの依存財源も減となったことにより、一般財源が減収となり、前段申し述べました実質単年度収支や経常収支比率などの決算指標が悪化している状況であります。今後、自主財源の確保と歳出抑制を追求した行財政改革の推進が必要であるとと考えております。

次に、422から427ページは、先ほど会計管理者から特徴点の説明がありましたので、ここは省略させていただきます。

恐れ入りますが、428ページをごらんいただきます。

(3) 繰出金の推移であります。10の特別会計と2つの企業会計の繰出金は56億6,688万9,000円で、前年度から7億5,016万5,000円、15.3%の増となっております。繰出金が増額となった主な要因は、北浜地区及び藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計への繰出金が、区画整理事業の本格化に伴いまして、2会計合わせて前年度から7億402万9,000円の増となったことによるものでございます。

なお、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の社会保障関係への特別会計の繰出金も増加しており、この傾向は今年度以降も続くことが予想されます。

次に、429ページをごらんください。

上段が3月末日現在の各種基金残高の推移、下段が出納閉鎖日であります5月末日現在の基金残高の推移でございまして、昨年度の決算報告資料からこのように表を2つに分けてお示ししております。上段は当該年度最終日であります3月末日の数字、下段は出納整理期間の決算整理をした後に決算の過不足に対して繰り入れ、または繰り出しをした最終の確定数値でございまして、説明の都合上、基金の最終確定残高であります下段の5月末日現在の表で説明させていただきます。表の中の括弧内の数字は一般会計への長期貸付金を除いた現金ベースでの残高

を示しております。26年度末残高の合計は321億2,334万6,000円で、前年度から52億9,942万円、19.8%の増、現金ベースですと312億9,894万6,000円で、前年度から53億5,762万円、20.7%の増となっております。これは、主に東日本大震災復興交付金基金が平成26年度中に交付を受けた復興交付金を積み立て、前年度から55億6,573万6,000円の増となったことによります。しかしながら、今後、本市の復興事業が進むにつれ、復興交付金基金からの取り崩しが大きくなっていくことから、総額は減少していくこととなります。

なお、財政調整基金は、平成25年度の決算剰余金の積み立て7億495万8,000円がありましたが、財源充当のため6億4,511万3,000円を取り崩したため、6,000万円ほどの増にとどまっております。

次に、430ページ、431ページをお開きください。

(5) 決算の推移、(6) 一般財源の推移、(7) 義務的経費の推移につきましては、それぞれ表の下段に記載しておりますとおり、決算統計に基づく普通会計の決算数値でございます。一般会計決算と数字が合致しないことを前段申し述べさせていただきます。

まず、(5)の決算の推移ですが、26年度は歳入歳出とも前年度から増となっている一方、歳入歳出差引額は81億5,791万1,000円で、前年度から11億546万7,000円の増となっております。これは復興事業などの大規模事業の実施に伴いまして決算規模が増となったものの、翌年度への繰越事業費の規模が前年度と比べて減となったためでございます。

なお、歳入歳出差引額は、形式収支と呼ばれる数値ですが、普通会計におけます公共用地先行取得事業特別会計及び北浜・藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計の形式収支はゼロでありますことから、この81億5,791万1,000円は一般会計決算の形式収支と同額となっております。

下の表(6)一般財源の推移であります。26年度の市税は法人市民税とたばこ税の減収により5,212万円の減となりましたほか、地方交付税プラス臨時財政対策債につきましては、消費税率の拡大による地方消費税交付金の増収によります基準財政収入額の増や普通交付税の算定基礎であります地域振興費包括算定経費など、基準財政需要額の圧縮などにより、2億4,685万円の減となり、合計では158億6,033万9,000円で、マイナス2億530万7,000円、マイナス1.3%となったものであります。

また、右側から2つ目の決算に対する構成比では29.6%と低くなっておりますが、これは復旧・復興事業などに係る国庫支出金等の大幅増によって一般財源比率が低下したものであります。

次に、431ページ、（7）義務的経費の推移であります、合計欄をごらんください。

102億4,990万9,000円の決算となっております、前年度比で240万9,000円、増減率は0.0%で横ばいの決算となっております。人件費につきましては、前年度の職員給与独自削減の終了に伴います給料・共済費の増や復旧・復興対応時間外の増によります職員手当の増などによりまして1億5,079万円の増となり、扶助費につきましては福祉サービス費の増に加え、国の制度であります臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の皆増、子ども医療費助成事業の制度拡大などによりまして1億7,075万円の増となったものの、公債費が普通建設事業費の抑制による自然減で3億1,913万1,000円の減となり、全体では240万9,000円の増にとどまったものでございます。

次に、下の表の（8）地方債残高の推移であります、全会計の合計では596億7,532万1,000円でございます、16億668万9,000円の減、2.6%の減となっております。

魚市場事業会計は、新魚市場整備事業におけます特別会計での整備分に係る企業債の発行により増となったほか、病院事業会計は医療機器整備事業などの財源に企業債を発行して充てたことによるものでございますが、そのほか総じて他の会計は残高が減少しており、後年度負担の圧縮に向けた取り組みの効果があらわれております。

次に、432ページ、433ページをお開き願います。

ここでは普通会計の分析指標の推移を示しております。3段目の標準財政規模は、市税減収などにより減少しており、健全化指標等への影響が出てきております。4段目の財政力指数は、先ほどご説明いたしましたように、昨年度からわずかながら増となりましたが、引き続き0.5を割るという低い水準となっており、自主財源の確保が喫緊の課題となっております。7段目にあります経常収支比率につきましては、経常的に収入される一般財源のうち経常的な歳出に係る一般財源の割合を示す指標であり、数値が低いほど財政運営に弾力性があるとされております。26年度では、歳入の市税や普通交付税、臨時財政対策債など経常一般財源が減となったことに加え、歳出の義務的経費であります人件費や扶助費が増となったことにより、前年度から3.5ポイント増となっており、依然として高い数値で推移しております。下から5番目の地方債現在高推移、公債費比率、地方債許可制限比率及び公債費負担比率は、いずれも減少しており、プライマリーバランスの黒字化など公債費の負担軽減に向けた取り組み効果があらわれております。

434ページ、435ページにつきましては、いわゆる決算カードと呼ばれます普通会計の決算状

況を取りまとめた表でありますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして資料No.10の「主要な施策の成果に関する説明書」の附属決算資料をご用意いたします。資料No.10でございます。

これは、これまで説明いたしました内容について、一般会計、普通会計の決算状況をグラフやレーダーチャートで視覚的に示している資料でございます。1ページ下段の歳入に係る棒グラフをごらん願います。26年度は、前年度から決算額が増となっておりますが、復興交付金の交付額の増によります国庫支出金の増やその他に含まれております繰越金の増などが主な要因となっております。

2ページをお開き願います。

下段の歳出に係る棒グラフをごらん願います。26年度は復興交付金を積み立てました総務費、災害公営住宅整備事業など、復興事業の増に伴います土木費が増加しております一方、災害廃棄物処理事業の終了等によりまして衛生費は減となっております。

4ページをごらんいただければと思います。

4ページの下段の棒グラフは、基金残高の推移を示しておりますが、先ほど基金残高の推移にてご説明いたしましたように、震災復興交付金基金の積立金の増により、全体額は増となっております。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

これは普通会計の分析指標をレーダーチャート化し、本市の状況が県平均や警戒ラインと比較してどの位置になっているかを示したものでございます。平成26年度は、起債許可制限比率が公債費の減によりまして準警戒エリアから健全エリアに改善しました。しかしながら、経常収支比率については前年度と同じく依然として危険エリアに位置しておる状況でございます。

続きまして、資料No.11の「塩竈市財務諸表4表」をご用意いたします。資料No.11でございます。

これは、総務省の指針に基づきまして、平成26年度の普通会計及び特別会計、企業会計、第三セクターの連結会計の決算を貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表で示した資料であります。

1ページをお開き願います。

中段の2つ目の丸のところの作成の対象範囲ですが、この4表につきましては、①の普通会計による財務諸表と②の本市の全ての会計と第三セクターを連結いたしました連結財務諸表の2種類を作成しております。

続いて2ページでは4表それぞれの概要を記載しておりますので、ご参照願います。

では、5ページをお開き願いたいと思います。

この表は、普通会計の貸借対照表であります。表の左側、借方に資産の部、右側、貸方に負債の部と純資産の部の3つの要素で構成されております。これにより、行政サービスを提供するための資産をどれだけ保有しているかをあらわすものでありまして、左右の合計額が一致しますことから、バランスシートとも呼ばれるものであります。

内容につきましては、7ページでご説明いたします。7ページをお開き願います。

上段の表をごらんいただきます。平成26年度塩竈市の普通会計の資産、負債、純資産であります。市全体では、資産が1,245億円、負債が267億円、純資産が978億円となり、これを市民1人当たりで見ますと資産が223万円、負債が48万円、純資産が175万円となり、前年度と比較しますと、資産、負債、純資産のいずれも増加をしております。本市では、負債の割合よりも純資産の割合が高くなっており、資産形成について既に現在までの世代の負担をし、将来の世代へ引き継ぐ資産が多くなっていることをあらわしておるものでございます。

次に10ページをお開き願います。

これは普通会計の行政コスト計算書であります。この表は、ごみ処理や医療費の助成など、資産の形成に結びつかない行政サービスの費用を目的別にあらわしたものであります。上段の経常行政コストは目的別に1年間の行政サービスを提供するためのコストが幾らかかっているのかをあらわしております。次に、下段の表の経常収益では、その行政サービスの対価として幾ら収入があったかをあらわしております。そして、差し引きが最終的に市税や地方交付税といった一般財源などで賄わなければならない純経常行政コストになるということをあらわしているものであります。

この行政コスト計算書からわかることといたしましては、次の11ページの上段の表をごらんいただきますと、平成26年度の塩竈市全体の経常行政コストAは229.4億円、Bの経常収益は6.2億円、コストから収益を差し引いた純経常行政コストが223.2億円となり、これを市民1人当たりで見ますと左の表のとおりとなりまして、純経常行政コストは40.0万円、前年度より11.7%ほど改善しております。

次に、13ページをお開き願います。

これは、普通会計の純資産変動計算書になります。最初にご説明をさせていただきました貸借対照表の中で、純資産の部に計上されている各数値が1年間でどう変動したかをあらわすも

のでございます。表の上段、純資産合計という列を縦で見ていただきますと、前年度の貸借対照表におけます純資産871億847万円から先ほど説明いたしました行政コスト計算書での純経常行政コストが223億2,360万円でありましたことに対して、地方税、交付税などの一般財源の合計が152億6,331万6,000円、補助費等の受け入れが182億412万円となり、経常的ではない特別な事由に基づく損益であります臨時損益で災害復旧事業費4億4,440万1,000円を差し引きしますと、期末純資産残高が978億790万5,000円となるものであります。この数値は、先ほど説明いたしました貸借対照表の純資産合計と合致しております。この結果、純資産残高は106億9,943万5,000円の増でございます。復興事業等に係る復興交付金などの国庫補助金等の受け入れ等によりまして純資産残高が増となったものであります。

次に、15ページをお開き願います。

普通会計の資金収支計算書になります。1年間の資金の収入と支出の流れを性質の異なる3つの区分に分けてあらわしたものであります。表の1の経常的収支の部は、経常的な行政サービスに伴う現金収支であります。これについては、94億5,266万2,000円の黒字となっております。表の2の公共資産整備収支の部は、道路整備事業など公共資産整備の収支であります。不足額が63億5,010万円となったものです。表の3の投資財務的収支の部は、投資活動や地方債の返済などの収支であります。これは不足額が42億802万9,000円となりまして、表2及び3の不足額につきましては、経常的収支の黒字額と歳計現金残高から賄われたこととなります。

なお、このページ右側の中段に※の2というところで、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスに関する内容を記載しております。プライマリーバランスとは、公債費の利払いと償還額を除いた歳出と市債発行収入を除いた歳入のバランスを見るものであります。持続可能な財政運営のためには、これが黒字であることが重要となっております。平成26年度は1億1,499万6,000円の黒字となり、前年度に引き続きまして黒字となっております。

続きまして、16ページから19ページにつきましては、財務諸表4表を連結ベースであらわしたものでございますが、後ほどご参照いただければと存じます。

財政課からは以上でございます。

○鎌田委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 それでは、私から、認定第2号平成26年度塩竈市立病院事業決算についてご説明いたします。

平成26年度決算は、地方公営企業法及び関係省令の改正によりまして新会計基準を適用した初

めての決算となっております。

恐れ入りますが、資料番号12「平成26年度塩竈市立病院事業決算書」をご用意いたします。

初めに、10ページをお開き願います。

まず、平成26年度の病院事業の概況についてご説明いたします。

平成26年度は、改革プラン6年目の年として25年度に累積不良債務を全て解消したことから、さらなる経営の安定化に向け、病院事業の経営責任者であります事業管理者のもと、経営健全化に向けた取り組みを病院職員一丸となって推進してまいりました。しかしながら、25年度末での小児科常勤医師の退職や年度途中での相次ぐ内科医師の退職が大きく影響し、入院・外来ともに患者数が減少したため、医業収益が前年度より約1億6,443万円減少し、病院事業収益は前年度より約1億5,818万円減の28億5,100万8,731円となっております。

一方、費用につきましては、業務の見直しを行い、費用の削減に努めたところでございますが、消費税率の引き上げによりまして雑損失が大きく増加したことや会計基準の見直しによりまして賞与引当金制度が導入され、賞与・手当等を16カ月分計上したことによりまして、病院事業支出につきましては、前年度より約6,902万円増の28億4,055万2,129円となっております。このような大変厳しい状況ではございますが、前年度までの会計基準に照らし合わせまして新たな不良債務の発生を防ぐことができたというところでございます。

27年度につきましては、医師確保に努めるなど、より一層経営の効率化に努め、公立病院として市民の皆様へ寄り添った地域医療の提供に努めてまいりたいと考えてございます。

10ページ目、中段にございます(1)の患者数の状況についてでございますが、延べ入院患者数は、前年度比12.2%減の5万687人、1日平均の入院患者数は138.9人となり、病床利用率は86.3%となっております。外来患者数につきましては、延べ患者数が前年度比6.2%減の6万2,037人、1日平均患者数は254.3人、健診、人間ドック、予防接種合計では5.1%減の延べ1万1,755人となったところでございます。

これらを踏まえました(2)の収益的収支の状況についてでございます。

収益的収入は前年度より約1億5,818万円減の28億5,100万8,731円となっております。これに対しまして、支出といたしましては、前年度より約6,902万円減の28億4,055万2,129円となっております。この収支差し引きにより1,045万6,602円の純利益が生じたところでございます。

次に、11ページの(3)の資本的収支の状況についてでございます。

資本的収支につきましては、収入 5 億3,044万5,406円、これに対しまして支出は 6 億6,377万3,479円となっております。

恐れ入りますが、1 ページないし 2 ページ目にお戻りをお願いいたします。

こちらにつきましては、予算額と決算額を税込みで比較対照した市立病院事業決算報告書となっております。

まず、収益的収入及び支出についてでございます。

収入の第 1 款病院事業収益は、税込み決算額が 28 億6,393万7,216円に対しまして、支出、第 1 款病院事業費用につきましては、決算額が 28 億5,056万6,024円となっております。

次に、3 ページないし 4 ページ目をお開き願います。

こちらにつきましては、資本的収入及び支出につきまして、同じく税込み決算法であらわした表となっております。

収入の第 1 款資本的収入につきましては、決算額 5 億3,044万5,406円に対しまして、支出、第 1 款資本的支出は決算額 6 億6,377万3,479円となり、収支差し引きで 1 億3,332万8,073円の不足を生じておりますが、収益的収支での留保資金をもって補填するものでございます。

次に、5 ページをお開き願います。

こちらは、平成 26 年度 1 年間の病院事業の経営成績をあらわす損益計算書でございます。

1 の医業収益と 3 の医業外収益の合計と 2 の医業費用と 4 の医業外費用の合計の差し引きが経常収支となり、経常損益では 1 億8,543万1,903円の損失を生じているものでございます。こちらに 5 の特別利益と 6 の特別損失の差し引きを加えました 26 年度の純利益が、下から 4 段目に記載されてございます 1,045万6,602円となるものでございます。

次に、8 ページないし 9 ページをお開き願います。

こちらは、冒頭申し上げましたとおり、新会計基準に基づき作成した 26 年度末の病院事業の財政状況をあらわします貸借対照表となっております。

8 ページは資産の部でございますが、会計基準の見直しによりまして新たにリース資産を有形固定資産のほうに計上してございます。1 の固定資産と 2 の流動資産を合わせまして、資産合計が 20 億5,167万7,697円となっております。

8 ページ下段と 9 ページは、負債及び資本の部でございます。

会計基準の見直しによりまして、借入資本金とされておりました企業債が新たに負債のほうに分類されてございます。1 年以内に償還するものにつきましては流動負債と、それから 1 年



を超えて償還する残りの額を固定負債のほうに新たに計上してございます。また、リース資産の計上に伴いますリース債務として、同様に1年以内の支払いのものを流動負債のほうに、1年を超えて支払うものを固定負債のほうに計上してございます。さらには、引当金の義務化によりまして、賞与引当金等を流動負債のほうに計上しております。さらに、固定資産の取得に係ります補助金等を資本の部の資本剰余金から新たに負債の部のほうの繰延収益長期前受金のほうに計上しているというところになってございます。

それらの結果を踏まえまして、負債の部の合計は3の固定負債と4の流動負債、5の繰り延べ収益を合わせまして20億1,355万1,674円となっております。資本の合計は、6の資本金と7の剰余金を合わせまして、9ページの下から2段目でございます3,812万6,023円となっており、負債資本の合計といたしましては20億5,167万7,697円となるものでございます。

次に、6ページないし7ページをお開き願います。

こちらにつきましては、剰余金計算書となっております。年度内の資本金と剰余金の変動内容を記載しておりまして、先ほど8ページ、9ページのほうでご説明を申し上げました会計基準の見直しによりまして変動の状況をこちらに記載してございます。

6ページ下段には欠損金処理計算書のほうに記載しておりますので、後ほどご参照願います。

なお、18ページ以降につきましては、26年度より新たにキャッシュフロー計算書を記載しておりますほか、収益費用明細書などを記載しておりますので、後ほどご参照願いたいと存じます。

病院事業会計については、以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 それでは、私からは認定第3号、資料No.13「平成26年度水道事業会計決算」について説明させていただきます。

説明の都合上、資料No.13の10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページは、平成26年度水道事業の概況でございます。

最初に給水状況についてご説明いたします。

年間総配水量は、大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして746万8,858立方メートルで、1日平均にしますと2万463立方メートルになります。前年度に比較しますと32万5,262立方メートル、4.17%の減少となります。年間有収水量は650万1,900立方メー

ルで、1日平均にいたしますと1万7,813立方メートルになり、前年度に比較しますと10万1,776立方メートル、1.54%の減少となります。この主な要因は、口径20ミリ、40ミリ、150ミリ、生産用水で4万8,700立方メートル増加したものの、それ以外の全口径及び臨時用等で15万476立方メートル減少したことによるものでございます。

続きまして、建設改良の状況についてご説明させていただきます。

第6次配水管整備事業は、送・配水管の布設がえ、中小口径管統合、赤水、出水不良、漏水多発路線の布設がえを行い、出水不良地域の解消及び有収率の向上に努め、より一層の安定給水を図るもので、平成26年度は県道街路整備に合わせ、芦畔町での入れかえ、泉沢町での送水管布設を行い、口径150ミリから400ミリ、延長にしまして457.3メートルの布設がえ工事を施工しております。

老朽管更新事業は、布設後30年以上経過している老朽管を入れかえる作業で、5路線を更新計画に基づき口径50ミリから200ミリ、延長にしまして1,480メートルの布設がえ工事を行いました。

次に、災害復旧事業の状況についてご説明いたします。被災した沿岸部の水道施設等で復興計画が策定中などの理由により早期の災害査定実施が困難な場合に協議設計を特例として平成24年度に認められた特例災害復旧事業では、実施2年目の平成26年度は、越の浦地内、港町地内、寒風沢地内ほか2、港町地内ほか1、寒風沢地内ほか1の5路線の保留解除を行い、2路線、口径100ミリ、延長464.8メートルの布設がえ工事を行いました。また、3路線、口径50ミリから200ミリ、延長3,504.7メートルについては、翌年度へ繰り越し工事となりました。

続きまして、改定後の地方公営企業会計基準適用に伴う変更状況についてご説明いたします。11ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度決算から会計制度改正に伴いまして貸借対照表の見直しやキャッシュフロー計算書の表記が義務づけられました。また、これまで借入資本金としていた企業債が固定負債と流動負債の企業債に変更されております。

償却制度においても、みなし償却が廃止されたことによりまして、減価償却額が増大したこと、資本剰余金が繰り延べ収益に移行したことに伴い、長期前受金戻し益が発生するなど、大幅な制度改正がなされました。

続きまして、財政状況についてご説明いたします。

収益的収支におきまして、本年度は2億9,973万2,227円の純利益が生じたので、当年度

未処分利益剰余金は14億9,539万6,670円になります。

恐れ入りますが、同じ資料の1、2ページをお開きいただきたいと思います。

1、2ページは、収益的収支における決算報告書で、予算額と決算額を比較対照しており、税込み金額となっております。

収入につきましては、予算額17億3,253万9,000円に対しまして、決算額は17億3,797万6,909円となります。支出につきましては、予算額15億856万5,000円に対して、決算額は14億2,336万8,948円となります。

次に、3、4ページをお開きいただきたいと思います。

3、4ページは、資本的収支における決算報告書で、収益的収支同様予算額と決算額を比較対照しておりまして、税込み金額となっております。

収入につきましては、予算額5億1,797万7,000円に対しまして、決算額は3億369万7,403円となります。支出につきましては、予算額9億9,385万3,000円に対しまして、決算額は8億1,962万7,441円となります。収入額が支出額に不足する5億1,593万38円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しております。

5ページをお開き願います。

5ページは、損益計算書でございます。税抜き金額となっております。平成26年度につきましては、下から4行目でございますけれども、単年度で2億9,973万2,227円の純利益を生じましたので、その結果、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は14億9,539万6,670円となります。

続きまして、6、7ページをお開き願います。

6、7ページは、剰余金計算書と剰余金処分計算書（案）でございます。剰余金計算書は利益剰余金及び資本剰余金の年度内の変動した内容をあらわすものでございます。

6ページ下段の剰余金処分計算書（案）は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当年度純利益2億9,973万2,227円のうち、9,973万2,227円を減債積立金として、2億円を建設改良積立金として処分しようとするものでございます。建設改良積立金は、今後支出が見込まれます老朽化した浄水施設の更新に伴う建設改良工事に向けて平成25年度から行っているものでございます。

また、会計基準改正に伴う変動額3億2,842万4,096円と同じく会計基準による組み入れ資本

金制度の廃止に伴い、資本的収支の不足額に補填のため、減債積立金を取り崩した額を未処分利益剰余金に計上しておりますが、同額を資本金に積み立てするものでございます。

続きまして、8、9ページをお開き願います。

こちらは貸借対照表でございます。8ページは固定資産及び流動資産の状況で、資産合計が114億1,144万4,679円となっております。9ページは、負債及び資本の状況ですので、ご参照願いたいと存じます。なお、9ページの流動負債合計が6億5,025万9,282円となっており、8ページの流動資産合計が15億9,477万9,400円でございますので、短期債務に対する支払い能力は確保されてございます。

その他の事項につきましては、13ページ以降に建設改良工事等の施工内容、業務の内容、キャッシュフロー計算書、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債明細などそれぞれ記載しておりますので、ご参照願いたいと存じます。なお、別冊の資料No.15「決算説明資料」には、予算決算対照表、県内12市及び隣接3町の決算状況、起債償還年次表等を記載しておりますので、ご参照願いたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料請求がありましたら、ご発言をお願いします。伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、日本共産党市議団から、都合29項目について資料請求を行います。

1つは、平成26年度決算分析主要指標の県内13市比較でございます。

次に、普通会計地方債の推移、県内13市ということです。

3つ目は、職員数と臨時職員数及び臨時職員の賃金等について、平成22年度から平成26年度でございます。

4つ目は、他の地方公共団体からの職員派遣状況について、平成26年度でございます。

5つ目は、学校給食の学校給食調理員の配置数、正職員・非常勤職員・臨時的任用職員と年齢構成について、平成26年4月1日現在でございます。

6つ目は、平成26年度小中学校の修繕、そして工事の要望及び修繕、工事完了箇所でございます。

7点目は、市内各学校の児童生徒数と図書購入費、冊数及び蔵書数です。平成22年度から平成26年度でございます。

8点目は、市営住宅の応募状況、平成22年度から平成26年度までです。

9 点目は、市営住宅家賃の減免申請数、認定数、減免合計額、平成22年度から平成26年度までです。

10番目は、平成26年救急概要であります。

次に、11番目は、現場到着所要時間別出動状況、二市三町の方でございます。

12番目は、主要所要時間、搬送状況でございます。二市三町です。

13番目は、国保税の調定額、収納額、未収入額、収納率、不納欠損額、平成22年度から平成26年度までです。

次に、14番目は国民健康保険の短期被保険者証及び資格証明書の発行状況です。平成22年度から平成26年度まで、二市三町での比較した資料ということです。

次に、15番目は国保の資格証明書の発行状況、平成26年度。所得階層別にまとめた国保加入世帯数のうち、資格証明書を発行した世帯数がわかる資料でございます。

16番目は、平成24年度から平成26年度までの国民健康保険税滞納繰越理由別分類一覧、現年度分でございます。

17番目は、モデルケースとして、世帯所得で200万、40歳以上の夫婦と未成年の子2人の家族で固定資産税額は5万円での二市三町の国保税額と所得に占める割合、平成22年度から平成26年度までです。

18番目は、宮城県地方税滞納整理機構に回収を移管した市税と国保税の件数及び金額並びに回収された件数及び金額、平成26年度でございます。

19番目は二市三町の特別養護老人ホームの定員数、入所現員数、入所希望者数、平成27年2月1日現在でございます。

20番目は、平成24年、25年、26年度末の介護保険料の収納状況と、介護保険料の未納理由です。

21番目は、法人市民税の調定額及び収入済額の状況、平成26年度です。

22番目は、法人市民税の均等割額の納税義務者数と調定額、平成26年度。

23番目は、市税収入、地方消費税交付金の推移、平成22年度から平成26年度までです。

24番目は、塩釜商工会議所会員数の推移、平成22年度から平成26年度までです。

25番目は、塩釜市団地水産加工業協同組合正組合員数、平成22年度から26年度までです。

26番目は、塩竈市建設工事の競争入札に参加する資格の総合点数と並びに等級及び市内業者の各資格該当者数。

27番目は、生活再建支援金の基礎支援金、支援区分ごとの世帯数と加算支援金、支援区分ごとの世帯数、平成27年4月末まで。

28番目は、津波被災住宅再建支援事業、支援区分ごとの世帯数と各支援区分ごとの事業などの実績。今後の計画、各支援区分ごとの世帯数の見通し。

そして、29番目は、住民基本台帳人口の推移、本庁、浦戸、平成22年度から平成26年度、月別でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 菊地委員。

○菊地委員 市民クラブからは、15項目にわたってお願いしたいと思います。

まず1番目、平成26年度の一般競争入札の落札率とその内訳、1件500万円以上のもの。

2番目、平成26年度の指名競争入札の落札率とその内訳、1件500万円以上。

3番目、職員手当の種類、各会計別でお願いします。

4番目、平成26年度における委託業務、委託事業者一覧、各会計別で100万円以上のものをお願いします。

5番目、平成26年度における随意契約明細書、130万円以上をお願いいたします。

6番目、パート、臨時、嘱託職員の内訳と金額をお願いいたします。

7番目、物品購入の市内外の業者と金額、各会計別、年間トータルで30万円以上取引のある業者について提出をお願いいたします。

8番目、補助金の一覧表、平成24年、25年、26年度をお願いいたします。

9番目、過去5年の起債、公債費の推移と残高。

10番目、平成26年度に土木課及び下水道課が発注している工事、1件500万円以上に係る工事契約台帳。

11番目、決算事項別明細書の重点分野雇用創造事業委託料について、全ての事業について事業别人件費と当該事業別総事業費に係る人件費の割合、人件費以外の費用、平成24、25、26年度における雇用人数をお願いいたします。また、民間委託分の人件費比率、平成24年から26年度、中でも人件費比率80%以下の経費の明細をお願いいたします。

12番目、決算事項別明細書の緊急雇用創出事業委託料について、全ての事業について事業别人件費と当該事業別総事業費における人件費の割合、平成24年、25年、26年度をお願いします。また、民間委託分の人件費比率、平成24年から26年度、中でも人件費比率80%以下の経費の明

細をお願いいたします。

13番目、震災等緊急雇用対策事業のうち、殺虫・除菌等処理及び巡回パトロール業務委託、災害廃棄物等安全パトロール業務委託、保安パトロール業務委託、資源循環促進業務についての募集要項、委託契約書及び全経費の明細と領収書の写し、領収書がない場合はその積算根拠を示すもの、平成25年度、26年度をお願いいたします。

14番目、製塩事業安定供給、塩竈の復興PR事業の業務完了報告書、平成24年から26年度をお願いいたします。

15番目、最後になりますが、塩釜港開発株式会社の決算報告書、平成22年度から26年度、抜粋で結構です。以上でございます。

○鎌田委員長 山本 進委員。

○山本委員 風の会からは、資料要求4件ございます。

まず、1点目、平成22年度から26年度におけます調査委託事業、いわゆるコンサルタントを利用した場合のそれに対する委託に関するのに限ります。係る事業一覧、件名、金額、相手方、1件500万円以上です。

2点目、平成22年度から26年度におけます随意契約事業に係る事業一覧、1件500万円以上。

3点目、同じく平成22年度から26年度における職員数、正職員、非常勤職員、再任用はこれは別に記載してください。それから、臨時的任用職員の推移、一般会計、特別会計、企業会計ごとをお願いいたします。

最後に、4点目、平成24年度から26年度における指定管理者制度導入施設実績についてです。指定管理者制度導入施設の一覧、それから指定管理者制度導入施設の収支状況について、以上4点です。よろしくをお願いいたします。

○鎌田委員長 阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 それでは、オール塩竈の会から3件ほどお願いをいたします。

1点目は、普通会計地方債残高、県内13市及び一時借入金、これは塩竈市の推移ということで、平成8年度から平成26年度。

2点目、地方債償還額の推移、平成19年度から26年度。

3点目、地方債借入金の推移、平成19年度から26年度。

以上3点、よろしくをお願いいたします。

○鎌田委員長 ほかに発言はございませんか。

ただいま要求のありました資料について、当局で内容確認の上ご報告願います。内形副市長。

○内形副市長 ただいま4会派から資料要求がございました。若干確認させていただきます。

まず、共産党市議団さんのほうから29項目にわたる要求がございました。これらにつきましては、調整の上、提出させていただきます。

また、市民クラブさんのほうからは15件にわたる要求がございました。そのうち、11番目、12番目の重点分野雇用創造事業委託料、さらには緊急雇用創出事業委託料につきましては、まとめて一覧表として提出させていただきます。

また、13番目の震災等緊急雇用対応事業等についてでございますが、まず契約書に関しましては、25、26と同じ仕様となつてございますので、まず26年度の契約書を提出させていただきたいと存じますし、各種の領収書の要求もございました。この領収書につきましては、受託者のほうからの提出を求める必要がございますので、これらにつきましては早急に提出要求をさせていただきます。なお、当面、先ほどご依頼のありましたとおり領収書がございませんので、積算書及び事業完了後の収支表を当面提出させていただきたいと存じます。

また、15番目の塩釜港開発株式会社の決算報告書、22年度、26年度ということでございますが、これらについては膨大な資料になりますので、抜粋という形でご要求のございました会派とちょっと協議をさせていただきながら、どの部分が必要かという部分で調整させていただきたいと存じます。

また、風の会さんのほうからは4点にわたる要求がございました。このうち3番目の職員数等に係る要求でございますが、共産党市議団さんの要求もございましたので、これにあわせて提出させていただきたいと存じます。

さらに、オール塩竈の会さんのほうからは3項目にわたる要求がございました。このうち2番目と3番目、いわゆる地方債償還、あるいは借入金の推移等につきましては、市民クラブさんの要求と同一のものがございますので、この2番、3番につきましては、市民クラブさんの資料要求No.9にあわせて調整させていただきたいと思ひます。

なお、これら要求のございました資料につきましては、明8日の委員会冒頭に提出させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○鎌田委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答ありました内容で要求することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、本件についてはさよう取り計らうことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明10月8日午前10時より再開したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、10月8日は一般会計の審査を行いますので、一般会計所管以外の部課長の退席を認めることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。どうもご苦労さまでした。

午前11時42分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成27年10月7日

平成26年度決算特別委員会委員長 鎌田 礼二



平成27年10月8日（木曜日）

平成26年度決算特別委員会

（第2日目）

平成26年度決算特別委員会第2日目

平成27年10月8日（木曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉昭委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 神谷統君	市民総務部政策調整監 佐藤修一君
健康福祉部長 桜井史裕君	産業環境部長 小山浩幸君
建設部長 阿部徳和君	震災復興推進局長 荒井敏明君
建設部技監 兼震災復興推進局技監 熊谷滋雄君	市民総務部次長 兼総務課長 佐藤俊幸君
産業環境部次長 兼商工港湾課長 佐藤達也君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 郷古正夫君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長 鈴木康則君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局局長 鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長 高橋敏也君	市民総務部 政策課長 川村淳君

市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
市民総務部 市民安全課長	伊藤英史君	健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 健康推進課長	相澤和広君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
産業環境部 浦戸振興課長	草野弘一君	建設部 都市計画課長	阿部光浩君
建設部 定住促進課長	佐々木誠君	建設部 土木課長	本多裕之君
建設部 下水道課長	佐藤寛之君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊東英二君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから平成26年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

それでは、当局より発言の申し出がございますので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 昨日の本特別委員会で要求のございました資料につきましては、決算特別委員会資料23として取りまとめまして、お手元にご配付させていただいております。ご審査にご活用いただきまして、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○鎌田委員長 これより一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね50分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。西村委員。

○西村委員 おはようございます。

今回の決算特別委員会の質問の第1番目、トップバッターを務めます西村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、これから始まります一般会計及び特別会計、企業会計の質問に対しまして、来年度28年度の予算全体の執行の問題につきましてプラスになればと考えておりますので、誠意ある回答をよろしくお願い申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

資料No.9を中心に進めさせていただきます。

No.9、131ページ、空き家・空き地対策事業についてお伺いします。

予算額としまして47万6,000円、本当に少ない額で今回の調査が始まりました。空き家件数として31件という数字が出ております。これもひとえに担当部局並びに各地域の町内会長さんのご苦勞のたまものだと思っております。ただ、この結果を踏まえて今後空き家対策をどうするのか、これの対応についてどうお考えなのかお示しいただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 私のほうからお答えをさせていただきます。

この47万6,000円につきましては、住宅地図メーカーに空き家データを作成していただく委託料でございます。そういった形で47万6,000円を計上させていただいております。今回、この結果に基づきまして調査いたしました。住宅メーカーのデータには空き家は261件ございまして、また、その実態調査ということで各町内会のほう、防犯協会のほうにお願いしたところ、それに加えて206件という空き家の実態があった形で、重複等を除きますと406件という形になりました。その後、406件のうち危険と思われる空き家が31件という数字として上がってきたところでございます。その後、今年度に入りまして空き家法が成立いたしましたことによりまして、今後この空き家をベースに我々としても特定空き家と言われる部分に対しての対応を図ってまいるということになっております。現在、定住促進課の協力を得ながら、どれだけ本当に危険な空き家があるのかというふうな調査をしているところですので、それを踏まえまして今後体制を整えて空き家対策に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 ことし5月から空き家対策特別措置法が完全に施行されたということで情報が出ております。今回、塩竈市内でもこれから空き家予備軍といえますか、一戸建てのおうちに1人しか住んでいないという方が相当いらっしゃるかと聞いております。そういう調査も必要になってくるのではないかと考えております。今回、実は北浜でもありまして、市民安全課のほうに調査といえますか、ご依頼をした経緯もあります。空き家本体は大丈夫なんですけど、物置が壊れて、風が吹くとばらばら壊れそうだと。それが国道から30メートルぐらいしか離れていないところに、高台なんですけれどもあるということで、そういう部分も含めて行政側が今度固定資産税の帳簿をもとにきちんと持ち主を調べていただいて、対処していくと。これが今回の特別措置法だと思いますので、その辺の対策についてはどういうお考えでいるのかお知らせください。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今、西村委員おっしゃるとおり、税務情報を活用できるというふうになりまして、もう既に今回いろいろ委員さんからお話いただいたもの、また他の委員さんからもたくさんそういった部分の情報が入っておりますので、現地調査をした上で、本当に危険だというふうな部分については既に郵送、あくまで書留、到着が確認できる通知を送って促しているところでございます。相手方もお金がかかることですので、なかなかすぐ対応はで

きないという事例もあるんですが、今後そういったものを深めて、啓蒙、推進してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 今、空き家のお話をさせていただきました。空き家も壊さなければならない、危険な建物の場合はそれは仕方がない部分がありますが、再利用できるという部分は市の財産とも言えるべきものであって、これから移住に向けて利用・活用も可能だと思います。空き家対策で調べるだけではなくて、今後どう利活用するかがこれからの定住に向けての一つの施策でもあると思っております。20年後には、つまり2035年には空き家率が32%、3件に1件が空き家になると。その前に何とか施策として行政側で手を打っていただいて、徐々にそれを緩和する方向で施策を打っていただければ幸いです。

また、空き地なんですけど、今回3.11の津波で市内にも空き地が結構出ております。草ぼうぼう。失礼ですが、海岸通にも草ぼうぼうの土地があります。やはり地権者に対して景観上よくない場合にはそういうものを指導できるということを市民の方々にご提案といいますか、見える形でそういう提案をされるのも一つの方法かと思いますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 その辺については、今後広報等を踏まえながら、空き地と空き家も含めて伝えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしく申し上げます。

次に、No.9の152ページ、NEWしおナビ100円バス運行についてお伺いします。

だんだん実績が、利用される方が多くなってきております。この資料に出ていますように、27年度より市内各地に災害公営住宅の完成が予定されるなど、市内の交通動態の変化がより具体的に見込まれるため、状況に適した交通体系を検討するという事で、課題としてうたわれておりますが、現在でも大分積み残しといたしますか、バスの運行の中でその地域では置かれていかれる方もいらっしゃるかと聞いておりますが、その辺の状況把握についてお知らせください。また、今後交通体系についてはどう変えていかれるのかお示しいただければ幸いです。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 NEWしおナビ100円バスの関係で、今のお話は乗り残しというお



話でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

NEWしおナビ100円バスは小型のマイクロバスで運行している関係もございまして、一部区間で時間帯に応じて乗り残しが出ているというような状況がございます。それにつきまして、まず西部地区、特に大日向周辺で大きく乗り残しが出ているような状況もございますし、また長沢地区周辺、何カ所かのバス停で乗り残しが出るという実態は把握してございます。そういう状況も踏まえながら、委員からもお話のございました災害公営住宅等々を含めた中での公共交通体系のあり方というところを検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 今年度中に大分災害公営住宅も建たれ、入居される方も大分多くなっていくという状況の中で、今からある程度予算組みをし、方向づけをしていかないと、4月、年度が変わったときに間に合わないのではないかとという心配もあったので、その辺も含めてこれからということでもよろしいのでしょうか。そういう新しい住宅に対する手当てと申しますか、災害公営住宅近辺の、つまり清水沢団地170戸、2人住まいですと300人余りの方がお住まいになる、相当利用する方もふえてくるということだとすれば、もう事前にそれを予測しながら便数の増強なりコースの変更、増強なりを考えるべきだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 災害公営住宅につきましては、まずもう伊保石の1期が完成してございますし、さらに清水沢災害公営住宅が完成するというような状況と受けとめております。その辺の入居者の方の利便性も含めて、どういうコース設定がいいのか、その辺の検討を今進めているところでございますので、そういう検討内容を随時ご報告させていただきながら、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 できれば年度内に決定していただきまして、新年度からは新しい体制で100円バスの運行をよろしくお願いします。

また、平日8便、土曜日は北回り1便ということで今運行されていると聞いておりますが、七ヶ浜町のぐるりんこバスは土曜、日曜、祝日は減便して運行していると。今後、塩竈市としては土日の対応を改めて考えるということはお考えはありますか。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長　七ヶ浜町のぐるりんこバスにつきましては、本塩釜での乗り入れを行っているというような状況がございます。私どもも七ヶ浜の公共交通会議の中の一員として私入っている部分もございますので、今後相互利用と申しますか、広域的なあり方というところも検討できればというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○鎌田委員長　西村委員。

○西村委員　どうぞよろしくお願ひします。土日に買い物に出たいとしても、なかなか出られないというお年寄りの方もいらっしゃると思います。できれば土日も、便数は半分にしてもいいですから、運行していただいて、利便性を図っていただける方法を考えていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

次に、No.9の173ページ、旅客ターミナル管理運営事業についてお伺ひします。

平成13年10月から公設民営化、平成18年4月から指定管理者制度を導入ということで現在マリゲートが運営されております。この資料によりますと、事務系入居率が100%だと。平成22年度が11件、平成26年度が14件にふえているということで、提示されております。また、食品系が平成22年度が15件、26年度が13件、マイナス2店舗となっていると。ただ、このマイナス2店舗の対策として、今後指定管理者を選ぶ上で3階部分、今あいてますよね。2階部分もあいている。つまり、観光の目玉、観光の窓口となっているマリゲートの一番大事なところがあいている、それをどう対応していただけるのかがプロポーザルといひますか、指定管理者を選ぶ上で重要な部分になってくるんですが、その辺についてはどうお考えなのかお聞かせください。

○鎌田委員長　佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長　現在、28年度からの新たなマリゲートの指定管理者の選定に向けて公募というふうな形で募集を行っております。前段お話にありましたように、マリゲートの全テナントの区画面積のうち、坪数で言うと877坪になるんですけども、そのうち3階部分は204坪ということで、かなり大きな面積を占めます。ここの部分については、委員おっしゃるとおりマリゲートの中でも重要な場所というふうなことになるので、我々としても今あいている状況を早目に解消するというのが一番重要なことだろうというふうに考えております。今回の募集に当たりましては、当然のことながら空きテナントへの積極的な誘致に関することということで規定を設けていまして、その点について地場産品の普及及び地元雇用機会の拡大など、地場産業振興へ寄与する事業者をまず誘致してほしいと。それから、施設

全体への集客に有効な影響を与える事業者ということで、この2つの項目を一般論として入れているわけなんですけれども、当然3階の部分についてはこれらの部分を最大限効果を発揮できるような、そういった企業を誘致していただくと、その考えを今回の募集提案の中に書き込んでいただくというふうなことになりますので、我々としてはそういったところも含めて審査の対象としながら、事業者を選定していくというふうなことになります。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしくお願いします。

ある方からお聞きしましたら、大手ビールメーカーがビール園はどうだろうかということで、3階部分について、マリゲートさんからもアプローチはあったというお話も聞いております。それなりに努力をされて、なかなか入らないという状況下、つまりどうしても乗降客が少ない、人の出入りがなかなか望めない、ある程度前年度並みの集客力はあるんですが、やはりそのプロポーザルの中で大手観光会社、名前は言えませんが、そういう方々に全面的にお任せするなり、指定管理者にするなりして、新たな発想でやっていくことも可能ではないかと。やはり観光の窓口として、あそこを起点に塩竈市内、多賀城、利府、全ての観光の窓口として大手観光会社を誘致するなどという発想がないものか、その辺お聞かせください。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 エージェントのほうに支援をいただきながらというふうな考え方になりますけれども、今現在マリゲートの年間の事業の中でも、ちょうど平成21年度から冬の七夕というような企画物を実施しております。これはかなり首都圏のほうから集客の効果があるというふうなことで、大手事業者の方の協力を得てそういう部分を実施しているというふうな事例がありますので、今後こういったものをもっとふやしていくというふうな機会が重要なのかなというふうに思っております。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。大手観光事業者との連携をとりながら、多くのバスの誘致し、多くの観光客を誘致し、本当にテナントさんが安住の地として商売ができて、継続できるような施設にしていっていただければ幸いですので、どうぞよろしくお願いします。

先ほどお話ししましたように事務系が満杯になったと、家賃収入も潤沢に入ってくる可能性があるだけではマリゲートの価値はなくなってしまいますので、その辺もどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、No.9の184ページ、重点分野雇用創造事業のうち、きょう新しく資料をいただきましたので、災害廃棄物パトロールについては触れられませんが、商業振興加速支援業務委託事業、2名、1,123万円という部分と、あと浦戸諸島農業技術実体験事業、5名、2,700万円についてご説明いただければ幸いなのですが、よろしくをお願いします。

○鎌田委員長 今のは資料何に掲載ですか。

○西村委員 No.9の184ページです。全て9番でよろしくをお願いします。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 商業復興加速支援業務委託につきましては、No.9の185ページのちょうど上段から4番目のところに事業概要を記載させていただいております。商業の復興を加速するために、実効性のある商業活性化策の展開と地域ブランド認証制度の有効性の検証について、専門機関に支援業務を委託しているというふうな形になりますけれども、この中で当然緊急雇用の事業ですので、雇用者を雇っていただくというふうな形で2名の雇用を義務づけているというのが中身になります。

実際の具体の事業につきましては、今現在本町を中心とする商店街のほうの振興策という形で、これまで取り組んでいる事業との組み合わせの中で取り組んでいる中身になりますけれども、今回の業務についてはさらにそれを展開するというふうな形で、具体的な事業としましては新春にやっている部分になるんですけれども「塩竈復興！新春ディスプレイコンテスト」ですとか、あるいは塩竈ブログ商店街のホームページ等、そういった部分の作成を支援する業務、それから「しおがま本町まちゼミ」という取り組み、ことしはこれについてはゆめ博との連携で特に10月を中心に実施するという形になりますけれども、例えば実際に商店主の方が先生となって、それを一般の方に例えばケーキとかそういったものの作り方でありまして、例えば靴とかそういったものの直し方、あるいはきき酒のやり方、そういったものをやりながら古典の魅力を伝えるというふうな、そういった事業などをこの中では取り組んでいるというふうなことになります。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 済みません、私単純なものですから2名で1,123万円、それだけの経済効果といたしますか、結果が生まれているのかなという考えでいたので、ディスプレイ、まちゼミ、いろんなことをやられて、人件費としてはそんなにこれはかかっていないということでもよろしいんですか。済みません、コンサルタントの方のあれということでもよろしいんですか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 本日、追加でお配りしております資料No.23の73ページ、事業名で言いますと14番になりますけれども、商業復興加速支援業務委託、決算額1,123万2,000円のうち人件費の割合については75%というふうな形になります。それ以外の経費について300万円弱というふうな形で経費を入れているということになります。どうしてもコンサルタントさんのほうの業務という形になりますので、一般的な人件費よりは若干高目の設定になろうかなというふうに思います。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 済みません、きょう全部資料を見れなかったものですから、こういう質問をさせていただきます。浦戸諸島農業技術体験事業、5名で2,700万円、これについても記載されておりました。単純計算で1人当たり540万円ぐらいということだったものですから、果たして農業、今現在農業従事者の方々の平均給与が200万円ぐらいという中で、これにかかわる方が人件費の部分でも400万円ですか。だとすればそう問題ないと思うんですが、なかなか単純に、これを見る前に宮城県の所得の割合からして農業従事者の平均給与額が195万円という数字が出ていましたものですから、ちょっとそれについてお聞かせいただきました。わかりました。ありがとうございます。

では、最後になります。No.9、210ページ、ごみ処理事業についてお伺いします。

担当部局の努力によりまして、埋立処分場の延命化が大分進んでいるということでした。平成18年度から分別収集により埋立量の減少を図ったとされているということが載っております。ただ、清掃工場、処理場自体が老朽化し、いつまでもつのか、また埋立処分場がタイムリミットを迎えているような気がします。その部分で、いつまで埋め立てができるのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○鎌田委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 西村委員のご質問ということで、清掃工場と中倉埋立処分場ということになろうかと思ひます。

清掃工場につきましては、約39年経過して、かなり老朽化しているということで、これは委員の皆様ご承知のことと存じます。毎年4,500万円ほどの改修費用を充てまして、いわゆるプラントそのもの、人間でいうと内臓部分の入れかえとかそういったことで延命化を図っているところでございます。また、東日本大震災も起きましたので、建物のほうがどうかということ

で、昨年建物の躯体調査、構造の耐久度調査も行ったところ、ひび割れ、クラック、そういったものもあって、あと鉄筋のさびとかも一部見受けられるものの、まだまだ構造的には大丈夫ということで、そういったことではまだ工場のほうは何とか延命化が図られるのではないかと  
いう認識でございます。

一方の中倉埋立処分場でございます。23年の震災以降、一時仮置き場としてあそこに大量の震災廃棄物がございました。そういった関係で、しばらくもともとの中倉埋立処分場の残容量の調査ができないでございましたけれども、震災廃棄物が片づきました後、平成26年7月に測量調査を実施いたしました。その結果としては、残容量1万9,300立米でございます。もともとの計画容量が約25万立米ということで、今回の残容量としては1万9,300立米ということで、これを年間の埋立量で換算しますと、あと7年から8年というような状況になっておるところでございます。

あと、これにつきましては、これまでも市長からも申し上げているとおり広域化を図っていくということで、宮城東部衛生処理組合との統合ということで、東部の要請に基づいた、西村委員がおっしゃったようなごみのプラスチック類を、今まで埋め立てしていたのを可燃ごみに切りかえるとか、あと中倉には破砕機を導入して、さらに細かくして容量を減らすとか、そういった努力を行いながら延命化のほうを図っていておりますので、なお広域化までの間、そういった努力を続けていきたいということになります。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

そこで、市長にお伺いします。老朽化した施設を恒久的に維持していくことは困難な状況にあると。ごみ処理広域化を進めていくという、前回一般質問でもやらせていただきましたが、あと7年ということもあり、また老朽化によるメンテナンスの部分で大分費用がかさんでくるということになれば、早急に広域化を図るべきだと思いますが、その辺のお考えがありましたらお知らせください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ただいま西村委員から資料の210ページ、211ページのごみ処理事業についてご質問いただきました。担当からお話をさせていただいておりますとおり、最終的には東部衛生処理組合に加入させていただき、二市三町としてこのようなごみ処理の取り組みをさせていただきたいという要請は継続的にお願いをいたしております。ただ、そういった中で例えば今埋め立

て処分の問題について触れさせていただければ、現在の東部衛生処理組合の埋立処分地を整備するために多額の投資をされてきております。塩竈市が加入する際に、そういった負担をどうするかという課題が残っていることは事実であります。今、東部衛生処理組合のほうでも残容量が非常に厳しい状況になってきておりまして、隣接地に新たに安定型の処分場を建設するという計画があるようであります。東部衛生処理組合の意向としては、新たな施設に着手する時期に塩竈市にも加入いただくということではいかがか、というようなご説明をいただいておりますが、具体的にその時期がいつかということについてはまだ明確になってきておりません。したがって、我が市の埋立処分場の残容量からしますと、7年から8年ということがございますので、その間にそのような整備が図られますよう、東部衛生処理組合とまた調整をさせていただきながら、究極の方針としてはやはり二市三町が一体としてごみ処理対策に当たっていくということを目指してまいりたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしくお願いいたします。市長の任期中には必ずやり遂げるという覚悟で、どうぞよろしくお願いいたします。どうしても1つの自治体だけでやるということ自体が経費負担も大分多くなります。将来にわたって経費削減の上でも早急にまとめていただいて、割り勘で安くごみ処理の維持をしていただければ幸いですので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 おはようございます。市民クラブの志子田です。私からも何点かお尋ねします。私からは、26年度の決算の全体像をつかむための全体的な、総合的なことをお聞きしたいと思います。

最初に、資料No.9の1ページに「はじめに」ということで塩竈市の全体の26年度の決算、こういうものはこういうもの、こういうことをしたということが書いてあります。そして、最後のところに「震災から4年6カ月が経過しましたが、本市の復興は道半ばであり、厳しい道が続いています。塩竈の再生を早期に実感していただけるよう、総力を挙げて取り組んでまいります」と、そういうふうにまとめてございました。全体的に26年度はなかなかいい決算だったのではないかなど。予算的にも大きかったし、執行率も大分上がりました。そういう意味では、復興が実感いただけるようなところに向かってきているというふうな全体的な決算になったというふうに私は考えておりますけれども、その辺のところをご感想をお聞かせいただけ

ればと思います。お願いします。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 志子田委員のほうから、26年度決算を総括してというご質問であったかと思います。議会のほうには長期総合計画と震災復興推進計画が本市の車の両輪でありますと、両方が潤沢に回りますようにということで、取り組みをさせていただいてまいりました。

ご案内のとおり、26年度の震災復興につきましては、やはり復興がここまで来ましたということをも市民の方々にぜひ実感いただけるような、具体的に申し上げれば形に見えるような取り組みをやらせていただきたいということをご提案させていただいてまいりました。全体の事業費の割合からいたしますと、70%弱ぐらいの進捗率だと理解をいたしておりますが、ただ一方では、これは大変申しわけなく、おわびを申し上げさせていただくところではありますが、我々震災復興推進計画の車の両輪、2本の柱といたしまして、一つは住環境の復興、もう一つはやはり産業経済の復興というものを掲げさせていただきました。ただ、残念ながら住環境の復旧・復興につきましては、26年末まで災害公営住宅に入居いただいた方々の数が22%であります。420戸のうち22%しかご提供できなかったということについては、大変申しわけなく思っております。着工率としては一定程度上がってきておりますが、今着工中のものをできる限り早く完成させていただき、仮設住宅あるいはみなし仮設住宅にお住まいの方々がいつときも早く安住の生活をいただくようなことについては、残念ながら目標が達成できなかったということで考えているところでございます。なお一層頑張ってもらいたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。震災復興の進捗率等をお聞かせいただきました。

そういうことで、今まだ道半ばだという思いなんでしょうけれども、私昨年、1年前も同じようなことを聞いたんですけども、財政状況的にはよくなっているのではないかなど。市長が就任してから12年たつわけですけども、そのころの思いと比較してよくなった決算ではないですかと。今回の26年度のほうを見ましても、ただ1点だけ気にかかることを除いて財政状況は改善しているのではないかなというふうに私は思っています。それで質問の、参考のほうなんですけれども、決算審査意見書と、6番の資料をいただきました。35ページに結びということで、監査委員の方からいろんな財政状況等書かれております。それでちょっと気になったところを読みますけれども、上のほうの4行目から8行目くらいまでのところでございます。



「実質収支で14億7,800万円ほどの黒字決算であった。また、単年度収支で6,969万円ほどの黒字になったものの、実質単年度収支で5億7,465万2,309円の赤字決算となっている」と、このところでございますけれども、その辺のところ、改善しているなと思ったんですけれども、数字はいいんですけれども、実質単年度のところだけ赤字の数字になっているのが残念だなと思いましたので、その辺のところの原因ですね。たしか1年前はこの実質単年度もよかったので、いい決算じゃないですかと聞きましたら、当時の担当課長が「いえ、それは来年になると含み損が出てきて、それを返上しなくてはならないということが含まれているので、来年以降のことについてはどうなるかわかりません」というようなことをお聞きしたように覚えています。その辺のところの結果が26年度の決算で出てきてしまったのかなと思いますが、その辺のところ、なぜ決算上全体的に黒字なのに実質単年度のところだけが赤字決算になってしまったのか、主な理由をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、私からお答えさせていただきます。

ご質問は実質単年度収支が赤字になった原因という部分かと思います。恐れ入りますが、資料No.9の最後のページ、434ページをお開きください。恐縮でございます。数字と文字がびっしりと書き込まれているページでございますが、これの左側434ページの上段側のほうの左側、収支状況という欄がございます。まず実質単年度収支の数字の確認からさせていただきたいんですけれども、ここで26年度数字、歳入総額536億7,014万3,000円、歳出が455億1,223万2,000円で、歳入歳出差し引き、その後翌年度に繰り越すべき財源とあって、次が実質収支となっております。先ほど文章にありました形式収支及び実質収支の黒字というのはこの部分の数字を示しているものでございます。しかしながら、ここから下のほうに行きまして、下から2番目が積立金取り崩し額、6億4,511万3,000円でございますが、これが差し引かれてマイナス5億7,465万2,000円と、実質単年度収支はこのマイナス5億7,465万2,000円というふうになっているものでございます。

まず、マイナス5億7,465万2,000円になった理由はと申しますと、これはこの一つ上にあります6億4,511万3,000円が非常に大きく膨らんだからだというのが率直な分析でございます。この積立金取り崩し額というのは財政調整基金からの繰入額になります。いわば一般財源が不足したときに、市の通常の貯金から取り崩して事業を実施した、それが実質単年度収支の考え方というのはその貯金分を除いて考えまじょうと、除いて考えた場合の本当の黒字、赤字はど

うなんですかという表現の数字なものでございますから、こういった財政調整基金を抜いてマイナスになったというようなものでございます。

では、なぜ基金取り崩し額が6億4,500万円も膨らんだのかということでございますけれども、これは一般財源、具体的に申しますと市税、普通交付税、特別交付税、あと臨時財政対策債、そういったもろもろの一般財源が26年度では減収になったことによります。このことによりまして、事業実施に当たり基金を取り崩して、貯金を取り崩して事業を実施したというのが主な要因になっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。今の課長で大体わかったんですけども、ずっと順番に言っていられましたので、最後突き詰めると一般財源の減収というところまで、今途中までお答えいただいたのかなと、こういうふうに思っております。ずっと言うと延々と続くかなと思ひまして。

結局、積立金取り崩し額、この434ページで言うと6億4,500万円ほど取り崩しをせざるを得なかった、結局それを取り崩ししないでもいければ黒字になったんでしょうけれども、ということが一般財源、結局市税のほかに地方交付税とかいろんなそういうものが足りなくなって、あるいは基準財政規模が小さくなったのでこれしかもらえなくなったと、その辺のところを取り崩さなければならない理由だと思うんですけども、なぜ聞いているかというと同じようなことが、表面上黒字決算になっても来年度、27年度も28年度もこの復興事業をしている限りはそのような状況が、ここの実質単年度のところだけが赤字が出てしまうのではないかという思いがあるからです。だから、どういう対策、あるいはどういう方式で決算すればこの赤字のところが出ないようにするかという工夫のところをお聞きしたいんですけども、どの辺のところを最大の原因だと今の課長さんはお考えになっているか、どの辺のところによくなれば、塩竈の市税全体が上がれば、一遍に急には好転しないとは思うんですけども、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。続きのところを。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、引き続きお答えいたします。

一般財源の減ということで理由を先ほど申し述べさせていただきました。まずやっぱり大きな理由というのは普通交付税が非常に減収になってしまったというのが原因でございます。普

通交付税自体は国全体で見ますと実はアベノミクス効果によって地方税としては全体としては増収になっております。それに対して、やはり交付税というのは地方税の減収分に対するいわば簡単に言えば補填措置ということになりますので、反比例の状態になります。そういった意味で、普通交付税というのは全体的にやはり減収になっている今の流れになっているというのがまず一つございます。

そもそも塩竈市として今後復旧・復興を進めていくに当たって、一般財源が不足したらやっていけないのではないかというふうなご質問でございます。やはり根本的な塩竈市の財政状況のウイークポイントと申しますか、今後対策として進めていかなければならないのはやはり歳入の根幹であります市税の確保でございます。話が広がってしまうかもしれませんが、類似団体と比較しましても、塩竈市の税収というのは非常に低いというところが非常にウイークポイントになっているというふうに分析しております。もちろん税収確保のためには今塩竈市が取り組んでおります定住促進策ですとか、もしくは基幹産業、水産業及び水産加工業の復興、そういったものを含めまして税収の増、確保というのを今後進めていくのが肝要かというふうに考えております。

なお、復旧・復興事業に関しましては、委員ご承知のとおり基本的には財源が今充当されて実施してございます。具体的には復興交付金、基金からの繰入金ですとか、震災復興特別交付税という形で財源措置はかなりのウェート、ほぼ100%に近い状態で歳入が入っておりますことから、そういった事業に対する一般財源の不足の影響というのは今のところはそれほど心配されるものではないのではないかと申すように考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。復興のほうの事業には影響ないけれども、決算したときに数字的に実質単年度のところで出てくる傾向はそのまま残るのかなと思って聞きました。

そうは言っても、それ以外の数字のところは1年前も聞いたんですけれども毎年毎年改善しているように思うんですけれども、そのところが書いてあるのがNo.9の432ページのところに決算分析主要指標等の推移ということで、上から下までずっといろんな比率が書いてあります。26年度は経常収支比率のところだけは悪化してしまったんですけれども、それ以外のところの数字、公債費比率なんかは大分安定してきたように思うんですけれども、大きな流れで言うと、この表で10年間ぐらいの流れで言うと、全体的にこの指標自体は財政的には改善しているよう

に思われるんですけども、そのように考えていいのか、あるいはまだこのところが悪いから全然これは安心できる指標ではないというふうにお考えなのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、お答えいたします。

432ページの決算分析主要指標の全体的な分析というふうなご質問でございます。塩竈市の財政状況について答弁させていただきますと、まずやはり平成17年、18年、19年、このころというのは例の三位一体改革の関係で非常に苦しい時期がございました。こういったところで、財政調整基金なんかはもう桁が違って、4,000万円ぐらいになってしまっていた時期もございました。その後、塩竈市としては行財政改革等の推進によりまして、何とかかんとか踏ん張ってきたというのが現状でございます。

指標として今例に出していただきました公債費比率の部分なんですけれども、過去、塩竈市は公債費自体はそもそも高い状態にございました。過去の投資の、要は借金の残分が非常に大きかった、それに対する返済も大きかったというような時代がございました。その後、塩竈市としましてはハード整備等については規律を持って実施していこうと、何でもかんでも借金をして物を建てるのではなくて、なるべく例えば補助金を使うなり、もしくは抑制していきなり、そういったことを検討しながら進めていったところ、この公債費関係の比率だけについては徐々にではございますけれども下がってきているところでございます。いわゆる義務的経費と言われる人件費、扶助費、公債費、そのうちで人件費と扶助費に関してはやはり今でも残念ながら増傾向にあるんですけども、公債費だけは下がってきているという状況であります。

あと、指標として非常に重要な、ほぼ真ん中にごございます経常収支比率でございます。経常収支比率は、震災前までは90%台前半、90%自体非常に高い率であるんですけども、90%台前半で来ていました。23年度以降、一気に102%、98%というふうに率が悪化してしまった状況でございます。これはやはりこの計算上の一般財源、先ほども出ましたけれども、一般財源の減収分というのが非常にここで大きな指標に対する影響を与えているというふうに分析しております。

総じて言いますと、震災前までは塩竈市の財政状況は非常によくなってきておりました。基金の残高を見ても明らかなおりでございまして、非常に右肩上がりですんでおりました。それが震災によって、一般財源の確保というのが非常に今急務であるかというふうに思われま

す。ただ、市税についてもだんだん復調してきておりまして、今後の我々の施策を進めていくことによってこの指標全体がよくなっていくように努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

経常収支比率ね、それからきょういただいた資料No.23の最初の1ページに、決算主要指標の県内13市比較と出ています。それを見ると、心配されていると言われても塩竈は99.8になっていますね、経常収支。お隣の多賀城市さんは100を超えているみたいです。宮城県内はやっばりどこの市町村も高どまりになっているという気はするので、塩竈市だけが突出してそのところが悪いというんでしたら心配事なんですけれども、県内で考えればそれほど心配するほどではないんじゃないかなと思って、私は聞いていました。

そういうことで、市税の収入確保が一番の解決策だということがわかったので、この市税のところをお聞きしたいと思います。決算審査意見書の12ページに、資料No.6の12ページ、市税収入状況が書いてありました。25年度と26年度で比較して、市税収入がちょっと悪化した原因は、たばこ税が少なくなったのと、市民税のうちの法人税のところですか、そのくらいですよ。あとは順調に回復してきていると思うんですけれども、どのような取り組みをしていけば、それから逆に固定資産税のところは多少ふえているような気がします。だから、回復してくればこのところも順次、何年かすれば市民税のところもよくなる傾向が出てくるんじゃないかなと表を見ているんですけれども、そういう考えは甘いのかどうか、市民税を確保するための対策というか、まちが元気になれば税収は上がるんでしょうけれども、あるいは人口自体が余り減らないで、もっとふえるような状況になればいいとか、塩竈市は自然増のほうはしようがないけれども社会増で来ていただくようにすれば上がるとか、根本的な市税増収対策についてお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま25年度、26年度の決算資料で増減があるということで、ちょっと詳しくご説明させていただきますと、法人市民税につきましては前年度に比べてこちらに記載のとおり5,200万円ほど減収となっております。中身をご説明させていただくと、これまで円高を背景に金融企業が好調で、前年度に比べて大幅な増となっております。ただ、小売

業、飲食店、サービス業などが大幅に下回って、最終的には5,200万円の減となっております。ただ、法人市民税につきましては震災前と比べますとほぼ同額の収入ではないのかというふうには思っております。ただ、そうは言うものの震災後の一時的な金額、4億円を超えるような金額でしたけれども、震災復興が落ちつきまして、今後はちょっと減収傾向にあるのではないのかというふうに見ております。

あともう1点、たばこですね、こちらのほうもちょっと大きな減の要因でございますけれども、これにつきましては健康志向の強まりによりまして、販売本数が減少傾向にあります。これはかなり前から減少傾向でありまして、こういった金額の減少については今後も続いていくのではないのかというふうに見ております。

あと、先ほどご質問ありました市民税の個人のほうなんですけれども、これは実は私のほうもちょっと分析しまして、見ていたところ、震災前の金額と比べますと確かに減収にはなっているんですけれども、今実は塩竈市のほうで震災減免を行っております。そちらのほうで、震災前に比べますと減収になっておりますが、単純にその辺を調整しますと、震災前と比べますともう震災前にほぼ戻っている、あるいは上回っているというふうに分けております。ただ、今後の動きなんですけれども、実は個人市民税は結構景気に影響される部分がありますので、その辺は今後の景気次第かなというふうに見ております。

あと、固定資産税なんですけれども、こちらの表で言いますと2,500万円ほど増収になっていきます。細かくお話しさせていただきますと、土地については、震災後、土地の地価が上昇していますが、今後下落傾向に行くのではないのかというふうに見ております。あと家屋につきましては、新築件数が進んでおりまして、それによりまして今後増収が見込まれるというふうに分けております。

あともう1点、償却資産、企業の設備投資なんですけれども、これにつきましても震災後買い換え需要等がありまして、増加しておりますので、今後も増加していくのかなというふうに分けております。

以上です。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろいろありがとうございました。1年で変わるものではありませんので、決算状況を見ながら毎年少しずつ少しずつよくなっていくように、地道にいろんなものに総合的に取り組む以外にないんだなということはわかりました。しっかりやっていただいて、来年度、

1年後に決算委員会をやるときはもっといい数字が出るようお願いしたいと思います。

それから、今全体的な指標を聞いたんですけれども、その中でちょっと一つだけ、実質単年度の赤字に結びついたのではないかなと思われるところで、財政調整基金を取り崩したということですが、それから資料No.6の35ページの真ん中ころ、歳出面のことで決算的にふえたところ、減ったところの特徴がある考え方ですが、歳出で衛生費は減少し、災害復旧費も減少したけれども、総務費が57%増加した、あるいは土木費は64.5%増加した、公債費が23%増加していると、この辺のところは25年度決算と26年度決算の比較で特徴ある今回の決算状況だと思うんですけれども、総務費の54%が増加した、そのところ、一番変化したところの大きなところなので、その辺のところの使い道が財政調整基金の取り崩しのところと関係がないかどうかお聞きします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

総務費のほうでかなり大きな歳出の増になったということでございますけれども、これは要因は東日本大震災の復興交付金の基金に対する積立金でございます。つまり、国のほうから復興交付金の交付を受けて、それを一旦基金に積むという行為をします。積むというのは歳出予算を組むということになりますので、前年度から単純に比較で61億円ほど増になりました。それがこれの主な要因でございまして、これ自身が先ほどの財政調整基金の繰入金との増とは全く結びつかない状態でございますので、ご理解いただければと思います。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。基金に積み立てたからと。結局、基金に積み立てておいてから取り崩ししないと、そこが精算できないから、基金を積み立てる、あるいは財政調整基金に26年度ですとその半分の7億円くらい片方では積まなければならない、けれども決算上は使うときは前の年の財政調整基金から取り崩しをしなければならない。その取り崩した分が赤字会計だということになるので、積むのがあるなら取り崩さないでやれる処理がないのかなと思って聞いたんですけれども、その辺のところは不可能なんですか。やっぱり実質的に市税とか、もともとのところが赤字だから、実質単年度はどういう工夫をしても出てくるという考えなのか。全部のところを累積すると黒字なんだよ。何で26年度、その単年度のところが5億円も赤字にならなければならないかというところが私はまだ理解できないんですけれどもね。何かやる方法はないのかどうか。こういう決まりだからそういう計算方式にのっとるとど

うしてもこの実質単年度のところだけが赤字になると。けれども、実際は全般的には黒字なんですから大丈夫ですよというところを聞きたいんだけど、1項目でも赤字が出ないようにするための、片方で基金を取り崩して5億円分補填しました、けれども決算結果は7億円ほど財政調整基金積み増ししますということでしょう。そうしたら、何も2億円だけ積み増せば赤字にならないで済むというふうに思うんですけども、決まった方式だからどうしてもこういう計算方式でいくと形式上5億円のマイナスをつけなければいけないけれども、中身は大丈夫なんだということを聞きたいんですよ。その辺のところの考え方をよろしくお願いします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 非常にややこしい計算が多くて、なかなか口頭で説明するのは難しい部分がございますけれども、まず一つは歳入と歳出は連動しておりまして、先ほど申しました復興交付金基金に対する積立金という歳出は同額歳入のほうでも受けております。つまり同額なので歳入歳出でプラス・マイナス・ゼロというような形になりまして、これは赤字にも黒字にも影響ないよというような整理になるかと思えます。

財政調整基金から取り崩す行為というのは、要は一般財源に補填をする、財政調整基金を取り崩さない年度というのははっきり言って今までございません。最低数千万円、数億円程度で財政調整基金から常に繰り入れをしております。実質収支というのは、前年度からの黒字分を引きずって実質収支と言うんですけども、前年度の実質収支と今年度の実質収支を差し引くと何が残るかといったら、純粋な単年度だけの収支がまず出てくるよというふうになります。これは黒字ですよ。ただ、財政調整基金を取り崩すことによって結果的に赤字になりました、つまり財源を使ってやりましたと。単年度収支を超える財政調整基金の繰入金があったので赤字になりましたという意味になるんです。要は前年度は2億2,000万円の財政調整基金を取り崩したんですけども、今年度は6億4,000万円、去年よりも財政調整基金の取り崩しが多かったというふうな話になるかと思えます。（「大事なことだけで」の声あり）

財政調整基金から取り崩すのは、繰り返しになりますけれどもこれは例年の話でございます。今回財政調整基金を取り崩したのは、やはり先ほど言いましたとおり一般財源の不足、去年よりも交付税、市税が減ったからでございます。それに対する補填として財政調整基金を取り崩した。ただ、財政調整基金というのは当然そのためにある基金ですから、これから取り崩すの言うなれば財政運営上当たり前の話でございます。財政調整基金、現在残高としましては10億9,300万円、隣の欄の中段ぐらいにあります。あくまでこれは一般財源でございます。先ほ



ども申しました復旧・復興というのは復興交付金事業等、あと震災復興特別交付税を使うので、一般財源というのは基本的には使用しません。そういったことから、財政調整基金が大規模な復興事業をやることによってぼんぼんぼんと減っていくというようなことはありませんので、そういったことでは大丈夫だというふうに言えるかと思えます。

以上です。よろしいでしょうか。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 私は片方で黒字になっているんだから、でも決まりがあるからそういうふうな数字だけは出てくるんだね。ただ、1カ所でも赤字というところが出てくると市民の方は心配するから聞いたの。でも、それは計算上はそうなんだけど、単年度で黒字だから大丈夫ですよと言われてもらえばそんなに心配しなくてもいい数字だと、私は全体的にはいい数字だから、いい数字ですよと言われてもらいたいなと思って聞いたんですけれども、いろいろ計算があるということわかりました。

それで、資料No.23をもらったばかりですけれども、この中に安心できる資料というか、ここ何年間か安心できる、資料No.23の107ページに一時借入金の推移というのが平成8年から平成26年度分、出していただきました。これを見ると、10年以上前のときは3月31日の決算を迎えるために決算上の一時借入金を1日だけ借りて、利息だけ払って決算してまた返すみたいなことがずっと続いてきたのではないかなと、そう思って見ていました。それが平成24年度のところから総額がゼロになりました。23年度からか。こういうことで、資金的には一時借入金をしなくても済む状態になってきた、ここ三、四年ね。それから、逆に基金積立金の分はふえてきたのでどこかに運用できるような状況になってきたと。だから、経理上は塩竈市の財政状況はそういう意味では非常に現金ベースでは今はすごくいい状態ではないかなと思うんですけれども、その辺のところをお聞かせください。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

財政課は財政状況がいいとはなかなか言わないような部分でございますので、恐縮でございます。

まず、最初の一時借入金の話でございます。委員が先ほどおっしゃいました年度、3月31日から4月1日を超えるためにというご発言がございましたけれども、基本的にこれは公会計では許されない部分でございますので、3月31日には一旦返済をする、4月1日以降また借りる

というふうな形にしているのをまず前段申し述べさせていただきます。

この一時借入金の推移でございますけれども、過去一般財源、要は現金ベースで非常に塩竈市は苦しい状況が続いておりました。そういったことから、ごらんとおり各金融機関のほうから一時的にお金を借り入れて、日々の収支の財源として現金を使ってきたという歴史がございます。その23年度の1件、3億5,000万円を最後に借り入れしていない状況になっております。この3億5,000万円に関しましては、下の米印にありますとおり宮城県のご厚意で、要は震災後に一時的にお金が不足するんじゃないかというふうにご心配なされて、無利子で各市町村にお金を貸すという制度をこのときに創設していただきました。結果的にうちのほうでは3億5,000万円も借りなくても大丈夫だったんですけれども、3億5,000万円をこのときにお借りして、その年度中にお返ししたというふうな経緯がございます。

24年度以降ゼロが続いている状態、委員がおっしゃいましたとおり現金は現在非常に潤沢な状態になっております。通帳の中の現金は潤沢になっております。これはどういうことかと申しますと、国のほうの制度上での被災地に対する支援が理由でございます。震災復興特別交付税もしくは復興交付金、あれは本来国庫補助金等というのは事業が完了したことによって国庫補助金をいただくというような流れになります。つまり、工事を実施している間というのは現金はない状態なんですけれども、それだと膨大な復旧・復興事業を被災地がやるに当たって、通帳の中に現金が一時的に不足するだろうと、そういった事態が起こらないように、国のほうでは復興交付金等は事前に交付するというふうな制度として構築していただきました。そういったことから、先ほど来出ております一旦基金に積んで、事業を実施するときに基金から取り崩すよというふうな形になっております。つまり、事業がまだ完了していない、もしくは実施は確定したんだけどまだ着手していない、そういった場合の部分の事業費に相当する復興交付金ですとか震災復興特別交付税についても既に現金としていただいているので、それで現金が非常に潤沢になっているというものでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

そういうことで、運用のことまで質問してもあれなので、私からは全体的なことを聞いて、きょうは個別のことはあと皆さん各委員の方が具体的に聞かれると思います。私二番手なので、全体的なことを聞いて、資料も23番をいただいたばかりなので、これは後でゆっくり見させて

いただいて、資料をいっぱい毎年丁寧につくっていただきましてありがとうございます。それと、二番目で質問するとこの資料を使えるような質問ができないということを残念に思いながら、私の分は以上で終わります。ありがとうございます。

○鎌田委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 公明党の菅原でございます。初めての質問でございますが、よろしく願いいたします。

資料No.9からお聞きいたします。

初めに、137ページの消費者対策事業をお伺いいたします。

政策の実績の2番の消費生活に関する相談件数の中で、多重債務ですが、※印にも書いていますが貸金業法が改正され、総量規制や上限金利の引き下げが行われたことにより、多重債務の相談件数が近年減少傾向にありましたが、特に多重債務が平成25年より平成26年が2倍になっております。11人から22人にふえたことの本質的要因は何なのでしょう。お聞かせください。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 基本的には震災の影響等もあろうかと思うんですけども、中身とすると消費者金融やクレジットの多重債務、あるいは闇金等の利用により実際の多重債務になって、相談をいただいているというのが中身になります。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 そこで相談を受けた際の、消費者に対してどのような解決策、アドバイスをしているのか、対応しているのかをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 消費者の相談については、庁内に相談員を常設しております。その方が直接こまめに相談内容を聞きながら対応していくというふうな、そういったことでこれまで取り組みをさせていただいております。あと、ここにありますとおり、11月は多重債務の相談の強化月間というふうなことで、夜間窓口を開設しながら相談機会の回数もふやして取り組んできているという中身になります。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 それでは、具体的にどこへつなげていくかも教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 関係者の方々が、取り急ぎ、そういった部分では取り組みをチームでもって対応するような形の形態をとらせていただいております。成果のほうの138ページにも書き込みさせていただいておりますけれども、県や弁護士会など関係機関とこういった形で連携をしながら適切な対応をしているというふうな形になります。例えば法テラス弁護士でありますとか司法書士の方、そういった方にも相談内容を伝えながら、あと個別の事案について適切に対応しているというふうな、そういった中身にしております。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 大変ありがとうございました。

次に、152ページのNEWしおナビ100円バス運行事業についてお伺いいたします。

先ほど西村委員からもお尋ねがありましたが、新しい運行ですが、今後検討するとのことですが、現在伊保石地区とか錦町地区の復興公営住宅にお住まいの方々への対応はどうなっているのかお聞かせください。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今現在既に入居いただいております災害公営住宅、例えば錦町地区でございますが、まず西塩釜駅方面のしおナビ、あるいはNEWしおナビがとまるバス停、こちらのほうのご利用をお願いしているというような状況がございますし、また伊保石地区につきましてはゴルフ場線のバス停が現在では一番近いバス停ということもございますので、NEWしおナビということではございませんが、公共交通体系の利用ということでは利用いただいている状況かというふうに思っております。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

それでは、錦町のバス停はどの辺になるのでしょうか。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 錦町のバス停につきましては、しおナビ100円バスのほうの西塩釜前のバス停、郵便局のあたりにございます。そちらのご利用をということになってございます。申しわけございません。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 45号線沿いでしょうか。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 南町側の……（「佐浦町側」の声あり）はい、佐浦町側、そちらのバス停のご利用ということになってございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 大変ありがとうございました。

次に、158ページの水産振興事業についてお聞きいたします。

政策の実績を見ますと、一般財源の54万円から2のブランド化事業として24万円を使われていますが、159ページの政策の成果として認定業者31社による全国販売の継続にて展開した一般消費者のブランドの浸透を図るため、塩釜魚市場どっと祭 i n 仲卸市場、養父市塩竈物産フェアといったイベントに積極的に参加し、三陸塩釜ひがしものPRを行ったと書かれていますが、全国販売を何回行われたのか、またどのようなところへ行かれたのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 全国販売ということでのご質問をいただきました。大消費地としては横浜市の市場まつりというのに参加しております。あともう一つがこちらに、今委員からご紹介いただきました兵庫県の養父市のほうに外部としては行っております。そのほか、直接ではありませんがブランド化事業の一環としましてパンフレット等をいろいろ作成しております。POP、パンフレットを作成しております、こちらのほうは観光交流関係で外部、長野県であるとか岡山ですとか、いろいろほかにも回っておりますので、そういうときにPRをお願いして、やっけていただいているというような状況がございます。以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

次に、宮城県が行っている「食材王国みやぎ」「みやぎ水産の日」と連動した活動では、テレビ等のコーナーを利用した紹介を実施したとあります。また、広告・宣伝活動ではJR東日本と連携して駅構内へのポスター掲示による駅利用者や全国消費者への積極的なPRを行ったと書いてあります。また、飲食店向けにのぼりの貸し付け業務を実施し、ひがしもの市場消費者等へのブランドの浸透性を図ったとありますが、東北ではどのようなところで行っているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思ひます。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 JRと連携してのポスターというのは、仙台ですとかそういっ

たところでの、全国から来るお客様に見えるようにということでやらせていただいております。あと、「みやぎ水産の日」というのは今県が取り組んでおります「食材王国みやぎ」という中で、昨年から毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」ということで取り組みをしております。昨年、まず第1回目の年、たしか11月から始まったと思いますが、11月19日に市内4カ所ではっぴを着て、のぼりを持ってPR活動をしております。水産の日ということで、水産物を皆さんもっと食べてくださいと、魚食普及の取り組みの一環として行っております。12月21日に2回目の水産の日のときは市内で2カ所というようなことでやらせていただいております。そのほか、水産物のPRということで県のPRイベントに参加するという形で名古屋市場での展示会であるとか大阪市場での展示商談会、そういったものにも参加をさせていただいております。以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

これは情報ですけれども、青森の温泉場でのぼりを見かけたという情報もありました。大変うれしい情報であります。青森にものぼりを貸し出ししたのかお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 申しわけございません。私のほうでは、青森のほうにまで貸しているかどうか、そのところは確認をとっておりませんでした。買受人組合さんのほうでこの事業で動いているところもございますので、そちらのほうをちょっと確認して、どの辺に貸し出ししているか調べておきたいと思います。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 三陸ひがしものがどれだけ消費者に浸透しているのか、そのデータがもしありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 三陸ひがしものにつきましては、今東京都の中央市場のほうでも大分認知度は上がっているというふうには伺っておりますけれども、データとして数字で何%であるとかそういったデータというのは押さえてはおりませんでした。申しわけありません。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。

それでは、年間24万円、PRとして具体的にどのように使われているのか教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 こちらのほうの24万円につきましては、塩釜市水産振興協議会に補助金として支出しているものになります。水産振興協議会といたしましては、ブランド化事業の全体の水産振興協議会の予算の中の一部にこの24万円を充てて事業を行っていただいているという状況でございます。以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 大変ありがとうございました。以上でございます。

○鎌田委員長 午後の予定に入っている方で、30分以内近辺でやれる方はおりませんか。一応監査委員はだめだということに。その他ございませんか。

では、暫時休憩いたします。

再開は1時ちょうどです。

午前 11時30分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○西村副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 オール塩竈の会、阿部眞喜です。初めての質疑となります。市民の皆様のために精いっぱい頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、4点質問させていただきます。

まず1つ目、資料No.9、主要な施策の成果に関する説明書125ページ、防災ラジオ設備事業について質問させていただきます。

883世帯中833世帯、94.3%への配付が完了したということですが、残りの50世帯に配付できなかった理由をお聞かせください。

○西村副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 阿部委員のご質問にお答えいたします。

このラジオについては、避難行動要支援者というふうな福祉事務所で捉えている方に対して配付する予定でございました。当初1,000名というふうな登録者がいたということだったんですが、人数としては1,000名ほどだったんですが、世帯、いわゆる1世帯2人とかという方もいらっしゃいましたので、そういった方を1世帯として、2人分を1台という形で配付したというのが一つと、あと中には最終的に配付するときに民生委員さんに回っていただいたときに入院している世帯とかそういった方もいらっしゃったということもあまして、この数字で最終的に配付が終わったという形になっております。以上です。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。では必要な方たちには全部配付されたという認識でよろしいんだと思いますので、ありがとうございます。

私も今回の選挙の前にご挨拶等々の活動で後援会を回らせていただいている中で、「あの人の家には防災ラジオが行ったのに、うちには来ないんだ」とか、そういう話も多々あまして、多分皆様どういう形でお配りされていたかということを確認されていない、もちろんもらった方はわかっていらっしゃると思うんですけども、そういうところもしっかりと周知徹底をしていただくことで市民の皆様のご理解、ご協力もいただけるのかなと思いますので、そちらのほうをこれからもよろしくお願い申し上げます。こちらに関しては以上です。

質問2点目でございます。資料No.9、主要な施策の成果に関する説明書131ページ、先ほど午前中に西村委員のほうからご質問ありましたが、空き家・空き地対策事業についてお聞かせください。

塩竈市には空き家件数が406件、老朽化空き家件数が31件あると調査結果が出ているということでございますが、午前中の回答ですとこの空き家対策はどのように進めていくのかということに関しましては、いろいろと数が出たのでこれから再度調査をしていくという認識でよろしかったでしょうか。

○西村副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 あくまで今の数字、406件、31件というのは年度末で整理させていただいた数字でございます。5月の空き家法の施行に伴いまして、それを見られた市民の方から問い合わせがありまして、若干ふえているというふうな部分もございまして、数字的にはふえているんじゃないかなというふうに思います。ただ、この406件、31件については防犯



協会、町内会の方々に見てもらったものでして、なかなか専門的な部分で見れない部分がありますので、これを基本に31件プラス、あと市民からのその後の問い合わせのものに対しては定住促進課、建築担当とうちのほうでまた回って、最終的に今整理しているところでございます。今後、最終的に回ったところで危険というか老朽化が進んでいると、将来的に特定空き家に該当しそうなところについては、今の段階で通知文を送って、おたくの持ち家はこうなっていますよとかという情報を相手方にお伝えしてやっていきたいと。最終的には、空き家法については義務ではないんですが、市町村ごとに空き家対策計画というものをつくるというのが一つの目安になってございます。そういったものをつくることによって、いろんな補助制度等も活用が可能になるということも伺っていますので、そういったものに向けて準備を進めているところでございます。以上です。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。たしか国の事業で空き家再生等推進事業の活用があると思います。2分の1、国のほうで補助するという形になると思いますので、そちらを活用して例えば自治町内でのサロンをつくったりとか、公園化させるとかという形を今どんどん国のほうでは進めておまして、東京周辺ではそちらの補助を大分活用して進めている地区もあると思っておりました。それと、例えばですけれども定住促進という形をとるのであれば、そちらのほうで市のほうで借り上げをするなどしまして、こちらの補助金などを活用し、そちらに若い世代が安く住めるような形をとるとか、そういう形にすることで例えば20年後にこの土地と家をあなたにあげますのでしっかりと塩竈に住んでくださいということで人口の減少を食い止めると、このような活用もしている自治体さんがあると思います。それを例えば婚活、街コンなどの商品にして、結婚すれば住む家をプレゼントしますよという市町村がたしかあったはずでございます。そのように、空き家にしておくのではなくて、しっかりと塩竈に人口を食い止める、ましてや働く世代、我々のように30代、40代の世代が塩竈に住んで、一生を終えると、そのような政策をどんどんどんどん打ち出していただきたいなと思っておりました。そんな考えがあるかどうか、ぜひお聞かせください。

○西村副委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 先ほど申し上げた空き家法については、特定空き家とか危険な空き家の除去というのが一つの目標になっていますが、ほかにも活用した中でまちづくりをどういうふうにするかというのを考えなさいという一つの課題もございますので、それも含めた

中で将来的な定住とかそういった部分についても庁内で話し合いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○西村副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 阿部委員から、そのような空き家を資源的な形で活用して定住促進につなげていくというご質問でありました。旧来も、空き家を改修するという制度はございました。ただ、屋根とか外壁ぐらいまでしか補助の対象にならなかったというのが現実であります。先ほど来議論になっております空き家特別措置法の中では例えば内装、畳の取りかえでありますとか、あるいは階段の整備でありますとか、そういったところまで制度が拡大されております。もう既にそのような制度を活用して定住促進に努めておられる市町もございます。我々も、せっかくこのような制度創設がございましたので、今後は空き家を単なる危険という視点、観点だけではなくて、今申していただきましたような、新たに居住される方々の住まいとして使えるようなものがないかどうか、そういったことについて我々もしっかりと勉強しながら、できますればそういった制度を導入し、利用促進に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。例えば栗原市、登米市などでも空き家バンクの活用でそのような促進をしていらっしゃるはずでございますので、塩竈市も負けないようにしっかりと、私ももう一度勉強し直して、しっかりと努めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

3番目の質問に入らせていただきます。

資料No.9、主要な施策の成果に関する説明書334ページ、ふるさと納税事業において質問させていただきます。

335ページの施策の成果のところに「塩竈らしいまちづくりに活用できた」と記載がありますが、どのように活用できたのか、市当局のご認識をお聞かせください。

また、ふるさと納税者が93名ということでございますが、今後さらにふるさと納税者をふやしていくために施策がありましたらぜひお聞かせいただければと思います。

○西村副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 ふるさと納税のまちづくりへの活用というご質問かと思っております。ふるさと納税につきましては、まちづくり全般に活用させていただいているというのがただいま

の現状でございます。いろいろな長期総合計画に基づきます施策の体系等をお示ししながら、本市のまちづくり、活性化に向けて活用させていただきますというような趣旨で皆様からご寄附をいただいていると、納税をいただいているというような状況でございますので、個々個別の事業に幾ら使うということでございますけれども、財源を充当する中で例えば学校関係の小学校図書館整備事業に充当する部分、あるいは学力向上対策事業のほうに充当する金額等々を納税いただいた金額に応じながら、財源として充当しているというところが現状というふうに認識してございます。

○西村副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 ただいまの答弁に補足させていただきます。ふるさと納税は財政課で受けておりますので、そういった観点からの回答でございます。

寄附金でございますけれども、通常の一般寄附金とふるさと納税がございまして、基本的に納税される方にどういった使い道がご希望ですか、という形で可能な限り確認しております。例えば教育関係に使ってほしいとか、まちづくり関係に使ってほしいとか、そういった要望があった場合にはそれは最終的に財源としてそれに見合う事業に対して充当しているというような形で、できるだけご寄附者の方に意思に沿うような形で活用させていただいております。以上でございます。

○西村副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 申しわけございません。答弁漏れがございました。納税をふやす取り組みということでのお話も頂戴してございます。

今回、ふるさと納税に関しましては納税金額が倍額になる、あるいは納税しやすいような仕組みが整うというような状況の中で、本市におきましてもふるさと納税を拡大して、いろいろな方から納税いただけるような仕組みをただいま検討しているところでございます。今現在、納税いただいた方につきましては、本市の特産品等を返礼という形でお返ししている部分もございしますが、そういう部分、どういうあり方がふるさと納税の趣旨に合致しているのかというようなところも含めまして、ただいま検討を進めているところでございます。以上でございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。「塩竈らしいまちづくりに活用できた」という部分のところは、選べるということで、皆様にご協賛ですか、納税しやすいような形をとられてい

るということで、勉強になりました。ありがとうございました。

また、納税者をふやすということを今検討しているというところのご返答でございましたが、今現在多分いろんなところでももちろん、どこよりも追いつけ追い越せというか、そういう形でいろんなものをプレゼントしようという形で大分難儀をされているような状況だという認識はさせていただいておりますが、多分今一番人気があるのが山形県の納税ですかね。ラフランスとか。もちろん私も余り物を送り過ぎるのもよくないとは思ってはいるんですが、例えば1万円であればこちら、5万円であればこちらという形で、少し段階を踏まえたクラス分けをしたような納税のような形というのはご検討されているのか教えていただけますでしょうか。

○西村副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 ただいま段階を経てお返しする返礼の品をというご質問かと思えます。今現在、大きく2つ段階に分けて返礼品をお返ししているという状況でございます。それを細分化しながら、納税いただいた方に本市の特産品であったり、そういうものをPRも含めましてより知っていただくような取り組みというのにも必要と感じてございますので、委員からお話ございました、どの程度というところも本当にふるさと納税の中では大切なところというふうに認識してございますので、その辺を含めまして検討させていただきたいと存じます。以上でございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。ぜひ日本中の皆様からふるさと納税をしていただけるような形のものを考えていただいて、一人でも多くの皆様に塩竈のことを思っていただけるような形になればいいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後の質問でございます。

大変申しわけございません、資料のページが戻るんですが、資料No.9、主要な施策の成果に関する説明書192ページの塩竈みなと祭協賛会補助事業についてお聞かせください。

192ページの施策の目的のところでございますが、「全国各地からの観光客の誘致を図る」とございますけれども、実際どのくらい多くの皆様が県外から来られているのか、もしわかれば教えていただければと思います。

○西村副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 ただいま夏に開催しますみなと祭に県外からどのくらいのお客様がおいでになっているのかというご質問だったかと思えます。資料No.9の193ページのほう

には、全体のお客様の数は書いております。一番上の段でございますが、（１）集客数というところで26年度は6万8,900人と書いております。詳細を最初に説明させていただきますと、花火大会を中心としました前夜祭につきましてはこのうち4万3,900人でした。海上渡御とか陸上パレードが行われる本祭につきましては2万5,000人でございます。本祭につきましては、この中に陸上パレードで参加されます関係者の方なんか当然入っております。ご家族の方、親戚の方なんか入っております。本祭の海上渡御、そちらのほうがご発船時の見学に来られる方が多くございます。この2万5,000人のうち、約1万5,000人ぐらいがご発船のときに来られているお客様というふうに捉えておりますので、そのうちご発船のときも関係者の方のご親戚など、夏休みに入る時期でございますので、結構来ております。約半数近くは県外というか市外からおいでになっている方がいらっしゃるかなと考えております。

また、前夜祭の花火大会につきましては4万3,900人というふうに捉えてはいるんですけども、これにつきましては東北で一番早い花火大会ということで、結構塩竈市以外からおいでになる方がいらっしゃいます。塩竈市内が震災の後、復旧工事なんかで道路事情なんか悪うございますけれども、車でおいでになる方で渋滞するような感じでございます。また、JR本塩釜駅の乗降客数なんかかなりのこのときに限っては多うございます。ということをお考えますと、この花火大会4万3,900人のほとんどと言ったらあれですけども、七、八割は塩竈市以外と考えております。ただ、済みません、県外につきましては車のナンバーとかを見た感じだと結構いるかなとは思いますが、人数までは把握しておりませんでした。

以上でございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。

ことしのことになりますけれども、ことしは天気もよくて、多分多くの人出でにぎわっていたはずでございます。その中にご質問させていただきます。例えば避難デッキなどができたり、まだ工事途中のところが多々ある中で、もちろん内閣総理大臣賞を受賞したという話題性もことしありましたし、それに伴って花火の発数もふえていると。このような状況下でやはり一番大切になってくるところは警備の部分になってくると思います。今この予算が25年度、26年度とほぼ変わらず多分来ているというところでございますが、避難デッキなどができた際に例えばそちらのほうでゴった返すことも考えられるのではないかなと思いますので、今年度ぜひ、もちろん各団体、力を合わせて毎年いいものにしよう、いいものにしようという形にしている

はずでございますので、多分より一層、私がステージに上がらなければ雨は降らないと私は思っておりますので、ぜひ警備費のほうを追加していただくことが必要なのかなと考えております。パレードのほうも来年は大変有名な方も参加されるという話も少し聞いておりますし、多分来場者の数は大分ふえると思うんですけれども、市長もことしステージでご挨拶いただいた際にはぜひ8,500発にというお話もいただいておりますので、ぜひともその面も含めて警備費もアップなどのご検討をいただけないか、市長ぜひよろしく願いいたします。お返しただけると助かります。

○西村副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 阿部委員から前段、やはりこれから先塩竈の振興、活性化を考えるとときに交流人口の拡大がやっぱり必要ではないのかという趣旨の中で、塩竈みなと祭についていろいろご提案いただきました。我々も市内、県内はもとよりであります。できれば県外からも、あるいは夢としては海外からも数多くの皆様方にやはり塩竈のみなと祭に行ってみようという方々をふやしてまいりたいと思っております。そのためには、やはり魅力あるという部分の向上も大変必要になってくるのではないかなと思っております。今担当からお話しさせていただきましたが、前夜祭の花火大会、宮城県で一番早い花火大会であります。ことしも先ほど4万3,000人というお話をいただきましたが、概数では6万人近い方々が来たのではないかとされているような盛況でありました。ただ、一方では安全性ということが大変重要になってまいります。今、委員のほうからは将来津波避難デッキが完成した場合に、その上から花火大会をというようにご要望でありました。私どものほうでも塩釜警察署様、あるいは海については第二管区海上保安本部様とさまざまなご支援、ご協力をお願いいたしております。このことについても、塩釜警察署のほうにご相談を申し上げた経過がございました。ただ、塩釜署では明石の事故がございました。たしかそちらのほうも花火大会であったかと思いますが、将棋倒しになって大変残念でありますがお亡くなりになったという事例がございました。そういったものを未然にどういった形で防止できるかというような明確な方針をしっかりと持たない限りは、なかなかはいそそうです、ということはいかぬますというようなお話を既に頂戴いたしております。同様に、魚市場にはB棟が既に完成をいたしておりますが、これらの利活用についてもやはり本祭、前夜祭においでいただきます方々の安心・安全というものが何よりも大切ではないのかなと思っております。引き続き陸につきましては塩釜警察署、海については第二管区海上保安本部、あるいは宮城海上保安部とさまざまな協議をさせていただきながら、必要とあらばみなと祭実

行委員会と安心・安全についてどういった予算が必要であるかといったようなことについてもしっかりと話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

大変恐縮であります。今消防車のサイレンが鳴っております。佐浦町でトタン屋根が風で剥がれそうだという通報がありまして、急遽出動したという連絡がございました。よろしく願いいたします。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。トタン屋根の話で、少し何を話していたか忘れてしまいました、ごめんなさい。風に負けないトタン屋根だったらいいなと思っております。

市長から貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ日本一安全な花火大会を目指していくことでまた来場者もふえてまいるのかなと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。

私がこの質問をさせていただいたのは、実は観光交流課の皆様が非常に頑張って協賛金等々集めておられる姿を見ていたからでございます。その後ろ姿を私も見ながら協力させていただいておりましたが、やはり協賛金等々、毎年少しずつふえているところではございますが、やはり限界もあると思いますし、私も今回花火大会の実行委員長に携わる形もありまして、協賛金がどうしても業者でかぶるというところもございますので、やはり民と市、行政という形がしっかりと携わる、どこよりも誇りあるみなと祭事業にしていきたいという思いでございますので、そのためにはまず安全で安心な事業を行っていくということがまず第一前提でございますので、ぜひとも警備費のアップをしていただくとより一層いいのかなと思っておりますので、ご検討を来年よろしくお願いいたします。

私からは以上4つの質問で終わらせていただきますが、初めてということで皆様にご迷惑をかけた面もございますが、ぜひとも引き続き4年間よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○西村副委員長 土見委員。

○土見委員 つなぐ会の土見でございます。今回この議会で2回目の質問ということで、少しは上手に質問できるかなというふうに思って頑張っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、皆さんと同じように資料No.9を中心に質問をさせていただきたいと思っております。

最初の質問は、資料No.9の69ページ、浦戸診療所業務についてお伺いさせていただきたいと思えます。

浦戸診療所業務についてなんですけれども、私実家が浦戸ということもありまして、浦戸地区は今高齢化と少子化と話がどんどん進んでおりまして、診療業務というものは今後もずっと続けていってほしいなというところを切に願っているものであります。その中で、まず浦戸診療所業務の現状についてお伺いしたいなというふうに考えております。

まず1点目、ちょっと確認なんですけれども、平成26年度の通院者数といいますか、新患と再来の合計の部分の数値について確認をさせていただきたいのですが、この数値、合計466というのはもしかして395という数字の間違いとか、そういうことではないでしょうかというところをまず最初にご確認させていただきたいと思えます。

○西村副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは、診療所についてご質問をいただいたところでございますので、ご答弁申し上げたいと思えますが、委員ご指摘のとおり合計466となっておりますが、これは診療日数も加わった数字というふうに見て取れますので、大変申しわけございません、こちらは12人と383を足しまして委員ご指摘の395人となるところでございます。大変失礼いたしました。

○西村副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。細かいところで申しわけありませんでした。

ここからが実際の本題の部分に入りますが、今回26年度395人ということで、71日という日数から考えると大体1日平均5人くらいの方が訪れているという計算になります。今後、次のページの目標、成果のところを見させていただきますと医師の派遣としては基本的に週2回依頼するというので、それが実現されれば大体年間100日程度お医者さんが来てくれるということになると思うのですが、ここの状況の中で、そうするとそれだけ決算の額とか予算のほうも大きくなっていくというふうに考えておりまして、今の診療所にいてお客さんを待つというスタイルでいいのかなというのもだんだんと疑問に思えてくるということになりますので、その上でご質問させていただきたいのですが、現在診療所にいらっしゃっているお客様、高齢者の方が多いのかとは思いますが、その方々は実際にどの島からいらっしゃることが多いのかと、あとは診療内容というのはどういうものが多いのか、わかる範囲でいいのでお答え願えたらというふうに考えております。



○西村副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、診療所の開設日数につきましては、私どもやはり年間100日ぐらいというのを頑張っ  
て確保したいなということを考えてございますし、その点では現在塩竈市立病院のほうから先  
生を派遣していただいておりますし運営に当たっているという形になります。

現在の利用状況を申し上げますと、利用者のまずほとんどはやはり診療所がある野々島の方  
がメインになってございます。あるいは寒風沢島からお通いになっているということになりま  
すし、委員ご指摘のようにやはりお客様を待っているだけでは島民の皆さんの健康を守る上で  
不十分だろうということもございまして、昨今では逆にお医者様が往診という形で、26年度は  
10人ですけれども、お医者様が看護師さんと出向いて診療に当たるというような取り組みも行  
ってございますし、あと一方では市立病院のほうもそういった訪問診療なんかにも力を入れて  
いきたいというような考え方もありますので、そういった取り組みがうまくなされれば浦戸の  
医療環境というのも充実していくのではないかなと考えてございます。

あと、診療内容ですけれども、基本的には内科の診療、あるいはインフルエンザの予防接種  
等が代表されると思います。

以上でございます。

○西村副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

浦戸は今後どんどん高齢化というものが進んでいく中で、なかなかやっぱり船に乗って本土  
といいますか、こっちのマリンゲートのほうに来て病院に通うということも大変になってくる  
という方もどんどん出てくるとは考えていますので、積極的に診療所から出て訪問して診療し  
ていただけるという活動は、とてもありがたいものなんじゃないかなというふうに考えていま  
す。

その中で、主に内科とか、あとはインフルエンザとかという話があったんですけども、そ  
うするとちょっと細かい医療の話までは僕はわからないことなんですけれども、実際に外に出  
向いて措置をするということも可能な範囲なのではないかなというふうに考えておりますので、  
例えば市の事業としても「健康しおがま21プラン」なんていうものもございまして。その中で、  
例えば住民の方々に集まってもらって体操をやったりというような、その集まる機会というの  
も多くございますので、そこに合わせてそういう診療の機会というのをつくっても、より細か

く、もしくは今まで来られなかった方にも手が差し伸べられるのではないかなというふうに考えております。この件に関してはここまでで質問を終了させていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、資料No.9の165ページ、みなと産直イメージアップ事業についてご質問させていただきますと考えております。

こちらは決算額50万円の事業なのですが、実績のほうを確認させていただきますと、一番最初にどっと祭のお話が出てきます。実際にどっと祭の中にもいろんな企画というのがあると思うんですが、この50万円というお金を原資にどのようなことを具体的に行ったのかというところを一つお教えいただきたいなというふうに思います。

○西村副委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 どっと祭の事業でどのようなことでこの補助金を使っているかということでご質問をいただきました。

初めに、今月の3日、4日とどっと祭、4日の開会式には委員の皆様にご出席いただきまして、まことにありがとうございました。おかげさまでどっと祭、大変盛況のうちに終了することができました。この場をおかりして、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

どっと祭の事業につきましては、50万円という部分につきましては全て水産振興協会への補助ということになっております。実施主体としては下部組織になります塩釜魚市場どっと祭の実行委員会ということになりますけれども、実際に事業内容につきましては資料No.9の165ページのほうにも出させていただいております。実際26年度、このときの決算額としましては、この事業自体に水産振興協会のほうでは270万円ほどの支出をしております。そのうちの50万円分を市のほうで助成しているという形になっております。どっと祭の内容といたしましては、例えば広告宣伝費で22万円ほど使っておりますし、会場の整備につきましては、警備ですとかテント等のリース料、椅子とか機具類のリース料などで51万3,000円、あとはイベントの関係の損害保険、特にどっと祭、魚、生ものを扱うものですので、食中毒とかそういうことに対しての対応をしなければならない場合もございます。もちろん最新の注意を払ってやっておりますので、今までそういったお話は受けたことはないんですが、その保険料として5万円とか、そういう形でいろいろな部分で使わせていただいております。その収支の中で、全体の中で50万円を歳入として経費の中に充て込んでいるということですので、個別に例えばリース料の部分を見ているとか、そういうことにはなってはおりませんが、実際にはこういった中の

支出を伴っているということになっておりました。

以上です。

○西村副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

すると、全予算270万円程度のうちの50万円を市のほうで補助しているということなので、事業内容のほうにまで深く市としてかかわっていくというのはちょっと難しいのかもしれないというのは今お話を聞いていて感じたのですが、今回このどっと祭というのが仲卸市場のところで開催されていまして。私たちも先ほどお話いただいたように参加させていただいて、スタート前からお客さんが随分外のテントの前に並んでいらっしゃる姿を見て、盛況だなというふうに思っていたんですが、私その式典といいますか、あのイベントの後に中に入ってマイ海鮮丼をつくって帰ってきたんですけども、意外と中には人がいらっしゃらないという現状がございます。これはどっと祭にかかわらず、仲卸市場でやるイベントの場合には結構多く語られていることなんですけれども、どうしても外でやるイベントには人は来るのですが、中のほうにまで人が入ってきてくれないということがあります。実際に今後こういうイベントをやって、その効果として狙うものとしてはやっぱりイメージアップ、観光客の増加というところが漠然としてはあると思うんですが、具体的には中に入って魚を買ってもらうというところの行動に行き着くような事業があるべきというふうに考えております。なので、外で買うだけでなく中でも何か買ってもらう、もしくは買う体験をしてもらう、そのようなことがうまくできていけばいいのかなと。その観点からすると、マイ海鮮丼というのはおもしろい企画でありますし、今回もどっと祭の中で市場内のまち歩きというのもありました。そういう企画をぜひ市としてもうまく押していっていただければ、塩竈の水産に対するイメージアップからさらにそこから購買意欲というところにつながっていただけるんじゃないかなというふうに考えて、今後この部分に関して期待していきたいなというふうに考えております。このところに関しては以上です。

続きまして、資料No.9の175ページ、商工振興対策事業です。

商工振興対策事業ということで、大きく2つの事業に分かれています。1つ目は商工会議所のほうでの商業活性化、そしてもう一つは中心市街地の活性化という2つのことに分かれていますと思いますが、1つ目から眺めていきますと、実際に指導もしくは相談が年間3,000件を超える数があったり、セミナー講習会が68件あったりと、すごい数をやられているなというふう

に率直な感想として思っているのですが、裏の成果のページを見させていただきますと、もしかして僕のほうで得た情報が足りないのかもしれないのですが、講座には17社が参加で、コンサルティングが1社ということで、この68回という講習会、セミナー等の実施というものは実質どのあたりの例えば事業者さんたちを対象に、どのような内容でまずは開催しているのか。あとは、そのフィードバックというのはどのような形で、事業としての成果というのはどのような形で得ているのかということをお教え願いたいというふうに考えております。

○西村副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 商工振興対策事業につきましては、大きく2つに分かれて補助事業として事業を組み立てております。1番目の塩釜商工会議所商業活性化事業費補助金、こちらは商工会議所が事業として取り組む内容になります。今委員おっしゃいました例えば講習会、セミナー等の実施については商工会議所さんが主催して、会議所の事業として取り組む内容として全68回開催されているというふうな中身になります。会議所さんの事業になりますので、どちらかというと専門的なのか会計とかそういったものとかの訓練的なものも含めた中身というふうな形になります。

それから、中心市街地の商業活性化事業につきましては、私ども市のほうが直接事業を専門のコンサルタント事業者のほうにお願いしたりというふうな形で取り組む内容となります。ここで塩竈市活性化プロジェクト、塩竈商人塾というような形の事業が後ほど、さっき委員がおっしゃるような176ページの成果のほうにつながる中身になるのかなと思います。こちらのほうについては、成果の中に平成26年度は講座に17社が参加して、そのうちコンサルティングでは1社が専門家の直接の指導を受けたというふうな形になります。こちらの講座は、これから起業をなさる、新規に店舗等を開店する方の起業支援というふうな形で、実際に商人塾というふうな形でそういった方々の支援をする事業という形になります。昨年ですと、17社の方が参加いただいて、そのうち1社の方はもう少し細かく自分のお店をどういった形でコーディネートしたらいいかといったものを、個別にコンサルタントに指導を受けたというふうな中身になります。大きくは商工会議所さんが行う業務と、それから我々が直接行っている事業の中身として違うというふうなことでご理解いただければなと思います。

○西村副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。中心市街地のほうまで先回りしてお話をいただきましてありがとうございます。

私が成果のほうで見たこの講座に17社というのは、中心市街地のほうの数だったということで、私のほうで誤解しました。申しわけございません。

では、重ねまして中心市街地商業活性化事業のほうについてさらにご質問させていただきたいと思います。

今、商人塾というものが新規事業者の方も対象にしてという話があったので、私のまず最初の質問としてここは既存の事業者さんなのか新規なのかというところが一つ疑問としてありましたものですから、新規ということでお話を伺って、一つ疑問点は解消することができました。

事業の内容を見ていきますと、1番、2番とシャッターオープンと商人塾のコンサルタントと、2つが重ねて書いてあるんですけれども、あとは先ほど阿部委員がおっしゃっていたようにここに空き家対策なども重ね合わせていただいて、ぜひ本町、店舗兼住宅というお店も結構多いように感じますので、ぜひうまくほかの事業とも連携して、新しい事業者さん、もちろん今までの事業者さんの競争力を高めるというのも一つなんですけれども、新しい方々にどんどん入ってきていただくという仕組みもつくっていただけたらな、というふうに考えております。

その政策というか方法として、例えばせつかくコンサルティングがあつて、シャッターオープン事業があつて、空き家対策とかそういういろいろな事業が使えるということがあるので、ぜひ塩竈でのビジネスコンテストみたいなものも開催していただいて、いいアイデアを持っている方にはちゃんとコンサルティングがついて、シャッターオープンも使ってお店の用意もあるよと、住む場所もあるよというような形で、うまく塩竈の地で商売をしていけるような仕組みづくりというのをしていただけたらなというふうに考えております。この部分に関しては以上になります。

続きまして、同じく資料No.9の335ページ、ふるさと納税事業、先ほど阿部委員のほうからもありましたが、ふるさと納税事業についても少々お伺いしたいなというふうに考えております。

このふるさと納税事業の目的として、ふるさと納税による本市への寄附を促進することというふうにあります。その中で、実際に市としてこの事業に対してやっている活動というものの中的一个として、広報しおがまで寄附していただいた方のお名前を紹介しましたということがありますが、市の外の人、実際にふるさと納税のメインターゲットとなる方々に対するPRというのは市としてどのようなものがなされてきているのかというところに関してご説明をよろしく願いいたします。

○西村副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 ふるさと納税について、外の方へのPRをどのような形にというご質問かと思えます。本市の取り組み実績の中では広報しおがまでお名前を紹介したということではございますが、本市のホームページでふるさと納税の仕組み等も含めてPRをさせていただきながら、インターネットを通しまして全国向けの発信を行っているという状況でございます。以上でございます。

○西村副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

私の周りがそうなのかもしれないのですが、なかなかふるさと納税で塩竈市でどういう取り組みを行っているかというのをまだまだ知っている方が少なく、私の友達で塩竈出身で例えば今関東や関西にいる方は大分いるのですが、なかなかまだ認知していただけていないというところがあるので、どういう形でPRをしていけばいいのかなというのは一つ自分としても悩みのところではございました。

あと、実際にふるさと納税をしている方からお話をいただいたところとして、先ほど阿部委員のほうからふるさと納税のお礼についての話もございましたけれども、ふるさと納税をしてくれる方というのはやっぱり塩竈への、この地に愛を持って、この地を応援してやってくれているものというふうに考えております。そのときに、ただお礼をお送りするだけじゃなくて、さらにそこのお礼から波及効果を狙いたいなというふうに考えておまして、じゃあ実際に私たち考えたときにアイデアとして出てきたものは、例えば単純に地酒を送るのではなくて、それでパーティができるようなセットにしたらどうかとか、要するにその人たちの塩竈愛というものをうまくさらに活用して、外の人に、周りの友達に広げてもらえるような活動というのはどうにかできないかなというふうに考えておりますので、お礼の選定のところにそういう形で一つ、お礼が届いた側もさらにうれしく、もっと塩竈をPRしていけるような活動というものも狙ったものにしていただけたらなというふうに考えております。この部分に関してはこれだけになります。

最後に1点ご質問をさせていただきます。

資料No.9の203ページになります。塩竈海岸通駐車場事業についてになります。

この事業の目的は中心市街地の活性化ということをうたわれているのですが、実際に中心市街地に駐車場を置くことによって、ここに車をとめた方々というのはどのようなところ

に足を運んでいらっしゃるのか、というところを一つお聞かせ願いたいなというふうに考えております。

○西村副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 海岸通駐車場をご利用になった方が実際どの辺に足を運んでいるのかというご質問だったかと思います。海岸通駐車場は、台数にしまして約19台ほど車がとめられるようになっております。ここをご利用になった方、実際近くの商店、あと飲食店なんかをご利用になる方もいらっしゃいます。飲食店で自前で駐車場を持っていらっしゃる場所もあるんですけども、持っていないところもありますので、そちらのお店をご利用される方がとめたりということもあるようでございます。あとは、当然壺番館の3階、4階、図書館なんかもございますので、そちらをご利用の方も使っているようでございます。あとは、本町のほうにも駐車場が何カ所か、民間も含めてございますけれども、やはりそちらはまだ浸透していない場合はこちらを使ったりという方もいらっしゃるようでございます。以上でございます。

○西村副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

中心市街地の駐車場ということで、一般の市民の方々に対しても、それから観光客の皆さんに対してもとても有効といたしますか、将来性のある駐車場なんじゃないかというふうに私は考えております。

成果のところ、壺番館の南駐車場が休日開放していますという話があって、その影響で10%ほど台数が減っておりますという話があったのですが、今まで海岸通のほうの駐車場は土日の利用者数というのはどの程度あったのでしょうか。細かいデータになるのでわからない範囲なのかもしれませんが、わかる範囲でご回答願えればと思います。

○西村副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 海岸通駐車場の土日の利用状況でございます。済みません、手元にきょう細かい数字を持ってきていませんので、細かい数字までは出ませんが、成果のほうに1カ月平均1,144台、これは26年の利用状況でございますが、これを単純に30日で割りますと大体1日40台ほどになります。ただ、土日に関しましてはやはり観光客の方も多くとめられているように見受けられます。ですので、済みません、数字は手持ちにないのですが、感覚としましては平日の2割から3割、もしくはピーク時、例えば秋の観光シーズンなんかですと1.5倍とかそういった感じをご利用になっているようでございます。以上でございます。

○西村副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

質問の趣旨としましては、平日と土日でどれくらいの方々がそれぞれ利用しているのかによって観光客の方がどれくらい利用しているのかなというところをちょっとお聞きしたかった部分がありました。実際、203ページの利用状況のところを見させていただきますと、そんなに月での変化というものは余り見られないのかなと。1月だとやっぱり突出して多い部分も少しあるのかなというのにはありますが、それ以外はそれほど差もないので、実は市民の方とかが多く、先ほどおっしゃられたように壺番館とかそういうものを利用するのに使われているんじゃないかなという憶測があったものですから、そういう質問をさせていただきました。この駐車場に隣接する公衆トイレは、私の周りでも「あそのトイレはきれいでいいね」という話は大部分多く聞かれています。もっと市街地の駐車場というのをうまく周知して、多くの方々に利用していただけるようにしたらいいのかなと。あとは、願わくばちょっと南駐車場と同じように無料開放なんていうのもあると、例えば観光客の方々に、神社に行く方々に動線をつくってもらうようなこともしやすくなるんじゃないかなというふうに考えておりました。

私からの質問は以上になります。どうもありがとうございました。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 日本共産党の小高でございます。全ての質問に関して、資料No.9、主要な施策の成果に関する説明書のところから質疑を行ってまいりますけれども、私自身2人の子供の親でありまして、今まさに子育て中ということもありまして、そういった観点から主に子育て、あるいは保育、教育、そういった部分で質問をしてみたいと思います。

1つ目ですが、15ページから17ページのところ、母子保健事業に係る部分でありますけれども、この中で最近ここ数年例えばメディアなどでもいろいろ取り上げられるようになってまいりましたいわゆる発達障がいに係る部分で少しお聞きしていきたいと思っております。

具体的に取り組みと成果の中で施策の実績の部分、主に1番から始まって8点ほどその事業が書かれておりますけれども、この中で具体的に発達障がいにかかわる部分の施策というのはまずどれに当たるのかと、具体的にどういった取り組みがなされてきたのかというところをまず初めにお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○西村副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 それでは、お答えをさせていただきます。



まず、発達障がいについてでございますが、平成17年4月1日に施行されました発達障害者支援法におきまして、それぞれ自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、それから注意欠陥多動性障がいなど、いわゆる脳機能の障がいということで、その症状が通常低年齢において発現するものということで、法的にはそういったことで定められているものでございます。

本市では、保健センターにおきまして母子保健法に基づきまして乳幼児の成長に合わせ健康診査等を実施してございます。発達障がいの把握ということでございますが、具体的には健診ということで4カ月健診、それから7カ月健康相談、2歳6カ月の歯科健診、それから1歳6カ月の健診、それから3歳児健診ということでございます。発達障がいについては、一般的に3歳児ぐらいからその傾向が特性としてよく見られてくるというところでございますので、保健センターのほうでは1歳6カ月健診時から気になるお子様というものを把握させていただくという取り組み、そして2歳6カ月の歯科健診、3歳児健診というようにつなげて、同様に取り組みを行ってございます。

発達障がいの支援ということでございますが、支援には早期の支援が特に必要だと、子供にとっては大切だというふうなことでございますので、そういった意味では一番身近な保護者の方にまず理解をいただくということがとてもその子供にとっては重要になってくるのかなというふうに考えてございます。そういったことでは、健診を初め電話、それから日常の訪問等で保護者からの相談、事業全般にわたりましてということになりますが、心理士への相談、それから必要に応じて宮城県の中央児童相談所の精密検査等をご案内しているというふうな状況でございます。宮城県の中央児童相談所で精密検査を受けていただきますと、お子様が入所している施設に児童相談所の職員、専門の方が赴きまして、直接施設の方に対する支援というものにもつながっていくということでございます。また、そういった一連の取り組みということでございますので、15ページ、16ページにつきましては今申し上げましたとおり1番の母子教育事業でございますれば7カ月の健康相談、それから子育て何でも相談、それから育児相談、16ページでいきますと大きい3番、(1)の乳幼児健診、それから4番の幼児健全発達支援相談事業、それから大きい5番、心理発達相談事業ということで記載しているところで取り組みを行わせていただいております。また、本市としましては言語聴覚士、それから保健師等による言葉の相談といったものも取り組んでおります。

そういったことで、発達障がいというのは委員からご紹介いただきましたとおり最近では大分認知されてきているということでございますが、まだまだ親の育て方ですとか子供のやる気

や努力不足、それから個々の性格の問題といった誤った捉え方がされてしまうことも依然として多くございまして、またなかなか親御さんといたしましては、自分のお子様がそういった発達障がいであるというふうには認知されるということにつきましては当然抵抗があるというふうな状況の中でございますので、市としましては保健師を中心としまして常にご家族に寄り添いながら各種支援に取り組んでいるというふうなことでございます。

以上でございます。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

一連のご答弁の中で、非常に誤解されやすい障がいといえますか、先ほどおっしゃられましたように本人あるいは親御さんのしつけの問題だと、努力不足の問題だというような誤解もまだまだ残っているということもありまして、そういった中で一つ市の取り組みの中でそういったところの意識を持ってやっていただいているということがわかったのは私として一つ安心をいたしました。

それで、この取り組みの中で親御さんとして我が子が発達障がいということを例えば理解をしたくないと、信じたくないと、そういった思いもあるのは当然だと思いますし、かといってお子様の立場で考えていけば早目早目のケアをしっかりとしていくということが非常に肝要でありますから、そういった意味で啓発といえますか、親御さんを含めて知識を持っていただくというところ、これは本当にある意味難しい部分だとは思いますが、そういった部分、研究では程度に差こそあれ、例えば15人に1人ぐらいの割合でいるんじゃないかと、そういったような研究の結果もあるようですから、そのあたり市としていかに取り組んでいくかという点でまず一つしっかりとやっていただきたいと思えます。

それで、先ほどご紹介いただいた取り組みの中で、例えば5番の心理発達相談事業、25年度と26年度で比較をしますと、相談件数の部分、49人から51人と延べ人数含めてそうですが、実人数のところでは余り変化がないと。それで、県の中央児童相談所のほうに行きますと、ここで言うと34人から40人と、ある程度多少件数がふえているわけですが、こういった数字の部分でその発達障がいに係る部分は大体どのぐらいの割合であるのか、この数字のあらわすところというのは例えば相談希望に対して市の実情として受け切れないといったようなことがあるのかどうか、そのあたりを施策の成果という部分で少しお答えをいただきたいと思えます。

○西村副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長　それでは、お答えをさせていただきます。

心理発達相談の件数につきましては、記載は2年間ということですが、相談利用状況というのは年々ふえているような傾向でございます。ただ、こちらでは実際にそういった相談につながったというふうな件数を捉えさせていただいております。先ほど委員からもお話をいただきましたが、当事者の方々、それからご家族の方々につきましてはまだまだ非常にデリケートな部分でもございます。そういったものを相談になるだけつなげていけるようなということで、この数字にあらわれていない部分も当然あります。そういったところを、先ほども申し上げましたが当事者、それからご家族の方々に寄り添った形で、なるべく早くご支援につなげていけるような丁寧な対応をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

○西村副委員長　小高委員。

○小高委員　ありがとうございます。

それで、現況と課題のところの記述を読ませていただきましたけれども、子供たちに係る関係者もそのかわり方、支援方法に苦慮していると、そういった状況にあるとございます。そして、こういった状況を踏まえて子供たちが二次障がい、やっぱり適切なケアを受けられなければ障がいが重くなるということも往々にしてあるわけですし、そういった二次障がいを起こさず、安心して暮らすためには個々の特性に応じた適切な養育支援が必要だと、生涯にわたる切れ目のない継続的かつ安定的な支援体制づくりが必要であると、そのように結ばれておりますが、やはり早期からの適切なケアといいますか、そういった部分で親御さんの意識づけとそのケアと、そういった部分でいかに両立をさせていくかと、本当にデリケートな領域だとは思いますが、やはり一番大事なのは全てのお子さんがしっかりと社会の中で安心して暮らしていけるかどうか、ここを確立させることができるかどうかという部分になってくるかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。この点に関しては終わりました、次に移りたいと思います。

同資料の18ページから27ページ、ちょっと事業においてはまたがる部分になるんですけども、この一連の中で塩竈市の保育にかかわる事業というところでお伺いをしてまいりたいと思います。

この一連の施策において共通しているのが、待機児童ゼロという点も含めて高い保育需要を満たしながら保育というものの量と質をいかに高めていくかと、この点が私は肝要であると考えておりますけれども、この中でもまず初めに26ページから27ページ、待機児童ゼロ推

進事業、この部分でお伺いをしてまいりたいと思います。

成果のところでは、年度当初の待機児童はゼロだったということになっておりますが、昨年の同決算委員会の中でもありましたようですけれども、保育希望というのはやはり年度当初だけではなくて、年間を通じてあるものだということがありまして、むしろ年度途中からの保育希望にもしっかりと応えていけると、これが待機児童ゼロなんだということかと思えますけれども、残念ながら年度末にかけて2名ほど待機児童が生じてしまったということになっております。どういった理由で待機児童が生じることになってしまったのか、プライバシーの関係もありますので、ある程度のところでお聞きをしてみたいと思います。お願いします。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 塩竈市の保育所におきまして、年度当初においては待機児童ゼロということでご報告はしているところがございますが、年度途中で待機児童というものが生じております。昨年度の場合、年度末で2名ほどということがございますが、やはり低年齢児の部分で待機児童が生じているケースが多くあります。その関係で、どうしても保育所が満杯の状態になっておりますと、申し込みがあっても入れないというような状況がございます。そういった点で、待機児童解消には努めてはおりますが、やはりあきが出ないことには次の人が入れない、そういったこともございまして、最終的には年度末で2名が生じてしまったということになります。以上でございます。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

やはり原因という部分では、必要な保育士の確保ができないというふうに、その課題の中にも挙げられているということでありましてけれども、塩竈市においてはほかの自治体と比較すると、待機児童という部分では数を見ればそれほど大きな問題にはなっていないのかと思えますけれども、やはり全国的な現況を考えるとといいますか、不安定雇用、低賃金、そういったところで子育て世代の方々が毎年ふえ続けているというような現況におきまして、安心して子供を預けられる、そういった環境を整えることは非常に大事でありますから、1人、2人だからいいということではないと、待機児童はゼロにしてこそだと、塩竈はしっかりと子供を安心な環境に預けて、憂いなく働ける場所なんだと、そのようにしていくことが理想といいますか、そういうふうにしなければいけないんだというふうに思うわけでありまして。

そういった中で、次に私立保育所と公立保育所の部分を比較しながら見させていただいてい

たんですが、その充足率という観点で見ますと……（「ページ数」の声あり）失礼をいたしました、私立保育園のところと言うと22ページ、公立保育所にいきますと24ページのところ、この2つのデータを比較しながら見させていただいたんですけれども、26年度の枠内において私立の保育所においては充足率というものが比較的高い水準にあると。一方で、公立の保育所のほうで見ると充足率というものがあ程度低目のところにあると。これが一体どういったところによるものなのかお聞きをしてみたいと思います。お願いします。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、資料22ページの私立保育園運営事業の中の私立保育園の充足率、全体でいきますと104.9%に対しまして、24ページの公立保育所運営事業の中では充足率、全体で91.4%ということで差がございます。まず、私立の保育園の場合、やはり運営という部分がかかわってきます。そういった意味で、市のほうから支払われる運営費補助がございますが、そちらの部分、受け入れ児童数に応じて計算されるというところがございます。そういった部分で、やはり充足率を満たしていないと運営的にも厳しいということもございませので、実際には私立保育園のほうに多目に配置をしているというような状況もございませ。それと、公立保育所の部分につきましては、充足率を満たしていない部分もございませが、やはり保育士が足りなかったり、部屋が基準を満たしていないためにその定員まで受け入れることができないとか、そういった理由もございませして、こういった充足率になっているということもございませ。以上でございませ。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

ぱっと見、こういったところに原因があるかというところがちょっとわからなかったものでお聞きをしたわけでありませけれども、片方は定員オーバー、片方はあいていると。ただ見ただけでは私そのように思ってしまうと、そういった中で危惧をしていたのは片方があいてるんだから片方に入れるじゃないかと、そういったような考え方がどこかにあった場合に、本当の待機児童はできないだろうという懸念があったのでお聞きをいたしました。それぞれのご家庭の事情、住んでいる場所、こういったところでミスマッチがあれば、あきがあっても入れないということになるわけですから、そのあたりやはりある程度余裕を持った職員配置だとか、こういった部分も必要なのではないかと考えております。

そこで、ちょっとデータの部分でお聞きしたかったのは、公立保育所の職員数といひませ

か、正規、非正規の別、あるいはクラスごとにこういった配置になっていると。

そしてもう一点、少しページ飛びまして、184ページになるんですが、重点分野雇用創造事業の中に低年齢児保育受け入れ体制整備事業と緊急雇用の部分があるわけですがけれども、保育士の配置というところで待機児童ゼロ推進事業では延べ3名で616万9千幾らというお金でありまして、こっちには6名で616万9,000円と。これは同じ事業なんだというふうに私受けとめたんですが、その説明もあわせていただきたいと思います。お願いします。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、公立保育所の正規職員と非常勤職員の状況でございます。まず、塩竈市の正規職員、保育士の数でございますが、今現在33名おります。それと、非常勤職員になります。クラス担当をしております臨時職員につきましては29名となっております。あわせると62名ほどになっておりますが、クラス分けの部分におきましては年齢ごとのクラスを編成するというのが基本ではございます。ただ、やはりその年齢ごとの児童の数に応じて1歳児と2歳児を混合クラスにするとか、そういったやりくりもしながら今現在行っているところでございます。基本的に保育士の配置の部分については、各クラスのほうには正規職員を配置することが一つ基本として行っておりますし、臨時職員の部分については副担任として配置しているという形で行っている状況でございます。

あと、重点分野雇用創造事業、先ほど184ページの部分で実績が雇用者数6人、実績額が616万9,000円ということでございます。それが資料26ページのほうに戻りますと待機児童ゼロ推進事業の資料の中では低年齢児保育受け入れ体制整備事業、この部分で3名ということで実績が載っておりますが、重点分野雇用創造事業の部分におきましては延べ人数になっております。半年ずつ3名ずつの雇用ということで計6名ということで記載されているという状況でございます。

以上でございます。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。詳細なご説明をいただきまして、本当にありがとうございました。

それで、公立保育所における保育士の配置の実態というところをお聞きしたわけですがけれども、そのほかに個人的に認可の私立保育所にもお聞きをしてみましたがけれども、なかなか助成事業、運営事業とそういった枠内での運営がかなり苦しいものがあるという実態をお話しをいただきました。少し実態をご紹介しますと、まず国の基準が非常に緩いという中で、

基準以上に保育士などを配置していかなければ子供たちを守れないと、そういった強い決意の中で運営に取り組んでいるそうでもありますけれども、そういった中でもやはりぎりぎりのところで抑えながらでないとやっていけない、こういった実情があるそうでございます。やはり保育士が不足していると。急な欠員にはまず増員対応はできないと。どうするかといえば、そこにいる人員で業務量をふやして対応するしかないんだと。なぜ不足かといいましたら、やはり低賃金で労働としてはなかなかきついものがあると。専門的な知識が求められる中で、やりがいでだけではなかなか続かない、そういった中で先ほど公立保育所のほうでは正規、非正規がおおよそ1対1に近いところというようなお話をいただきましたけれども、この私立保育所さんでは正規、非正規の割合をおおよそ2対1ぐらいでやっておられるそうでございます。これは正規の割合を何とか高くして、保育士さんの生活と子供を守ること、この両立を図りながら必死にやっていると、そういった中でやはり本当に難しい現実があるということをお聞きしてまいりました。やはり子供を育てるという中で、いろいろな事情を持ったお子さんなどもおりますけれども、専門職に近い知見といいますか、そういった部分が必要とされる中で、本当に難しい現実があるということをお聞きしてまいりました。

それで、この施策評価の中にもいろいろ見てまいりますと発達障がいというようなキーワードも出てまいります。そういった中で、発達障がいに限らない部分でもいいんですけれども、公立保育所などでこういった事情をお持ちのお子さんというのは何人くらい今つかんでいらっしゃるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 先ほども発達障がいの関係で健康推進課長のほうからもお話がございました。まず、発達障がいと言いましても診断を受けて病名がついている子供、それ以外にも診断を受けていないで発達障がいの疑いというような感じの子供もいるような状況でございます。ただ、実際には平成26年度におきましては、診断名のついた子供にはなりますが5名の障がい児童が公立保育所のほうではございました。それ以外にも、診断名のついていないお子さんもいらっしゃいますので、そういった点ではやはり保育士的には目を向けてやらなくてはならない子供もおりますので、そういった点ではなかなか保育の部分では厳しい状況はあるかと思えます。以上でございます。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

やはりこういった部分の対応といたしますか、あるいは発達障がいに限らずいろいろな事情を持ったお子さんがおりますけれども、そういった部分の受け入れというところで、今回は決算委員会なのでこの中ではやりませんが、今後の課題として例えばてんかんをお持ちのお子さんをどう受け入れていくかだとか、あるいは病児、病後児保育の受け入れ問題、そういった部分を課題として今後検討していただくこともあわせてお願いをしたいと思います。そして、やはり根本的な保育事業のあり方としてしっかりと保育士を確保していくと、職員を配置していくと、待機児童ゼロを数字上のもので捉えるのではなくて、どんなお子さんでも安心して預けられて、安心して働くことができると、そういった理想の保育環境の整備に向けて今後の努力にご期待を申し上げて、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次の質問でございますけれども、同資料の28ページ、放課後児童クラブ事業のところに関しまして何点かお伺いをしたいと思います。

ここでも発達障がいというキーワードが出てきます。学校での体制づくりというところもあるんでしょうけれども、学童保育という部分で発達障がいのお子さんがどうかかわりをしているのか、どういったふうに受け入れているのか、そういったところ、その実態を少しお聞きしてみたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、今年度の部分で言えば平成27年4月1日時点では349名ほど児童が入級しております。その中でも、発達遅滞と言われる知的障害を持ったお子さんが13名ほど、それから広汎性発達障がいという形で入級されている児童が22名ほどおります。合わせますと35名ほどいるということで、全体の約1割程度、入級しているというような状況になっております。それ以外にも、先ほども言いましたように親が認めない、あるいは診断を受けていない、そういった児童も中にはおりますので、障がいが疑われる児童も含めるとそれ以上の人数にはなってくるのかなということでは考えているところです。そういったことで、平成27年度におきましてはある程度、そういった1割程度の障がいを持つお子さんを受け入れているというような状況でございます。以上でございます。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。これも今後ますます大きな課題になってくるだろうというふうに考えております。それで、決算委員会の中ではありますけれども、今年度から子ども・子育て支援新制度も始まったということもありまして、受け入れ人数がふえた中でこういった障がいを



お持ちのお子さんの受け入れという部分も今後さらにさらに考えていかななくてはいけないのだろうと、そのように考えておりますけれども、専門的な知識、スキル、そういったものが職員の方々にも今後ますます求められてくるという中で、しっかりとした体制づくりという点でひとつよろしくお願いをしたいと思います。

新制度施行ということを先ほど申し上げましたけれども、平成26年度の事業のところでは恐らくは保護者宛てで行われた4年生以上になってからの利用についてのアンケートの結果からではないかと思っておりますけれども、杉の入小学校において仲よしクラブで1クラブ増設をしたというふうにありますけれども、具体的にどういったものをどういうふうにふやしたのか、そこをお聞きしてみたいと思います。よろしくお願いたします。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、杉小仲よしクラブ、今まで平成26年度までは2クラブ、それから平成27年4月から入級児童の増加に伴いまして1クラブ増設するための準備をいたしました。その内容でございますが、杉の入小学校の空き教室をあけていただいたという形なんだろう、1教室、対応するために整備をしまっていました。内容としましては、まず教室の中に防災じゅうたんを敷くということもあります。それ以外に、扇風機あるいは収納用の戸棚、それからテーブルですね、子供たちが座るための座卓とかそういった部分を整備してきたところなんです。そういった形で、4月の開級に向けて整備してきたところでございます。以上でございます。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

そういった中で、今後ますます受け入れ人数がふえるだろうという中で、たくさん課題があるかと思っておりますけれども、クラブ数の増設という点から見て待機児童をやはり出さないような取り組みというところをお願いいたしまして、このテーマに関しては一般質問でも今後取り上げてまいりますので、今回は次に移ってまいりたいと思います。

次に、同資料の232ページ、小学校の指導教員配置事業の中で少しお伺いをしたいと思うんですけれども、この中で施策の実績の2番、各校で習熟度別少人数指導を行ったというふうでございます。児童一人一人の実態に応じた指導を行うことができたとありますけれども、これは具体的にどういった形の指導だったのか、例えば各校ごとにこういった違いがあるかどうか、そのあたりのところを少しお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○西村副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えしたいと思います。

一般的な通常学級における教科指導の中で、一斉指導との違いということでご説明したいというふうに思っております。皆さんご存じだとは思いますが、一斉指導につきましては教員1人が学級の児童生徒全員に対して指導を行うものでございます。それに対しまして、少人数指導というものがあるわけなんです、少人数指導は基本的には一つの学習集団である学級を幾つかのコース別に分けたり、別教室で指導を行うものであります。その形態というのはいろいろな、県の教育委員会からも手引書など出されているわけなんです、その形態の一つに習熟度別少人数指導というものがございまして、これにつきましては、基本的には同じ学習内容を別々の教室で、指導者がそれぞれにつきまします。2人の教員が1コマで別々の場所において指導すると。その中でも習熟度別に分けるという意味でございまして、それにつきましては簡単なある一つの小学校の例を申し上げますとあくまでも子供たちの自己評価、それから希望に基づいてどんどんコースとじっくりコースという2つのコースを年度初めに設けますよと、そういうことでの習熟度別の少人数指導をまず行いますというようなことを児童生徒のほうに知らせ、そして保護者にも知らせ、子供たちの自尊感情を配慮しながら、保護者の意向にも配慮しながら進めていかないとうまくないところがございますので、能力別の学習指導とは若干その辺が違うところがございます。完全に習熟度に分けるという意味ではなくて、大まかにそういったことで分けて、子供たちのニーズに応じて自分はどんどんコースで、どんどん進んだ発展的な学習内容、教科書の学習内容に基づいて、授業の後半にはそれよりもやや高いレベルの発展的な問題に挑戦させたり、そういったことがどんどんコースのほうの特徴でございまして。それに対してじっくりコースのほうは基礎・基本をじっくりと、同じ学習内容であっても基礎・基本の定着を目標にして、それこそ発展的な問題よりも繰り返して反復して子供たちにしっかりと基礎・基本を身につけさせるという、そういったコースで設定して進めている例がほとんどでございまして。以上でございます。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

まさに私が懸念していたところを先取りしてお答えいただいたなというふうに思ったんですけども、じっくりコース、どんどんコースというふうに指導が分かれるという中で、私が懸念をしていたのは、クラスとして目に見える部分で児童が分けられるという点に関して、例え

ばいじめだったりからかいだったり、そういった対象になってはいないかというあたりを懸念したわけでありまして、そういった中で能力別というところよりも例えば児童の希望、あるいは自己評価、そういったものを配慮しながら分けていただいているということで、そこに関してはお伺いしようかと思ったんですが、お答えをいただいたので、わかりました。そういった意味では、児童の心理という点で非常にデリケートな部分がやはり絡んでくるのかなというふうに思っております、そういった点を踏まえていじめの対象になってしまわないようにだけ、そういったところだけ市として慎重な取り組みを求めてまいりたいと思います。この部分に関しては以上であります。

次に、最後の質問になりますけれども、256ページの小中学校特別支援教育支援員配置事業、この部分で最後にお伺いをしたいと思います。

この施策の実績を見させていただきますと、配置として浦戸を除く各小学校に1名と中学校で1名ずつに加えて、緊急雇用創造事業を活用してさらに各プラス1名ということになっておりますけれども、これは平成26年度においてその対応を必要とする児童何名ぐらいいに対してこういった配置になったのかなというところをお伺いしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○西村副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 まず、特別支援教育の支援員の配置につきましては、繰り返すようになりますが浦戸を除く10校に対して各1人ということでございます。これが市費の支出による支援員の配置でございます。そのほかに、26年度におきましては、緊急雇用創造事業の活用で各学校に1人ずつつけていると。したがって、基本的には各学校に2人ずつ配置していったというのが26年度でございます。

しかしながら、各学校における特別支援教育の支援員の役割が若干違っておりまして、というのが学校の実情に合わせて、ある学校については完全に8割方、1週間の時間割をもとにして特別支援学級への支援がどうしても必要だという場合についてはまずそこが最優先ということで考えている学校がほとんどではございます。ただ、何校かについては学校の実情と申し上げましたのが先ほど来いろいろ発達障がい等の話が出ているわけなんです、中には通常の学級にいながいわゆる発達障がいの可能性のある子供もいるわけでございます。そういったところの通常学級にどうしても入ってほしいんだというようなニーズがございますので、そういった場合についてはまずそちらを優先して、通常学級の各教科の授業に入ってその子を見守ると、

そういった支援というようなこともございますので一概に、数字だけ今から申し上げるところでございますが、どこの学校でもそうだというわけではございませんので、ご承知おきいただければと思います。

まず、特別支援学級につきましては26年度は小学校が40名おりました。それから中学校が19名、合わせて59名が特別支援学級の児童生徒数の在籍数でございます。しかしながら、その特別支援学級の種別になるんですが、これは発達障がいじゃなくて情緒障がいと呼んでいるんですね、種別に分ければ、6種類ございます。知的障がいと病虚弱、そして3つ目は弱視学級、そして4つ目が情緒障がい、5つ目が肢体不自由、そして6つ目が聴覚障がいという種別がございまして、一番多かったところが昨年度は第二小学校が5学級ございました、特別支援学級が。しかしながら、在籍の学級で最低1名なんです、多いところだと昨年度については3名在籍なんです。法令上8名まで1人の教員が面倒を見るというふうになっておりまして、最大は幸いながら3名というところではございましたが、そういった状況にございました。それから、中学校においては大体二、三学級のところが実際のところではございました。これが27年度になって、小学校のほうは40名で変わらないのですが、中学校のほうはふえまして26名、特別支援学級に在籍の生徒数についてはふえているという状況でございます。

以上でございます。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

先ほどのご説明の中で、各校ごとに運用面ではある程度裁量を持っていただいて、その実情に合わせて適切にということかと思えますけれども、今回懸念をしているのは先ほど人数のところも教えていただきましたけれども、やはり必要な絶対数といえますか、そういった部分が足りていないのではないかとこのところでございます。やはりどうしても専門的な知識、経験が求められてくるだろうと、そのように考えるわけでありましてけれども、私これまで何度も発達障がいというキーワードを述べてまいりましたけれども、この中で一つ実績として書かれている特別支援教育支援員の技能向上のための取り組みというところ、例えばこれは年度内に2回行われたわけでありましてけれども、ちょっと具体的にどんな取り組みであったのかなというところ、あるいはほかにもし載っていないような取り組みがあればそこも含めてお聞きをしてみたいと思います。お願いします。

○西村副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長　まず、256ページの実績の3にございます研修会2回の内容でございますが、簡単に申し上げますと2回ともですが、大学の専門の准教授を一度呼びしております。その准教授からは、先ほど来いろいろ話題になっておりますが自閉症とかいわゆる発達障がいの特徴とその対応についてということで、こういった子供についてはこういうかかわり方をしたほうがよろしいですよと、そしてまたこういうかかわり方をしてはいけませんよと、逆効果ですよというような非常に具体的なお話を頂戴いたしました。ここに支援員だけでなく特別支援コーディネーター、そして保健師、関係者、それから保護者にも参加していただいております。それからもう一回につきましては、昨年度は特別支援教育にかなり詳しい臨床心理士さんから、相談業務を通じて知り得たお母さん方の悩みに対応するような内容のお話を頂戴し、大事なのがその後のシェアというか質疑だったんですね。質疑が非常に丁寧に行われまして、ふだんから子育てで、あるいは指導で困っている悩み相談の時間ということになりましたが、研修会の内容はまずそんなところでございます。

なお、特別支援教育支援員さんにつきましては、主の指導者ではございませんので、基本的には通常の業務の中で放課後子供たちが帰ってから指導される特別支援学級の担任もしくはコーディネーターの先生方からいろんな具体的な指導方法について指導いただく時間もでございます。そういったことで、日常的に研修は行われているというふうにこちらのほうでは捉えてはいるんですが、専門家のお話を頂戴することも非常に大事というふうに考えておりますので、研修会を2回開催しているところでございます。

以上でございます。

○西村副委員長　小高委員。

○小高委員　わかりました。そういった意味では、やはり専門的な分野での知見、経験、こういったものが必要とされてくるだろうという中で、こういったところである程度しっかり相談部分の取り組みをやっていただいているということがわかりましたので、さらにさらに進めていただきたいと思います。

それで、先ほど来申し上げておりますようにこの支援員さんという部分でやはり絶対数が足りないだろうという思いがありまして、そういった点で、これが最後の問いになりますけれども、募集される場合の処遇面だとか資格要件、あるいは応募の実態、そしてもしわかればなんですが、緊急雇用創出事業の中でこの特別支援学級に係る部分、平成27年度はどうなっているのか確認をさせていただきます。お願いします。

○西村副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 処遇というようなことがございましたが、基本的には特に教員免許を持っているとか、そういった要件はございません。しかしながら、実際の応募状況等を見ますと、私も実際に面接しているわけではありますが、過去に同じような支援員を他市町村でやっている方、あるいは子育てを通じて我が子がそうだったとか、あるいはそういった子供にかかわったことがあるという経験の方がほとんどでございます、安心してお願いできる方だなというふうに感じているところでございます。

また、処遇等につきましては他の非常勤の職員さんと同じでございます、1日当たり6時間、時給にしますと今年度は800円ということでお勤めいただいております。年間200日、そして保険については事業主のほうでということで教育委員会側のほうで半分、そして半分は個人負担と、そういうようなところで対応しているところでございます。

それから、今年度の状況でございますが、国の復興費の縮減等の影響もございまして、今年度については緊急雇用の分、先ほど浦戸を除いて各校1人ずつと申し上げましたが、小学校からは引き揚げざるを得ない状況がございまして、中学校に1人つけております。また、先ほど話題になりましたが、小学校でその分どうしても必要なときには小学校指導教員に少し手助けいただくように学校のほうにはお願いしているところでございます。

以上です。

○西村副委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。

時間もなくなってきましたので、質問のほうは終わりにしたいと思うんですけれども、その募集に関しては特に資格要件はないけれども、子育ての経験が豊富だったり、同じようなお子さんにかかわっておられた支援員の経験がある方ということでお話をいただいて、少し安心したところであります。この支援員さんの方々、私も何人かお話をお伺いしましたけれども、やはりおっしゃるのは子供たち一人一人に寄り添って、お互いに信頼関係を築きながら支援をしていくんだということが本当に大事なんだというふうな話も聞きまして、そういった点でやはりある程度の処遇を保障しながら、やりがいのある仕事として市がしっかり支援員さんの生活も含めて、子供たちも含めて支えていくと、こういった取り組みをしてこそ本当の意味でのしっかりとした支援制度ができるのではないかと考えております。例えば年度が変わったときに、先ほどちょうどそのお話をいただいたところでありますが、予算の都合などで支援員さん

がいなくなってしまったと、あるいはかわってしまったというところで、支援員さんご本人の事情もあることなので、一概には申しませんけれども、支援を必要とする子供たちにとってせっかく築き上げた信頼関係が崩されてしまうというようなことは本当につらいことだろうと察するところがございます。そういった点で、子供たち一人一人の事情に合わせながらしっかりと増員をしていただくと、あるいはしっかりと予算を確保していただくと、市として責任を持って子供たちにしっかりとそのあたり寄り添っていただくことをお願いしたいと思います。そしてまた、今年度から施行されました全体的な部分にかかわるところでございますけれども、全体的に子ども・子育て支援新制度というものも始まりまして、子育てにかかわる部分が大きく変わってくるということもございます。本当に子供の未来を保障するという観点で、財政的な部分、本当にお金のかかる分野ではありますけれども、損して得とれと、言葉は適切かどうか分かりませんが、子供たちの未来を保障することが市の未来にもつながってくるかと思しますので、最後にそこを強くお願いをいたしまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○西村副委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明9日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時45分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成27年10月8日

平成26年度決算特別委員会委員長 鎌田 礼二

平成26年度決算特別委員会副委員長 西村 勝男

平成27年10月9日（金曜日）

平成26年度決算特別委員会

（第3日目）



平成26年度決算特別委員会第3日目

平成27年10月9日（金曜日）午前10時開会

---

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

---

欠席委員（なし）

---

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	政策調整監	佐藤修一君
健康福祉部長	桜井史裕君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	阿部徳和君	震災復興推進局長	荒井敏明君
建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局次長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村淳君

市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
市民総務部 市民安全課長	伊藤英史君	健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 健康推進課長	相澤和広君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
産業環境部 浦戸振興課長	草野弘一君	建設部 都市計画課長	阿部光浩君
建設部 定住促進課長	佐々木誠君	建設部 土木課長	本多裕之君
建設部 下水道課長	佐藤寛之君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会 教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会 教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	教育委員会 教育部 学校教育課長	高橋義孝君
教育委員会 教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君	教育委員会 教育部 市民交流センター館長	伊東英二君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 おはようございます。

ただいまから、平成26年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、これよりきのうの会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

審査に当たっては、一般会計の範囲内でご発言くださいますようご協力願います。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑、ご意見などについてご発言をお願いいたします。

小野委員。

○小野委員 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうからも、26年度決算について質疑をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、初めにといえますか、大体資料No.9 主要な施策の成果に関する説明書の中からの質疑をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、一番後ろの434ページですけれども、平成26年度決算状況の表のところから3点ぐらいちょっとお聞きをしたいと思います。それで、以前公明党といたしましても、この決算審査ということのところ勉強しに行ってきております。それで、そういった中で、この決算状況の表を使いまして講師の方よりいろいろ話を伺ったわけですけれども、その中で3点だけちょっときょうは確認をし、また勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、まず最初に435ページのほうになりますけれども、性質別歳出の状況ということで、右上のほうにございます。その中で人件費、そして扶助費、公債費ということで、義務的な経費というところにはなるとは思いますけれども、その中で人件費の部分ですけれども、この経常収支比率、これ26年度27.7%ということになっていますけれども、私たち勉強しに行ったときは24年度のこの決算状況の表を使ってちょっと勉強させていただいたんですけれども、この24年度も26.5%なんです、この経常収支比率。そして、25年度が25.6%ということで、こういったところで、比率としては多いというような感じの部分でちょっと教えられたというかわれたという部分があるんですけれども、これと経常収支比率のこの25.6%、26.5%、27.7%という、この数字的にはどういうふうに見たらいいというのか、またどのように見ていったら

いいのか、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

経常収支比率の人員費のところでの比率の内容、それと24年度と比較してどうなのかというようなご質問でございました。人員費は、皆様ご承知のとおりいわゆる義務的経費と言われてまして、人員費、扶助費、公債費が削るにしてもなかなか削れない部分、そういった費用の性質のものでございます。経常収支比率はそのうち人員費の中でもさらに経常的に必ず職員がいる限り当然払わなければいけないお金、そういった部分の支出がここの部分での表示になっております。

今回の27.7%ということでございますけれども、今回の経常収支比率は昨日もお話ししましたとおり、前年度よりも全体として伸びております。そのうちのやはり人員費も増要因の一つになっております。実は、これ要因としましては大きくまず2つございまして、1つがやはり昨日から申しました一般財源の減によりまして、計算上、分母が、要は一般財源減ることによって分母が小さくなると、そうすると比率的には上がってしまうというのがまず1つございます。

あと、もう一つは、実は昨年、25年度決算というのは、実は特別低い状態でございます。これは、塩竈市の職員の独自削減を実施しました。それで、一般会計ベースでおよそ4,000万円程度の削減ということを実施したんですけれども、それで昨年度実は低かったというのがございます。これが26年度で回復しましたので、もとのベースでの、つまり前々年度の24年度ベースに近づいたというかそういった形の計算になっております。総じて申しますと、まず分母の件、それと独自削減の復元に伴います増というのが主な要因になってございます。

なお、職員数の話もございましたが、職員数に関しましては、ご承知のとおり、震災後、職員数削減等については完全に凍結しております。そういったことから、自然増減部分はあるかと思っておりますけれども、実際の職員数をベースとした数字に対する影響というのはさほど大きな部分はないかというふうに考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

勉強に行って、また財政課長から聞くとお深まるなという感じをしておりますので、あと私ももっと勉強して、この点も追及というかいろいろやりとりもしていきたいなと思っております。

ます。

あと、またもう一点は、434ページの上段の右、26年度ということで、歳入総額のずっと右の区分で基準財政収入額とか基準財政需要額とか標準税収入額ということであって、その下に標準財政規模、ああ、これはいいんだね、当たり前に入ってくるやつなので、そのずっと下の実質公債費比率ということで、これ健全化判断基準のところにもなると思うんですけども、この部分、今回は11.5%ですよ、26年度は。24年が12.9%、そして25年度が12.8%ということになっているんです。それで、話を聞くと、その勉強しに行ったときには、ここは15%を超えると大変厳しい状況になってくるんだとそういうお話を聞いているんですけども、この点、どういふうにこの状況、24年から26年度のこういった状況を見ると、どのようにこの辺も見たいければいいのか、この点もちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

実質公債費比率についてでございます。まず前段、15%というお話、委員からございました。国の基準では、早期健全化基準、いわゆるイエローゾーンというのは25%で、財政再生基準がさらに多い35%ということで、15%がそのままイエローゾーンになるということではないんですけども、ただもちろん15%程度になりますと、大分公債費、いわゆる借金の部分での返済等で全体の決算に対しては額が大きくなるというのは容易に想像できるポイントかと思われま。そういったことからのお話だったのかなというふうに想像いたします。

実質公債費比率の今回の中身でございますけれども、恐れ入りますが、資料No.3 ございましたらお開きいただきたいのですけれども、資料No.3の4ページをお開きください。

こちらに監査から提出された資料でございますけれども、このページ、実質公債費比率の過去3カ年の推移が掲載されております。下から2番目の単年度当たりの実質公債費比率をごらんになっていただければわかりますとおり、26年度、単年度で見ますと9.512%で、昨年度、25年度が12.416%、さらにその前が12.696%ということで、3カ年でやはりこれはもう減少しております。

あと、なおこれ実質公債費比率の3カ年平均で表示するものでございますが、3カ年平均、今回11.54%に対して昨年度の3カ年平均が下の米印にありますとおり12.85%、平均でもマイナス1.31ポイントほどの減ということになっています。

公債費に関しましては、昨日もご答弁申し上げましたとおり、塩竈市としては大分抑制策を

過去から図っておりまして、大分この部分に関しては良好な水準のほうに下がってきている状況であるというふうに思われます。

今回も下がった理由といたしましては、まず1つがやはり公債費自体が順調に下がってきているということがございます。それと、この計算上、準元利償還金という概念がありまして、特別会計及び企業会計に対する繰出金の中で、公債費に充当される部分に対しても元利償還金と同じものだろうということで計算に算入されることとなります。これが今回下水と病院に対する繰出金のうち公債費に充当される分、これが減になったのが非常に大きな点になっております。なお、ただ、先ほど来申しております一般財源の減、これもやはり分母に使われておりますことから、実はこれマイナス要因の中に入っております。だから、それをのみ込んだ上で自然減と、あと準元利償還金の減がさらに下回ったということからポイント的には下になったということになります。

なお、余談になるかもしれませんが、類似団体との比較も来てございます。実は、公債費、塩竈市としては大分低くなっているということで捉えてはおるんですけども、類似団体と比較すると、でも残念ながら1ポイントから2ポイント近くこれでもやはり高い状態であるのは現状でございます。つまり類似団体のほうはさらに絞って、いいか悪いかは別として、各普通建設事業等を大分抑制しているのかなというふうに想像するところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ありがとうございます。

それでもう一点、ちょっとお聞きしたかったんですが、435ページの左下のほうに市町村民税の状況というところで、市町村民税の中に法人税割というところであるんですけども、これ24年度が3億1,553万6,000円とかその辺になっていたんですね。そして25年が2億7,664万7,000円ぐらいになっていたんですが、今回は2億2,274万7,000円ということで、ここが増加というかしないと雇用状況が悪いというか雇用がふえないというかそういう状況が見えてくるんだということで、そのときお話があったわけですけども、この伸び率が悪い状況というのはどのようにこの辺見ていったらいいのか、この点お聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま法人市民税の前年度に比べて減額しているといった中身についてご質問ありました。昨日もちょっとご説明差し上げたんですが、まず前年度に比べます

と5,200万円ほど減額しております。その中身といたしましては、昨日もこれもご説明したんですが、金融関係が好調だったという部分はあるものの、水産加工業、卸売業、飲食店、サービス業などが下回っているのが原因だということで考えております。

ただ、今後、こちらの伸びについての見込みということになると思うんですけれども、私たちとしましては、やはり市内の水産業界の振興と、あと今後の企業誘致などについて、将来の法人税の見込みが立てられるのではないかというふうには考えておりますが、具体的にちょっと説明させていただきますと、例えば、済みません、資料番号23の26ページに法人税の詳しい内容記載しておりますので、そちらをベースにちょっとご説明させていただきたいと思っております。

議案資料番号23の26ページになります。そちらのほうには、調定額あるいは収納額ということで上のほうに記載していますが、その下に納税義務者数の調定額ということで記載しております。こちらのほう、下段の左から2番目、納税義務者数、結局法人数ということになります。こちら1,414社というふうになっております。これは、実は昨年度、近隣の多賀城市なんですけれども、多賀城市の状況と比べますと、実は昨年度3億9,000万円ということで、ほぼ同じ金額でした。ところが、ことし、多賀城市のほうは5,000万円上回ってしまっていて、塩竈市のほうでは5,000万円ほど下回ったと。それをちょっと分析していきますと、こちらの中で5号法人以上、つまり資本金が1億以上の法人が塩竈では約131社、10%に当たるんですが、多賀城市は179社、15%を大企業が占めているといった部分があります。ですから、今、私もほかの市町村の法人税、いろいろ見たんですが、やはり法人税は大企業を中心に今アベノミクスということで伸びておりまして、そういった部分では塩竈の特徴としましては、中小企業が多いためにそちらの国全体の景気の部分になかなか乗っていけないのかなといった内容となっております。あとは、今後、そういった部分ですので、状況ですので、先ほど言ったような水産振興を今後、魚市場も完成したということなので、そういった部分では関連企業の進出とかそういったものに期待していきながら税収の見込みを考えているような状況です。

以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 では、私も期待をいたしまして、ここからの質問は終わらせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、41ページです。子ども医療費の助成事業ということでございまして、この入院とか外来に塩竈でいいますと子ども医療費、通院の部分で25年と26年と対象拡大を行

ってきて、今あそこからどの辺までなのかという部分もありますけれども、この表の1番の子ども医療費助成受給児童数の中で、入院、外来、小学校1年生から中学3年生までということで、25年度拡大、市独自ということで、外来のほうもそのような部分ありますけれども、これ学年というか小学校、中学校、1年生、2年生とかそんな細いところまではあれだと思んですけれども、この比率を学年ごとに分けてちょっと教えていただきたいということでありま

すけれども、この点をお知らせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず、子ども医療費助成事業受給者児童数についての各学年別の人数についてということのご質問についてお答えさせていただきます。

学年別につきましては、こちら資料9番の41ページに記載させていただきましたとおり、入院の小学校1年から中学校3年までは3,141名となっております。うち、これを学年別に申し上げさせていただきますと、まず小学生のほうですけれども、1年生から順にですけれども、小学生、1年生から344名、以降、2年以降順番に申し上げます。352名、346名、347名、371名、331名、以上合計の2,091名が小学校の対象児童数となります。続きまして、中学生の対象生徒数になりますけれども、中学1年生から順番に申し上げます。338名、376名、336名の合計1,050名が対象の中学生の生徒となります。合計しますと、小学生の2,091名と中学生の1,050名の合計3,141名がこちらの資料9番の41ページに記載させていただきましたとおりの人数となります。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。この子ども医療費の部分では、やっぱり今全国的に見ると高校生ぐらいいまで行っているところも出てきたりもしていますけれども、これ所得割とかも、「所得割何とかしてほしい」という声もあるわけですが、撤廃までは行かなくても、これ今大体300万、400万の基準にはなっていると思うんですけれども、そういったものを基準を上げるというところになりますとどういった状況が生まれてくるのか、その点ちょっとお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ご質問ありました対象児童に対する所得制限の限度額、これがどういった影響があるかということについてお答えをさせていただきます。簡単に説明させていただきますと、所得制限の限度額というのはこちらの子ども医療費助成についてもご指摘の



とおりがございます。例えばでございますけれども、子供さんが、扶養人数がということですが、お二人という場合には所得額、これは控除後の所得額ということになりますが、こちら416万1,000円というのが限度額となりまして、これ以上の方々については対象とならないと。それ以下の方々が見守手当の対象の方々となります。さらに、ご質問にありましたどういった影響があるかと。金額ベースでの影響でございますけれども、対象とならない方々の割合というのは、ざっと計算しますとおおよそ10%から15%の間というふうに捉えております。

金額につきましてですけれども、所得制限外の方々でございますが、未就学児の場合の入院の影響額は130万円ほど、さらに外来の場合の所得制限の方を撤廃した場合には約600万円弱ほど、それと大ざっぱではありますが、中学校と小学校の現在の入院の今対象外となっている方、所得制限ということになっておりますが、この方々がもし所得制限撤廃された場合にかかる費用としては150万円弱ほど、それと外来の部分ですと、小学校の1年から6年生になりますが、これらの方々の所得制限を撤廃した場合の影響額としましては、約1,200名弱ほどというふう

に捉えております。よろしくお願ひいたします。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それで、本市にとっては、今いろんな対象年齢の部分とか所得とかありますけれども、本市にとってどのようにこの辺、対象年齢、上げる、上げないを考えていただけるのか、ちょっとこの辺だけ確認をさせてください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 子ども医療費助成の拡大についての今ご質問をいただいてまいりました。これまで外来については小学校6年生まで、入院につきましては何とか中学校3年生まで拡大をさせていただいてまいりました。これから先もでき得る限り市の財政状況の中で子ども医療費の助成拡大ということに努めてまいりたいと思っております。今、当面検討させていただいておりますが、全般的な傾向としては、入院・外来とも中学校3年生までというような市区町村が多いということの現状を考えますときに、本市も、できればその水準まで引き上げたときにどのような財政負担が発生するかといったようなことについて今ケーススタディーをさせていただいているところであります。今後も、でき得る限り子育て支援ということで、子ども医療費の助成拡大の検討をさせていただきたいというのが実情でございます。よろしくお願ひいたします。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それで、今国のほうでも9月からの厚生労働省で公明党もリードをして進めているわけですけれども、子供の医療制度のあり方等に関する検討会ということで、いよいよ国のほうでも動き始めてきたというところがございます、この中には地方議員等も入って行っております。それで、今1,742の全市区町村が独自に医療費を助成しているというそういう状況もありますし、その対象年齢は異なっているんですけれども、自己負担ゼロという自治体はその半分以上の56.6%を占めているとそういう状況があるみたいです。そして、これもちょっとお聞きしたいんですけれども、独自に子ども医療費の窓口負担を減免している自治体に対しまして現在国民健康保険の補助金の減額調整とかそういったペナルティ的な部分がちょっとあるとお聞きしたんですけれども、この点、中身ちょっと教えていただきたいと思えます。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 乳幼児医療費独自助成に対する国のいわゆるペナルティ措置というご質問についてお答えをさせていただきます。

委員ご指摘のありました減額、いわゆる国からの補助金、交付金の減額措置につきましては、私ども塩竈市は国民健康保険事業ということを保険者としてお預かりさせていただいております。その中で、国の療養給付費交付金という補助金の中で、ご指摘の減額というのはされております。国の減額の趣旨といたしましては、医療機関のほうで普通であれば2割または3割の窓口負担があるんですけども、これが窓口負担がなければ受診する患者数、受診する機会もふえるであろうということで、それを医療費についてはその分は国のほうとしては減額しますという仕組みだというふうに伺っております。減額措置のことについては以上となりますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ですから、そういったことを含めまして、厚労省のほうでも9月ですか、子供の医療費の助成制度をめぐりまして本当に有識者検討会を設置されたというお話もお聞きをいたしました。この点も子ども医療費等について1年をめどに検討されていくというように国の動きも出てきているところでもありますので、我々地方議員からも、本当に自治体のペナルティはおかしいんじゃないかということで、財政状況が厳しい自治体の立場を踏まえて、そういったところも議論してほしいというそういった声も上げながらちょっと進めておりますけれども、こういった点も、いろいろ国、県のそういった動きを見ながら、やっぱり我々

の本市でもこういったところを進めていかないと、ただ上げるだけ上げてという問題でもございませんので、そういった国とか県の取り組み等も見ながら、今後子育て世帯の負担軽減のため努力をして進めていただきたいということをお願いして、この点については終わりたいと思います。よろしく願い申し上げます。

それでは、続きまして、いっぱいあるんですけども時間がないので省かせていただいて、119ページで防災体制整備事業ということで、これ1番マンホールトイレ設置、時間もありませんので聞くだけお聞きしますけれども、これ今設置内容等を見て設置場所等もわかりますけれども、これを指定避難所と言われるところに全面展開というか、全て計画的に設置されていくのか、その点だけちょっと確認をさせてください。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 マンホールトイレの今後の設置計画ということでした。現在、市内の小中学校を中心に3カ所ずつ設置しております。今後につきましては、指定避難所に設置する方向でありますが、ただ去年指定避難所を追加しました合同庁舎とか、あと一森山の道場とかについては、市有物件じゃないもので、これについては今後調整しながら検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。市のものだったらいいけれども、民間のものだったら協議の上で進めるしかないというところですね。では、この点も被災あったときは、やっぱりトイレとかと水とかとそういったところが一番必要というか困った部分も出てきていますので、この点も努力していただいて進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、続きまして125ページです。防災ラジオ整備事業ですけども、この4番の配付先及び台数とかはいいんですけども、その下に避難行動要支援者台帳登録者ということで、この点の進め方というのはどういった進め方としておられるのか、お聞きをいたします。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

避難行動要支援者の登録ということでございますけれども、少し状況を説明させていただいてよろしいでしょうか。

避難行動要支援者の名簿を作成した背景なんですけれども、平成25年6月に災害対策基本法

の一部改正が行われまして、災害発生時の避難に特に支援を要する方の名簿が市町村に義務づけられたということをごさいます、本市では避難行動要支援者名簿の対象者として生活の基盤が自宅にある方ということで、要介護3から5までの方とか、あるいは身体障害者手帳の1級、2級の方、あるいはその他高齢者のひとり暮らしで支援が必要な方で災害時に何らかの手助けが必要だということをごさいます、25年9月に広報を通じて登録の募集を行いまして、民生委員の方々のご尽力もありまして1,050人ほどの登録をいただいております。その後、民生委員を初め、消防事務組合や社会福祉協議会に要支援登録者の身体力を含めて全ての情報を提供しているということで、その登録については毎日、日々必要な方については民生委員さんとか、あとご家族を通してこちらのほうに申請いただいているというそういった状況でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。この点、今の話聞いてわかりますけれども、これ町内会とかでも、防災部とか、この避難行動要支援者の名簿の部分で大変苦勞して取り組んでいるところもありますし、ですのでこういったところに情報提供されるというような状況も出てくると思うんですけれども、そういった場合に、もらった町内会では項目の部分で空白があると、何でここ空白なんだと。行政がやっているのに何でここが空白なんだというようなそういった声も聞こえますので、なぜそこは空白なのかと。やっぱりここは個人情報保護法で相手側がここは開示しないでほしいとかそういったことを言っているんだとは思いますが、そういったところもきちんと説明をしていただいた上できちっと情報提供をしていただかないと、市民の方、行政が情報を提供するという事は全て把握した上でのことだということで、ちょっとその辺で疑問を抱くときありますので、その点だけちょっと、私も防災関係に入って話を聞くと、そういった点なんか疑問に思っているところありましたので、そういったことも気をつけながら今後進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、時間がないので次に行かせていただきます。

それで、129ページの防犯対策事業ということをごさいますけれども、施策の実績の中の1.防犯対策事業内訳の(7)LED防犯灯整備事業ということで、これ今までも取り組んで来て、どのくらいまで来ているのか、また今後の計画、これずっと継続されていくのか、その点も含めてお話を聞きたいと思えます。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 LEDの防犯灯の現状と今後の整備予定ということでご質問いただきました。

LEDにつきましては、恐れ入ります、その下の（８）に右端に防犯灯数4,824灯とあるかと思うのですが、現在LED防犯灯については878と。そのうち市のほうが整備したのが600灯というふうな数になっております。これにつきましては、平成23年度以降、600灯につきましては宮城県の環境税を財源とするみやぎ環境交付金というものを財源にし、また一般財源も投入しながら整備してまいりました。

それから、みやぎ環境税については、当初平成27年度、今年度までという予定だったんですが、また5年間の延長が決まりまして、県のほうからも、この環境交付金をまた延長するというふうな話も来ているようでございます。それを活用しまして、今後とも、防犯協会、あと各町内会の協力を得ながら、計画的につけていければいいなというふうに思っているところでございます。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それで、ちょっと関連して、45号線の下馬から下ってきてすぐあたりの何百メートル、歩道橋のあたりまでですかね、ちょっと暗いということでございますけれども、この辺が当局へ何か声が上がっているか。もしそうだったら、現場確認して、国道ですので国のほうに働きかけていただけるか、その点だけお聞きをしておきたいと思います。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 45号線の下馬からずっと歩道橋までおりてくるところと。おっしゃるように国道ですので、なかなかちょっと我々も手が出せる部分じゃないということはあるんですが、なおその状態、実態をちょっと町内会とかに確認させていただきまして、また土木課の協力も得ながら、ちょっと国のほうに相談してみたいというふうに思っています。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ちょっと1点飛ばして、135ページにちょっと行かせていただきます。

交通安全対策事業、道路の部分ということで、施策の実績、事業概要ということで、26年度、一番上の防護柵ですよ。こういったところ、市内を見渡しますと、私もあそこは危険だなというところが見える部分がございますけれども、こういったところの調査、そしてその調査に

対しての判断、そして計画という、そういった部分ではどういうふうな捉え方をしていられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 お尋ねのありました防護柵についてですが、基本的な考え方として、我々としては国が示しております防護柵の設置基準というものが定められております。その中で、どういった場所に設置するかというのがある程度明示されておまして、例えばであります、やっぱり運転している運転者の安全保護という観点からは、崖地でありますとか、あるいは擁壁、のり面等の区間の中でも危険度が非常に高い部分、あるいは海とか川とか水路、そういった転落が予想されるような区間、あるいは2次災害ではないですけれども、例えばスピードが高速で走るような場所で民地に突っ込むようなケースがあるような場所、そういった場所等に設置をするというような基準がございます。ただ、我々としてはこれを基準にしながらも、基本的には地域からのご要望、あるいは昨日も行われましたが、通学路の総合安全点検等がございますので、それらの要望等を勘案した上で設置をしているというような状況でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。では、大変危険と思われるようなところもございますので、今後もパトロール等をしながら、そういったところを見て危険防止、あとは下に落ちる、そういった危険性のあるところなど気をつけながら見ていただいて、こういったところも計画に入れておいて予算づけなどもぜひしていただければなと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、次に、148ページ、緑化推進事業というところでちょっとお聞きをしたいと思えます。

それで、この施策の実績の中の1. 公園の維持管理(2)の公園危険遊具の撤去ということで書かれております。26年度は20基点検されて危険なものを撤去されたということだと思えますけれども、これまだまだ危険な遊具というのはあるんだと思えますけれども、今後こういった形でやられていかれるのか、この点お聞きをしておきます。

○鎌田委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 危険遊具の撤去に関しましては、国が一定の指針を示しておまして、毎年1回必ず有資格者が点検をします。そのほかにも我が土木課の職員が機会があるたびに日常の点検は行っているところでございます。その中で、ことしも点検のほう、委託のほうを行

っております、ある程度成果がまとまりつつあります。その中でも、今の途中経過でございますが、やはり何カ所か、20カ所まではいかないんですけれども、何カ所かの危険遊具、あるいは撤去まではいかないまでも修繕が必要な遊具というものが分かれております。そういったものを今年度中に対応していきたいというふうに考えております。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。危険だと思われて撤去となるものはなるだけ早く撤去していただいて、黄色いテープが市内から見えなくなるようにちょっとその点をお願いしておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、次に行かせていただきます。同じ資料の154ページです。道路橋梁整備事業ということで、施策の実績の1. 交付金事業ということで、工事の中に塩釜陸橋歩道部補修工事ということでございますけれども、塩釜陸橋の部分では私も議員になった当時から毎回のよういろいろな審査のところでお話をさせていただいていますけれども、これ本当に下の住民の方が騒音的な部分で、私も確認するとかなり大きな音がするときがございます、当局も努力をしていただいて、これまでこまめに対策をしてきているというのは本当に感謝を申し上げるところでございます。それで、でもこれ3年計画、5年計画でしたでしょうか。その辺と、振動問題、そして騒音問題、今回は伸縮というかそういったところの修繕というかそういったところもしていくとも聞いておりますけれども、この塩釜陸橋はやっぱり早急に改善をしていただきたいと願っているところなんです、この点、ちょっと状況をお聞き願えればと思います。

○鎌田委員長 本多土木課長。

○本多建設部土木課長 委員からご指摘ありましたとおり、やはり下に住んでいる方の騒音に対する要望がかなり多くあります。その点は我々も非常に認識をしております。それで、塩釜陸橋については、昨年まで歩道部を中心にまずやらせていただいております、今年度から3年間でいわゆる今委員からお話がありました伸縮部、つなぎ目の部分の工事を行っていくという予定になっております。その中で、伸縮部分をやった上で、最終的にその伸縮部分を含めて道路路面も舗装し直すという形になりまして、その部分で舗装が完了いたしますと、騒音、振動についてかなりの部分軽減がされるというふうに思っておりますので、我々としてはもう鋭意これを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。私もその軽減を期待しておりますので、何とか努力のほど、いろん

な角度から取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

それでは、時間もないので飛ばして、同じ資料341ページ。証明書自動交付機運用事業のところでお聞きをいたします。この証明書、1. 住民票・戸籍謄抄本等の写しの交付件数と書かれておりますけれども、大分この利用率も高いのかなということで考えておりますけれども、これはいつごろから始まったやつで、これまで利用率とかそういった関係で、状況的なところをちょっとお話を聞かせていただきたいと思います。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 自動交付機の開始時期とあと利用状況ということのご質問でした。この機械は平成18年6月から導入しておりまして、ちょうどことしで10年目というふうな形になります。利用状況でございますが、確かに窓口と自動交付機の2種類で発行すると、大きく分けるとそういう形になるかと思うのですが、発行の割合からすれば当然窓口のほうが多いんですけれども、伸び率からすれば自動交付機のほうが年々伸びているというふうな状況になっております。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。これをとるときは、今でいうと住民基本台帳カードですか、住民基本台帳カードとあと暗証番号等が必要であるということだと思っておりますけれども、今後マイナンバー、個人カードというそういった流れになってきますけれども、そういったとき、これは住基カードがなくなっても、このマイナンバーのカードでそのまま使えるのかどうか、その点、お聞かせください。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 マイナンバー絡みのご質問でございます。現在の自動交付機については、印鑑登録証、あと住民基本台帳カード、あと市民カードという3つのカードが使えることになっています。ただ、これについては、暗証番号をつけるというふうなことになっておりますが、そういう形でつくりまします。ただ、今後、マイナンバーにつきましては、今改修作業をしておりまして、1月1日交付申請後からは即マイナンバーも使えますし、従来のカードも使えるというふうなことになっていますので、よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

関連させてちょっとお話を聞きますけれども、今この各種証明書も税金の納入とかも今コンビ



二等で始まっているところもございますけれども、今もう各種コンビニでこういった証明書等の使えるようにということで取り組みをしている自治体がもうふえてきて、今の段階ではもうこのマイナンバー、個人カードで使えるようにということで取り組まれている自治体が多くなってきています。これは、そうするとこの自動交付機ですか、これもいなくなる状況もありますけれども、そのまま使うのか、それともまず初めにコンビニで使えるような状況に取り組もうとしているのか、私はぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その辺、本市ではどうなのかお聞きをいたしてまいります。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 先ほどちょっと説明で言葉足りなかったんですが、マイナンバーカード交付された段階で住基カードは回収すると。もうどっかしか使えないので、ただ機械的には両方使えるんですが、使う人からは1枚しか使えないという形になります。

あと、コンビニ交付という形でよろしいですか。コンビニ交付については、マイナンバーカードの今回利便策の一つとして国からも伝えられております。各自治体でも、導入に向けていろいろ検討している最中ございまして、本市でも今そういった今後どういうふうにするかという検討に入っているところです。方向性が決まれば、また議会等に報告しながらご説明申し上げたいというふうに思っております。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。これあとはぜひ実現できるような方向性で取り組みをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ずっと後ろに行って360ページです。災害公営住宅整備事業ということでありまして、1点だけちょっと確認、どこに聞けばいいかわからないんですけども、災害公営住宅ということで、今後災害公営住宅もどんどんと建設されて入居が始まるわけですけども……（「何ページですか」の声あり）364ページです。どんどん始まるわけですけども、この入居者の保証人の部分で今何か被災者に対しては保証人なしでというそういう流れも出てきているみたいですけども、この点、どういうふうに本市では考えているのか、この点だけ、1点だけお聞きします。

○鎌田委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 委員ご指摘のとおり、新聞等にも報道されておりますけれども、災害公営住宅の入居に当たって保証人を必ずつけなくてもいいように復興庁等から指導がござ

います。塩竈市といたしましては、条例に規定してありますとおり、特に事情がある場合は保証人に対しては柔軟に対応していくということで条例上制定しておりますので、原則はつけていただくように指導はいたしますけれども、本人の事情によってどうしてもいच्छやらないようなときには柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。そのようなことでよろしくお願いをしたいと思います。

最後に368ページ、仮設住宅等地域支え合い体制づくり事業ということで、時間ありませんので、ちょっと2点確認します。3の(3)のこの救急医療情報キット配布事業ということで、これ町内のところに入ってみますと周知がまだまだ徹底されていないところも見受けられますし、この配布の仕方、地域包括センターがやるのか、それとも町内会にきちとした形で依頼するのか、その点をきちとしないと、この情報キットというものの自体知らない方がいっぱいあって、包括センターで出前で来てお話をするとそういったものがあるのというような声もあるし、そこでもうたくさんの方が受け付けして申し込んでという状況もありますので、この取り組みの仕方をしっかり焦点というか視点を捉えて取り組んでいただきたいというのが1つ。

そして、また、369ページの応急仮設住宅の入居状況とございますけれども、今もうあいているところがふえておりますので、こういったところの活用はどうするのか。また、一切なくなったときにこういったものを譲るといようなそういった施策もありますけれども、その点今後になると思いますけれども、本市ではどう考えているのか、この2点をお聞きいたしまして私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 救急医療情報キットの配布の周知の仕方ということでのご質問でした。26年度、5月ぐらいに約2,500個ほど購入してまして、今のところ1,600本さばけているという状況になってございますけれども、やはり議員おっしゃるように、PRにちょっと欠けているのかなということで、今後町内会等に周知を図っていきたいと考えてございます。

○鎌田委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 応急仮設住宅の状況です。27年の3月31日時点で応急プレハブ住宅206戸を整備した中で、退去世帯が多くなっておりまして、現在105戸、27年3月31日時点で105戸の方に入居いただいているというような状況です。こういった方々の中で空き部屋がふえている、そこをどうするのかというようなご質問でした。そう

いった中では、今後、他市、仙台とか多賀城、七ヶ浜、そういったところではこれまでの延長方法が変わりまして、特定延長というようなそういった仕組みでの内容になってございます。そういったところに住んでいる方で本市から出てそこに住まわれている方は、今度そこで住み続けるということができませんので、戻ってくるか自分で再建しなければならないというようなそういった状況になってございます。そういった方々の住宅の確保というようなものも今後しなければならないということもありますので、全てをこの空き部屋ということになっておりまして、それを解体というようなことにはすぐにはなりません。そういった事情があります。

また、譲渡というようなことがありました。これらのものにつきましては、棟単位で町内会とかNPOとか準公共のそういった団体に譲渡するというようなこともできるようになりました。ただ、そういった中でも、すっかり団地から住居の方が再建されたというようなそういった条件の中での譲渡というようなことになりますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長　じゃ、次、伊勢委員。

○伊勢委員　それでは、主に資料No.9を中心に質疑させていただきます。

最初に、資料No.9の388ページのところから始めたいと思います。

ここに港町地区の津波復興拠点整備事業というのがございます。決算額として2億9,000万円なりの決算が行われております。これは前段の議論にもありましたとおり津波避難デッキの関係だと思いますが、そこでお聞きしたいのは、この津波避難デッキについて、全体の総額について債務負担行為の設定もされていますが、改めて確認のためお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長　鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長　デッキの予算額につきまして、総額約15億円ほどを想定してございます。以上でございます。

○鎌田委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　わかりました。15億円ですね。そこで、この津波避難デッキについて、ここに津波来襲時に地理にふなれな観光客を安全・緊急に避難する機能を要するという事で、避難施設に誘導する機能を持たせるということですが、そういう目的はここに書かれているものの、例えばあそこら辺の町内で聞くと、当時ですよ、当時聞くと、町内会の説明会の中では果たして十分でなかったというふうに私たちは聞いているんですね。そこも含めて、当時どうだったのか確認させてもらいます。

○鎌田委員長　鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 町内会のほうにもご説明させていただきまして、十分ご理解をいただいているという判断をさせていただきます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 町内会に十分。ところが私たちが去年行ったときは、大体そういうデッキがつくられること自身も知らなかったというのが1点です。それから、当時の都市計画審議会の中でも、これはちょっとおかしいではないかということで反対をした経過がございます。これは私自身も当時都市計画審議会の中でそれは反対した一員でございます。こうしたことも含めて、あわせて関連して当時しおがま・みなと復興市場仮設店舗の方々が1月の時点で退去を迫られるということもあって、議会のほうに去年ですか、請願書が出て延長を求めるという経過もあって、5月までは延長させていただいたと。13店舗の方々の再建のために延ばしていただいたということはありますが、この成果品を見ると、果たしてこれでというのが私たちの最大の疑問です。つまり一言で言えば2億円程度の避難タワーでよろしいのではないかと。大体仙台のほうでも避難タワーを何カ所かつくって、十分それでも避難できるよと。そういうことを私たち主張して、当時の補正予算だったかな、補正予算の関係で税金のやっぱり無駄遣いではないかということで指摘をしていた経過がございます。したがって、今回の津波拠点整備事業について言えば、関連してこういったことも含めて地元の声も聞く中で、やはりこれは私たちとしては当時債務負担行為に反対をしたという経過がございますので、決算上の上でこの港町の津波復興拠点整備については避難タワーで十分であって、これはやはりすべきではないということを踏まえて、これは反対せざるを得ないと。この部分については、そういうふうに表明しておきたいと思います。

それで、でき上がったときの後のメンテナンスという問題も私はあるのかなと思っていますが、その辺はどうなるんでしょうかね。例えば350メートルぐらいですか、長さが結構長いところ、できたものはいいものの、その後のメンテナンスなんかはどういうふうになるんですか、これ。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 デッキは総延長大体372メートルで整備する予定でございますので、年度末には今完成予定ということで工事を進めてございます。今度その後のメンテナンスといいますのは、通常の指導管理の部分も含めましての状況を倣いまして建設部さんのほうで管理をしていくという方向で今内部のほうで協議をしているという状況でございます。

ます。以上でございます。

○鎌田委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 メンテナンスのお話ということは、当然ながら維持管理とかそういった面も含めてというお話というふうに伺ったというふうに考えております。デッキ、372メートル、非常に長いものです。さらに夜間通行できるもの、当然ながら避難デッキではそれらを考えなければいけないという中で、例えば照明とか、それから雨水排水とかそういったものの維持管理の軽減を今こちらでも考えております。できますれば太陽光の発電を使った中で、足元の照明器具とかそういったものも配慮しよう。ただ、実際にですが、照明としての明るさの確保が問題だったりとか、その辺で今調整、どこまで維持管理が軽減できるかというようなところを検討してございます。

あと、先ほどちょっとお話の中で、いろんな住民の皆さんとかの同意の話もありました。実は、これももう既に3年ぐらい前のほうから港町第一町内会の皆様、それから当然ながらマリゲートに入っていらっしゃる店舗の皆様、それから港湾、それから公安ですね、いわゆる警察協議という都合40回ぐらいの協議を重ねてきてようやくここまで作り上げてきたという内容でございます。それにあとは、復興庁の予算も認めていただいたという経過の中で今のこの橋が整備されているということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私も外観をちょっときょう朝見させていただきました。工事、さなかということですので外からしか見ることができませんが、私のイメージで想定すると、例えばあそこのところに飲食の店がございまして、あそこから見て、今までは北浜のそっこのほうの護岸工事がやられていて、景観としてはある程度見えたのが、あれで目が塞がれてしまうんじゃないかと。やっぱりそういうふうなちょっと懸念も私自身持っていますので、これはやはりそういう点も含めて、交付金という全額国費ですね。そして、しかも前段の話を聞くと現金ベースでの支払いということになっておりますので、じゃやはりこういう点でも、私自身は先ほど言ったように今後の維持管理も含めたならば多額の経費がかかるのかなと。しかも、今度震災復興交付金は1割減ですかね、国のほうで決めたのは。そうすると、そういうことも含めてなかなか大変のかなというふうに思います。その点について、そこだけ確認をさせていただきたいと思います。

次に、資料として出されておりますので、資料No.23のところは何点か、23を使って確認をさ

せていただきたいと思います。

1つは、入札制度についてです。資料No.23の30ページのところにこの入札制度について書いています。塩竈市建設工事の競争入札に参加する資格の総合点数、等級及び市内業者の資格該当数ということですが、これはどういった基準でいわばこの制度が定められているのか、まず最初にその点からお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

こちらの資料でございますけれども、建設工事の競争入札に係る資格の総合点数、等級及び市内業者の資格該当者数という内容でございます。工種が5つ記載されてございます。土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事というふうになっております。本市におきましては、この5工種については格付をさせていただいております。土木一式に関してはAからC、そのほか4つに関してはA、Bというふうな2ランクでございます。本来、工種としましては全部で28工種ございまして、そのほか5工種以外の部分については格付はしていないというものでございます。

この格付をしている理由でございますけれども、やはり各種工事等の質の確保を図るためでございます。その事業者の施工能力等を勘案しまして、その工事内容等によって、このランクづけでもって業者さんを選別させていただくというものでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それぞれこういうふうにAは例えば700点以上、技術者が2名以上ですか。あと工事金額がここに書かれていて、これは3,000万円以上ですかね。一般競争入札の対象ということで、市内業者7社ということです。あとは、Bが17社、Cが10社ということになっています。そこで、この格付はそういう理由で行われておるんですが、これは総合評価として、国ないし県で定められたものとしてこういったものが基準として示されているのでしょうか。総合評価もこの中には入っているということでしょうか。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 総合評点のお話ということでよろしいですか。表の中にあります経営事項審査の総合評点の点数でございます。この点数をまず誰がつけるのかという話になるかと思うんですけれども、そもそもこの経営事項審査というのは建設業法に規定されている審査

でございます。国や地方公共団体が発注します公共工事を直接請け負う建設業許可業者が必ず受けなければならない審査制度になっております。これは審査結果を点数化して、それを順位づけに使用するものでございます。対象となる公共工事は、建設工事1件の請負金額が500万円以上、建築一式工事は1,500万円以上というものでございます。

この総合評点の点数につきましては、営業所が宮城県にのみある場合には宮城県が、都道府県を2カ所にまたがっている場合、宮城県とほかの都道府県どこかにまたがっているとかがそういった場合には国土交通省のほうでの評価になります。要は点数をつけるということになります。その点数をそのまま塩竈市のほうでも使用しているという内容でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

そこで、地元、旧来は、ちょっと私の認識が十分かどうかあれですが、地域貢献度というのは、これまでそういうものも入っていたんでしょうか。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 地域貢献度につきましては、総合評価制度に基づく契約方法の話かと思われ。震災前に塩竈市としても一度試行ということで取り入れさせていただきました。塩竈市の、例えば優良工事表彰を受けられた団体さん、塩竈に貢献度の高い団体さんに点数配分を多めにして、そういった業者さんを優先順位を高くすると、そういった契約方法でございます。現在は、震災以降は、これは実際現段階では行ってはならないところでございます。

ただ、昨今、地元の事業者さんになるべくやはり塩竈市としても発注したいというふうな思いが当然でございます。そういったことから、この総合評価制度に関しましては、現在、建設部の担当とあわせまして、また試行する方向で動いております。検討しておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。この入札、一般競争入札に入っている方々のやはり入札の基準、そしてそういう、ぜひ地域貢献度も含めて再検討、見直しをしていただいて、地元で仕事ができるような仕組みづくりはぜひやっていただきたいなというふうに思います。ある業者さんに聞くと、昔はこういったAランクで、塩竈市が例えば10だとすると多賀城が5だったけれども、

今逆転しているというふうな話もちよっと伺っているのですが、やはり地元の建設業者の方でも、この間廃業したり、あるいは仕事をやめている方々もいらっしゃいますので、今回の震災での受注発注については、時期が終われば今度は仕事が縮小していくわけですし、こういった点からもぜひ入札についてしっかりそういったことも含めてやっていただければというふうに思います。改めて地元の発注をしたいという意向ですので、そういうことはひとつ踏まえてやっていただければというふうに思います。

あとは、最近こちらのほうで、資料で見ますと、例えば資料でずっと見ていてちょっと気づくのは、同じ資料No.23の35から37ページです。ここを見ると、私もちょっと勉強のためというか26年度の一般競争入札の落札率とその内訳をずっと見せていただいているわけですが、この関係でいうと、地元の方もあるものの、結構他県のほうの業者さんでずっと35から37ページまで確認すると、地元の方は58件のうち、市立病院の会計も含めて58件のうち21件ぐらいで他県の入札が結構入り込んだんだというのがここで見ると何となく気づくんですが、これは以前何か聞いたような気がするんですけども、規制緩和というか入札要件が変更されたことによるこういった状況になっているのでしょうか。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 まず、こちらの表の全体の受注の件数でございますけれども、全てで58件で、市内がむしろ53%を超えて33件、市外が25件というふうな内容でございます。

あと、入札制度の改正という部分でございますけれども、内容については、申しわけございませんが、詳細はちょっとわかりかねますが、どういった内容でしょうか。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 他県のほうから入ってくるのが結構最近多いなど。やむを得ないところもあるんでしょうけれども、業者さんが少ない、そこら辺の関係でこれまで見直しがやられてきたのか、そこをちょっと確認させてください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 35ページの資料に基づきましてご説明をさせていただきますが、本市におきましても、指名競争入札、一般競争入札の金額の仕分けはさせていただいております。今本市におきましては、一般競争入札につきましては3,000万以上の工事ということにさせていただいておりますが、ちなみに宮城県は1,000万円を超えるものについては全て一般競争入札という形で実施をされているようであります。かように自治体によってさまざま異なるものと思っております。



ます。私ども塩竈市におきましては、3,000万という形にさせていただいているということについては、でき得る限り地元の業界の方々にもご参加をいただく機会、あくまでも参加機会を数多くさせていただくという趣旨でございます。3,000万を超えるものにつきましても、一定程度地域限定というものをかけさせていただく工事もございます。これらについては、例えば二市三町圏域内、あるいは宮城県内というような地域限定のかけ方もございます。ただ、国が指導されておりますのは、基本的には一般競争入札については全国各地から平等に参加できるようにということが国の基本的な考え方であります。そのような使い分けをさせていただきながら、これらの工事を実施させていただいているということであります。したがって、地元の業者が受注される件数、あるいは県内、あるいは県外の業者が受注される件数が発生しているということについては、そのような入札結果であるというふうな受けとめをさせていただいております。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 およそ大体概要はわかりました。

次に、隣のページのほうで、38ページ、39ページのところで、指名競争入札というのが一覧として出されております。ちょっと1点だけ、その指名競争入札はたしか委員会をつくってということですが、指名競争入札の基準はどこら辺にあるのか確認させていただきたいと思えます。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

指名競争入札に関しましては、3,000万を超えない設計額の工事、その他契約行為に対する契約方法ということで、塩竈市としては対応しております。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、指名競争入札の対象になる建設会社は何社ぐらいございますか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど前段で、30ページで土木一式工事、あるいは、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事という大きく5種類に分類しているというようなご説明をさせていただきました。その中で、基本的に格付ランクAとしておりますのは、格付別工事の金額が3,000万以上ということであります。したがって、3,000万未満の工事につきましては、例えば土木一式工事でございますれば、BあるいはCランクの事業者の方々が一覧には参加をいただ

けるということになるかと思っております。ただし、3,000万以下でも工事の内容等になりまして、高度な技術を必要とするものにつきましては、飛び指名といいますか、3,000万を超える工事に参加される方々が3,000万以下にも参加できるという特例がございますので、場合によってはそういったものを準用させていただいているというケースもあるものと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。この辺は改めて確認させていただきます。言わんとしていることは、要するに地元優先のできるだけ発注をして受けていただきたいし、前の例えば決算委員会なんかではJVで当局がつくった資料なども1回出してもらったと。たしか私の記憶ですよ。私の記憶では、国民健康保険の一覧以外にそういうふうな時期もあったのかなと思います。最近ちょっとそういうのが出ないので、ぜひ今後そういうものも含めて出していただければありがたいなど。委員会から資料請求しないと出てこないというのではやはりだめなんで、そこはひとつ今後とも十分やってください。そして、あと、わかりました。それはあと一つ課題としてやっていただければと思います。

続きまして、資料No.9の54ページのところに触れさせていただきます。

資料No.9の54ページのところは、生活保護についてでございます。それで、ここでちょっと私どもも、資料No.9の54ページのところで生活保護事業とこういうのが決算額として10億何がし、ここに振られております。1.生活保護の相談と保護開始及び廃止の状況というのが1番目にあって、ちなみに平成24年度544世帯、それが平成26年度470世帯というふうに大幅に減ったということになっておるわけですが、その辺の経過やいきさつについてお聞きをします。

○鎌田委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今54ページの生活保護の相談と開始及び廃止の状況におきまして、保護世帯が24、25、26年度というような形で減少していると。その理由というようなことでございます。この内容につきましては、まず保護開始、そして保護廃止というようなものが大きな理由になっております。保護開始の理由といたしましては、大きなものから申しますと、預金の減少、世帯主の疾病、収入の減少、そういったものによりまして開始に至るといようなそういったケースがあります。また、保護廃止におきまして主なるものなんですけれども、受給者の死亡、また施設等に入られる場合がありましてのケースの移管、働きの収入の増といようなそういった内容で、この開始、廃止、その中で保護世帯

数の増減があるというようなことをございます。今回、3カ年続けて減少しているというようなことでもありますけれども、廃止が開始よりも多かったというようなそういった内容になってございます。

また、55ページの施策の成果にありますけれども、その(2)番にあります東日本大震災後に有効求人倍率が上昇した影響で就労環境が好転したことや就労支援員の就労指導、そういったもので受給者が減少しているというようなそういった理由が挙げられるというようなことをございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで、これはたしかことしの予算委員会でしたかね、生活保護について大分厳しい指導をしているんじゃないかということで、予算委員会でやりとりをした記憶を改めて思い起こしました。

そこで、ちょっと1点だけ確認させてもらいたいんですが、お聞きしますと、あるいは新聞に載ったんですけれども、県の生活保護に対する監査の指導が入ったということでの報道があったわけですが、それはなぜだったのかお聞きをします。

○鎌田委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ちょっとお待ちくださいね。済みません。新聞に載った内容なんですけれども、受給者に対して行き過ぎた指導があったのではないかなというようなそういった報道がなされました。そういった中で、県の特別監査という一般監査を受けた中での特別監査というようなことがあったんですけれども、そういった中で、やはり一部行き過ぎたというような、この間の予算委員会でもご説明させていただきましたけれども、そういったことを受けた中での監査というようなことでありました。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その一部行き過ぎたというのはどういう内容でしょうか。

○鎌田委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 確認して、済みません、お答えしたいと思います。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いずれにしても、そういうことも含めて、やはり生活保護を受けている方々の理由はさまざまありますが、やはり何と申しますか、人道的に、そして受給者が安心できる一つ対

応・指導は求めていきたいというふうに思います。当時の予算委員会の中で、たしか反対討論の一つを初めて聞きましたが、改めて監査の中身については後ほどご回答していただければというふうに思います。

次に、同じ資料No.のところで、279ページ。これは諸般の報告の中でお聞きをした中で、学校図書というのが私も触れさせていただきました。ここではそれぞれ児童生徒数、そして全体として12万9,000冊ぐらいがありますよと。そして、新規の冊数の整備も、ここに寄贈分も含めて、あるいはその整備数も含めて、整備数が1,400冊、あるいは寄贈分が1,200冊とこういうふうになっております。そこで、ちょっと時間もありませんでしたから、本来は地方交付税の基準財政需要額の中の算定に含まれているのがこの学校図書の整備ではないかと思うんです。しかし、決算上は213万円とこういうふうになっております。そこでお聞きしたいのは、本来の地方交付税における基準財政需要額というのは大体およそどれぐらいの算定額なのか、確認させていただきたいと思います。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

26年度の普通交付税に算入されました基準財政需要額、その中の単位費用という計算単位の中に含まれております。そこから、これ学級数を単位としておりまして、結論からいいますと小学校費のほうではおよそ410万円、中学校費のほうでは430万円ということで、市内小中学校全て合わせまして850万円ほどというふうに計算で算出されております。ただ、前回の初日のほうでも一度私のほうからも答弁させていただきました。普通交付税、あくまで一般財源でございますので、この額をきちんと国庫補助金等のように事業に充当しなければいけないと、そういった経費ではないということを前段申し述べさせていただきます。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ですから、今お聞きしたんです。子供さんたちが、私も現場に行って子供さんの顔を見ると、やっぱり喜々として喜ぶのは図書館に行って、あと図書室に行ってやはり新しい本を見るということに対して非常に喜びを感じるんです。だから、これはこの850万円ですか、本来の用途としては、一般財源とどういうものの、やはりこれは213万円では、せっかくの整備がやっぱり隔たってしまうんじゃないか。前段申し上げたように、12万9,000冊のうち、大分古いものもあって、今のやっぱり時代にそぐわないというかな、そぐわないというのはおかしいけれども、言ってみればちょっともう大体読まない感じの本が大分見受けられるので、これ

はぜひこの基準財政需要額のこの額について、使っていただきたいと思うんですよ。やっぱりこれからを担っていく子供さんの資質向上、学力向上の上で図書というのは非常に重要な役割を果たしているわけですし、これはそのこの視点というかな、考えというか、そこら辺は十分検討していただいて、一般財源だからほかにとというのは私は違うんじゃないかなとこういうふうに思っておりますので、ひとつその辺で対処方よろしくお願いをしたいと思います。

これは以上、ほかに使っているということですので、そこら辺はわかりました。ただ、ほかに使っているというのは、どこら辺に使うことになっちゃうんですか、これ。

○鎌田委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 財政課長のほうの説明でもありますように、交付税、あくまで一般財源というようなところで、全体的に一応活用されるというような部分で、中には例えばALT事業、あとは用務員についても基準よりも1名多く一応配置しているというような事業がございますので、図書整備については担当課として必要予算の確保を今後求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 その前に先ほどの回答が出ましたので、郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 大変失礼いたしました。

県の監査の結果内容であります。生活保護の受給世帯の面談及び指導助言の際に家庭の事情に一部入り込んだ説明があったと。受給者の意向を聞かず、一方的な指導助言とならないように十分注意するというそういった監査の結果でした。これは報道されたように、子供の離婚した父親が養育費に関し社会福祉事務所に来所した際、この父親から子供を引き取ることができ旨の申し出を受けまして、福祉事務所におきまして母親に子供を父親に一時的にでも預けて働くことを検討するよう求めたものでございました。これは、福祉事務所におきまして、就労できる環境が整っていない場合、生活保護法の第1条に定められた法の理念であります自立を助長するというようなそういった目的といたしまして、身内や保育所を活用するなど就労できる環境といったものを整えるように助言しているからでございました。しかしながら、母親の意向を聞かず、家庭の事情に一部踏み込んだ指導助言となったようなことにつきましては、不適切であったというようなことで、先ほど申し上げたとおりであります。福祉事務所では、既に改善に、このことにつきましては取り組んでおりますけれども、今後とも指導内容や稼働能力の活用に当たりましては、受給者のそれぞれの考え方、意向を踏まえながら対応してまいりたいというように考えております。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、資料No.9の119ページをちょっと触れさせていただきます。先ほど小野委員のほうから若干の質疑がございました。119ページです。そこで、マンホール等ではなくてここの防災整備体制事業の中で、外部アンテナ設置整備とこういうふうになっているわけです。これは恐らく同報無線の関係ではないのかと思うんですが、それでよろしいのでしょうか。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 同報無線というご質問でした。これは戸別受信機のほうです。

以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 戸別受信機ね、わかりました。そこで、この戸別受信機というのは何基ぐらい整備されていたんですか。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 ちょっと確認してから。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 じゃ、確認したらで。そこで、ちょっとそれとも関連になるのかもしれませんが、要するに私が問題にしているのは、同報無線が聞こえないというのが1点。これはもう議員の皆さん、しょっちゅうこういうことは述べられているし、この間の大雨のときにもやはり同様の意見もあったし、私の住んでいるところのやはり清水沢の市営アパートの方からも、聞こえないんです。我が家の目の前にあるから、私はいつでももう朝3時ごろ放送されると、ぱつと起きてすぐ聞こえるんですが、聞こえないエリアが結構あるんです。これがまず1点。これをどうするのかというのをまずお聞きしたいんです。聞こえない対処についてどのようにするのかというのが1点です。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 同報無線聞こえないエリアがあると、その対応はどのようにするのかというご質問でございました。

この件については、現在同報無線、78スピーカーつけておるんですが、確かに風の向きとか地域の関係で聞こえない部分があるというふうな部分は伺っており、その都度業者と、あと苦情いただいた方の立ち会いのもとでスピーカーの方向とかを変えておるんですが、まだそれで

もやっぱり聞こえないというふうな部分があります。その補完方法といたしましては、本市では、1つはFMラジオへの割り込み放送というふうな部分を用意しております。もう一つは、同報無線の確認電話ということで、同報無線が鳴ったときに364-1260に電話していただくと同じ内容が聞こえるというふうなシステムを用意しておりますので、そういった部分での対応をお願いしたいというふうにお願いします。

ただ、なかなか今言った2つの部分が周知されていないんだというふうな苦情もある部分は事実でございます。その辺は、今後、そういった部分、周知徹底してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大体78基、これは私が議員になって2期目あたりにつけたのかな。平成9年ごろですね、最初のほうの78基をつけたような記憶があるんです。それで、震災の時点で聞こえないということで、いろいろの間努力されたのはそれはそれで皆さん、市の対応は理解はいたします。ただ、実際聞こえないわけですから、私はやはりスピーカーを曲げてということですが、もっと、これは予算上の問題だから一概にどうこうとは言えないかもしれないけれども、やはり聞こえない地域への例えばもう一つ増設を図るとか、例えば山の上のほうにあって、例えば宮町みたいに谷間になっていて聞こえない。だったらやっぱりそこに1本ぽつと立てるとか、少し具体的な整備をして、特に沿岸部の方々は聞こえなければやっぱりああいう震災があったときには致命的な問題になっちゃうわけです。だから、そういうことを含めたやはり対処方を今後していくべきではないか。何らかのやっぱり整備計画を持つべきではないのかなと思うんですが、その辺、検討されたんですか。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 確かにまだ一方的な苦情受けた中で、我々のほうからなかなかそういった確認とかいう部分については、ちょっとまだやっていないところです。今後またそういった部分を検証する機会も必要だなというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 初めて知りました。確認していないということですね。やっぱり確認していただきたいと思うんです。そうでないと、78基あることはそれはそれで大事なことだと思いますが、聞こえない地域、沿岸部でそういう大災害が起きたときに聞こえなくて被災してしまったら、

それこそ大問題になりますので、これはぜひ踏まえてやっていただきたいと思います。

それで、さっき言った78基の同報無線の……、いいんですか。じゃ、はい、どうぞ。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 もちろん聞こえないというところには、要請があったところには行っている、訪問して対応しているという形になっております。以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 訪問して対応しているんじゃないかと、要するに検討しているんですかと。それは訪問するのは理解しますよ。だけれども、問題は担当部局なり市長部局で、じゃこれどうすっかということを本気になって検討しているかどうかなんです、私が聞いているのは。そこら辺はどうなんですか。

○鎌田委員長 内形副市長。

○内形副市長 お答え申し上げます。

私のほうにも多くの議員の方々から、この地域で聞こえないとか、この箇所では聞こえないというのは要請ございます。その都度私は担当のほうに話をつなぎながら、設置していただいた企業のほうの立ち会いのもとで、その部分だけ放送を流してみても、そして各地周辺で聞けるかどうかというような実証実験をしておりますので、我々としては、伊勢委員のように、それで対応できかねたらどうなるんだという部分については、我々もしっかりと検討してまいりたいと思います。以上であります。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつそういうことは各議員からも絶えず言われているわけですし、きょうの決算議会の中で再度触れさせていただいた次第ですので、ぜひこれはそういうことも含めて対処方、検討方、そして次年度に生かすべき課題として、ぜひ決算も踏まえた整備方針なり、対処方針なりを決めていただきたいというふうに思います。

じゃ、次に、ちょっと何点か地元の商店の関係で質問させていただきます。資料No.9の175ページのところです。商業振興対策事業というのがあります。これはこれで理解はいたします。ただ、私どもがよく聞いていると、例えば192ページとか193ページのところにみなと祭というのがあって、これはこれで4万何千人ですか、5万人近くの方々に来ていたということは理解はしますし、大いにこういったみなと祭の事業なども、6万9,000人、ざっと7万人ぐらい来ていたという。パレードが3,044人と結構大勢さん来ていたのは理解はします。ただ、例えば



昔ですと本町の、今北浜の北浜沢乙路線使ってパレードのコンテストやっているんだけど、昔は本町の裏側を結構、つまりあれ市道と県道を交換したんですかね。たしかそうだと思いますが、あの辺で昔は結構パレードやって、本町の皆さんにとっては非常に年に1回の行事の中で、何と申しますか振興に役立ったのかなと思います。ところが、今はすっかりそっちのほうに移ってっちゃって、本町のほうはそれぞれその時期の、みなと祭あると、イベントはそれぞれ各所行っているものの、何となく寂しいなど。せっかく御釜神社もあって、そういうことも含めてうちのほう通らないんでしょうかねという地元の声もありますので、そういうことも含めてみなと祭のパレードのコースの見直しなり、今後どうするかというのはこういった取り組みの中で検討されているのかどうか、ちょっと確認させてください。

○鎌田委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 ただいまみなと祭のパレードのコースについてのご質問でございました。こちらは、みなと祭に関しますと、鹽竈様、志波彦様のおみこしが会場を渡御をして戻ってまいります。その戻ってこられる時間と、あとパレードもやはり少し暗くなるぐらいまでということでやっておりますので、その辺の時間の兼ね合い等もありまして、以前は本町でパレードをやったこともあったんですが、その辺の兼ね合いとかもありまして、うまくそれぞれ分けたといいますか、おみこしは本町を通過して、パレードのほうは北浜沢乙線のほうを使ってというような感じで進めている経過等がございます。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そういう区分は、それはそれで理解はできますが、せっかくのお祭りで本町が震災以降、随分お店が減って、にぎわいというか、やっぱりなりわいといいますか、そういうものがやはり十分活気が呈していないというのは委員の皆さんもご承知だと思います。そういう点で、今後やっていく上で、じゃどうするかと。やっぱりよく意見を集約していただいて、よりよい方法をひとつぜひ検討していただければなと思いますので、それはその辺にとどめさせていただきます。

時間もあと4分ぐらいですかね。3分ぐらいですかね。3分ぐらいなので、広域行政についてちょっと触れさせてください。349ページでしょうかね。349ページのところで広域行政の協議会、これは、そうですね、広域行政事務というところにかかわってちょっとご質問させていただきたいと思うんですが、その(3)のほうに担当課長会議等が行われましたと。下段のほうに宮城東部地域自立支援協議会全体会が1回云々というふうに書かれております。そこ

で、それに絡んで、親亡き後の施設等々についてはやっぱり強く熱望されているのは議員皆さんもご承知だと思うんです。そうしますと、この間、あすなろホームですか、ちょっと国の補助金などの削減などがあったりして、一番はやはりそこは国の支援をもらわないとだめだということと、今後そういった親亡き後の障がい者施設について、決算ですので、どの辺まで議論され、そして今後の見通しというか対応方がどうなっていくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ここにあります宮城東部地域自立支援協議会、そちらでの親亡き後の施設の議論というようなご質問をいただきました。この建築につきましては、27年度の国の方針で示されまして、29年度までに圏域に1カ所というようなそういった整備を目標にというようなことで示されております。それを受けまして、本市の第4期塩竈市障がい福祉計画におきましても、そういった施設の位置づけを内容につきまして掲載させていただいたところがございます。そういった中で、宮城東部におきましての取り組み状況でありますけれども、七ヶ浜で、月の何月というところちょっと失念してしまいましたけれども、二市三町の福祉担当、また手をつなぐ親の会の方々が集まりまして研修会を行っております。新潟県で先進的な取り組みをされているところの理事長さんをお呼びいたしましてのそういった施設の研修であります。かなりためになった研修であります。そういった研修を受けまして、さらに宮城東部の自立支援協議会におきましては、内部にプロジェクトチームというのを設立しております。そういった中で、今現在検討を進めているというような状況でございます。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 先ほど戸別受信機のことについてご質問ありました。ちょっと私の説明不足で申しわけございません。戸別受信機については、同報無線で流れたものが同時に流れてくるというふうなものでして、市内に46カ所ございます。これについては、町内各部、あと関係行政機関、あと漁港とか指定避難所とか、JRの駅のほうにも設置しているというふうなものでして、全部で46個あるということでございます。大変失礼しました。

○鎌田委員長 じゃ、次に行きます。志賀委員。

○志賀委員 じゃ、私のほうからも何点か質問させていただきます。

まず初めに、主に資料No.9ですが、ページ、173ページ、旅客ターミナル管理運営事業とい

うところでまず質問させていただきます。予算の執行額が、予算が500万円で決算が477万4,000円ということなんですが、このお金の使い道については何もここにわからないんですが、ちょっと教えていただけます。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 旅客ターミナルの管理運営事業、こちらにつきましては、事業費の内訳としましては、一番大きなものとして工事請負費ということで432万円。それから、その他の部分についても、修繕というふうな形でマリゲートの施設の修繕を行うための費用というふうな形になります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、この工事請負費というのはあれですか、やっぱり突発的なことなんですか。それとも、またこれからずっと発生することなんですか。ゆっくりとわかりやすくしゃべってくださいね。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今回の震災等に伴って、主に外壁の工事をいたしましたので、その分の工事費というふうな形になります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それで、マリゲートのほうのテナントさんなんですが、何か事務所系がふえてきて物販飲食のほうが若干減っているというような状況なわけですが、この事務所系がふえているというのは、実際、物販系のところに事務所が入っちゃっているのか、物販は物販であいていて、事務所系だけが、こまが余っていてふえているのか、ちょっとその辺のところをお聞かせください。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 マリゲートの施設内につきましては、事務所系については基本的には2階部分について事務所系のほうのテナント区画がございます。今回2階東側の事務所部分、それから2階の西側の2区画、合わせまして全体で、主要な施策の成果にありますとおり、合計で14カ所の部分について区画が全部満杯になったというふうな形になります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 私の問いに対してストレートに答えていただけませんか。要は、1階の部分にも今事務所が入ったという話。だったら、1階の物販系のところに2カ所入りましたという話でい

いわけですよ。いろいろ回りくどい話要りませんので、時間がないですから簡潔にお答えいただきたいと思います。

それで、そうすると、今その事務所系が入っていたということになると、本来のマリンゲートの目的とその辺合致しているのか、今後ともそういうテナントがあくとそういった事務所系が入っていくのか、その辺の基本的な考え方についてはどうですか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 事務所系のほうのテナント区画につきましては、今回基本的に当初から設定した事務所用の部屋の部分について貸し出しをしているというふうな状況になります。ですので、例えばあと要するに飲食テナントとか、物販テナント、そういった部分に想定したものを切りかえてやっているというようなことはございませんので、今後とも事務所系の部分については引き続き事務所系で使っていただくというふうな考え方でおります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それとあと、メインの3階でしたっけ、レストランあったのは、今多分あいていると思うんですけども、この点、この辺についてはどういう状況なんでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 昨日もご質問等いただいておりますところなんですけれども、マリンゲートのテナントの床の中で一番の大きなウエートを占めるのが3階の旧レストランのほうのテナント区画というふうなことになります。この部分のテナントを早目に誘致するというのが経営のほうの基本的には一番のウエートにもなってきますので、今回、マリンゲートのほうの指定管理者の公募を更新時期となって提案を求めていますけれども、この部分の誘致の考え方、そういったものを提案の中で重く評価をしながら審査に当たっていきたいと思っております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それで、きのうもこのマリンゲートについては質問が出たわけですが、その際、課長がエージェントの支援を受けながらというような発言をされました。これを具体的にちょっと説明いただけませんか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 まず昨日お話し申し上げたのは、冬の時期に冬の七夕と

ということで、旅行会社のほうが企画したものとしてマリゲートのほうに集客としてお客さんを呼んでいただいているというふうな状況ございます。今後も、こういった会社のほうの企画したものを誘致しながら、マリゲートのほうの物販の促進につなげていきたいというふうに思っております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 その際、空手では多分できないんじゃないかなと思うんですけども、それは前にもこの件についても話したことがあるんですけども、例えば観光バスなんかでも、バスの運転手さん呼ぶのに市内の物販販売のそれは1万円なりなんなりバックマージンを払いながら集客していると。ところが、残念ながらマリゲートが開設当初、その辺の対策が十分でなかったために、結局はマリゲートの中に滞留する方が非常に少ないと。今でも同じ状況だと思うんです。そこのところを解決していかないと、ただ単に言葉だけでエージェントに協力いただいても、それはいいんですけども、具体的にどうするのかという対策を立てていかないと、これ通過客の滞留にはつながらないと思うんですよ。その辺、どうお考えでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 委員おっしゃるとおり、エージェントのほうの要するに協力をいただくという場合には、当然マージン等のほうの支払いというふうな部分も出てきます。その辺については、きのうも申し上げたんですけども、今回の要するに指定管理者の公募の中で、そういった部分の誘致作業、そういった部分もどのような考えで具体的に進めるのかといったところを書き込んでいただくというふうな形になりますので、それも本当評価しながら判断していきたいというふうに思っております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃ、その辺のやっぱり計画をきちっと我々に提示してくださいよ。いつも言葉だけで「努力します」なんて言うことだけで、「検討します」で終わっているわけですよ。結果として、テナントさん、商売苦しんでいるわけです、皆さん。前にもお話ししました。カルガモさんご一行なんだと。2割ぐらいしかお買い物してくれないと。大半の方がそのままガイドさんの旗持ったその後にくっついて通過してしまうというような苦情も私も何度かお邪魔していてそういう話も聞いています。だから、その辺をきちっとやっていかないと、結局テナントが幾ら入っても、現実的に商売できなければ撤退せざるを得ないわけですよ。だから、そこのところを具体的にどうするのかと。これは役所が当然ある程度考えなきゃいけないのかもしれない

れないけれども、本来であれば指定管理者の塩釜港開発がこれは考えていかなきゃない問題なわけですよ。そうすると、指定管理者をそういうことができる指定管理者にしていかないと、いつまでも同じことの繰り返しなのかなと思います。それで、指定管理者、今回また募集、プロポーザル方式ということになるんですけども、だけれども、プロポーザル方式で募集して、じゃほかのところに指定管理者をかえることができるんですか、できないんですか、そのところをちょっと見解をお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 まずは指定管理者の公募を行って、その企画内容を我々のほうでも審査をさせていただいて、それでもって選定を行ってきたという経過がございます。今回も指定管理者の公募、今実施いたしておりますけれども、まずはその企画内容を評価させていただいて、その上で選定を行うというふうなことになりますので、今の指定管理者を継続するとかしないとかというふうなこと以前に、まずは評価をさせていただくというふうなことになります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 審査すると今お話出ました。この審査は誰が、どういうメンバーが審査をされているのか、お答えください。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 選定委員会につきましては、私ども行政のほうの職員のメンバーと、それから商工会議所と、それから本塩釜の駅長さんにも入っていただいて、それで評価をさせていただいております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 商工会議所は何名の方が入っているんですか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 会議所さんは1名です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 私から言わせると、商工会議所の方も感覚的にはお役所の感覚なわけですよ。実際にその審議するんであれば、やっぱりテナントの代表とかそういったところの方に入っていただいて、プロポーザル方式というものの提案をその方々が納得できるものであれば私はいいと思うんですよ。結局テナントの方々は何も知らない。ただ、その外部の方だけの評価だけで、

「はい、決まりました、決まりました」とやっけていて、結局いつまでも不満が出ているわけですよ。解決されないわけですよ。だから、それでいいんですかと。

それと、マリンゲート自体が、塩釜港開発自体が現在、この決算資料とりました。資料No.23の105ページ見ていただくと、累積赤字9億抱えています。これは、22年の9月から26年の9月も、これもほとんど赤字が変わっておりません。直近の年度で1,000万利益が出ましたというお話も聞いております。この赤字消すのに何年かかりますか、お答えください。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 単純計算しますと90年というふうな時間がかかってしまうというふうな状況になろうかなと思います。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうですよ。90年ですよ。90年、大丈夫ですか。誰も責任とれないですよ。これで前にもこの話しましたが、やっぱりこの塩釜港開発そのものをどこかでけじめをつけていかないといけないんじゃないのかなと思います。それで、預金残高引いて7億ぐらいの負債が残るはずですよ。そうすると、その7億の負債残ったものをどこかで整理しようと思ったら、県なり市なりが負担しなきゃいけないということになろうかと思っておりますけれども、その辺の話についても前に小山部長からお聞きしました中で、市はいいんだけど県が何とかだめなんだというお話を聞いたんですが、これは事実なのか、事実でなかったのか、お答えください。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

塩釜港開発につきましては、皆さんご存じのとおり、平成5年11月に塩竈市の海の玄関口の旅客ターミナル施設をどうするかということで設立をされた第三セクターということで、塩竈市も宮城県も、あるいは関係する企業さんに入っていていただいて設立をした会社でございます。それで……（「私が聞いているのは、市がいいとなった場合、県はどうなんですかと聞いているんですよ」の声あり）仮に塩竈市がそういうふうになったとしても、県のほうのいろんな事情もあるでしょうというようなこととお話をしたかと思っております。いずれにしても、これも今おっしゃったように90年ということに単純計算なりますので、これも早晩いろいろな解決方法というのを探っていかなければならないと思っております。当面は、その塩釜港の港湾周辺の整備というものが震災後、いろいろ企業が張りつく等々も可能性として出てまいりますので、

そういったことを追い風にして、さらに一段のギアを上げて会社のほうの経営のほうは経営努力をいただくように当面は期待したいというふうに思っておりますし、また塩竈市としてもいろいろな面で支援していきたいと思っております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 平成5年。何年たった。20年ですよ。20年間改善できていますか。できていないでしょう。じゃ、これから10年間で改善できます。約束あるんですか。ということですよ。変わらないと変わらないんですよ。役所があるんだから潰れないだけのことであって、反対に民間だったら潰れていますよ。そこの感覚ですよ。どうするのと。それはマリゲート全体をひっくるめて考えていかなきゃいけないわけです。それで、マリゲートの塩釜港開発の社長さん、今は役所の方です。OBの方ですね。それで、今回、そのプロポーザル方式でまた応募するというのを先日お聞きしました。ところが、その前に、私、これはどこまでもうわさですけども、「何か塩釜港開発の社長がまた役所のOBになるんだとや」というようなうわさを聞いたわけですよ。うわさですよ。これが事実かどうかはわかりません。ただ、これがただ一応この場で事実なのか、どこまでもうわさなのか、ちょっと確認させてください。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今の件については私ども一切聞いておりませんので、それはうわさかと思えます。それで……、いいですか。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 まあうわさだったらいいんですが、これが事実だとすれば、結局この塩釜港開発のプロポーザル方式の応募も結局は出来レースになってしまう、見方になってしまうわけですけども、やはり塩釜港開発のやり方が一番マリゲートの活性化をどうするかという鍵を握っているわけですよ。そうすると、やっぱりトップを民間の企業戦士、そういった経験者を登用していかないと、頭がかわらないと変わらないわけですよ。私はそう思うんです。市長、どう思われますか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 まず、前段、うわさ話を議会で発言されましても、我々なかなかお答えしにくい部分があるということは、議員にもぜひご理解いただきたいと思えます。

2点目であります。今後の旅客ターミナルの管理運営事業、先ほど来申し上げておりますとおり、あくまでも全ての方々に門戸を開放するプロポーザル方式でありますということで……



（「いや、そうじゃなくて社長をどうするかと聞いているんですよ。そのことだけ答えてください」の声あり）株式会社ですよ。株式会社の社長を市長がどうのこうの言えるものではないということは、いや、ですから、それは所定の手続によって社長が選定されるというのは、株式会社でありますので当たり前なことかと思っています。それがたまたま役所のOBなのか、あるいは商工会議所にかかわった方なのか、民間の方なのかということについては、それぞれの手続にのっとって決められるものでありまして、塩竈市がこの方ということではないのかなと思っています。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 塩竈市は実際株主であります。大株主でありますわね。そうすると、当然人事権の発言権はあると思います。これは県も同じだと思います。ですから、じゃ今までの社長人事に対して塩竈市は一切かかわり合いを持たなかったのか、やっぱりそれなりの株の保有数なりにかかわりを持ってきたのか、その辺のところをちょっと教えてください。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 会社の手続に沿って人事のほうは行われていると思います。あと、株主総会においては、筆頭株主ではありますし、株主としてそれに対して賛同等を行ってまいったというふうに理解しております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひ、大株主、筆頭株主であるわけですから、やはりトップの公募制ということをやっぱり提言していただきたいですね、株主総会で。やっぱりそうしていかないと、塩釜港開発は生まれ変わりませんよ。あとテナントさんも、結局皆さん大変苦しい思いをして商売をずっと続けられているわけですよ。口では振興だ何だと言うのは簡単ですけども、実際にそれをこの20年間私はずっと見ています。見ていますけれども、本当に残念ながら通り一遍の形で過ぎているのかなと。さっき言ったテナントさんの不満というのは、永久にいまだに解決されないまま来ているんじゃないかなというふうに感じております。ですから、そこのところをやっぱり変えるためにはそういうことを変えていかないと私は無理だと思いますので、ぜひこのところを塩竈市として株主総会で筆頭株主として提言していただけないかなと思うんですけども、どうでしょうか、市長。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 筆頭株主としての塩竈市としての立場はわかりますが、会社の役員等に私が入って

いるわけではございませんので、今議員のご要望の趣旨については、会社のほうにも伝えますし、宮城県のほうにまいりまして塩竈市議会でこういう意見があったということについても、お話はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 株主総会では、結局その場でも動議もできますし、そこで決することもできるわけですよ。別にそれは県にお話しする、それは大体必要なことだと思います。ただ、やる気があればできるわけですし、やる気なければそれは動議もできないわけですし、ただそれを私がやる意思が、お考えがあるのかどうかだけお聞きしているわけで、そこだけです。だから、同じことを繰り返すのかということになりますね。そのところをぜひ今おっしゃったように県のほうにお話ししていただいて、ここで方向転換をやっぱりぜひとも考えていただけないかなと。そうでない限り、マリゲートのテナントさんは、結局過去20年がそうだったように、これからも5年、10年、同じような轍を踏んでいくのかなと私は心配しているわけです。このマリゲートについては、その辺で終わらせていただきます。

次に、同じように資料No.9、ページ、185ページ、重点分野雇用創造事業についてちょっと質問させていただきます。それで、先日、一応資料要求という形で3社分の、3事業の資料要求させていただきました。それで、経費面での領収書を添付してくださいと。私は、この同じ資料要求をことしの2月の調査特別委員会でもさせていただきました。そのときも領収書を添付してくださいと出しました。ところが、出てきていません。それで、今回も出したら、また準備ができていないので出てこないというお話でした。それで、ですからここで私がいろいろ言っても、数字的なことが委員の皆さんにわかりづらいのかなと思いますけれども、一応資料No.23に一つの例でいいますと、資料No.23の200ページと221ページ、お開きください。これは、殺虫・除菌等処理及び巡回パトロール業務委託という内容のものです。それで、私は25年度、26年度として要求しているわけですが、何でこんなにページ数を飛んで資料を並べなきゃいけないのか疑問でなりません。普通、資料として出すんなら、我々がわかりやすく、理解しやすく出すのが資料だと思うんですが、その辺について、これをつくられた担当の方、どなたか知りませんが、お答えいただけませんか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 資料につきましては、年度ごと、あるいは事業別に順番に並べることであります。今回、たまたま201ページの25年度の災害廃棄物等の保安パ

トロールの業務委託、この資料と委員おっしゃる221ページの平成25年殺虫・殺菌等処理及び巡回パトロール業務委託、こちらの資料をちょっと取り違えて印刷をしてしまいましたので、飛んでしまったというふうなことになります。恐縮なんですけれども、ここの、本来であれば201ページの資料が201ページに来るというふうな形で、つづる部分が、ちょっと印刷のほうの間違ってしまいましたので、こちらについてはおわびいたしたいと思います。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ただ、これ同じ平成25年ですよ、両方とも。平成25年、両方とも。片方は日付が入っていない。片方が日付が入っている。何か私瓦れき処理と同じようなことになっているんじゃないの、この資料。中身が違うんですもん、それ、数字が。これはどういうことなんでしょう。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今回の資料につきましては、緊急雇用の実施要領というふうな形で148ページから具体的な資料を添付させていただいております。その際、199ページまでについては……（「私間違いました。ごめんなさい」の声あり）よろしいですか。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 私の質問の勘違いでございます。

221ページと200ページですね。これが、これは200ページのほうは27年4月20日現在。年度が書いていないんですよ。それで、221ページは、同じ業務だけれども、ちゃんと25年……、これは違うんだな。緊急雇用だね。これだ。やっぱりいいんだな。いいんだね。200ページは年度が書いていない。221ページは年度が書いてある。そうすると、この200ページは何年度の分なんでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 200ページは、26年度の事業に係る収支表になります。それから、前段申しましたように、本来201ページに入る資料が221ページに入ってしまったんですけれども、こちらについては25年度というふうな形になります。次のページ、202と203ページを見ていただくとおわかりいただけますけれども、基本的には年度を2つ見比べられるように表記したいというふうな形で我々のほうちょっと準備させていただきましたけれども、たまたまページのほう間違ってしまったということで、ご了承いただきたいなというふうに思います。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そっちだけじゃなくて災害廃棄物等保安パトロールも同じなんです。201ページと220ページ。それで新しい年度のほうが先にして古い年度が後に来ている。結局、我々見ても、私しつこいから見ているからわかるわけであって、一般の方、見たらわからないですよ、この資料。そして、26年度と25年度の経費の明細の表示の仕方が違うわけですよ。これ本当に業者の方がつくったんですか。それとも市でつくったんですか。ちょっと教えてください。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 委託業務に係る収支表につきましては、事業者の方のほうに基本的にはつくっていただくというふうな形になりますけれども、私どものほうと事業者の方のほうで使用内容を確認させていただいて、この収支表をもとにチェックをさせていただいたというふうなことになります。ですので、場合によっては市のほうでつくったケースもあるというふうな形になります。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 前に出していただいた資料で、結局23年度、24年度、25年度については、同一のフォームで各業者が出しているんですよ。業者ごとに違いますよ、経費明細の項目は。同じ形で出しています。なぜ今回だけこれで違っているのかということです。本来であれば、会計処理というのは同一でやるのが会計処理の基準ですよ、各会社ごとに。そうじゃないですか。それがなぜ違っているのかということの疑問が出ているわけです。それと、この項目で見いきますと、まずじゃ200ページの質問をさせてもらいます。これは26年度、車両費。200ページです。真ん中からちょっと下ですかね。経費項目の支出のほうの人件費以外というところで、車両経費120万出ています。ここに動力噴霧器・タンク・燃料費含むと書いてあります。このページについては、私は前回の決算特別委員会のときも伊藤課長に質問をいたしました。それで、年間でこのときは燃料費が168万円かかっていると出てきました。それで、そのときに多過ぎるよというお話で私は質問終わっちゃったわけですけども、その後、帰り際に伊藤課長から「いや、これはリース代とあと燃料費が月々1万千八百何円で、1日1万2,000円で日数掛けたやつで算出しています」。「ああそうなんだ、ああそう、わかった」と帰りました。その後、じゃリースだったら領収書あるよなと思って私は電話をして課長のところにお邪魔しました。そうしたら、行ったら、「いや、実はリースでなくて新車を買ったんだそうです」と。「250万円で。その減価償却費用です」という説明がありました。「ああ、そうなんだ」と。

だから、私は一応この補助金では個人資産の形成はできないことになっていると認識していましたので、厚生労働省に電話しました。聞きましたら、減価償却費としては認められるけれども、その全額がどうだこうだと、全額というかそれ以上のものは認められませんよと。そうすると、250万円の車、減価償却、月に20万も30万も償却費にならないわけですよ。で、「おかしいんじゃないの」と言ったら、今度はうちのほうの会社においでいただいて、「いや、実は車は買ったんじゃないじゃなくてあったものを使いました」という説明に変わりました。一体何なんでしょう。それで、最終的に、私は「あった車を使ったんだったら、償却残の残価があるんだから、その残価で償却費用分として使用料として請求しなきゃおかしいんじゃないの」と。「その証明出して」と言ったら、課長から「それだったら情報開示請求してください」と言われました。おかしいんじゃないですかね。それで、先ほどお話ししましたように、特別委員会の中で資料請求しました。ところが、領収書は出てこない。何も出てこない。今回も、結局こうやって領収書を請求したら、出てこない。それで、伊藤課長、最初に私がお邪魔したときに言った言葉は、「領収書は」と聞いたら、「領収書は、いやうちでは置いていないんです。ただ、検査が入った場合はすぐ提示してもらえるように会社のほうにお話ししています」と。それはそれでいいと思うんですよ。だって要求しても出てこないんです。おかしいでしょう。それが今の塩竈市の実態ですよ。

それで、例えば、このまず塩釜清掃センターさんのことでちょっとごめんなさいね、名前出しましたけれども、例えば廃棄物、資料23番の201ページを見ていただけませんか。ここに真ん中から下に支出の分で人件費以外という項目があります。これで、消耗品で、202万7,000円消耗品を使っています。明細には、作業服、手袋、ヘルメット、それから車両消耗品、タイヤ類、チェーン等と書いてあります。私も会社やっています。高額なブランド品をこういった手袋とかなんとか使ったんなら別ですよ。軍手、ゴム手あってもせいぜい100円、200円ですよ。何人の人働いているんですかということになると、これは金額おかしいんじゃないとなるわけですよ。そこで領収書を請求しているわけです。ちゃんと買ったんでしょうから。残念ながら、塩竈市ではその作業をされていないようです。県のほうと私は何回もやりとりをしました、担当者。国とも話しました。国でも、県でも、「完了検査というものをやって、そのときに必ず領収書と請求書内容をチェックしなきゃいけないものなんです」という話をしています。この完了検査というのは、市で当然やっていると思うんですが、いかがでしょうか。課長、まず答えてください。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 完了検査といえますか履行確認という形で担当課長のほうで必要な書類、日誌等、そういったもので完了検査という形でやっております。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 質問する相手を間違えましたね。伊藤課長はそのときかわったばかりですもんね。その前に担当していた方はどなたでしたっけ。市民安全課。伊藤課長の前の前任者の方です。もういらっしゃらないんですか。

○鎌田委員長 では、伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 済みません。25年度と26年度と履行確認は私のほうでさせていただいておりますので、私のほうでお答えさせていただきました。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、ちゃんと間違いなく品物を買っていたんですか。そこの領収書をチェックされたわけですか。そこのところ、じゃ、お答え。

○鎌田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 領収書という部分については、私のほうでは正直言ってチェックしておりませんで、出勤簿または業者から出てきましたそういった明細等で確認をしておるという形になっております。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 その今出勤簿は当然人件費が重要な面を占めますから、それは当然だと思います。そのほかの後から言ったその他というのは何なんですか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 私どものほうで緊急雇用のほうの補助事業については一括して取りまとめているというふうな形になりますので、その関係でちょっと二、三、国あるいは県とのほうのやりとりがありましたので、その内容についてご説明させていただきたいと思います。今回の緊急雇用創出事業における委託契約、これにつきましては、通常の塩竈市が実際実施している委託契約と若干違いがございます。それで、補助の条件として厚生労働省のほうから精算条項を設け概算契約することになっておりまして、この事業終了後において経費の確認を行って額を確定するものになっております。この場合、人件費に係る勤務状況、その他に係る経費について収支状況、それがあと先ほどの収支表という形になりますけれども、そ

の収支表を使いながら領収書、請求書、経費の積算に係る根拠資料などにより確認して、補助事業の額を確定するというふうなことになっております。26年度からは、収支状況を取りまとめた委託業務に係る収支表、これが今回添付をしている資料になりますけれども、この提出が県のほうから求められ、それで県のほうに提出をしております。今回、宮城県に改めて確認をさせていただいたところ、収支表の確認時に領収書等の内容について写しをとっていくようにというふうな指導がありましたので、私どものほうで改めて、27年度以降については当然支出精算の妥当性を検証するときに写しをとるというふうな形になりますけれども、26年度までの事業費についても写しを改めて出していただくというふうな形で、今各事業所さんのほうに要請をしておりますので、少しお時間をいただきたいなというふうに思います。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 佐藤課長が説明したとおりです。それはごく最近の説明ね。その前の私に対する説明は何と言っていましたか。「領収書は出すことになったけれども出せません」と言っていたんですよ、写しは。私が県の担当者ががんがん突っ込んだ結果、こういうことになったんですよ、結果が。何でそういうことを隠蔽しなきゃいけないんですか。出そうとしないんですかね。正式にちゃんとやっているものだったら、ちゃんと出せばいいことですよ。そうでしょう。何で隠さなきゃいけない。補助金もらっている。私も今回の震災で会社建て直して補助金もらいましたよ。ちゃんと全部請求書から、領収書から、振り込みの控えまで全部担当者にお見せしましたよ。全部コピーして提出しましたよ。それで初めて補助金もらっているんですよ。だけれども、なぜこの事業だけはそういうことは必要ないのか私うんと疑問なのね。これ我々の税金ですよ。国民の税金ですよ。それがそういうチェックなしに払われていいんですかということなんです。そこだけ疑問なんです。ただ現実的には、そういうことがやっぱりチェックされていなかったというように私は思うんです。結局領収書を言っても、出てこないのはないから出てこないだけの話でしょう。何となく瓦れき処理をほうふつさせるような感じなんです、私としては。2月に請求したやつも出てこない。今回も請求したのが出てこない。最初から出す気はないということですよ、ああだこうだ言って。ところが、県から言われたからやむなく出している。ただそれだけのことですよ。これでいいんでしょうか。市長、お答えください。市長にとお伺いした。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 委員お指摘の部分、確かに大変ございます。この点については大変反省を

しておるところでございます。と申しますのは、この基金事業、県のほうは国から基金の財源をいただき、市のほうではその基金を使って市は補助金を落としていただきます。市としては、この震災等の復興のために必要な雇用を生み出すために委託事業という形で契約をするために、我々は通常委託業務で発注する場合には反対給付を伴うんですけれども、領収書の提出が必要ないというような形でやっております。今回の場合は、どうしても委託事業でやるということで、通常補助金の場合ですと反対給付がいらぬということでございまして、補助と委託というのの違いがもちろん当然ございまして、私ども今回の場合はどうしても委託契約だったということだったものですから、領収書の提出が必要ないものというふうの一部理解十分していなくて、そういった形で進めてしまっていた部分があったのは事実でございます。その点につきましては、こういった領収書をさかのぼってとることも含めて履行のほうの確認は常にしておりますので、そういった作業をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 一応領収書については、23年度のほうからさかのぼってそれは出してもらえませんか、せつかくですから。それでちゃんと、見ればそれでわかるわけですから。瓦れきのように2年、3年もかかると、市民の方から何やっているんだと怒られますので、これは早期に決着つけたいと思っておりますので、ぜひお願いいたします。これで私の質問を終わります。

○鎌田委員長 暫時休憩いたします。

再開は1時15分といたします。

午後0時27分 休憩

---

午後1時15分 再開

○西村副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 それでは、午前に続きまして質問をさせていただきます。

平成26年度の決算特別委員会ということで、おおむね資料No.9のところからお願いしたいと思っております。

資料No.9、ページ、431ページ。ここに、(8)の地方債残高の推移ということで出ており



ます。平成17年から26年までということで、塩竈市の地方債、見てみますと、大変苦しかった時代、本当に借財が多くて市当局並びに市民の皆様も本当にじっと我慢の年月だったのではないかなと思うんですが、確実に減っております。見ていただくとわかります。本当に頑張ってきたというふうに私は理解をいたします。健全化判断比率の状況も見ましても、とても好転してきているということで、経常収支比率99.8%、高いんですけども、この辺をこれから改善していかなければならないのかなというふうに思っております。

資料No.6の7ページをちょっと開いていただきまして、経常収支比率が99.8%、これ80%以上は非常に厳しいということで、ちょっとこれが上がっていますので、ちょっと経常、譲与財源が少ないのかなというふうに判断をしております。そして、実質収支比率、25年より0.7%アップということで、これはむしろ下げなければならない部分なんですけれども、少しやっばり上がっているということで、これもやっばり対応が迫られるかと思えます。ただ、公債費比率、これは確実に公債の元利償還額が下がってきているということの証明ですので、本当に塩竈市のやりくりと申しますか、大変な努力をしてきている部分ということを私は高く評価したいというふうに思っております。

ただ、本年度も自主財源であります43.3%、依存財源が56.7%ということですので、せめて自主財源が50%以上になるようにという努力をこれから私たちは重ねていかなければならないだろうというふうに思っています。本当に財源の厳しい中で必死になってやりくりをしながらやってこられたということを本当によく感じております。これからも、何とか市民生活、あるいはまちの繁栄のためにこういった努力を惜しまずにやっていただいて、そして早く全ての面でいい状況の財政になりますようお願いをしたいと思っております。

そこで、対策として、これからこういった地方財政の、非常によく努力されて、大体87億ぐらいの減になっているんですね、25年、26年比べてみますと。塩竈独自の人件費削減とかいろいろやっていらしたと思うんですけども、今後のちょっと見通しを教えていただきたいと思えます。

○西村副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

今後の塩竈市の財政状況の見通しというご質問でございました。昨日の答弁の中でも幾つか触れた部分ではございますけれども、経済をマクロで見た場合にまずどうなるかというのが1つ大きなポイントになるかと思えます。というのは、大変残念ながら、塩竈市は依存財源に依

存している状況でございます。そういったことで、やはりどうしても地方交付税とあと臨時財政対策債というのが一般財源の命綱になっているのが現状でございます。これは景気の動向等によって減になると、やはり塩竈市の財政規模ぐらいの大きさですと直撃するというような現状が1つあるのかなというように思います。そういった中で、塩竈市の財政としましては、やはり努力をずっと重ねてきておりました。三位一体改革を重ねてきておまして、目に見てやはりよくなっているのは委員おっしゃっていただいた公債費の部分かと思えます。やるべきものをやらなかったのではなくて、取捨選択をしてやるべきものを絞ってきちんと借金をして実施してきた。それによって自然減で公債費自体が減になってきたという部分がございます。

それと、数値的には高いんですけれども、人件費やあとは物件費ですとかそういった予算をぐっとぐっとなるべく効率化を図ってきたことによって、実は塩竈市の類似団体と比較すると、そこに関しては塩竈市のほうが低い、財政状況がいい数値にはなっております。ただ、いかんせん、やはり歳入の市税がどうしても少ないというのが最大の欠点でございまして、これをいかに塩竈市として確保していくかというのが今後の見通しの一つになっていくのかなというふうに考えております。

財政状況、今後どういうふうになるか、総じて言いますと、これから我々今見通しのほうは作成中でございまして、近々協議会の場で皆様のほうにお示ししたいなというふうには考えております。そういった中で、塩竈市が、見通し5年間なんですけれども、その中で塩竈市の財政運営が5年間もつのかどうか、そういった部分というのをしっかりとご説明させていただいて、それで答えにかえさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

今、復興予算とか交付金、補助金、たくさん入っていますので、予算規模としては大変大きく、そしてまた連結決算や何かでいろいろと流用できるという部分でもあるんですが、これが全部終わったときに基金にやはり貯金をしていただいた部分がどのくらい残るかによって、また塩竈市の運営というものが厳しいものになるのか、それとも幾らか余剰が出て市民の皆さんのご要望に応えられるかということが出てきますので、やはりこれからの何年間が大変重要かなというふうに思いますので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

また、市内におきましても、二、三日前にちょっと港町のほうに用事があってまいりました

ら、道路がかさ上げになって、民地がかさ上げになって、そこに住宅が非常に建ってきていると。町内の方も大変喜んでおりました。何か住宅メーカーからもいろいろお話や何かも入ってきているようですので、一応市税の増収となりますと、やはりそういったところで新しい住宅が建ってまちが形成されるということは一番望ましいことですので、本当にこれはいれしいお話をいただきました。

それと、もう一つですけれども、やはり基金、とても大事ですね。基金取り崩して使った部分、そしてまた繰り入れという形でまた戻しておくというようになれば、そういった形でやっていっていただいて少しでも基金に残っていくような状況ができればということで、なお一層の努力をどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、細いところで聞いてまいりたいと思ひます。資料No.9のページ、12ページをお願ひいたします。

予防接種事業につきまして、決算額が1億1,350万7,000円。これは県のほうからは148万5,000円ですか。一般財源からは1億1,202万2,000円ということで入っているようですけれども、私、予防接種というのはある程度国の指針もあるので、いろんなそういった少し補助金とかも入るのかなというふうにちょっと思っていましたら、それほどではなかったもので、これは市でもってしっかりと市民の皆さんの健康のために頑張らないといけない部分かというふうに思っ受けてめしました。

それで、この表の中に、事業の、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンというのが25年度決算には接種率というのが出ていたんですが、今回はこれ25年、26年度、ちょっと出ていないという部分がありましたので、そういったことで、何かこの辺はありますでしょうか。お知らせください。

○西村副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 それでは、お答えをさせていただきます。

ヒブワクチンの接種率、それから肺炎球菌の接種率につきましては、実は接種率を出す際に統計的な取り扱いというふうなことで国・県というふうに取り扱われますので、一般的にはこういった基準で出さなさいというふうな決まりがあるんですが、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌につきましては、そういった国から示されているものがなくて昨年度は独自で出しました。一応出してはみたんですが、対象年齢が5歳までということで、ちょうど25年から始まった接種でございますので、対象年齢が5歳までになるとかなり対象者数がふえるということ、それ

からヒブワクチンと小児用肺炎球菌につきましては、接種する時期によりまして接種回数異なるといったちょっと複雑性もありまして、我々独自で出した接種率がちょっと適正だったのかどうかというところがあって、今県内どういった状況で接種率を把握しているかということを抑え……、今ちょっと確認させていただきまして、おおよそ判明してきまして、こういう形ですと市民の皆様に適正な接種率としてお示しできるのかなということがございますので、ちょっと来年度あたり、改めてそういったことで接種率を整理させていただいて出ささせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それで、もう一つなんですけれども、13ページにあります予防接種助成事業として、塩竈市独自助成ということで、高齢者の方の肺炎球菌ワクチンということで、接種する費用を上限3,000円ということで、これ大変皆さん感謝しておりました。と申しますのは、やはり高齢者の方の肺炎というのは、本当に生死にかかわる場合が多々ございまして、とても肺炎は怖いものであるということなんです。それで、こういった接種を独自に塩竈市がやっていたということは、これは高く本当に評価したいというふうに思います。ただ、今年度からですか、水痘ワクチンと肺炎球菌ワクチンが26年10月から定期接種導入ということで、そうしますとこの定期、どのような形になりますか。結局助成金はいらなくなるということですか。

○西村副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 昨年10月から委員おっしゃられましたとおり、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては定期接種となりますので、これは国の定めた予防接種というふうに位置づけられましたので、前段お話をいただきました助成事業とほぼ市民の方々のご負担というのは、受ける場合には同じ5,500円ですね。3,000円助成させていただいておりますので、残りの5,500円をご負担いただいと、受け方としては助成事業であっても定期接種であっても変わりはありません。ただ、定期接種化されましたので、予防接種等でいろいろありました場合には、そういう制度にのっとして、救済制度も含めましてきちんとした対応がされていく予防接種に変わったということがございます。よろしく願いいたします。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。次に、資料No.9の24ページ、お願いいたします。

公立保育所運営事業というところでちょっとお尋ねをしたいと思います。下の特別保育事業

ということで、延長保育、あるいは保育所の地域活動事業、それから2.(3)の一時預かり、特定保育事業ということで出ておりますけれども、利用状況はどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 24ページの特別保育事業の中の特定保育事業の利用状況ということでございます。

まず、一時預かり事業、一時預かりと特定保育事業と2つの区分になっております。全体としましては、平成26年度、延べで703件ほどございます。そのうち特定保育事業の部分につきましては、延べ分で301件というような数字になっております。以上でございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。それで、現在、この事業をやっているところは新浜町保育所のみでございますか、お尋ねいたします。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 この一時預かり、それから特定保育事業については、新浜町保育所のみでございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。この事業、大変重要な事業だというふうに私は思います。子育て支援をしている上で、今現在お子さんをお持ちのお母さんたち、お育ちになっている方、やはり子供を育てていく中で、ちょっとやっぱり休みたい、体を休ませたい。お母さんたちほとんどの方が「日曜日が欲しい」とよく言いますけれども、「ご主人に預けて、たまには1人でお買い物したりしたらいいですよ」と話をしますと、ご主人は今度かわいそうなんですね。1週間働いて、日曜日はお子さんを預けられるという大変過酷な状況がそこに生まれてきて、本当に家庭生活の中でもっともっとやわらかく子供を包んで育てていくという状況の中で、本当にこの事業というのは子育てに一つのゆとりを持たせるという意味では重要な事業ではないかというふうに思います。それで、新浜町保育所のみということですが、これからこれを拡大するような予定はありますでしょうか、お尋ねいたします。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 大変失礼いたしました。先ほど一時預かり、特定保育事業につきましては、公立保育所としては新浜町保育所のみでございます。ただ、私立の保育園1カ

所が一時預かり事業を行っております。ですので、市内では2カ所ということになります。今現在、どちらの公立も私立の保育所も、一時預かり事業の部分については、定員数まで行っていない部分もございますので、その利用の枠内であれば、とりあえず今の事業のまま継続させていただければと考えているところでございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 新浜町保育所の地理的な条件といいますと、やはりちょっと端のほうなんです。塩竈市にとりましては。ですから、預かる方がそこ1カ所ですと、やはり小さいお子さん持っていて、なかなか使い勝手がちょっと距離的にあるという方もいらっしゃいますので、やはりもう少しこれは皆さんでどうぞ検討いただければと、これはとても大事な事業でございますので、子育て支援のほうでは重要な位置を占めているというふうに思っております。家庭円満であることが、やはり児童虐待、いろんなそういう幼児虐待につながることを未然に防ぐ部分がございます。養育している親御さんがやっぱりゆとりを持って子供を育てる。かわいいと思える。やはりそういった子育て環境をつくってあげるということでは重要な一助になるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、資料No.9のページ、73ページ、お願ひいたします。

塩釜地区休日救急歯科診療事業ということで出ております。歯科急患の診療を塩釜地区の歯科医による在宅輪番制として見ていただける、広域診療という形をとっていらっしゃるということですが、実は知らない方が多いので、どういった形で、広報に載せてはいるかと思うんですが、なかなか目についていなかったのが実は歯科のほうだったんですね。医療のほうは、皆さん、やっぱり休みのときは大騒ぎですので、ぐあい悪ければいろいろあれなんです、歯医者さんのほうはなかなか知らない方が非常に多くて、こういった広報をどのようになさっているか、ちょっとお尋ねをいたします。

○西村副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 休日歯科診療事業につきましては、今阿部委員がおっしゃられましたとおり、在宅、それぞれ歯科医師会のほうにご協力をお願いしまして、それぞれの開業している場所で輪番制でやっている事業でございます。周知につきましては、先ほどもお話しいただきました市の広報におきまして、休日急患センターの記載と並べて実は表記させていただきました。ただ、ちょっと紙面小さくてわからなかったかもしれませんが、一応広報でお知らせはさせていただいているということでございます。よろしくお願ひいたします。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部 (か) 委員 ありがとうございます。実は私もちょっと目にとめておりませんでした。数日前にお子さんがやっぱり歯が痛くなりましてどうしようということで、薬局から痛みどめを買ってきて飲ませて何とか処置をしたというようなお話をちょっと伺ったばかりのところ今回の決算で目をとめまして、このように手当てをしてくださっていたのかということ、大変私もありがたいと思いました。歯の痛みは我慢できるものではないというのは皆さんよくご存じのはずでございますので、ぜひもうちょっと広報のあり方を市民がどうしても知りたい情報というのはやはり大きなマークで、そしてそこに例えば医療関係なら医療関係、全部そこに一覧として救命救急、ここですよというようなやっぱりお知らせ、今月はこの先生がやっていますというような形で載せていただくと、大変市民の皆さんにはよろしいかと思っております、その辺のことを検討していただきたく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、152ページをお願いいたします。

NEWしおナビ100円バス運行事業ということで出ております。大変100円バスも定着してまいりました。臨時便で先日のゆめ博のときも私たちもちょっとおもてなしをさせていただいたんですが、バスの乗りおりする場所に私たちもちょっと張りついたものですから、皆さんがこの100円バスに乗ってマリングート、西埠頭を、方面、それから仲卸方面と、私たちもバス間違えないように一生懸命お乗せしてさしあげたんですが、バスに表示がなかったものですから運転手さんに一つ一つ聞きまして、間違いなく乗せてあげた。ほかから来たお客さん、大変助かったようですので、これは本当に大変なご活躍だというふうに受け取っております。

この100円バスなんですが、海岸通1番2番地区の事業も進んでまいりますと、まちの様子もまた一つ商業圏が生まれまして変わってくるかと思ひます。こういったバスの運行のあり方も改めて考えなきゃならない時期に来るかと思ひますけれども、まず今高齢化に伴ひまして運転免許を返上する方も多くなっております。それで、100円バスが頼りだとおっしゃる方がたくさん出てきております。それで、移動手段としてお使いになっているんですけれども、実は時間帯によってはやっぱり乗り残しと申ひますか、乗れない。もうもつともつと前でいっぱいになってしまひて、せつかくじつと待っていたんですけれども乗れなかったという区が随分出てまいりました。それで大変お気の毒で、ことしの夏、あの暑さで本当にバスを待つて乗れなかったらどんなにか本当おつらかったかなというふうにもお話を伺ひました。それで、時間帯によってやはりどうしても乗れない地域ということもこれからちょっと精査していただければ

ばというふうに思いますが、その辺の状況は把握していらっしゃるでしょうか。お願いいたします。

○西村副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 NEWしおナビバスの乗り残しの状況ということでございます。私ども、実態調査を行ってございまして、まず乗り残しが発生しているコースとしましては、北部コースにおきまして、長沢町からみのが丘にかけまして、これは常態的にということではございませんが、一部乗り残しが発生しているような状況。あと、西部コースにつきましても、大体大日向からそれ以降塩釜駅に至るまでの区間、袖野田とか新玉川とかそういう地域におきまして、これも時間帯ですとか日にちによって乗り残しが生じているというふうに課題として受けとめさせていただいてございます。こういった乗り残しの状況等も踏まえながら、昨日来ご答弁申し上げておりますけれども、どのような公共交通体系のあり方がいいのかというところを鋭意検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

それで、1点だけお願いをしておきたいところがございます。というのは、月見ヶ丘霊園です。春の彼岸、お盆、秋の彼岸と臨時便を何とか回していただきたい。交通手段がないということです。それで、そういったご要望が随分出てまいりました。考えてみますと、月見ヶ丘霊園は本当に塩竈市公営でございますので、やはりそういったときにお墓参りに行かれる、それは1時間に1本とかでなくていいんですと。時間帯を決めていただいて、そしてこの駅から乗るんですよということになればバスを乗り継いで乗る方法もありますのでという市民の皆さんのお声をちょっとたくさんいただいておりますので、この辺もひとつご検討をよろしく願いしたいと思います。もしご意見あればどうぞ。

○西村副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 ただいま月見ヶ丘霊園の时期的なものに応じた臨時便ということでございましょうか。その辺につきましては、今お話しいただいた内容を含めましてどういったニーズがあるのかということも把握をさせていただきながら、調査検討をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。



それでは、次に資料No.9のページ、177ページ、割増商品券事業についてお尋ねをしたいと思えます。

この割り増し商品券、大変好評でございまして、市民の皆様喜んでおられるということです。453店舗が登録・参加なさったということで、本当に地域の商店の皆様にもご協力をいただきました。この中で、この事業が前年同比の売上高100%を超えた事業者さんが63%いらしたということで、大変地域経済支援策としては高い評価を得られるようなところでもあります。そしてまた、私が聞きたいところは、今年度もありましたけれども、費用対効果といいますかそういったことをきちっと検証することがまた次回の地域経済活性化につながるかと思いますが、その辺のことをちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○西村副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 昨年度実施しました割り増し商品券につきましては、終了後にアンケート調査等も行いながら、実際売り上げにどれくらい結びついたとそういった部分も参考にしながら、今年度の事業に組み立てをさせていただきました。今回実施しました事業の中で、当初設定した際の取り扱いの店舗数、できればもっとふやしたいというふうなことで取り組んだわけなんですけれども、前回、昨年実施の内容については453店舗というふうな部分が今回新たに実施した際には486店舗、若干ですけれどもふやすことができたというふうなことになります。今後、その事業の成果については、アンケートについて前回は単純に今回の割り増し商品券の事業の実施に伴ってどの程度要するに費用の増加に結びついたというふうな部分が把握できたわけなんですけれども、それ以外にも、例えば震災前との比較で実態としてどうなっているか、せっかく486店舗というふうな市内の企業の参加をいただいたという状況があるので、商業の実態をそのアンケートの中で把握していきたいというふうに思っております。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。この割り増し商品券、本当に地域循環型経済には大変な効果を発揮したということで、ぜひぜひこういったことで小さなお店、地域のお店を大切に本当に地域の皆さんが身近なところで使える商品券ということで、大変喜んでおりますので、こういった事業も展開していただければというふうに思えます。

それでは、次に、ページ、181ページ、ここに企業誘致推進事業というのがありました。企業を誘致するために大変な努力をされて本当に実施されてきたということがよく表記されてお

ります。まず、税率緩和といいますか、企業の皆さんの誘致、塩竈市にどうぞということで、免除、税制の免除、法人市民税、あるいは固定資産税の免除は本当に当たり前のことですが、東日本大震災を通しまして特区ですね、特別区域法というのを利用して特区にさせていただいているというようなことで、大変な努力を重ねてきてくださっております。私もちょっとこれを中身を拝見いたしまして、東京のほうでもセミナーを、企業立地のセミナーも開催したりという大変な重ねていらしたということなんですが、この辺のことをもうちょっと詳しく、もしお伝えすることがあればお知らせいただきたいと思います。

○西村副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 宮城県が主催して、それでまた県内の各市町村、実は県内の全市町村が参加して実施している事業というふうな形になります。それで、この部分につきましては、これまで塩竈市はちょっと参加してこなかったという部分がありますので、改めてこの企業立地のセミナーに参加しまして、東京と名古屋で2回開催されております。昨年かから参加して、今年度も既にもう東京の部分が終わりました、それから名古屋の部分については11月に実施されますので、また参加して塩竈のほうの企業立地の状況、そういったものをPRしながら、企業の誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。ぜひ推し進めていただきたいと思います。やはりいろんな機会を捉えて企業誘致に努めていただければというふうに思います。ゆめ博のときに初めて塩竈市にいらした企業、お煎餅を何か製造していらっしゃるところらしいんですけども、会員の方が少し買ってきたんですね、皆さんにごちそうしようと思って。そうしましたら、お客様たちがいらして、ちょっと提供したんですね、これ塩竈のお煎餅なんです。「おいしい」とおっしゃって、「買って帰りたい」ということで、ちょっとまちの駅のほうにご紹介しましたら売り切れていましたということで、大変うれしい、また残念なことでした。それで、その企業の、会社の住所と電話番号とかをちゃんとお持たせしましたということだったので、私たちはそこまでの役割をやっぱり果たさなきゃいけないと。欲しいときはどうぞお電話1本くださいと、そうしたらお送りしますということで、私たち市民側のPRとしては少し努力をしたつもりでおりますけれども、こういったせっかく塩竈に来てくださった企業の方たちにやはり私たちもそれに見合った努力を重ねて、そして塩竈のために一生懸命頑張っていただけるような方策をとっていただければと思いますので、この企業誘致に関して今後の何か方針がご

ございましたら、まず大事なのは恐らく土地だろうと思うんです、企業立地するには。そういったところで、塩竈市ではどの程度提供できる部分があるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○西村副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 私どものほうで団地そのものは既にまた整備終わっています、要するに加工団地というのがありますけれども、新規にこれから団地開発するというのは物理的にも難しいというふうな状況がありますので、団地内で未利用の土地を調査した部分がございます。その部分については、緊急雇用というふうな事業の中で、昨年度、その調査をして実態を把握しておりますので、今あとその整理をしまして、それを情報提供できるような形でストックしたものがございますので、紹介がありましたら、こういった物件がございますというような形で真摯に答えながら企業誘致を努めていくというふうにしていきたいと思っております。まだあと、どうしても民間の方々の土地というふうな状況もございますので、所有者の方のほうの意向も把握してというふうなことになりますので、あいている土地としてはこうあるというふうな形の提供の仕方というふうなことになります。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。まちの活性化、あるいは経済の潤沢な収益といったものも私たちのまちに豊かさをもたらすものですので、私たち民間からも努力をしてみたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、資料No.9のページ、184から187ページですね。重点分野雇用創造事業ということで、今年度もたくさんの雇用、被災された方たちの雇用ということで、こういった事業が起こされているという一覧表を私たちも拝見しております。この中で、やっぱりちょっとお聞きしたかったのは、雇用する人件費等の算定というのは、個々の事業の中で恐らく決まってくるんでありましようというふうに思うんですが、この中でちょっと気になったところがあります。資料No.23をお開きいただきたいと思います。71ページ。71ページなんですが、26. 浦戸諸島農業技術実体験事業の中で、ここに人件費として載っているんですが、平成24年は6人で749万1,831円。次、去年、5人、1人減って5人になって1,464万810円ということを出ています。そして、今年度の雇用として3人で1,608万3,869円というふうな形で出ていますけれども、これはやっぱり年々、ちょっと非常に雇用のこの人件費が高くなってはいるんですが、何かここに事情はありますか。お尋ねいたします。

○西村副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それではお答えいたします。

当該事業につきましては、震災で被災しました農地の再生を図りながら、場所は寒風沢になるんですけども、地元の方々に昔ながらの農業の技術を教えていただきながら、島おこしにつながるような特産的な農業を始めていこうということで、委員さんもお承知だと思うんですけどでも、「寒風沢」という酒米をつくりまして、日本酒の製造なんかに当たっております、去年は新たに茶豆というようなものを試験的に栽培している内容です。

お尋ねの件ですけれども、基本的に事業そのものが、事業費が若干ふえているということがありますので、人件費の比率等も若干上がっているという内容と、あとそのほか農業ですので、リース器具等のコストがかかるといったようなものについての年々の事業費には影響するところですが、今年度の事業の中の人件費については、こういった割合でなっているというふうに聞いてございますので、若干単価そのものが上がっているのではないかとこのように考えているところでございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

それで、この表では、26年、71ページのこの表ですと今年度は3人の雇用と書いてあるんですが、決算書のほうを見ますと5人になっているんですけども、これはちょっと記載違いでしょうか。

○西村副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 失礼しました。こちらは、主要な成果のほうの5名が正しいでございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。この重点雇用のほうは大変な被災された方たちの雇用ということで、これからも重要な部分があるかと思いますが、ただこの187ページの成果というところで、被災求職者の一時的な雇用の場ということを書いてあります。できれば、私は将来につなげるようなやはり雇用のあり方というものがとても大事なんではないかというふうに思うんですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○西村副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今回国のほうの補助制度として緊急雇用、こういったも

のについては、例えば本当に要するに3カ年程度の立ち上げ等の支援を行いながら、恒久的な雇用につながるような形で取り組みをしているというふうなことになります。ですので、基本的には3年たったら、企業者側で通常の要するに企業活動の中で引き続き雇用していただけるようにというふうな趣旨で事業展開しておりますので、4年目以降は企業者側のほうで雇用していただければというふうなそういった思いで事業を組んでいるというふうな形になります。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ぜひそのようによろしくお願ひしたいと思います。せつかく3年間という期間でいろんなことを学び、そして身につける部分もあるかと思ひますので、それが完全なる雇用につなげていただければというふうに願ひております。

それでは、ページ、205ページお願ひいたします。都市再生整備計画事業、この中で、事業の概要のところ塩釜駅前広場整備というのがござひます。西部地区の皆さんが、本線の塩釜駅という通称でなっておりますが、大変立派に整備されました。きょうは地域の皆さんの声をちょっと一言お届けしたいというふうに思ひました。この整備に関しては本当に感謝を申し上げたいんですが、地域の皆さんの声をよく収集していただきました。そして反映していただきました。皆さん、喜んでおります。夜になると、野田の玉川の流れを再現した明るさもとてもきれいで、「とてもおしゃれだ、おしゃれだ」という皆さんの声で、「とてもきれいです」というような話をいただきました。この地域のこういったこと、本当に一度整備するとこれから何十年か楽しんで、また喜んで使っていただけるということで、駐輪場も非常にきれいに整備されていまして感謝を申し上げたいと思ひます。これからも、どうぞこういった何かをつくる、あるいは地域整備をするときは、多くの方たちからのお声をいただき、そして市民の皆さんがどんなニーズを持っているのかということ十分に反映させていただいて、でき上がったものがそれ以上の価値のある整備事業となりますように、ぜひお願ひをしたいと思ひます。これは質問ではなく、一言ということでお願ひいたします。

それでは、ページ、210ページ、お願ひをいたします。

ごみ処理事業ということで出ていますけれども、これは市側からいいますと、ごみ処理場の問題というふうにつまえてここに出ています。ただ、私は今回、ごみの収集方法で大分市民の皆様からのお声がちょっと出ていますので、ちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

実は、津波で被災されて住家が少なくなった町内会がござひます。そこでもうこの町内終わりですというところに1軒おうちが残ってしまひて、高齢者の方がお住まいになつていまして、

その集積場は、今やこの1軒のお宅だけがごみを出すような形になってしまったと。そうしたら、収集してくださらないと。何とかしてほしいということをお願いしたらしいんですが、なかなかうまくいかないで「1軒だから」という返事が返ってきたというお話をちょっと伺ったんですが、果たしてこういった地域の状況が変わって、例えば空き家がいっぱい町内にふえて、住んでいる方が少なくなった。じゃ、そこにごみの収集は行かないのかというような問題まで発展しそうな感じでございます。来ていただけないなら近くの集積所に持っていこうかということになったんですが、実は300メートルも離れていまして、とても高齢者の方にはごみの袋を持っていくということは大変なご苦勞だというお話もちょっと伺いました。その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

○西村副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ごみ集積所のご質問でございました。市内に今約860カ所のゴミステーション、結構隅々にまでステーションを置いているものと我々のほうも認識しておるところです。ちょっと私どものほうの過去の調査では一番少ない世帯で4世帯というところでちょっと押さえていたんですが、今委員からお話しあったように1世帯のところがあるということで、環境課のほうにご相談されているというお話でございましたので、なおちょっと、済みません、私にはその話がまだ伝わっていないところもありますので、その辺も含めまして対応していきたいと思います。ただ、お話あるとおり、今の段階では、例えば団地の開発とかで集積所をふやす場合、協議に基づきましておおむね20世帯というようなのが目安にはなっているんですけども、市内の中では、やはりだんだん人口が少なくなっている中で、当然20よりも現実的には下回った利用世帯数でやられているところについても、当然我々集積所のごみ収集という形では行かせていただいておりますので、なお今お話あった300メートルも離れているというのはちょっと大変なことだと思いますので、それについてはあと戻って調べさせていただきたいと思います。ゴミステーションの移動とかについては、そういったことではこれまでも町内会の要望等を聞いて統合したりとかふやしたりというようなところもやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ぜひどうぞよろしく願いいたします。やはり高齢化に伴って地域の状態も大分変わってきてまいりますので、やっぱりそういったときはきめ細やかな対応、ぜひよろしくお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西村副委員長 山本 進委員。

○山本委員 風の会の山本でございます。

平成26年度の決算、一般会計について、私から若干質問させていただきます。

その前に平成26年度は、いわゆる復興実感の年というように位置づけまして、震災来4年目を迎えた平成26年、まさに市長を先頭に市職員一丸となって復旧、そして復興の道筋に携わったということに対して、前段感謝申し上げたいというように考えております。

その中で、まずは資料No.6ですけれども、決算審査意見書の中で、35ページをお開き願います。これのずっと下のほうですけれども、予算執行率81.64%、前年比で4.68%高くなっていると。しかし、災害復旧費、農林水産業費、土木費などにおいては、執行率の低い状態が続いておると。他自治体からの支援を受けながら復興事業を推進され、本年度は災害公営住宅の供用開始等々成果が出ていると。しかし、事業量が膨大で繰越金も多いことなどから、先般復興に向けた努力をお願いいたしますというふうに意見を付してございますが、その努力をお願いするということは、何をどういう努力をお願いするのかということをお聞きしたいと思います。ちなみに、26年度の復興予算総額は578億4,551万円、うち85億7,852万円が未執行、前年度より4.68%増となっております。繰越明許につきましては、継続事業ということで、発注時期によっていたし方ないものと思っておりますけれども、特に決算書を見ますと事故繰越は非常に多くなっております。その原因を監査としてどのように捉えているのか、またどうすればいいのか、意見をお聞きします。

○西村副委員長 高橋監査委員。

○高橋監査委員 全体的に見まして、通年ですと大体執行率というのは95とかそういったものを標準に我々は考えておりますけれども、そういった基準で考えると、現段階というのはかなり低い水準だというふうに思っております。ただ、今の状況を考えますと、これまでの一般会計の決算の倍以上になっているような予算でやっております。それで人員体制についても、応援いただきながらやっているということで、現段階ではまずやむを得ないだろうというふうな評価をしておるところです。それで、あと、繰り越しが非常に問題になって、80億とか70億とかというような、これも私自身、これまで経験したことのないような金額で繰り越されている。さらに、事故繰越というのも私の公務員の生活の中で本当に数えるぐらいしか聞いたことのないようなのが去年、おとしあたりからもう通常な形で、これはもう今の体制の中ではどうしてもやれないというような、予算執行がなかなか難しいという状況に来ているんだろうという

ことで、さらに努力をして欲しいというのを、かなり酷なお願いだとは思いますが、こういうような繰り越しとかを消化するような形で努力をさらにお願したいということでの結びにしておきます。以上です。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 今そうだろうと思うんですけれども、そこで市長にお尋ねしたいのは、現在、監査委員さんはもちろんすぐれた見識を持たれた監査委員さんでいいことなんですけれども、平成9年に地方自治法が改正されて、いわゆる監査機能の専門性と独立性というものが強化されたわけ、いわゆる包括外部監査制度が導入されたわけなんですけれども、そこで当然弁護士、あるいは公認会計士、税理士さん等々による専門的な知見をもとに、単なる財務に関する事務だけでなく、いわゆる経営に関する業務の管理というものをして、今のままじゃこうすべきだ、ああすべきだというようなことを提言が監査委員さんから出る、期待できるわけです。ということで、政令市ではもちろん法的に義務づけられておりますけれども、市長におかれてこの包括外部監査制度の導入というものについて、どのようにお考えなのか所見をお聞きます。

○西村副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今山本委員から監査制度そのものについて今後どのような取り組みを検討しているのかというご質問をいただきました。今ご指摘いただきました包括監査、部分監査、さまざまな制度があるということについては了知をいたしております。また、政令指定都市とそれから我が塩竈市規模の行政自治体、10万以下の行政自治体がこの制度改革にどのような取り組みをしているかということについては、県内及び全国的な事案も紹介をさせていただいているところであります。一部監査については、既に導入はされていると伺いますか、条例改正まで取り組んでおられる自治体があるようでありますが、そういった自治体が具体的に事業実施となりますと、実はかなり低い率であるということ把握させていただいております。言い換えれば、うまく機能していないということなのかなと思っています。我々も、当然のことではありますが、今後今の監査制度が100点というふうにはもちろん理解をいたしておりませんで、今後どのような制度、どのような形で導入すればいいかということについては、引き続きの検討課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひご検討いただければと思います。

続きまして、今度具体的に質問させていただきます。



資料No.9、主要な成果に関する説明書に基づいて質問させていただきます。まず、432ページから433ページ、いわゆる財政状況についてであります。先ほど阿部委員のほうから前段、現在の財政状況、今後の見通し等について質問されましたので、財政課長のご回答をまず一応了といたしまして、重複しない部分で質問させていただきます。

まずは、実際の財政状況を見るポイント、それはもちろん言うまでもない、成果と財政力指数、それから実質収支比率、それから公債費比率、経常収支でありますけれども、特にこの中で実質収支比率がこれは12%に達しているということが、いわゆる、はっきり申し上げて身の丈に合わない財政運営を強いられているのではないかと。これは県内の被災自治体に共通していることで、どうしてもやはり通常事業よりは復興事業を優先して、そして進めていかなきゃならないという緊迫した状況にある結果ではないかというふうに理解はしておるわけですが、平成27年の復興特会予算の歳入状況を見ましても、復興特別税収が7,381億円の26年度に対しまして約50%減の3,436億円しか予算計上されておらない。歳出においては、復興交付金は26年度比465億円減の3,173億円。つまり国はそろそろこの復興関連予算を縮小しつつあるというふうに捉えていいのではないかと。逆に普通交付税制度からいわゆるひと・まち・しごと創生なる事業を、新しい施策をつくって、総額1兆円、しかしその実5,000億円はこの通常の普通交付税からその財源から持ってきているというようなことからするならば、そういう意味で従来の国の財政支出のやり方がだんだん変わってきているということの認識をまずは前段認識しておかなきゃいけないし、確かにそれは復興交付金という名目で潤沢に来てはおりますが、現在のように、先ほど質問しましたように、未執行の状況が続いておるという中で、今後の財政運営というものが非常に懸念される。私は性格的に、まず計画に悲観的に、実行は楽観的にというのが私の考え方でございますので、ここはもう悲観的に、悲観的に、もう金来なかったらどうするんだべ、減らさったらどうすっぺということを考えてやっていく必要があるのではないかと。現に主要な成果ありますし、単独事業費比率が1%に落ち込んでしまったというのが一つの象徴的な例でありまして、今後このような国の財政構造、または財政出動の実態を見ながら、担当として今後財政運営をどういうふうに見ていくのか、またどうしなきゃだめなのか、その点、ちょっとお考えをお聞きします。

○西村副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

今委員ご指摘のとおり、国のほうでは復旧・復興から、新しく27年度、まち・ひと・しごと

創生関係の費目というのを交付税の中に設けました。この設けた大きな目的というのは、要は努力をする自治体には手厚く、努力をしない自治体には手薄くといえますか、交付税を減らすとそういったはっきりとした意思表示をしてきた交付税というのが非常に象徴的な部分でございました。話ちょっと広がるかもしれませんが、被災地としての我々としては、やはりまだ復旧・復興道半ばでございまして、その財源としてはしっかり確保していただきたい。具体的には、国の交付税特会のほうに27年度から地方法人税という新しい税金を国税として創設していただきまして、これは100%その交付税特会のほうに直接入ってくるという財源になっております。そういったものを含めて交付税総額としては、とりあえずは26年度、25年度が17.1兆円で26年度が16.9兆円ということで、一般財源総額としてはほぼ横ばいという形でキープしてもらってございます。しかしながら、現在、国と地方の借金というのが非常に膨らんでいるというのが問題になっていて、これが国のほうではずっと昔から問題視しているところがございます。実は、今回臨時財政対策債が減らされた理由というのは、その国と地方の借金を返済する方向に回しているからというのが私の分析でございます。これはどういうことかといえますと、国自体はやはり一番財政出動のある地方に対するお金をなるべく圧縮していこうという動きがやはりあるのかなというふうに考えております。こういった中で、塩竈市がやはり生き残っていくためには、地方財政計画上で今先ほど来話ししております地方税の伸び、その伸びについていくような形で塩竈市も税収を伸ばしていかないと、交付税は減らされる、地方税は減る。要するにダブルパンチの状態になっていくということで、財政運営が非常に厳しくなっていくというのが今後の私自身の見通しでございます。

以上でございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。そういう意味で、確かに今民間でいうところのキャッシュフロー、基金残高につきましても、全会計で320億ということでありまして、財調も10億9,000万と。一応潤沢な基金造成はされておりますが、その内実は復興交付金と基金繰り入れでということも多いわけで、未執行になれば当然国に返還しなきゃいけないという状況の中からは、そういう意味ではやっぱりこれからも厳しい財政運営が強えられることはこれは事実であるというふうに思います。そういうわけで、塩竈市として、いわゆる行財政改革ということに取り組んでおりまして、この4月に第5次ですか、出されましたけれども、これまでのを見ても、いわゆる5つの柱が挙げられておりまして、計画的な財政運営、これは当然ですね。

それから事務事業見直し、それから職員の適正化、職員給料の適正化、職員の育成、アウトソーシング。ここでは計画的な財政運営となっておりますけれども、いわゆるこの計画的な財政運営のまずポイントとしているところは何なのかということを知りたいと思います。ちょっと漠然とした質問ですけれども、計画的な財政運営、今末永財政課長から、聞きました。あれは基礎、ベースとして担当、計画は持っているんでしょうけれども、私としてみれば、いわゆる身の丈に合った財政運営をすべく、やはり今国で進めている効果促進が図れるような事業に少しずつスライドしていかなければいけないのではないかなというふうな考えを持っているんですけれども、それはどうですか。

○西村副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

少し話は広がってしまうのかもしれませんが、先日、国から地方行政サービス改革の推進に関する留意事項についてということで、アウトソーシングの推進を中心とした総務大臣からの通知文が届いておりました。これの中身としましては、これまでもいろいろ国のほうから話がありました。まず民間委託の推進ですとか、地方独立行政法人制度の活用、BPRの指標やICTを活用した業務の見直し等々、そういったものの総括的な通知文が来たんですけれども、さらにその中で地方自治体の財政マネジメントの強化という部分がありました、これが1つが公共施設等総合管理計画の策定促進、あとは統一的な基準による地方公会計の整備促進、あとは公営企業会計の適用の推進、これは具体的には下水道事業の公営企業化の話なんですけれども、こういったことで地方に対して国は要は全体の器をコンパクトにしろと。つまり全てを抱えていくのではなくて、例えば建物等は今老朽化が非常に進んでおりますから、そのコストが明らかにこれから膨大になってくると。そういった部分をきちんと自治体のほうは整理をして、整理・統合等をして、コンパクトな要は自治体運営を進めるべきなんではないかというような内容のものが国からの通知でございました。塩竈市としましては、これからはございますけれども、公共施設等総合管理計画というのを今現在作成中でございまして、28年度中に完成する予定でございまして。そういった中で、塩竈市の、要は全体の今保有しております各種公共施設等、そういったものを一度整理させていただいて、何がやはり例えば力を入れて整備しなければいけないのか。それとも、何を、一旦じゃ、もうこれは一度、例えば極端な話、廃止とか整理をする対象にしたらいいかとか、そういったものをきちんと見直す時期に来ているのではないかなというふうに考えております。

前段申しました国が予算を削っていく、これは民主党政権時代だと思うんですけども、中期財政計画というのがありまして、地方と国のプライマリーバランスのGDPに対する比率、マイナス6.6%というのが平成23年度だったんですけども、これは最終的に10年後の32年度には黒字にするというような計画があります。真ん中の27年度、実は今年度でございまして、半分のマイナス3.3%ということで、一応達成はしておりますけれども、今後どういうふうに達成するかわからない。これに対する国というのは非常に今焦りを持っているような状況でございまして。こういったことから地方の疲弊をするのを防ぐためにも、こういったアウトソーシング等を進めることによって財政運営をコンパクトにしると、そういったものを国としては求めているのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。それでお聞きしたいのは、この定数の適正化、はっきり言えば削減ですね。それから、今言われたアウトソーシング、これが具体的な今後の財政運営の健全な財政をするための一つの大きなツールになってくると国は見ているわけです。職員の適正化について、過去から見てみますと、平成15年当時835名いた職員が25年、おとしですけども、636ということで、23.8%を削減したと。人件費についても、16億7,600万削減したということで、国にしてみれば、先ほど言ったひと・まち・しごと創生交付金の極めてモデル的な地方公共団体に塩竈市はなっているのではないかなと思うんです。つまりこういう関連やっていくから片方ではスリム化しろと、支援のほうはやらないよということで、言葉を変えれば第2の普通交付税、交付税というような位置づけができるのではないかなと。そうした場合に、まず計画によれば、総体は出ているけれども、じゃ具体的にどの部門で何名、どの部門で何名というような、具体的な個々の戦略プログラムがあるのかどうか1つ。

それから、やはりアウトソーシングと言っていますけれども、アウトソーシングというのは厳密に言えば民間委託とは違いますよね。アウトソーシングというのは、その組織が持っていないノウハウ、あるいは持っていない力、それから存在しない人的な資源、それを経費をかけて外部から持ってくる。外部にお願いする、その部分を。これはいわばアウトソーシングなので、施設を民間にやるのがこれはいわゆるアウトソーシングではないわけです。常に民間委託なり、あるいは後ほど出てきます指定管理者制度です。だから、アウトソーシングと一緒にしてはいるけれども、その辺の考え方はどうなっているのか、以上2点についてお尋ねし

ます。

○西村副委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 まず、前段の職員数の削減についてどういった考えを持っているのかというご質問かと思えます。現段階では、先ほどもご答弁を申し上げました。現在、震災後、人員削減というのは凍結している状態でございます。ただ、技能労務職だけは削減している、自然減で削減しているというふうなことでございまして、今回先にお渡しした第3次行財政改革推進計画、これは今年度いっぱい終了ということで、来年から第4次という形で作成中でございます。その中で、職員を一般事務ですとか、専門職、技能労務職をどういうふうにご考えていくかというのは、実はちょっと今まだ検討中でございますので、その回答についてはもう少々お時間いただければと思います。

あと、アウトソーシングの関係でございました。お言葉を返すようですが、アウトソーシングを広義に捉えれば、例えば清掃業務とか警備委託業務というのも、民間委託としてやっぱりアウトソーシングはアウトソーシングだと私は考えております。ただ、委員おっしゃることも非常によくわかります。現在求められているアウトソーシングとは何かというふうにご考えたら、やはり外部の専門性や技術を得て、直接運営よりもより高度な市民サービスの提供を図ること。あとは、外部に委託することによって全体の業務の効率化を図ること。あと、もう一つが、民間企業の経営手法によってトータルコストを下げ、結果として直営運営に対するコストメリットが図られれば財政としてはベストだと思えるんですけども、そういったことがアウトソーシングとしての狙いとして考えているところでございます。以上でございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。それで、なかなかこれからのやっぱり財政運営というのは大変厳しいものがあるのかなというのがあります。なお気を引き締めてやっていただきたいなということをお願いしておきます。

次に、具体的に質問させていただきます。同じNo.9の26ページの待機児童ゼロ推進事業ですけども、現在保育士さんの数は全体で何名ですか。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 公立保育所の保育士の数でございますけれども、まず正規職員が33名、それとあとクラス担当の臨時職員が29名、合計で62名でございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 昨年度決算でも、この職員の数の質問が出されて、当時は、去年は正職員が41名、臨時職員が28名だったわけですが、26年度は33名で29名と減っているわけですね。臨時職員は1名ふえましたけれども。厚生労働省の定めておりますいわゆる保育士の配置基準ありますね。これは満たされていますか。

○西村副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、厚生労働省で定める保育士の配置基準、ゼロ歳児については児童3に対して保育士1名、それから1歳児、2歳児につきましては、児童6人に対して保育士1人、それから3歳児につきましては20対1、それから4、5歳児については30対1ということで定められておりますけれども、この基準に合わせる形でこちらのほうでは配置しております。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 いずれにしましても、子供の命を預かるわけでありますので、万が一でも事故等を起こさないように万全を期してもらいたいということで、そういったような限られた数の中で保育現場は子供の命を預かっているという実態を十分勘案しながら、先ほど来出ているいわゆる職員の適正化の問題に取り組んでももらいたいと。

一方で、やはり今どんなまちに住みたいといえ、今一番働くところがあるということと、やっぱり住環境が素晴らしいということと、それからやはりどうしても子供が見られやすい、育てやすい環境というのがいわゆる定住なり外から移り住んでくる、そういう若い親御さんの気持ちなんですね。そうした場合に、やはり待機児童ゼロというのは、非常に自治体としては児童福祉の面でアピールできる施策でありますので、先ほど阿部委員おっしゃったように、新浜だけではなくてやはり市内のそれぞれの保育所で個性ある保育所をつくってそれをアピールしていくというのが大事なのかなというように考えています。それのご検討をいただきたいというふうに思います。回答はいいです。

続きまして、150ページから153ページ、いわゆる市内循環バス補助事業、NEWしおナビ100円バス。これは塩竈の行っている施策の中で、私はこれはクリーンヒットした施策だなというふうに思い、誰に聞いても「いい、いい」と言うんですよ。ただやっぱり乗り残しとかそういうところ、あるいは「おらえまで来てけねんだ」と、「もう目の前まで来ているんだけど、おらえまで来てけねんだ」というふうな声が非常に多いということで、やはり今後の路線拡大、なかなかクリアすべき問題はあろうかと思っておりますけれども、そういう要望が

非常に多いということをまずお伝えして、去年の決算委員会で担当課長は空白区の問題、乗り越しの問題、さまざまな角度から検討させていただきたいという極めて前向きな回答があったんですけども、1年たちました。どのような検討をされたでしょうか。

○西村副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 昨年来、議会でいろいろご質問頂戴した中で、前向きな検討をということでお話をさせていただきました。100円バス、あとNEWしおナビ100円バスの関係では、災害公営住宅が出た場合のルートのあり方ということで、業務委託を行いながら、今の実態等調査を行って、一定のルートの設定の考え方等の検討を行ったところでございます。これにつきましては、今後さまざまな観点もございまして、いろいろ情報整理させていただきながら、議会、協議会等の場を通して情報をお伝えしながら、よりよいやり方を構築してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 具体的には、私の近くに現在太田球場に災害公営住宅建設中、来年完成予定でございましてけれども、できれば中に入ってもらいたいと。確かに道路の問題があります。それから、伊保石地区にも入ってこられないというようなことで、ただ聞きますと、どうしても利用者にはわかりやすい時間帯ということで、例えば1時間で回る。そして電車の時刻にすぐ連動できるような時間帯というようなことの一つの条件があるようではございますけれども、ただそうなってくるとなかなか今のエリアを拡大延長することは難しいんですよ。難しいんですよ。宮交のドライバーの方に聞いてみましたら、結局1人乗車ですから、利用者が座席に座ったことを確認した上で発車せざるを得ない。万が一事故があれば行政処分を科されますから、そういうことでどうしてもやっぱり急がなきゃならないけれども、そういう安全も確保しなきゃならないという非常に厳しい中で運行しているという実情が訴えられました。そういったことを踏まえまして、それに応える必要があるのかと。また仙石東北ラインが開通したことによって、恐らく乗降客がいわゆる東北本線の塩釜駅のほうに移ったんじゃないかな。向こうのほうが多いんじゃないかなと。だとすれば本塩釜駅を起点にするのか、どうするのかと。起点の問題と、それからやっぱり1時間、どうしても本当に回らなきゃいけないのかという問題。それからあと、今言ったように、市で委託だけじゃなくて、今度は大型ショッピングセンターのバスもあるわけですね。それから隣の自治体でもバスがあるわけですね。そういった広域的な視点から、相互

乗り入れというか、そういったことも今後広域行政の中で検討して、とにかく山坂が多い。高齢者が逆に郊外のほうに住んでいる。まちにおりてきたい。足がない。やっぱりバスなんですよ。そういう意味では、これはうんと期待されていますのでね、課長、もう1年検討したんだから、そろそろ答え出してくださいよ。以上終わります。

続きまして、173ページの旅客ターミナル、これは先ほど午前中、志賀委員のほうからかなり突っ込んだ議論がありましたので、私は重複を避けます。

ただ1点、やはり志賀委員と同じように、市が筆頭株主であるならば、筆頭株主としての発言権はあるだろうというようなことが1つ。それからやはり指定管理者として指定している以上、何を発注者として、委託者としてそれに期待しているのかということ。それだけの経営成績を上げているかということをやっぱりシビアに検証する責任が市側にはあるし、また会社には応える義務が私はあると思う。そういうことで、成果の中で、営業活動の効果から事務所の入居率100%を達成、また既存テナントによる一部増床も行われたことから今後の施設利用の増収が見込まれるというのが成果欄にありますけれども、果たしてこれは成果と言えるかどうか、私は疑問でなりません。そして、やはりエージェントにすれば、仙台に水族館ができたことによってこちらにバスを乗り入れる理由とかメリットというのが非常に少なくなっているというのがはっきり話されております。そういったことも厳しいやっぱり経営環境の中にあるわけですから、人選も含めて決して武士の商法にならないように、市民から期待されるマリングートでありたいなというふうに思います。以上です。

続きまして、184ページ、185ページの重点分野雇用創造事業でありますけれども、これは27年度まで延長されたようですけれども、失業された方々をそれぞれの委託事業なり、あるいは直営事業でもって雇用すると。これの新規雇用者の定着率は把握されていますか。平均的でいいですけれどもね。

○西村副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今年度で事業そのものは計画した部分について終わるといふような状況がございます。ちょっと定着率等については、全体的な部分が、各課のほうで事業展開しているというようなこともありますので、それらについてはまだ把握していない状況にありますので、ちょっと今後各課の状況を把握しながら、定着等の内容については調べていきたいというふうに思います。

○西村副委員長 山本委員。



○山本委員 定着率がどうですかということについては、やっぱりそれは節目節目で把握しておく責任は私は委託者である塩竈市にあると思います。一番こういう補助事業で問題なのは、補助制度が終わった後どうかということなんです。いろんな補助事業ありますけれども、大きなものは年間何億、数億と来るのはありますよ。終わった後、今度は当てにしていた財源がなくなるわけですから、その中で今度は震災前、あるいは震災前以上の仕事をするというのはなかなか大変なことなんです。これは単に失業した人を3年間雇ってやるからじゃなくて、3年間非正規として雇用した以上、仕事を覚えてもらったら今度は正規労働者に変えてもらえるのではないかなという期待感があるんです、当然これは被雇用者にしてみれば。その中で、やはり市のほうで各事業所、あるいは各事業の担当にどうですかと、なれてきましたかと、彼を将来的にどうですかとかというふうなアプローチなり、指導というか、そういったのがあってしるべきではなかったのかなというふうに思うんです。そういうのはありましたか。

○西村副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ただいまご質問いただいた点でございますけれども、今回お示しいたしました重点分野雇用創造事業については、震災等緊急雇用対応事業と、あともう一つが生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業ということで2つございまして、前段の震災等緊急雇用対応事業につきましては、基本的な雇用のあり方としては短期の雇用であったり、就業機会を創出・提供して、短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行うことというのが基本的な考え方になっておりますので、基本的には短期の雇用ということをまずつなぎをさせていただくということが基本でございます。

もう一つのほうの生涯現役・全員参加・世代継承のほうにつきましては、この事業自体を継続して続けていただくというような形で育てていって、そこで引き続き雇用等を生んでいただきたいということでございますので、とりわけ後段のほうについては委員おっしゃるとおりの事業の組み立てなりそういった継続性なりが求められるというようなことでございます。

なお、また前段のほうにつきましても、基本的には半年雇用とか1年雇用ということではありますが、確かに働いていらっしゃる方は引き続きここで働けるんじゃないかというような期待をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。その辺については、この事業の性格については、それぞれ委託している業者さんのほうにお話をさせていただいておりますし、また必要に応じてはそういった雇用なんかも生まれるようにしていただきたいということをお話をさせていただいているというような状況です。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 地域の労務政策、労働政策もこれは自治体の大きな仕事でございますので、県の労政課とか県の職業対策課かな、だけではないということだけ頭に入れておいてください。

私、具体的な質問になりますけれども、この補助事業を補助を受けながらやっていた製塩事業者ですね、塩をつくっていた方、残念ながら、3年でもって事業閉鎖というふうななったわけですが、ご案内のとおり、もう一つのブランドということで、これは塩をテーマにというのが出てくると思うんですよね。そうした場合には、この事業所ではまさに塩づくりから始まって、塩をもっているいろんなお菓子とか、スイーツとかやってきたわけです。そうした場合に、立ち行かなくなった、ああそうですかではなくて、何らかの手だてができなかったのかということ、市だけじゃなくて、これは会議所サイドでも、そういったような緊急的な措置というか事業継続のための支援というものができなかったのかと。ですから補助金というのは、単に補助金、金さえやればいいんだと。あとは野となれ山となれではないということです。それはきちんとケアしていかないということは私はこれ一つの例だと思います。これについてもし考えがあれば。

○西村副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今ご指摘あったとおり、この緊急雇用事業の継続が3年で終わるということで、一旦はこういった形の姿では継続ができないということで、受託されていた方々についてはこの事業をやめますというようなご意向を頂戴しました。私ども、何とかならないかということ、いろいろ考えておまして、ただちょっと行政として直接お教え申し上げるということの妙案がなかなか今ないというような状況でございました。ただ、彼ら自身がやはりかなり藻塩というものを提供して、いろいろな広がりがあり、本当に地域の物産として育ってきたということもあって、何とかしなきゃならないということで、かなり規模は縮小したようですが、引き続き何とか細々とやっていきますというようなことのお話をいただいております。そういったことで最低限の商品の供給をするようなことで今継続はどうもされていらっしゃるということは聞いております。今後、やはり彼ら自身の努力も含めて、行政としてもどういったかわり方ができるのかというのは引き続き検討させていただきたいと思っております。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 余り詳しくはいいです。了解しました。よろしくお願ひします。

次に、246ページから249ページ、学校給食運営事業についてお尋ねします。

この現況と成果を見ますと、本市の学校給食の現状を踏まえ、将来的な学校給食のあり方を検討していく時期となっているとありますけれども、これは検討されたんですよね。私はホームページで見ましたので、検討されたんですよね。

○西村副委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 そうですね。24年、22年度からですか、学校給食の管理衛生基準というのが大きく変わりました、それに向けた対応ということで、有識者を交えた学校給食あり方検討会、あと関係者から成る学校給食運営プラン研究協議会、ここから提言をいただきまして、学校給食運営プランを策定しまして、その中では本市の学校給食、平成30年以降にセンター方式を一応目指していこうというような形で、あり方についてはそのような道筋を議会のほうにも承認されております。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 私それ見て驚いたのは、1つは、まず30年以降にセンター化したいというようなことが1つあったわけですが、まず自校方式か、それからセンター方式か、あるいは現在一部でやっている親子方式かということ。この問題については、もう既に昭和五十三、四年ごろからもう出ていたんですが、当時はセンター方式ということで。ただ当時の杉山教育長は、当時の市長室に怒鳴り込んできて、「給食をつくる姿を見せるのも教育だ」というのが杉山教育長の言葉でした。これがずっと来ているわけです。そのことについては、現在の教育委員会でもお認めになっている。そういう教育だということで。ただ、施設が老朽化している。1つは、1校を除いてウェット方式がドライ方式に変更されていない。またH A C C P方式には対応できないというようなことは何とかしなきゃならないというのがセンター化すれば総価なんかは安くできるというような。ただ、私としてみれば、必要であれば既に施設整備計画の中で給食室についてはウェット方式からドライ方式に順次変更していけばいいことだったろうし、単にその学校給食というだけではなくて、学校施設整備そのものの中でこの問題を捉えるべきじゃなかったのかということと、それから少子化が進んで今児童生徒がどんどん減っていく中で、今のままでいいんですかと。学校は今のままでいいんですかという問題もある。ですから、殊給食だけではなくて、やっぱり現在の学校教育環境そのものを、もうそれから30年と、これからまた先の話だから、そういう総合的に検討していくべきではないかなと。単に学校給食センターありきではないというふうに私は思いますし、これは前の議会で何か全部合意したんですか。退職者は補充しないと。合意したんですか。合意したと言っているけれども。

○西村副委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 質問の中身なんですけれども、退職者の補充をしないというのは、学校給食調理員の部分でよろしいんですか。（「はい」の声あり）行財政計画の中では、現業労務職員について退職者を補充しないで、退職者分については非常勤職員で対応していこうというような方針でございますので、その方針に基づいて今は職員の採用計画なり、人事配置を考えておるといようなことでございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 私も全て正職員化しろと言っているわけじゃないんですけれども、やはり塩竈の持っている魚なり、そういったのを材料としたような食育、これも一つの塩竈の給食の大きな柱なんですよね。そして、子供たちにつくっている姿を見せるのも教育だと。そういう塩竈の持っている給食のよさといふかな、そういったようなものをまず最大限尊重しながら、どうすれば効率よく給食が提供でき、子供らもおいしく食べられるかということを考えていただければいいのかなというふうに考えています。

○西村副委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 ちょっと補足になりますけれども、学校給食衛生基準、これを満たすためにといようなことで、ちょうど委員のほうからもドライ方式に対応できていないといような部分なり、あとは調理場を汚染作業区域と、あとは非汚染作業区域にはっきりと分けて衛生管理をなささいといような基準なんかもございまして、そういった対応をしていくためには現在の調理面積の約その1.5倍なり2.5倍の一応面積が必要になってくるといようなことで、どうしても通常の改修計画なりなんなりではどうしても対応できないといようなことでの一応方針ですので、改めてその部分、ちょっと説明させていただきました。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。そういうことで、ぜひ答申出たからというのではなくて、やっぱり子供たちに給食を通じてより情操教育といふかな、そういうのをできるような形での施設を考えてもらいたいということです。

最後に、406ページ、放射能対策事業といふことで、それぞれの現場で放射能を測定して、リアルタイムにホームページでその安全性をPRしております。ご苦労さまです。それだけやはりまだこの福島原発による放射能に対する市民の不安といふものはまだ大きいものがある

ということをまず前段話して、今、水産加工業界で東電に対して風評被害による損害賠償のいろいろな話し合いをしているというのをご存じですか。

○西村副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それぞれの加工業であるとか、卸売業とか、そういったところがそれぞれ賠償、補償、弁護士を通じてやっていると。一部補償をいただいているというような話を聞いております。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 そういうことで、市が市民の不安を払拭するような努力というものを先頭に立ってやる必要があるし、特に塩竈の場合は水産食品のまちだと、魚のまちだということを内外にアピールしているわけですから、それと何というのかな、真逆なことが起きるような現象だけではないように、もう常に安全なんだということをアピールしていくような努力を今後とも続けていきたいなと思います。

以上、私のほうから一般会計における質問を終わりますけれども、これは28年度の予算編成につながるものでありますので、当局におかれましては、これまでの各委員さんから出された意見等々を十分そんたくされまして、予算編成作業に反映されますようお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○西村副委員長 木村子育て支援課長、どうぞ。

○木村健康福祉部子育て支援課長 大変済みません。先ほどの委員からの質問の中で、職員数の部分、若干補足させていただきます。先ほど保育士の数ということで、正職員33名ということでお答えさせていただきましたが、昨年の決算委員会で41名ということで話があったということだったんですが、公立の保育所の正規職員全体、調理員、用務員も含めまして昨年の4月1日現在ですと42名、年度途中で1人退職しておりましたので41名というような形になります。ですので、33名というのは保育士の数になりますので、その辺だけご説明させていただきます。ことしも同じ正規職員は42名というような形になっております。以上でございます。

○西村副委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私のほうからも26年度の決算についてお聞きいたします。

まず初めに、資料No.6から伺います。

12ページの第1款の市税についてお聞きいたします。先ほどから財政の根幹をなす市税の収入について多くの委員の方からご発言がございました。その中で、12ページのほうのちょうど

中ごろのほうを見ますと、この部分は一応不納欠損の部分になります。この不納欠損額といいますが25年度よりは若干少ないと言われておりますが、それでも3,481万9,058円、時効完成が1,583件、滞納処分執行停止が135件とかなりの数に上っております。そういった要因がどういった理由で不納欠損になっているのかといえますと、市民の中で生活困窮が451件、533万613円、また倒産、廃業、解散、105件で583万9,301円となっております。このことが震災後から既に4年半を過ぎておりますけれども、これらの状況はいまだに影響があるのか、市民生活の実態からこの不納欠損をどのように見ていったらいいのか、その状況をお話したいと思っております。

○西村副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま不納欠損の状況ということでご質問あったと思っております。不納欠損につきましては、先ほど委員おっしゃるとおり、死亡、所在不明等で換価すべき財産がないとかそういった場合に行う手段でありまして、私たちとしましては、この金額、今回3,400万円行ったんですが、前年度と比較しても減少しているような状況となっております。その減少している理由としましては、滞納者への徴収の強化、結局収納として集めていますよといった部分、あるいは差し押さえとかそういった部分で減少しているというふうに考えております。

また、その震災の影響といった部分もございましたが、震災からもう大分4年も過ぎておりますので、震災直後につきましてはある程度状況、被害の状況とかそういったのを加味しながら対応してまいりましたけれども、今現在では普通の徴収を、徴収というか納税相談とか行っておりまして、その結果、こちらの3,400万というふうになったということでございます。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 私がお聞きしたかったのは、そういったこともそうなんですけれども、こういった状況の中で、今市民生活はどのように市として見られているのか。今市民の生活の中で、先ほど今課長からお話がありましたように、被災からもう4年たって、大分市民の生活も安定してきたと。また、この不納欠損の額が昨年より少なくなっているのは徴収の強化だと。それは私もわかります。ただ、こういった部分であくまでも生活困窮が451件、そして倒産・廃業・解散が105件と。この数字をどのように見られて、市民の生活が今現在どういった状況に思われますかというその部分をお聞きしたいと思っております。

○西村副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 震災から5年、4年半が経過しまして、先日もちょっとお話しさせていただいたんですが、例えば市民税です。市民税につきましては、もう既に震災前の状況から増加というか収入がふえていまして、震災直後確かに失業する方とか多かった状況ですが、その後収入がそれぞれ回復していまして、もう既に震災前の状況に戻っているというふうにご考えております。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。今のお話ですと、一般の市民の方の生活はほぼ震災前に戻っているというふうにごらんになっているということですね。わかりました。

それでは、続きまして資料No.9の347ページ、これに関連しまして収納率向上対策。今の課長のお話にありましたように、徴収の強化があつて、これまで未納だった部分とかそういった方々が多く収納に協力された。いわば税金を払っていただいたということで、ここにも収納率の向上対策の実施ということでさまざま書かれております。この一点一点を見ますと、かなり担当の職員の方もご苦労されて、市外または県外にまで徴収に行かれていたという状況もつぶさに見させていただいております。また、払いやすいようにコンビニを利用した支払い方法とかそういった努力もされているのもわかっております。しかし、私たち、委員に多くの市民の方から寄せられる声が納税推進室の、前にもこれは決算かどこかで私も質問したんですが、やはりカウンター越しに職員とそれから市民との対応が時には怒号になったり、また時にはもうプライバシーがなかなか守られないようなことになって、席を蹴って帰ってくる方もいれば、私たちに本当に訴える市民の方も多くいらして、本当に市税を徴収するというのはどちらも命がけなんだなという感想は持たせていただいておりますけれども、こういった部分で、相談件数、26年度は分割とかいろいろ窓口で相談に来る市民の方も多いいと思います、どのぐらいの数がいらっしやったのか。まずその人数が把握されていればお聞かせ願いたいと思います。

○西村副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 市の窓口のほうに相談している方について何人か把握しているかといったご質問ですけれども、そちらのほうはちょっとうちのほうとしては把握しておりません。あと、先ほど納税相談室といった話あったところですが、前回委員会か何かで納税相談室の増設ということでお話あったところですが、関係各課と調整していまして、何とか年内にはもう一部屋確保しようということで動いております。以上です。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ぜひそういった意味では、市民の方たちも決して税金を払わない、5年たったらこれが時効になるといって逃げ得にはならないようにということで、皆さんも一生懸命払う方向で相談に来ていると思います。ぜひその辺の対応、徴収率を上げるだけでなく、そういった市民の一人一人の事情もお酌み取りいただきながら、しっかりと指導していただきたいと思っておりますので、今そういった意味で相談室を別個に設けていただける。年内に、年内ですよ。年内にというようなお話をお聞きしたので、一つは安心いたしました、ぜひそういった部分で、市民の方の本当に血税であります。本当に。私たちもそれを財源に無駄のない事業を執行していくという立場でありますので、しっかりとその辺のことを取り組んでいただきたいと思っております。

また、県のほう、滞納整理機構という部分があつて、そちらのほうにも、市が徴収できない方々は、大分その整理機構のほうに移られているとこの事業の中にも書かれておりますけれども、こういった時点で、どの条件になったら県の整理機構のほうに移行されるのか、その時点をお聞かせください。

○西村副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 県の整理機構につきましては、これまでもご説明申し上げておりましたけれども、平成21年度に設置されまして、県と各市町村が共同で徴収強化のために設置したものでございます。ご質問のこういった場合ということですが、私たち、これまでもちょっとご説明してはいたしましたが、まず督促、あるいは納税相談を行いながら、自主納税をお願いしてきたところですが、再三の督促とか、あと面談要請に応じない方、あるいは高額滞納者などを中心に県の機構のほうに移管しているような状況です。以上です。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ぜひその辺も丁寧に、突然納付しようと思つて市に持ってきたら、「もう県のほうに移行しました」と。通知はあつたものの、やはり市民の方がようやく納税に来たら、「それは一応持っていてください」と言われて持って帰って、もうそれをやはり生活費のほうに使ってしまったと。実際払うべきお金がまたなくなってしまったというのが市民の偽らざる声であります。ぜひその辺の、県のほうに移行するにしても、その基準が市民一人一人が本当に自分が今そういった状況だということがきちんとわかるようなご指導をさらにお願ひして、この部分は終わらせていただきます。

次に、資料No.9の、12ページ、前のほうに戻ります。12ページのほうです。



予防接種事業、先ほどもご質問がありましたが、私はこの子宮頸がんワクチンについてお聞きしたいと思っております。この子宮頸がんワクチンは、ヒトパピローマウイルスというウイルスが感染したために大抵の既婚の女性は一度はそういったウイルスが体内に入る。ほぼ90%ぐらいはそれは体外に排出されるけれども、残った部分で10年、20年たつて、それが子宮頸がんに変化するという大変女性であれば誰もがかかるかもしれないというそういった子宮頸がんを唯一予防できるのがこの子宮頸がんワクチン。これは、今国のほうで接種することになりまして、そのためにさまざまな被害があった場合補償もしますよというような状況にはなっていますが、このことについて平成25年の4月からようやく定期接種が導入されたと。そうしたら、その後に被害が出たと。その声が全国各地から数的にはちょっとわかりませんが起きたために、一時、その同じ6月からこの積極的な勧奨を差し控えようという動きがありました。これをマスコミが大きく取り上げて、今いろんなところでこのワクチンを控えているという。中学生、高校生の女子を対象とした接種ですので、親御さんも心配されて、その接種を控えていると。この施策の実績を見ますと、確かにそれを裏づけるように、平成25年には1回目、2回目、3回目と約30名、14名、29名と接種していますが、途端に26年度は1人の方だけです。この接種も3回接種しなければ効果がないと。そういった意味で、今こういった勧奨が積極的にされなくなったという状況の中で、この被害が出ておるといふそういった頻度です。ほかの、例えばここにもたくさんのMRIのワクチンとか三種混合とか、これまでもたくさんいろんなワクチンがあって、そのたびごとにいろんな被害が出ているという声があったりございますが、それらと比べてどのぐらいの、この子宮頸がん予防ワクチンだけが飛び抜けて被害の数が多いのか、それともほかのほうの被害と比べてどの程度なのか、その点、おわかりでしたら。これ全国的なデータで結構ですので、お聞かせください。

○西村副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 済みません、その辺の子宮頸がんワクチンの副反応の全国的な数値、ちょっと今手元に持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひこれ調べていただきたいと思っております。年間約3,000名の死亡者が報告されているというのがこの子宮頸がんです。その中で、先ほど来言いますように、唯一予防できるのがこの子宮頸がんワクチン。ほかの肝臓がんとか、また大腸がんとかというのは、たばことかい

ろんな食物とかとあるでしょうけれども、習慣、生活の中で気をつけなきゃならなくてもなってしまう場合があります。でも、この子宮頸がんにおいては、まず第1段階は予防ワクチン。その後は、当然検診を続けていかなければなりません、そういった意味でこのワクチンが控えられたということによって罹患率がふえているということも恐れるんですが、その辺の情報はわかりでしょうか。

○西村副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 子宮頸がんワクチンにつきましては、積極的勧奨が控えられているということにつきましては、今浅野委員から経過等、いろいろご説明をさせていただいたとおりでございます。一方で、今お話しがありました子宮頸がんの罹患率という状況につきましては、がん対策につきましては、国のほうではがん対策基本法に基づきまして、国ががん対策推進基本計画というものを策定しておりますが、その中間報告の会議の資料、ことし6月に第51回ということで中間報告の評価会議が専門会議として行われておりまして、その中の資料ということでお話をさせていただきますと、肺がん、それから大腸がん等につきましては、死亡率の減少が鈍化ということの話でございますが、子宮頸がんにつきましては、死亡率の増加が加速しているというふうな報告がございますので、子宮頸がんの罹患率については、増加傾向にあるというふうな国の認識でございます。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。本当にこの子宮頸がん、若い女性の命を奪うだけでなく、将来の子供たちの命も奪ってしまうという大変恐ろしい病気であります。ぜひこの罹患率を、今現在国が積極的な勧奨をしないと、勧めることはしないとはいうものの、これは様子を見ているという捉え方でよろしいのでしょうか。

○西村副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 国のほうでは、今おっしゃられましたとおり、積極的勧奨が控えられてから継続的に子宮頸がんワクチンについては検討が行われております。今直近では、ことしにおきましても、積極的な勧奨の控えということで継続ということは結果として出ております。塩竈市としましては、そういった一方では子宮頸がんの罹患率、死亡率の増加傾向が加速しているという国の評価でありますとかもございますので、国が科学的な知見に基づいて今後検討していくものに基づきまして、国の動向等々を踏まえながら適切な対応ということで、接種につきましては対応してまいりたいというふうに思います。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。しばらく様子を見なきゃならないというのは仕方ないと思います。そういうわけで、ぜひ一日も早く偏った、情報のみでなくて、本当にさまざまな今課長がおっしゃったようにこの罹患率が急速にふえているという事実もぜひいろんなところで公表していただければと思っております。

それにあわせて、やはり何といても必要なのは、がん検診であります。それで、次に56ページの成人保険事業（がん検診推進事業を含む）というところを見せていただきましたところ、確かにほかのがん検診に比べまして子宮頸がんの検診もかつてよりはふえています。これは国の無料のクーポンが功を奏していると思います。ただ、施策の実績の3番目、がん検診推進事業として、子宮頸がんの検診、これは年齢別に無料のクーポンを交付していると思うんですが、その対象者が、例えば平成5年4月2日生まれから平成6年4月1日までの方が265名対象者がいて、受診している方がわずか27名。昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方が978名に対して105名ですが、受診率を見るとどれも20%を超えているものがないんです。それだけ受診者が少ない。これは自分の体を自分の、せっかく無料のクーポンがあって、その機会に自分の体を検診できるチャンスがあるのに、これをみすみすしていない若い女性が多いということで、このこと自体は国全体でもそうだと思うんですけども、塩竈市の場合はこの要因はどういったところにあるとお考えでしょうか。

○西村副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 無料のクーポン券の今受診率のことでご質問いただきました。国のほうのがん検診、無料のクーポン券の受診率ということをご紹介させていただきたいと思います。国のほうでちょっと全ての年度が出ているわけではないのですが、当時平成21年度から女性特有のがん検診推進事業ということでがん検診推進事業が始まっております。その当時、国の子宮頸がんの無料クーポン券の利用率でございますが、21.7%、県全体では26.1%、塩竈市では24.5%ということでございます。余り遜色がない利用率かなというふうに考えてございます。それから、乳がんにつきましても、国は24.1%、それから県30.1%、塩竈市では34.4%ということで、この乳がんにつきましては国・県よりも利用率は高いということでございます。また、直近でございますが、平成25年度が国でちょっと最近示された数字がありまして、こちらでも子宮頸がんのクーポン券の利用率は21.6%に対しまして本市では26.1%、県は24.8%ということで、国・県を上回る利用率を実績として捉えております。それから、乳

がん検診につきましては、国が22.0%、それから県が26.1%、本市では30.9%ということで、クーポン券の利用率だけを見ると、国・県よりも利用率は今委員が言われましたとおり、ちょっと26年度の比較数値はないので、まだ公表されていませんからちょっと何とも言えませんが、25年度、直近でちょっと比較しますと、そんなに低い利用率ではないというふうに考えておりますし、またやっぱり我々も無料でクーポンをお渡ししているのに、国・県の利用率については今ご説明したとおりですが、なぜ残りの方々が受けられないのかという実態がちょっとわからないという状況もございまして、今年度、無料クーポン券を配布させていただいて受けなかった方に対して、ちょっとどういった状況なのかということアンケートというかそういう方に問い合わせをさせていただき取り組みを行っております。それによって、その答えによって、もしかしたら実はクーポン券として市の検診は受けていないけれども、職場、それから個人的にというふうな受診があるのかなということも想定されますので、そういったことを分析しながら今後取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。そこが一番大事だと思っています。やはり受けにくい、また受けられないという状況もあるかと思えます。その部分をホシをつかまないと、幾ら無料のクーポンですといっても、金額ではなくてほかに条件があると思えますので、ぜひその辺のことをしっかりと検証していただきたいと思っております。

では、次に、112ページの障がい児通園事業（ひまわり園）についてお聞きいたします。

このひまわり園につきましては、障がい児に対して日常生活に必要な指導及び療育訓練を行うことにより、障がい児の育成を助成するというので、前あった通所のひまわり園は母子通園だけの存在でありましたが、おかげさまで今現在利用児童数は68名となって、その成果も心身に障がいをもつ児童及び発達におくれが見られる児童が通園し、基本的な生活動作や習慣を身につけたり、療育訓練を受けることでよりよい発達を促すことができたという効果があらわれております。大変うれしいと思っておりますが、そういった意味で、この68名の利用児童数、定員は1日何人ぐらい利用しているのか、その辺おわかりでしたらお聞かせください。

○西村副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 このひまわり園につきましては、児童発達支援、放課後等デイサービス事業、そして障がい児の発達等の相談支援ということで、ひまわり園で行っているところであります。委員ご質問の68名の関係なんですけれども、定員

10名というようなことでありますけれども、平成26年度につきましては、平均で12.2人の方のご利用をいただいているというような状況です。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。1日平均12.2人ですね。それでは、その今放課後児童という話もありましたけれども、乳幼児とそれから放課後児童の人数の区分はどのぐらいの割合ですか。

○西村副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 乳幼児というようなことでございましたけれども、区分として未就学児というようなことでのくくりで恐縮です。未就学児では14名、小学生では23名、中学生で17名、高校生で14名、合計で68名というような利用になってございます。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。これ今現在契約している方が68名で、高校生までいるということで、あらゆる子供たちの年齢層がこのことでわかるわけでありましてけれども、そういった意味で現在まだここに入りたくても入れないという待機されている方はいらっしゃいますか。

○西村副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 本市での利用につきましては、大部分の方がひまわり園のほうに登録されているというように捉えてございます。ただ、こちらでサービスの支給というものを行っているわけなんですけれども、サービスの支給量に対しまして全てこのひまわり園で吸収できるのかということ、なかなか難しい状況ということでございます。では、そのひまわり園での吸収を超える部分についてどのような状況になっているかと申しますと、例えば利府とか、多賀城とか、また塩竈でもそういった放課後デイサービスが進出されておりますので、そういったところでの利用になっているというように考えております。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 大分希望者は多いということですね、現在。わかりました。このひまわり園ですね、今現在塩竈市のお子さんたちが利用されているかと思うんですが、他市からの受け入れとかというのはあるんでしょうか。

○西村副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 68名の登録者のうち、塩竈市の児童と申しますのが55名になります。そのほか、利府、七ヶ浜というところで13名の利用がございます。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。とにかく具体的にさまざまな療育訓練があつて、それが実生活の中に生かされてくるということで、ますますこういった場所は必要になってくるのではないかなと思っております。

そこで、256ページの、済みません、あちこち飛んで申しわけないです。256ページ、小中学校特別支援教育支援員配置事業、こちらのほうにちょっと話題を移していきたいと思っております。今ひまわり園の話がありましたけれども、小中学校におきましても、この特別支援を必要とする子供たちは年々ふえているというふうに伺っております。それで、この事業の施策の中で、3にあるように特別支援の支援員が教育というかそういった特別学校の先生とかというような資格がなくても引き受けていただく、きのうのお話にもありましたように経験者だったりということで、心強い方たちをたくさん配置していただいて、しかも、この特別支援の技能向上のための取り組みの研修会を2回していただいたと。大変効果があつたというふうに伺っております。これは私も以前からコーディネーターの方で1人のときもありましたので、ぜひ担当の方たちがそういったふうに自分たちも勉強してコーディネーターの方を専門の方を雇うだけでなく、皆さんが同じような勉強をしてレベルを上げていかれたらどうですかというご提案を以前にもさせていただきましたが、そういったような状況で今勉強もしていただいているということをお聞きしまして、大変うれしく思っております。そういった意味で、こういった講演も学校形式といいますか授業形式で受けるのも大変いいとは思いますが、先ほどひまわり園で言いましたように、子供たちは実際にそこで訓練を受けているわけです。カードを使ってとか、時計を使ってとか、日常生活の中でお約束事が子供たちの中に一定程度あるわけです。そういったお約束事を訓練を何回か受けることによって身につけていくと、それが療育教育だと思っておりますが、そういった意味で実際にワークショップのような実験的な、そういった実際にカードや時計を使った勉強会ということは今後お考えになっているかどうか、その辺お聞きしたいと思っております。

○西村副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 ただいま特別支援教育支援員の研修会のあり方について

ご質問いただいたところでございますが、今現在はこの特別支援教育の研修会についての、今年度も2回のうち1回は実施したところでございます。いわゆる子供たちも体験させたりとか、実際に障がいを持った子供たちも引き連れてというか引率してそういった研修会はいかがかというようなご質問だと思うんですが、実は小学校におきましては、通級指導の加配の教員をつけて実際に通級指導というのをやっているところでございます。それが今委員がご指摘されたような実際の指導でございます。そこに専門の指導員が、通級指導のための指導員がついて、例えば第三小学校においては、七ヶ浜町からの障がいを持った子供たちも通級指導に来られまして、そこで今お話があったような実際に吃音とか言葉の教室ということで、しゃべり方にやや障がいを持った子供たちを集めたり、またそれ以外に障がいを持った子供たちに通級指導によってカバーしていくというような教室を実施しているところでございまして、その辺のところ現場の教員からは今委員ご指摘のあったような内容のニーズがあれば、そこを確認しながら可能な限りカバーしていきたいと思うんですが、通級指導やっている現状もありますので、そこを勘案しながら今後少し検討させていただければというふうに考えております。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひそういう具体的な部分で、お一人お一人が特徴があって、それぞれ同じような傾向でも若干違った部分もあります。そういった微妙な違いも発見できるという部分もありますし、どんどんこの特別支援につきましてはさまざまな研究から、実例から、本当に本屋さんに行くと盛りだくさんな本があるくらいですので、本当にそういった意味では現場で日に日にいろんな新しい試みがされているかと思いますが、ぜひ今後ともその努力を惜しまずをお願いしたいと思っています。よろしく願いいたします。

それから、この前からお願いしたことではありますけれども、今言いましたように、1人のこの児童生徒というのはそれぞれの特徴があります。全部違ってきます。その子の特徴に合わせた共通の認識が家庭、学校、放課後児童クラブ、またはそのほかひまわり園等々の子供たちが24時間の居場所の中で共通の認識がそれぞれ対応している方たちで個別にあるかどうか、この辺の状況はどのようになっていますでしょうか。

○西村副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今委員お話しのように、個性と、そういったところを的確に捉えながら、指導というところを今後とも行っていくように意思の疎通を図ってまいりたいと思っております。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 そういった意味で、特別支援員の方がやはり雇用の形態なんですけど、やはり1年、2年で学校が変わったり、また配置とか担当がかわったりというと、子供がなかなかようやくなれた方とまた離れなきゃならないということも、痛しかゆしでありますけれども、雇用の絡みもあると思いますが、その辺、本当に丁寧にそのお子さんが小学校から中学校に移る、その学年が移るときに人がかわるのはやむを得ない部分がありますので、学校にいる間、小学校にいる間、なるべくでしたらその支援員の方たちがすぐにくるくるかわる、やめてしまったりはやむを得ない部分があると思いますが、極力その辺の気持ちに沿ったというか、その子供に沿った対応を丁寧にさせていただきたいと思っておりますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○西村副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 実は、いわゆる発達障がいの早期支援の取り組みの一つとして、ちょうど平成25年度に県の教育委員会の特別支援教育室の指導主事をお呼びして、今委員がおっしゃったとおりの、子供たちが生まれて、あくまでも障がいを持った子供たち限定の話ではあるんですが、早期支援ということで、いわゆる生まれてから、乳幼児期からその子供たちが自立するまで、もう20年くらいのスパンですよね。そのスパンで、その子にかかわる大人がどのようにかかわっていったらいいのかと。いわゆる子供たちの情報というのは、小さいころから積み上がっていくわけですよね。積み重ねられたその情報をもとにしてどう対応するか、かかわるか、教育していくかというような視点で、指導者はかわるでしょうと。1年ごとにかわったりすることがある中で、何らか、何かを手がかりにしながら、支援もしくは教育をするべきではないかというような発想のもとに、すこやかファイルという、いわゆる母子手帳に記載してあるものを転記したり、それから定期健診の結果、乳幼児期の定期健診の結果をやはり記録したりとか、保健師さんの観察した結果を記録したりとかというものを未就学児の段階から、次小学校の段階に、そして小学校の段階から中学校、高等学校と、あるいは高等支援学校というような段階で、1つのものをずっと持ち上がって、指導者がずっとそれを持ち上がって、それを家庭の保護者とともにつくり上げていったらいいんじゃないかという発想のもと、すこやかファイルの作成について昨年度から関係各位に示したところございまして、しかしながら、それがどの程度定着したかについてはまだ十分に確認していないところもございまして、健康推進課と連携しながら、その辺の取り組みを定着させるように進めてまいりたいというふうに思っております。



○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

我が子が障がいの疑いがあるかもしれないと知ったときの親御さんの苦しみというのは、本当にはかり知れないものがあると思います。そこで、また親同士の支え合いというのも大変必要かなと思っています。縦の線を今お聞きいたしました。今度は横の線についてお聞きしたいんですが、同じような子供さんを持った親御さん同士というのは、やはり共通の悩みがあって、そういった意味ではともに力を合わせやすい、また相談しやすい部分でもあるし、またこういった場が絶対に必要ではないかなと私自身が思っております。そういった意味で、そういった家族同士のコーディネートというのは変ですけれども、「こざる会」とかいろいろありますが、そういった意味でどのような対応といたしますか、今現在どういったような状況にあるか、どちらでも結構ですので、お答えいただければ。お願いいたします。

○西村副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 障がいを持った子供たちの保護者の集まりとか横の連携につきましては、正直なところ教育委員会主催で、音頭を取って進めている事業については、実際のところは今はきのうお話し申し上げた年2回の研修会のときに保護者をお呼びして、そういった集まりを持っているというところにとどまっているところがございますので、あとは学校のほうに任せている嫌いがございます。その点につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。よろしく願いいたしたいと思います。

また、本市のホームページにおきまして、今るるご説明がありましたように、発達障がいの子供さんたちの取り組みとか、またひまわり園の情報とか、そういったものというのはホームページに何らかの形で掲載されていますでしょうか。結構これ東京のほうの足立区とか、板橋区とか、今いろいろなところを見ますと、発達障がいの子供さんがいない自治体はないくらいなんです。そこでも、お母さんたちはあらゆる情報を得たいと。塩竈市はどういったことをしているの、また本市にはどういったところに何があるのというのなかなかわかりにくい部分もあると思います。さまざまなホームページに発達障がいとか、塩竈とか、適当に言葉を入れて検索されているかもしれません。そういった意味で、何らかのそういったホームページに情報発信するなり、こういった取り組みをしているというページを載せていくお考えはあるかど

うか、その辺をお聞きしたいと思います。

○西村副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ひまわり園の関係につきましてなんですけれども、塩竈市のホームページの中の福祉というカテゴリーの中に障がい児ということでのページが掲載されておりますので、よろしく願いいたします。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。後で確認しておきます。

次に、265ページの学校施設管理整備事業（小学校）についてお尋ねしたいと思います。

この委託事業の6番目、（6）に施設管理業務委託として蜂の駆除ですね、業務委託がありますが、この中身についてちょっとお聞きします。

○西村副委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 毎年ですけれども、夏になると学校からちょっと蜂の巣発見の報告がございます。そういった部分で、どうしても職員で対応できない部分、これを専門の業者に依頼しまして駆除を行っておるというようなことでございます。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ことしの夏休みにちょっと私も教育委員会のほうにお電話させていただいたことがあったんですが、これはちょっと放課後児童クラブの方のというか利用しているお母さんからのお話で、蜂のほかにもいろんな虫が校舎の中に授業中に入ってくる。それで、窓際の子供たちがそれを恐れて、暑いけれども窓を閉め切っているという話があって、その前が前段扇風機の話があったんですけれども、それはちょっとさておいて、そういった意味で学校の窓には網戸というのはあるんでしょうか。ちょっと単純な質問で申しわけないんですが。

○西村副委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 その話、ちょうど今年度なんですけれども、夏場にかけて私も伺いまして、学校にはまず基本的に網戸は設置されておられません。それで、特に夕方にかけて放課後児童クラブなんかやられている部分については網戸が必要だというようなことで、一部こちらのほうで、学校施設管理の中で、全部の学校ではありませんけれども、一部の学校に網戸を設置した経過はございました。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 子供たちが集中して勉強するためにも、ぜひこれは年度で、教育長。網戸の設置、徐々にでも結構ですけれども、とにかく虫に刺されたり、何かそういった事故があつては大変ですし、子供たちもお盆過ぎて、夏休みが終わってから急に涼しくなりましたがけれども、その前までは大変暑い中で勉強しなきゃならない。これは小学校、中学校、同じですので、ぜひその辺、要望をお願いしたいと思っております。よろしいですか、その辺はお約束していただけましたら。

○西村副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 学校施設の子供たちにとっての安心・安全というのは最優先であります、さまざまな優先順位のもとに検討して進めてまいりたいと思います。

○西村副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、261ページ、ちょっと急ぎます。

浦戸「特認校」通学費補助事業。これは離島振興法の改正に伴って実施されたばかりの補助事業であります。島外から今通学している家庭がふえている中で大変喜ばれております。それで、昨日の何か爆弾低気圧みたいな物すごい台風が通り過ぎて市営汽船が動かなかったと思うんですが、ちょっとこの質問とは違うんですが、きのう子供たちは無事帰られたのでしょうか。それとも島に泊まったのでしょうか。その辺、ちょっと先に聞きます。

○西村副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 きのうの暴風警報及び波浪警報でございますが、あの状態で実は子供たちがいつも4時53分発の野々島発、4時53分の市営汽船は残念ながら見合わせるというような連絡が入りまして、一時、とにかくこれが欠航になったんでは子供たちが泊まらなければいけない状況もございます。そういったことで、状況をこちらのほうでも十分に気をつけながら連絡は取り合っていたところでした。結果的には、6時50分に、少し風がおさまったところで市営汽船がおくれて出航しまして、こちらにその後マリゲートに到着し、そして最終的に保護者のほうに引き渡し完了したのが8時45分ということでございました。学校のほうでは、炊き出しをして子供たちにブルーセンターでご飯を炊いておにぎりをつくって、それを渡そうというところで6時50分の再開が決まったというところがございます、船の中でおにぎりを食べたというような報告を受けているところがございます。以上でございます。

○西村副委員長 浅野委員、終わります。

では、補足説明を相澤健康推進課長よりお願いします。

○相澤健康福祉部健康推進課長 先ほど副反応の率ということで、数字のほうご質問いただいた件について、今手元にある資料でお答えさせていただきたいと思います。ヒブワクチンと、それから小児用肺炎球菌用ワクチンとの比較でご報告したいと思います。ヒブワクチンにつきましては、副反応の発生率0.003%、小児用肺炎球菌につきましては0.006%、子宮頸がん予防ワクチンの副反応の率につきましては0.02%でございます。以上でございます。

○西村副委員長 では、暫時休憩いたします。

再開は16時といたします。

午後3時44分 休憩

---

午後4時00分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。曾我委員。

○曾我委員 資料No.23の決算特別委員会の資料、たくさん求めましたが、少し触れながら質疑をしていきたいと思います。

3ページ、職員数と臨時職員数及び臨時職員の賃金等についていただきました。一般職では、平成26年度で644、22年度は652人いたのが644で、臨時職員の関係では、22年は82人からもはや今で393名まで膨らんでいると。臨時的任用職員については、271名だったのが26年度ではこれは減っておりまして123名とこういう形で行われて、26年度の市民全体の行政サービスに当たってきたということになるんだと思います。

それで、一方で5ページになりますと、他の地方公共団体からの職員派遣状況について資料をいただきました。3県18市から46名の方々が来ていらっしやったと。これでも補われて行政全般をやってきたということになるわけですが、この中で技術職員という方は何名ぐらいになっているのか、お伺いします。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 ただいまちょっと資料を用意していますので、少々お待ちください。

お待たせいたしました。技術職員の人数ということでございますが、技術職といいますと、大きく建築職、土木職ということで分類されるかと思いますが、平成26年の一般職の中での人数ということでありますと、建築技師が7名、土木技師が30名という人数になってございます。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 土木関係でも30名はいらっしゃっていただいているということなんですね、他市からですよ。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 大変失礼をいたしました。資料番号23の5ページ、派遣職員の中での技術職員ということでよろしゅうございますでしょうか。はい。こちらですと、土木職で14名と。土木建築の合計で14名という人数になります。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 これらの方々を含めてということなんですが、先ほどの資料No.9の一番最後の434ページから435ページで、先ほど財政課のほうからだったと思いますが、話あった人件費、うち職員給与と書いてございますが、これらの他県から来た職員については、この中に、26年度の決算の中に反映されているものなのかどうか、お伺いします。

○鎌田委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 派遣をいただいている皆様の人件費につきましては、市から直接我々塩竈市のプロパー職員と同様に直接支払いするのではなくて、派遣元のほうに負担金という形で納めをさせていただきまして、派遣元のほうから給与が支給されるという形になっております。したがって、その金額というのは、資料No.8の68ページ、お聞きいただきたいと思いますが、こちら総務費のほうの一般管理費の負担金、補助金及び交付金というところで、ちょうど68ページの備考欄のちょうど真ん中あたりになりますが、災害派遣職員負担金という記載がございます。こちらがそれに該当する額となります。したがって、今お尋ねいただきました資料番号9の435ページの一番上の人件費の部分、こちらには含まれずに、その同じ欄の下のほうの補助費等というところにこの部分が該当してくるということになりますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 見方はわかりましたが、全体として行政を進める上ではそういったものも含めて人

材として動いて取り組まれてきたと。そういう点では、今後どうするかわかりませんが、先ほども行財政計画を今後とも進めていくという答弁もございましたが、この平成26年度の取り組みも先ほど言われました学校給食の関係で先ほど質問されましたら、学校給食の調理員の関係では行財政改革に基づく退職者不補充と。そういう大きな流れの中で、結局学校給食で見ますと、資料No.23の6ページでは、正職員が17名と非常勤職員、非常勤職員、これがどちらも非常勤職員だけれども、合わせても26名と。大体正規職員の6割が占めている実態だと思うんです。それで、改めて伺いますが、この学校給食員の配置数の関係では、改めて伺いますけれども、やっぱりふやす考えはないのかどうか。このままずっとこういう時代をずっと引き継いでいく考えなのかどうか、お伺いします。

○鎌田委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 まず給食調理員の配置の仕方についてなんですけれども、これにつきましては、生徒数に応じまして国で示す配置基準がございまして、それをもとに一応まず算定させております。ただ、施設が老朽化しておるといようなことから、主にパート職員でございまして、各校で1名ずつ加配していると。あとは、親子給食をやっている二小で2名ほど加配しているというような状況でございます。

職員の内訳としましては、先ほどお話ししましたように、退職者については不補充というようなことで、非常勤職員で対応しておりますので、方針としましては1校2名体制を維持していくような形で給食調理員体制を一応組ませていただいておりますというようなことでございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 ですから、明確に退職者不補充の考えがベースにあって、これらはこのままこういう形で推移していくのだということですね。

○鎌田委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今説明したとおりの一応対応方針になっております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 我が党としては、やっぱりきちんと正規職員を配置して安全な学校給食、あるいは保育所でもそうですが、そういった対応をすべきだということを一貫して求めてまいりましたし、この震災の中にあっては、他方の職員もいろいろご協力いただいてやっているという状況から、やっぱり技術職とかをふやしていくべきだという考え方を述べておきたいと思います。

続きまして、7ページについて伺います。

7ページ、これは26年度の過去小中学校の修繕工事費の要望が出されて、完了した箇所には丸がついてございまして、まだ完了していないものもあるという状況だと思いますが、これは26年度でやれなかったこともあって、やれなかったところは今後どのような対応をされていく考えなのか、お伺いします。

○鎌田委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校修繕の仕組み、考え方について最初にちょっと説明させていただきます。学校修繕に当たっては、まず教育委員会で学校の状況をちょっと点検しまして、その改修規模によりまして3つほどに区分しております。比較的小さな補修・修繕で済むものがまず1つで、あと中規模な改良工事を要するものが2つ目、あと最後には今回三小で行った大規模改修工事というようなことで区分しております。

今回、一応提示しましたNo.23の7ページの資料でございますが、それぞれ学校の件名の中で、一番数字の若いところに、件名の最後のほうに工事、工事と書かれておる部分が先ほど説明しました中規模の改良工事になっております。

あと、そのほかの完了箇所につきましては、ほとんど全部が補修・修繕と言われるようなものでございます。

改修実施に当たりましては、児童生徒の安全確保、あるいは緊急を要するもの、あとは学校運営上著しく支障を来すもの、そういったものを優先的に、これは主に補修・修繕で対応しておりまして、あと改良工事が必要となる、そこに書かれております電気、水道の給排水、あとは屋上の防水工事なんかにつきましては、改良工事としまして年次的に一応工事をやらせてもらっておるというようなことでございます。

質問にございました学校から上がっております、そこに要望として実施しておらないところでございますが、これにつきまして、補修的な部分については27年度に実施していく予定でございます。なお、改良工事なり大規模工事をやはり待たなくちゃいけない部分もございまして、そういった部分についてはそういった年次的に一応対応させていただくというようなものになっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。完了していないものは27年度でやっているものもありますし、大き

く事業がかかるものについては、また検討していくと。よろしく申し上げます。

続きまして、学校の関係で、教職員からよく言われるのは、教師1人当たりパソコンの配置とか、あるいは学校で子供たちに教えるための通常「赤本」と言っているらしいんですが、指導のために共通して教える本があるんだそうですが、それが学年に1冊ぐらいしかなくて、できれば全教職員に欲しいんだけど、そこまではいかななくてもいいから、どうも高いものらしいんですけども、やっぱりそれが先生たちに教えるのにきちんと対応してくれないだろうかということも言われているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○鎌田委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 ただいま委員のほうからお話のあった「赤本」というのが通称ではあるんですが、正式には教師用指導書ということで、これは教科書会社で出版しているものということで、実は塩竈市におきましては、今お話のございましたとおり、各学年に各教科で1冊ということで、学校のほうには教育委員会で購入して各学校ごとに配っているところがございますが、かつては私が勤めていたころには、私は一度も買ってもらったことはございませんでした。自分のお金で買って用意していたんですが、いつからか非常に豊かになったのかどうかわかりませんが、塩竈ではかなりの金額を使って、今全員まではいかないんですが、各学年に1冊買って与えているというようなことで、何とか我慢していらっしゃる先生もいるということは確かかもしれませんが、そういうことで、手元に金額ちょっとなくて、わかった段階ですぐお答えしたいというふうに思いますが、そういうことで活用していただいているところがございます。以上です。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 私も見たことないんですが、聞いて、ぜひ持ち帰って自分で勉強して、あしたの子供たちにこういうふうな教え方しようとかとするのに役立つようなんですが、学年に1冊というと誰かが持っていけば誰かの先生は見られないということで、でも相当金額も張るようですから、ぜひまたそのことを、今回は問題提起というか考えて充実させてほしいということを申し上げておきます。

続きまして、資料No.9の152から153ページのNEWしおナビ100円バスについて。前段で皆さんから質問はあったのですが、私はこの1つ申し上げた366ページの仮設住宅交通支援事業、乗り合いタクシー、何を言いたいかといいますと、この乗り合いタクシーをやってきたけれども、26年度は災害公営住宅ができたために、伊保石とか錦町ができたために減少したという結



果が出ておりました。それで、先ほど来、NEWしおナビ100円バスを今後検討するということなんですが、それはそれとして、やっぱり錦町災害公営住宅の人は、昨年の12月から入居いたしました。昨年の12月ですね。もう半年を過ぎておまして、やはり毎日の買い物、病院とかがやっぱり不自由を来しているの、もうバスを検討されて、あるいは通路のエレベーターが設置されるまではまだちょっと時間を要するのではないかというふうに思います。そうした場合に、この乗り合いタクシー、そういうことも検討してはどうかと思っているんですが、この点についてお伺いします。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 錦町地区への乗り合いタクシーというお話ではございますが、私も今現在取り組みを進めてございますのが、まず100円バスをご利用いただけるように西塩釜駅の自由通路、こちらの部分で今回も予算のほう、補正で計上させていただいておりますが、そちらのほうの事業をまず進めてまいりたいというふうに考えてございます。そういった環境を整える中で、またどういう公共交通体系のあり方がというところも全体的なものとして検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。ご理解のほどよろしく願います。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 理解できないです。つまり乗り合いタクシーは、もう減っていると。そっちの乗り合いタクシーの減った分をこちらに移っている方のために私は予算をつけて活用できるのではないかなと思うんですが、それがなぜできないのかです。じゃ、自由通路はいつできるんだと、エレベーターが。明確に、あと来年4月からできるよということが言えるのかどうか。私は相当工事がかかると思います。そういう点で、やっぱり高齢者の方が多いですし、毎日つえをつけて歩かなきゃない人もいますし、介護の支援を受けている人もいますし、やはり割合からしても高齢者が多いというのは当局も知っていると思うんですが、そういった乗り合いタクシーを暫定期間、そちらにつけることはできるのではないかなと思いますが、その辺はどうでしょう。もう一回。

○鎌田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 利便性の向上という意味ではそういうあり方も考えられるところではございます。また、一方では、今歩行環境調査ということで補正予算のほうをお願いしているところではございますが、そういった公共交通機関のあり方と、その歩行環境のあり方という

ところも微妙に調整、整合が必要な部分もございますので、そういった点も含め考えながら、あり方については検討してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 違うんですね。その交通体系とか環境整備はいいんですよ、それはやっていただいて。違う。その間、今何もあの辺に来ていないんですから、その不便を解消するために仮設住宅交通支援事業を、これは国に言わなきゃできないものなのかわかりませんが、この事業は結局今補助金いただいているんですね。補助金が減ったわけでもんね、ここで。だから、その分、もう一回今度こっちに災害公営住宅できたんですと。この動きを、こういうふうなエレベーターだとか、100円バスの動きを今検討しているんだけど、それができる間の暫定期間、そちらに振り向けられないのかという相談はできないのかどうかということです。

○鎌田委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 今お話、お尋ねがあった点という補助金というのは、今回の東日本大震災、これに関連した補助金ということで、仮設住宅から例えば最寄りの病院、あるいは駅、あるいは公共施設というようなところへお認めいただいた補助金を活用してこれを進めているという内容でございます。今のお話は、あくまでも災害公営住宅が完成し、そちらのほうにご入居いただいた後ということになりますので、これは通常のお暮らしのほうに戻ったと。むしろ今回錦町の災害公営住宅、かなり充実した施設ということで、こちらも建設させていただきましたものですから、そういう住環境が整った中でそういったことでお暮らしいただいていると。いわゆる通常暮らしに戻っているというふうな理解になります。したがって、そういった補助金の活用というのが正直言って難しいということになります。以上です。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 制度的にはわかりました。それで、もう一つ考えているのは、私、七ヶ浜から来る「ぐるりんこ」というのがちょうど45号線沿いの第三小学校の前あたりにバス停があるんですよ。やっぱりぐるりんこもせっかくガソリンをあれしながら走っているわけで、塩竈市民も利用するとなると、七ヶ浜の町民は100円でいけるのかもしれませんが、市民は二百何ぼとかと、区間があるんでしょうけれども、かかるそうです。どなたかもしましたけれども、そういう七ヶ浜のぐるりんこさんにも、協議しなければなりませんけれども、話し合いをしながら、市民もやっぱり格安で利用できることになれば、どっちにとっても私はプラスになるのではな

いかと。市民にとっても、被災者にとってもプラスになるんじゃないかと思しますので、これはぜひ協議をしていただきたいということだけ申し上げておきます。ぜひよろしく願います。

○鎌田委員長 回答はいいんですか。（「回答はぜひ願います」の声あり）

川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 本市におきましても、七ヶ浜の地域公共交通会議のメンバーとして入ってございますので、その中での協議等については行ってまいりたいというふうに考えます。また、広域での公共交通体系のあり方というところも今後の課題というふうに受けとめてございますので、そういった部分も含めての検討協議を続けてまいりたいと思います。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 じゃ、よろしく願います。

続きまして、175ページから176ページ。175ページ、商工振興対策事業ですが、この中で835万円の決算であって、これ1つは商工会議所への商業活性化事業、2つ目には中心市街地商業活性化事業、3つ目には仮設維持管理事業、これ仮設店舗の事業をやったということで書いてあるんですが、それで私は商業振興という観点から、仮設店舗の方々が5月で移転されました。越の浦は10月末にはオープンできるんじゃないかという状況は聞いてございますが、中にはあそこから出られてある店を借りて修繕したと。ところが、修繕費が200万円以上だと宮城県の補助事業が活用できるのがあるんですね、これ。前にやっているんですが、商業機能回復支援補助金というのがあるんですが、結局200万円以下のために160万かかっても補助金がいただけない。そういう方々も生まれたんです。それで、ちょっと私あっちこっち話絡めて申しわけないんですが、先ほどから税収の話が出ております。税収を上げるには、そういう商店一人一人のところに目を当てて、頑張ってもらって、税金を納めてもらうと、こういう支援がやっぱり必要だと私は思うんです。実際に、仮設から市のそういう事業の中で移転を余儀なくされたという状況もありまして、一生懸命再建をしているんですね。そういう中で、私前も取り上げましたが、こういった小さな商業振興対策として、やっぱり改修費に、県がやっていない200万円以下の修繕費などについても塩竈市が助成をしていくことというのはいくら必要になってきているのではないかと思うんですが、これらについてはどうなんでしょうか。お伺いします。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 仮設店舗に実際おられた方の移転先の支援策につきましては、委員おっしゃるとおり、宮城県のほうの補助制度、そういったものの紹介でありますとか、私どものほうのシャッターオープン事業の活用についてもアドバイスをしながら、この間取り組んできております。今年度、27年度でシャッターオープン事業により仮設店舗の方の具体的に支援した方については3件ほどありますので、私どもとしては要するにぜひご利用していただきたいというふうな部分は今後とも呼びかけてまいりたいと思います。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 そういう事業に乗った方はいいんだけど、乗らなかった方について、修繕費がかかった方についても何らかの支援ができるような方策を講じていくべきだと考えているんですが、シャッターオープンはわかりました。ここにも書いてございます。3事業者ということが書いてございますが、それから漏れた方々についても、何らかの商業対策費として、振興対策費として考えていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 基本的には、私ども、シャッターオープン・プラス事業というのは、もともと市内の空き店舗を活用しながら創業支援をするというふうな仕組みで一部スタートしております。今回、その制度を使って仮設の方が再起する際の部分についても支援が活用できるだろうというふうな形で、要するに実施というか支援をしてきておりますので、基本的には、あとほかの方々と同じように起業家の方々の支援については、再起する場合であっても一定程度要する要件等を具備していただきながら、この制度に乗っていただいて活用していただくというふうなことをお願いできればなと思っております。単に、要するに修繕支援というふうなことになると、なかなかこの制度の趣旨とは変わってくるというような部分もあるので、そういった面では商業振興というふうな視点の中ではなかなか現状としては難しいのかなというふうに思っております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 なかなか難しいということでしたが、例えば資料を見まして、資料の法人の関係の表が出ていましたよね、税収の関係。26ページに法人市民税の徴収、これでございます。それで、下のほうで、1号法人から9号法人までございます。塩竈市の納税義務者数を見ますと、1号法人が1,051人ということになっています。つまり最も数の多いところが1号法人だということ

となんだと思います。それで、やっぱりこの1号法人のところが最も多いと。ここにやっぱり光を当てなければならぬではないかという問題意識がございます。それで、塩竈市の統計書を見ましたら、民間事業所、平成21年度で3,271事業所、ここに従業員数が2万1,010人働いていたと。それが市の統計は24年度ぐらいまでしか出ていませんが、それが2,728事業所になって543事業所が減っていると。従業員数では1,861人減っていると。つまりどんどん減っているんです。震災からは若干持ち直してはいるんだけど、先ほど答弁されましたように、仙台市はずっと戻っているんだけど、塩竈市の戻りが非常に今横ばいの状態ではないかと思うわけです。だから、最も多い中小零細業者、まず一人親方から4人ぐらいのところは1,664事業所、61%を占めているとこういう実態です。だから、ほかから大手の企業か中堅クラスの企業を誘致するという努力もしていただいて結構なんだけど、今ある中小零細の事業所、最も数が多いところ、ここにやっぱり光を当てて少しでも頑張ってもら。そしてまちなも元気になってもらうという、そういう施策が必要ではないかと、この商業の振興策に。それがなかなか見当たらないと。中小企業というと、何か融資制度だけで具体的なそういうところに光を当てる予算が見当たらないのですが、何か今後こういうことをやっていくとか、ここに光を当てていくということがあればお答えください。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ただいまの市内の小規模の小売店等々、そういったところに支援がもっと必要じゃないかと、これからどうなんだというような話ございました。まずその前に、震災以降、私どもとしましては、ご存じのとおり、り災商店再生支援事業ということで、全壊の方が30万円とか、大規模半壊20万円、半壊10万円というようなことの支援制度をまずいち早く立ち上げております。また、先ほどお話しありました中小企業庁の仮設店舗の運営事業も行っていましたし、また当初震災見舞金の商品券の事業、そして昨年、ことしとニコニコ2割増商品券ということで展開させていただいております、そういう意味で広く商工業者様の運営されている方々のご支援ということでさせていただいております。

また、先ほどご指摘ございました県の商業機能回復支援補助金、200万円に満たなかったということお話しございましたけれども、私どもとしましては、復興市場からご退去いただく折には、こういった県の制度もですけれども、先ほど担当課長言ったようにシャッターオープン事業等の制度をご利用いただきたいということで、その制度の内容についてもご説明させていただいて、そういった中で、結果的にはそういった制度にはまらなかったということになるか

もしませんが、それをご自身の選択が多分あったのかなというような気もしております。結果的にいろいろな制度、先ほど言ったように活用していただいているところでございます。

また、私どもとしては、商業者の振興について、もう十分だというふうには思っておりませんので、さまざまな国の制度とかに乗るような形で上手に財源等活用させていただきながら、いろいろな策はこれからも引き続き考えていきたいというように思っております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひそういったところも視点を当てて、具体的な予算、全国的にも多分中小零細業者に対する支援策というのは幾つもあると思うので、そういったこともよく調べて頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、169ページの塩釜港区利用促進事業です。この船舶の関係もございまして、(3)では仙台塩釜港港區別水産取扱船舶数及び取扱貨物量ということで、平成26年度は25年度と比較して3隻伸びましたということであります。それで、裏面の現況と課題について記載してございますが、この引き続き効率的な検証、特に私ちょっとここで気になるのは……(「ページ、何ページになりますか」の声あり)170ページ。冷凍水産品以外への適用貨物の拡大というふうに書いてございます。これはどういう意味をなすのか、お伺いしたいと思いません。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今現在、塩竈市で塩釜港の利用する部分につきまして、冷凍貨物の部分については、それらのほうの要するに振興策というふうな形で補助金を出しているというような状況でございます。こういった形で、例えば、あと要するに適用貨物そのものがなかなか伸びないという状況があれば、そういった品目を少し広げるということも場合によっては考えていかなければならないというそういった考え方になります。ですから、別に今やっているものについて不足があるというふうなことであればそういったことも検討していく必要があるというふうなことでちょっと課題を書かせていただいたというふうなことになると思います。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 もう一回169ページに戻りますと、25年度から新たに3年間の期間延長を行うことと。県の減免制度についても延長して実施されるということになったということで書いていますが、3年目といいますと、25年度から新たに3年間というと、28年度まではこれは続け

られるものということなのかどうかと。その品目というのは、水産、平たく言えば魚関係の中の品目なのかどうか。全く魚関係じゃない以外のものをいうのか、その辺を伺います。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 まず、宮城県による入港料、岸壁使用料の減免の部分につきましては、要するに品物を限定というふうなことではなくて減免の規定を設けているというふうな形になります。それとあわせて、水産品の取り扱いに係る補助金につきましては、これはあと塩竈市が連携して取り組んでいる部分になりますけれども、塩竈市が水産の取り扱いの貨物量の部分について補助金を出しているという部分については、ちょっと（２）に金額等記載しておりますけれども、こちらにつきましては水産品に限定しているというふうな中身になります。事業そのものは、宮城県の制度そのものが今現在25年度から今年度27年度までの期間というふうな形になりますので、28年度以降の取り扱いについて宮城県のほうの方針が固まってから改めて対応等を協議していくというふうなことになりますので、ちょっと今年度見直しをしていくというふうな中身になります。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 実施計画を見ますと、この中には引き続きそういった水産取り扱いを拡大していくというふうに書いてあるんですけども、これとの整合性はどうなんですか。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 私どもとしては継続して取り組んでいただきたいということで宮城県のほうにはお願いしていると。ただ、宮城県のほうの方針がまだ固まっていませんので、その意向内容を踏まえて、場合によっては宮城県の状況が変われば私どものほうの制度がそのままがいいのか、もう少し拡充が必要なのか、そういった部分の検討が必要だというふうなことになります。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひ市長さんにおかれましては、塩竈市がやっぱり水産漁業のまちとして、引き続きこうした魚の入港というかそういったものが入るような方向で全力で頑張りたいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今曾我委員からご質問いただいております塩釜港区利用促進事業であります。これは、今まで仙台港を利用しておりましたこのような水産物を扱う船をぜひ塩竈に誘致したい。

2つのメリットがあると思っております。1つは、仙台港区の場合は、2,000トン、3,000トンの船舶を入港させる小型岸壁が非常に不足をいたしているようであります。バース調整というのですが、入ってくる船をどこにつけるかという調整に仙台港区のほうは非常に苦慮されている。一方では、塩釜港区のほうは岸壁が未利用であいている部分がございます。県のほうでは、社会実験ということで、ここでは減免制度という書き方をしておりますが、無償で岸壁を使わせるというようなことであります。実は、塩釜港区に入ってくださいこのような船舶については、特別とん譲与税というのがありまして、塩竈市にも一定程度船が入ってくると幾らという費用をいただくわけでありまして、それを我々はこういった塩釜港区を利用いただく方々に一定程度ご支援をさせていただき、入りやすい環境をつくっていくということでありまして、我々の思いとしては、でき得る限りこの制度を継続させながら、県にとっても仙台港区の利活用が非常に闊達にできる。塩竈におきましては、貨物量を伸ばしながら塩竈に入ってください船についても、水揚げは魚市場のほうに上場いただきますので、魚市場の水揚げ上場にもつながっていくというようなことで、ぜひこの制度が継続されますよう、なお一層努力をいたしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしく願いいたします。今のところ魚を取り巻く環境が非常に厳しくなっているというふうに私も見聞きしているんですが、それだけやっぱり魚のまちの生き残りというのは非常に大変なんだろうと思うのです。

それで、もう一つ、私この塩釜港区の取り扱いで一番心配しているのは、前も言いましたけれども、汚染土壌処理の土が運び込まれているということで、この間も中の島の町内会、貞山通でもありましたけれども、これ港の関係で言うんですけれども、やっぱり風評被害についてうんと恐れて、説明しに来た会社の方に風評被害についてどういう責任とってくれるんだと言ったら、直接その汚染土壌が水産加工業の何かに直接影響した場合にはとれるけれども、それが因果関係がはっきりしないととれないと。原発の問題も、我々直接関係ないのに、今原発の風評被害で物が売れないと。でも、それを当たって賠償もらおうということはできないし、向こうの会社の方は、そうすれば裁判で争うしかないと言われたんです。裁判で争うということは、もう塩竈市の加工屋さんにとっては、もう本当に生きていけない状況になってしまうということで、そこはそこでもう持ち帰りになりましたけれども、どうも最近では宮城県のほうに、会社のほうはですよ、規模を縮小してということをお願い出している。規模を縮小とか何



とかではなくて会社側は独自の経営ですから、やっぱり私は港のあり方を塩竈市がきちんと塩竈らしい港にしていくという関係をやっぱり旗を高く掲げて、そしてみんなで生きていくという方向を探るといふか、そういう方向を示すべきではないかと思っているんです。そういう点で、今市長が取り扱いの関係ではそういう立場で頑張ると言っておりますが、もう一つそういう問題もちょっと頭に入れていただきながら、やっぱりきちんと塩竈市に、塩竈市の港がどう使われていくのかもちゃんと含めて、やっぱり風の連絡がきちんと密に行くような方向も含めて今後一層頑張りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 本日は一般会計の決算特別でありますし、このことについては一般質問をいただくことになっておりますので、そちらのほうでご答弁を申し上げさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 済みません。じゃ、よろしくどうぞお願いします。

それでは、345ページの市税賦課及び収納事務についてお伺いします。私は、先ほどいろいろ説明がございましたので、結局は滞納世帯に対する収納率をずっと上げてきてこういう結果になったということですが、私は、一つは6月議会で申し上げた事例がございます。滞納整理機構に送られた方と。それで、実際に行って話をしたんですが、それらについて県からどういう通知が入っているのでしょうか。お伺いします。

○鎌田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま県の機構のほうから通知入っているのかといったご質問だと思います。県の機構のほうからは、滞納者に対する機構移管の周知徹底ということで、例えば分納中のもの、これは参加市町村全ての市町村に通知届いている内容ですが、分納履行中のもの、または相談に訪れた滞納者に対する説明を徹底していただけますようお願いしたいといった旨の通知は入っております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、実際に滞納整理機構に送った部分が私知っているだけで2件が戻されてきているはずですよ、すぐにこっちに。そういうことがあったんで、やっぱり滞納者に対する指導については、やっぱり寄り添った対応をしていただきたいということをお願いしたいと。

それから、もう一つ、松くい虫です。浦戸も大変ですし、塩竈市内も松くい虫で大変なんで

すが、ページ、216ページ。それで、このままでは松島の松もなくなってしまうのではないかと  
いうふうなありますが、実はこの対策、塩竈市に県の用地、市の用地、民間用地に一体どれ  
ぐらいの松があつて、どういう被害があつて、そしてこれは要するに薬をかけたり伐倒したり  
しているわけですが、これらがどのような方向にもうきちんと対策が講じられるかというのが  
私たちにはさっぱり見えないんですよ。毎年予算はつけるんだけど、それが一体どこまで  
どうなつてどうされて食いとめられるのかというのが全然見えないので、これらについて国か  
ら何か指導があるのかわかりませんが、松島湾、特に名勝松島の関係も抱えている市だけに、  
松くい虫の対策については、きちんと私たちに状況を報告していただきたいということを申し  
上げて、答弁は要りません。問題提起だけしておきます。よろしくをお願いします。

○鎌田委員長 じゃ、次の方に移ります。今野委員。あ、そうですか。

佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 恐れ入ります。ただいまの曾我委員さんからの質問で1点訂  
正をさせていただきたいと存じます。曾我委員さんから資料番号23の5ページで、他の地方自  
治体からの派遣職員の技術職の数ということでご質問を頂戴しました。先ほど私、14名という  
ことでお答えをさせていただいたところでございますが、大変恐縮ながら14という数字は各自  
自治体からの派遣職数の数で私申し上げてしまいました。人数ということになりますと、備考欄  
にありますように年度の途中での交代ということもございまして、延べ人数で申し上げますと  
技術職の方々は合計31名、事務職22名で合計53名というのが正しい数字ということになります  
ので、よろしくをお願いします。おわびして訂正させていただきます。

○鎌田委員長 じゃ、次、今野委員。

○今野委員 それでは、私からは、23の資料で75ページに合同会社顔晴れ塩竈の業務完了報告書  
があります。これが24年度、25年度、26年度まで3枚が続いておりますけれども、これ、この  
会社のことについて伺いますが、この会社は消費税の課税業者でしょうか、非課税業者でし  
ょうか、お答え願います。

○鎌田委員長 どなたが。佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 ちょっと確認をさせていただきますけれども、企業とし  
て法人登録しておりますので、課税業者というふうに私どもとしては捉えております。ちょっ  
と確認の上、あと回答させていただきます。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 課税業者だということでございますが、実はこの76ページには1.05、5%の消費税がかかっています。78ページのこの計算書には消費税はかけてありません。80ページにはやはりこの年は26年度なので8%の消費税がかけてあります。一体どれが本当なのかなど。あるいは、これで補助金を出していたのかなと思うと、何かとてもずさんなように見受けられるのでありますが、どうなんでしょうか。答弁をお願いします。

○鎌田委員長 どうですか。時間かかりますか。佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 ちょっと確認をさせていただいて、その上で回答させていただきます。

○鎌田委員長 じゃ、後ほどということで、はい、次。

○今野委員 71ページにはこの一覧表があつて、左側に番号が打つてあります。24番の製塩事業安定供給、塩竈の復興PR事業ということで、ここに計上してあるんですが、このところでもちょっとその意味がつかめない状況にあります。この緊急雇用創出事業については、この基金事業の内容、149ページの⑥というところに……（「これは149は資料ナンバー……」の声あり）資料ナンバーは一緒だよ。同じ資料の149ページに⑥というところがあります。この⑥の2行目のところで、2行目というか最初から言いますと、「失業者に対する短期の雇用、就業機会を創出・提供し、または短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であつて、地域に根差した事業の起業等に資する事業を実施することにより」というふうにあります。それから、そこから3行、4行ほど下に「（3）被災地域において安定的な雇用機会を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし」というふうにあります。実はマスコミ、特に新聞報道によれば、この業者の方は補助金の打ち切りがあつて経営が立ち行かなくなったということによって事業を閉じたとかいうふうに聞いておりますが、果たしてこれで事業の目的は達成されたのかどうか、そのところをお聞かせ願います。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 まず今回の塩竈市がこちらの事業、会社のほうにお願いした業務については、製塩事業の安定供給、塩竈の復興PR事業業務委託というふうな形で業務をお願いしております。具体的には市内で塩を使った商品等の開発が要するに進められておりますので、そういった新しい塩を使った商品、そういった部分の下支えをするために製品の安定的な供給をお願いしますというのが今回業務としてお願いした部分というふうなことにな

ります。3カ年において計画した部分については、大体市内の販売、塩の販売用として、こちらの会社のほうではマックスで2,000万円ぐらいしか供給できないだろうというふうな想定があったんですけども、私どもの業務と合わせて2,500万円以上の売り上げを確保できたというふうな部分はお話として伺っております。ただ、残念ながら事業が終わった段階で、私どものほうの要するに委託業務がなくなった場合になかなか残った収入の部分だけでは事業が継続できないというふうな部分については報道等にあつたとおりでございますけれども、少なくとも事業期間中に安定的に供給できるというふうな部分については、何とか達成できたのかなというふうには捉えております。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 非常に残念なことだと思います。せつかくこの雇用の創出、そして地域に根差した事業の起業というようなことに対して、これの指導はどの程度、どういうふうな指導を行ったのか、ちょっとお聞かせ願います。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 先ほど担当課長、ちょっと答弁が不足しておりまして、先ほど山本委員からの質問にあつたとおり、緊急雇用でやっていたような規模での継続はなかなかできかねるということになってしまったんですが、その後規模を縮小していろいろ製塩したものをいろんな食品の原料として供給していたこともあつたので、その量はかなり小ぢんまりとはしたようですけども、引き続き規模を縮小して続けていただいているというようなことでございます。しかしながら、当初の規模で継続できなかったことについては、ちょっと我々ももう少しいろいろな場面場面でもっともっとアドバイスしておく必要があつたのかなという部分におきましては、ちょっと反省をさせていただいているところでございます。以上です。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 部長から指導のやり方について反省の弁がありましたのでこれ以上のことは申し上げませんが、ぜひこうした企業の育成に力を注いでいただければいいんだろうなというふうに思っております。

それから、事業完了報告書、これよく精査しますと、数字も合致しませんので、そこら辺も、さっき次長が後でよく見て調べてとおっしゃっていましたが、よく調べていただきたいと思えます。こういうことになりますと、先ほど志賀委員がおっしゃっていたさっぱり領収書もついていないじゃないかというお話がありましたけど、その気持ち、その思いがわかるような気がい

たします。どうかしっかりとお調べ願いたいと思います。

続きまして、資料が変わります。9番の資料で。

9番の資料で、学校給食運営事業、246ページです。ここは246ページは小学校ですが、次の248ページには中学校が書いてあるのでありますが、この給食運営事業というのがどうも市民の間では引っかかっております。何かといいますと、ここでこの決算を見ますと、食材が載っていない。その食材はどうしているのというと、父兄が払っているんですね。それを取りまとめて、それで食材を購入しているんだろうと思うんですが、その食材費になる給食費と称する費用が納めている家庭と納めていない家庭とがあって非常に不公平感が生まれている。このことについて教育委員会としてはどうお感じになっていきますか。

○鎌田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 お答えいたします。

給食費の未納ということについてのご質問だと思います。教育委員会といたしましても、大変苦慮していることでありまして、未納率が高くなりますと購入する食材量が減ってくると。学期末にはおかずが少なくなるというような現状もありまして、憂慮しているところでございます。ここ数年見ていましたところ、塩竈一小と塩竈一中については未納率が非常に少ないという現状がございまして、そこの集め方について研修をいたしまして、今年度、特に事務の共同実施ということもございまして、同じやり方でもって集金をしてもらおうという形をとりましたところ、大分減ってきている状況にはあります。

それから、給食費の未納については、毎年請求をいたしまして、月々とかそれからもう既に卒業したお子さんの家庭についても、請求書を出して納入をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 改善されてきているということですから大変結構なことかと思いますが、しかし、これが皆無にならない限り不公平感は否めません。これが多くなりますと、一体どうなっているんだということで、やっぱり納めているご家庭では「何であの人たち納めねんだ」とかいろいろなことが出てきておりますので、ですからここで、これはことしの決算には載っていないので、昨年の予算の組み方として組んでいなかったから載っていないんだと思いますが、この給食費についてはどうか予算化をしていただいて、子供たち、いや家庭から集めるということ

ではなくて、例えば43ページには児童手当事業なども載っていますので、そういったところの費用のやりくりをするなり何か工夫をして、そして公的な資金で給食を提供すると。そのことによって将来次代を担う子供たちを健全な育成、そして不公平感を持たない親子というか父兄であったり、子供たちであったり、そういう地域にしていけたらいいなというふうに考えておりますが、これは来年の予算組みのときにぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○鎌田委員長 渡辺教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 ちょっと説明させていただきます。学校給食費につきましては、これは学校給食法の中に定めがございまして、例えば調理員とかの職員人件費、施設、設備の修繕費、あと光熱水費等については市の負担で賄うものとしまして、あと食材費、俗に言う材料費ですね、これについては保護者負担にするようにというような形で法律のほうで定めがございまして。そういった形で保護者負担にさせていただいて賄い材料を、一応材料費を保護者のほうから負担していただいておりますと、まずそういうふうな仕組みになっております。

委員からいろいろご指摘いただいている未納の件については、先ほど教育長からの話にもありましたように、いろいろ学校のほうで、未納率の高い学校のほうではいろいろ給食で質の低下にならないように工夫はしておりますが、やはり今委員からご指摘ありましたように、一部その滞納者の給食費をちゃんと納めている方々が負担しているというようなことになっておりますので、この点については、我々も、現年度については学校の先生の協力をいただきながら、小まめ小まめに声をかけるような形で一応滞納指導の徹底を行ってまいっておるところでございますので、よろしくご理解していただきたいと思っております。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 今法律が飛び出してきましたけれども、法律は法律でそれは結構でしょう。しかし、それを公的な予算をつけて子供たちに提供してはだめという法律はないと思っておりますが、どうですか。

○鎌田委員長 菅原教育部長。

○菅原教育委員会教育部長 先ほど次長が説明申し上げましたけれども、私からも再度同様の趣旨でございますが、申し上げてさせていただきます。

先ほど説明申し上げましたように、経費の負担原則が法律で決まっているということで、学校給食の経費のうちで政令で定めるものについては学校設置者の負担によるという定めがございます。これによりまして、給食従事者の人件費、施設の修繕費等について、そしてそれ以外

の経費については児童生徒の保護者の負担とするという経費の負担原則がございます。これに応じまして予算に計上するかどうかを決めているというのがこれまでのやり方でございます、これについては継続してまいりたいというふうに考えております。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 いや、だから、それは次長が言ったことは十分わかりましたよ。だから私が言っているのは、それを公的予算で、市の予算で提供してはいけないという法律はないでしょうと言っているの。だから、それはよく検討して、まだ間があるでしょうから、来年の予算組みまでに検討して、ぜひ実現していただければ幸いだと思っております。それは要望のしておきます。

それから、時間がないので、同じ9番の421ページであります。421ページには、普通会計の財政構造と題してここに財政力指数であるとか経常収支比率、3番には財政調整基金の指標、4番目は公債費比率、5番目には単独事業をどれだけ行ったかを示す単独事業比率などが羅列してあって、最後にまとめとして、ここに「震災からの復興を目指し、かつ安定的な財政運営を行うためには、震災の影響で大幅減となった市税などの自主財源の確保が急務となっており、また歳出の削減に努めるなど、さらなる行財政改革を推進しなければならない」とありますが、具体的にどのようにお考えになっているかお聞かせ願います。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

具体的に申しますと、市税の自主財源の確保、市税は歳入の根幹でございますので、税源の確保ということで、定住人口の増ですとか、もしくは産業の復興、震災前よりも復興するように、そういったことで税源をふやしていきたいというふうな思いの文章でございます。

行財政改革につきましては、現在、先日委員にお渡しした第3次の行財政改革推進計画がございますけれども、あれが来年の4月から第4次ということで現在作成中でございます。その中で、先ほど山本委員とも話をした中でも、アウトソーシング等を含めたさらなる現在からの歳出の削減と、あとは市税以外での歳入の確保、そういったものをいろいろ検討しながら進めていきたいというような思いの文章でございます。できましたら、あとは議会のほうに中身のほうを報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 まずは、自主財源、特に市税の増を図らねばならないというふうなことでありますから、市税といえば市民税、あるいは固定資産税、たばこ税などなど、それに法人市民税とい

うことになりましようかね。特に、企業誘致をすることによってこの法人市民税の確保なり、あるいはそこに今度は働く人がふえれば新たな人口の増につながったりして、市税の増収につながるというふうに考えておりますので、これは今後の目標といたしますか、一つの政策課題としてぜひ取り組んでいただければと思っておりますので、これを要望して私の質問を終わります。以上です。

○鎌田委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 先ほど雇用創出基金事業の失業者一覧表の記載の内容について、税込みの金額と税込みの金額が空欄になっている違いがあるというふうなことでご指摘いただいた内容について、それからあともう一点、75ページの金額と76ページの金額で違いがあると、この2点について確認をさせていただきましたので、改めてご報告させていただきます。

まず、こちらのほうの製塩事業安定供給復興PR事業業務委託につきましては、例えば75ページですと313万9,500円については税込みの金額となります。この業務完了報告書にありますが金額について、人件費を充当した場合にそれが税込みを含めてどうなっているかというのを添付することになっておりまして、76ページではそのうち税込みの237万5,626円を充当したという説明資料になります。それで、78ページの空欄になっている事業については、業務委託の報告書、前ページになりますけれども、77ページで313万9,500円が委託業務になるんですけれども、一覧表のほうの金額、こちらについては税込み前の金額として313万9,500円と補助金の限度額を100%達しているというふうなことになるので、充当した金額に税分が入っていないということでこちらのほうは空欄というふうな形になっております。

なお、備考欄にその他の事業を負担分あるということで記載させていただいておりますけれども、要はあと事業者側のほうでそれ以外の経費については負担をしているというふうな取り扱いになります。

それから、もう一点、76ページと75ページの金額の違いについてというふうなことになるんですが、75ページについては313万9,500円、それから76ページについては税込み前の金額が226万2,501円、それから税込み後の金額が237万5,626円となっております。こちらにつきましては、資料No.23、74ページに事業名24に製塩事業安定供給塩竈復興PR事業の欄の24年度の欄に人件費については226万2,501円……（「それは聞いていない」の声あり）ええ。それ以外の部分についてはその他経費というふうな形で整理をされているということがありますので、



ちょっと充当する金額がたまたま237万5,626円というふうな形で整理をさせてもらったというふうなことになります。

○鎌田委員長 今野委員。

○今野委員 終わろうと思ったけれども、そういうことをお尋ねしているんでないんです。課税業者なのか、非課税業者なのか、消費税が入っているページと入っていないページがありますよということなんです。たったそれだけ。そんなくどいことは要らない。以上です。後でよく調べてください。

○鎌田委員長 では、よろしいですか。

では、お諮りいたします。

以上で一般会計決算の審査を一応終了したいと思います。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、10月13日午前10時より再開し、特別会計、認定第2号及び第3号の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時17分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成27年10月9日

平成26年度決算特別委員会委員長 鎌田 礼 二

平成26年度決算特別委員会副委員長 西村 勝 男



平成27年10月13日（火曜日）

平成26年度決算特別委員会

（第4日目）

平成26年度決算特別委員会第4日目

平成27年10月13日（火曜日）午前10時開会

---

出席委員（18名）

小野幸男委員	菅原善幸委員
浅野敏江委員	西村勝男委員
阿部眞喜委員	阿部かほる委員
香取嗣雄委員	山本進委員
伊藤博章委員	志賀勝利委員
今野恭一委員	菊地進委員
鎌田礼二委員	志子田吉晃委員
土見大介委員	伊勢由典委員
小高洋委員	曾我ミヨ委員

---

欠席委員（なし）

---

（特別・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	政策調整官	佐藤修一君
健康福祉部長	桜井史裕君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	阿部徳和君	震災復興推進局長	荒井敏明君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君	会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君
市民総務部 政策課長	川村淳君	市民総務部 財政課長	末永量太君

市民総務部 税務課長	小林正人君	健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	産業環境部 水産振興課長	並木新司君
産業環境部 浦戸振興課長	草野弘一君	建設部 下水道課長	佐藤寛之君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事業管理者	伊藤喜和君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君	市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君
水道部長	赤間忠良君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
水道部業務課長	村上昭弘君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 おはようございます。

ただいまから平成26年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、特別会計、認定第2号及び第3号の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

では、どうぞ。志子田委員。

○志子田委員 おはようございます。市民クラブの志子田です。

きょうは特別会計と企業会計ということでございますので、何点かお聞きしたいと思います。

それで、私が最初なものですから、まず初めに特別会計、企業会計、あわせて全体的なことをお聞きしたいと思います。

それで、資料は、No.6の決算審査意見書の37ページのところに特別会計の歳入歳出決算総括ということで表が載っておりますので、このところを見ますと特別会計全部の会計が出ております。そうすると、この表を示しながらだとは何でも聞けるのかなという便利な表かなと思ひまして、全体的に見えると思ひます。

ここを見ると、この表でやっぱり特別会計の中で特別目立つところがございますけれども、この表の国民健康保険事業というところの歳入歳出の差引額、3億5,200万ほど黒字会計になっております。この辺のところを後に聞きたいなというふうに思ひます。

そういうことも含めまして、まず最初に全体的な特別会計でございますが、合計して前年度の合計のところよりも歳入歳出の差引額がその前の25年度は1億5,700万でしたけれども、26年度は3億6,900万ほど黒字会計のような形になっております。その辺のところを26年度の特別会計全体的に、赤字のところはないということでございますので、いい決算だったのではないかなと思うんですけれども、総括的に決算状況をお知らせ願えればと思ひます。よろしくお

願います。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、特別会計の全体的なことということでご質問をいただきました。

各事業の会計のそれぞれの詳細に関しましては、後の質問と回答の中での各課の回答となりますので、私のほうから全体的な話としてさせていただきます。

資料の資料No.6と委員ご指摘でございますけれども、ちょっと説明の仕方としては、できれば資料No.9の419ページをお開きいただければと思います。資料No.9 主要な施策の成果の説明書の419ページでございます。こちらに特別会計、次のページの420ページにかけまして全ての会計の全体的な特徴点を文章化しております。これを全体的な話として説明させていただきますと、まず今回の特別会計、大きく3つに分けられると思います。

まず1つが復旧・復興関連の決算が大きな歳入歳出の増要因となっている会計として挙げられるのが魚市場事業、それと下水道事業、漁業集落排水事業で、次のページに行きまして、北浜地区・藤倉地区の復興土地区画整理事業、これら合計5つの事業が挙げられるかと思えます。復旧・復興事業関連で伸びた事業でございます。

魚市場関係に関しましては、一般会計で高度衛生管理型荷さばき所整備事業を進めておりますけれども、これのB棟が26年度で完成いたしました。その中で復興交付金事業の対象外の部分を特別会計側で事業実施しているものです。具体的には船員休憩室ですとか、ああいったところを企業会計側でやっておりますので、そういった部分での歳出が今回出てきているのが特徴点であると思えます。

あと、下水道事業に関しましては、復旧・復興事業はやはり増になっております。25年度決算は牛生ポンプ場の整備がありましたので、歳出決算の総額としては減になっているんですけども、そういったところで復旧・復興に関しては前年度よりも増になっているという部分です。

漁業集落排水に関しても、災害復旧事業が決算されているという中身です。

それと、北浜地区と藤倉地区土地区画整理事業につきましては、事業の本格化に伴いまして単위가桁が1つふえるくらいの決算額の増になっております。

2つ目の特徴点としては、社会保障関係の特別会計でございます。具体的には国民健康保険事業、あとは介護保険事業、後期高齢者医療事業特別会計事業でございます。

国民健康保険事業に関しましては、一部負担金免除の再開によりまして保険給付費が増になっているというのが一つ特徴点になっております。

介護保険に関しましては、文章にもございますが、要介護等認定者等の増加によりまして介護サービスの利用者の増や利用者負担額免除の再開より介護給付費が増になっているというものでございます。

後期高齢者医療につきましても、歳出規模が増になっているというものです。

それで、3つ目が、個別事項としまして、まず1つが交通事業でございます。交通事業関係は海水浴場の一部再開などにより事業収入が増というふうになりましたほか、経営健全化計画を策定したことによりまして歳出の増になっている。これに対する繰出金も増になっているというものでございます。

それと、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、これは通常の今あります地方債の元利償還金が支払われている歳出となっているものでございまして、特にこれは何か事業をやったとかというような会計ではございません。

以上が特別会計の今回の全体の的な特徴点になります。以上でございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そういうふうに説明してもらえるとうんとわかりやすかったです。

そういうことで、26年度ですから復旧・復興事業関係が相当消化されたので大きな金額になったんでないかと。それから、国保会計なんかは、ここの表で、先ほど言いました37ページの表で見ても3億円以上の黒字になっています。それから、交通事業のほうは経営健全化計画、これを新たに作成したということでございまして、全体的な26年度の特徴を今課長から説明聞きまして、全体像が見えてきたんではないかなと私は思いました。

それで、具体的に各特別会計、いろいろ聞きたいと思います。

最初に、この交通事業特別会計、資料No.6の39ページで、交通事業特別会計の表、実質収支から、歳入から、決算比較、それから40ページ、41ページと輸送人員の推移とか、貨物量とか、ずっとそこ出ていますね。それで、最初に交通事業特別会計、聞きたいんですけども、それで課長が説明されましたように、昨年度は経営健全化計画を策定のための事業費がふえたと。それで、それも今回のこの議会中に経営健全化計画、27年度から36年度までの詳しい説明された計画書、出されました。そのことで、1点、経営健全化計画策定されまして、この交通事業



ですけれども、やっぱり浦戸の人口がずっと減少傾向がある中で、どのような形をとっていてもなかなか難しいと。その中で、市の直接財政を使わない中でいろいろ工夫していかなくやないと。それから、あの航路を安定的に確保しなくやないということで、難しい中決められたと思うんですけれども、それをどのような形でこれから10年間やられていけばいいのか、そういうことが、あるいは今までの10年間のことを今までのまとめたということでしょうから、その辺、ちょうど区切りのいいところなんで、交通事業会計、全体的な今まで26年度分、あるいはこの健全化計画を出したことによるこれからのことについて、総括的にお話をお聞かせください。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは、私から第2期の健全化計画についてのお尋ねございましたので、お答え申し上げたいと思います。

先ほど志子田委員ご指摘のとおり、平成26年度におきまして、大体策定経費900万円ぐらいをかけまして健全化計画を策定してございます。策定に当たりましては、策定の審議会、専門家の皆さんにご参画いただいた審議会を立ち上げまして、るるいろいろ各方面からのお話をいただくとともに、コンサルのほうに調査等も発注いたしまして、まず細かな現状分析から、あと今後の将来見通し、あとそれとどういった経営改善策があるのかといったのを含めて検討してまいりました。あと、当然、今後の抜本的な運営主体はどうあるべきかというのにつきましても、ご議論いただいたところでございます。

その健全化計画の考え方としましては、基本的には今後10年間、直営を堅持していき、直営を堅持しながらあらゆる経営改善策を講じながら効率化を進めていこうという考え方になります。今般の計画の中で、浦戸の将来人口というものを推計してみました。結果、今後10年間ぐらいで、浦戸の人口が現在400人ぐらいなんですけれども、200人台ぐらいまで減ってしまうんじゃないかというふうに考えられてございます。

我が交通起点の現行の船舶体制、3そうございまして、船3そうの定員が約600人になります。ですから、現状でも、浦戸の皆さん全員を乗せるぐらいの今体制になってございますので、一定程度、その運営形態を実情に見合うようにコンパクト化しながら体制の縮小を図って効率化を目指していこうという考え方になります。ただ、当然、並行して利便性を損なわないような地域の生活に密着したようなダイヤは維持していこうというような考え方になります。

経営健全化計画の概要については以上でございますが、これを我がほうの運営のベースとい

たしまして、今後効率的な経営に当たっていききたいというふうに考えているところでございます。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。あとは、具体的なことはほかの委員の方も聞かれるかと思うので、この件は全体的なことをお聞きしましたので、なかなか誰がやってもいい知恵が出てこないような難しい事業だなと思って見てまいりました。

それから、次の点ですけれども、公共下水道事業のことについて、復興事業関係で聞きたいと思います。じゃ、資料№.9の394から396ページ、394のほうは災害復旧事業ということでございます。いろいろされたということでございますけれども、それから396ページのほうは交付金事業、特に藤倉地区のところはこれが多いんでしょうかね、事業的には。そういう意味で、26年度の特別会計の中でも復興の土地区画整理事業、それからもう一つ、数字的に見るのには私、資料№.6の68ページ、北浜地区の復興土地区画……、68ページから復興整理事業、こっちの表だといろんな表が出ているから、それから70ページの藤倉地区の復興土地区画整理事業と出ております。そういう表を見て、ある程度26年度はやってくれたんだと思うんですけれども、始まったばかりかなというところで、26年度というのはこの2つの北浜地区の復興土地区画整理事業、あるいは藤倉地区の復興土地区画整理事業、26年度としては、最終的な全体の区画整理事業を100%とすると、26年度というのは進捗率ほどのくらいまで進んだのかなということを知りたいと思います。そして、27年度、ことしやるとこのくらいまで行きますよと、大ざっぱの大きなさらったした考えでいいんですけれども、その辺のところだけお聞かせください。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 志子田委員にお答えいたします。

2つの区画整理事業の進捗状況ということでお答えしたいと思います。

まず、北浜のほうの区画整理事業、事業費ベースでいきますと、大体25%ぐらいが26年度まで進んだ状況でございます。実際の宅地造成の状況としましては5,000平米ぐらいしかできておりませんので、事業費ベースですと25%なんですけれども、宅地の造成状況といいますと13%ぐらいしかまだ進んでいないというのが状況でございます。27年度につきましては、ここをほぼ80%ぐらいまでできるような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

次に藤倉のほうでございます。藤倉のほうは、26年度までで大体43%から44%ぐらいの事業

費ベースの進捗率になってございます。ただ、区画整理事業の中で、藤倉地区のほうは宅地の引き渡しのほうがまだ1件も終わっておりませんので、27年度中には何とかここを宅地の引き渡しをできるように今進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

それで、中身をうんと詳しく聞く時間が30分しかないので、ちょっと私は別なことをまた聞きたい。私、トップバッターなので全体的なあれだけ聞こうかなと思いました。

それから、市立病院事業会計について1点気になったことがあったので、資料No.6ばかり使って済みませんが、後ろのほうにもページ数があつて、後ろのほうの5ページ、前のほうの5ページと後ろのほうの5ページとあるんですね。市立病院会計が事業会計ということで3ページのところで書いてありまして、5ページのところに総収益、総費用、26年度は1,000万円ほどの収支差額があつた。この状態をどのように捉えているか、まず1点お聞きします。

それから、7ページのところを見ると、今度患者の入り込みのところの表が書いてあります。それで、特徴的なのは26年度、7ページの表の病床利用率というところを見ていただきますと、25年度98.2%でしたが、26年度は86.3ということでございまして、たしかこれまで25年度まではずっと100%近い病床利用率だったのに、26年度だけが大幅このところが下がったんでないかなと思います。その辺のところを含めまして全体的な病院会計がどうだったのか。まあまあだったのか、もう一息だったのか、その辺のところを総括的にお願ひしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 私のほうから市立病院のほうについてお答えいたします。

まず、資料No.6の最初に5ページということで、26年度の総収益と総費用のほうについて1,000万円ほどの純利益をどう考えているのかということについてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、総収益のほう、ページ、1ページおめぐりいただきまして、資料No.6の6ページのほうの収益比較表のほうでまずごらんになっていただきたいと思います。医業収益が25年度から比較いたしまして1億6,400万ほど減少しております。大きな理由といたしましては、入院収益が1億4,800万ほど減少したということが大きな理由になっているかと思ひます。その隣に委員お話しのございました、7ページのほうには年間の延べ患者数の推移がございしますが、26年度が86.3と、かなり特に入院のほうの患者数が減少したということが

収益にも大きく影響しているのかというふうに考えてございます。25年度が98.2ということでございます。改革プランに目標に掲げておりますのが97%、97.5%という数字だったかと思いますが、こちらを何とかプランの数字に近づけるように努力していかないと、特に医業収益のほうはかなり厳しいのかなというふうに考えてございます。

それから、あともう一つ、入院収益が落ち込んだのとあわせまして、実は費用のほうが大きく26年度は伸びてございます。特に消費税率の引き上げによりまして4,000万円ほど前年度より大きく費用が伸びてございました。

それから、会計基準の見直しによりまして、特別損失のほう6,000万ほど伸びておりまして、両方合わせて1億ほど費用が伸びておりまして、収入が入院のほうで落ちたというところが大きな減になっておりますので、やはり病院のほうの収益を上げるためには患者さんに来ていただくということが第一だと考えておりますので、27年度以降も、まずは患者さんのほうの獲得というか来ていただくということに全力を注いでいくべきだというふうに考えてございます。

以上になります。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

なかなか少し、厳しいなと思いました。病床利用率を上げるということが、あらゆる努力をしないとここは上がらないところなんですよ。ですから、まず患者が来ないとだめだという前提でございました。そういうことではしっかり頑張りたいと思います。

残り10分しかないのではほかのことをまた聞きたいんですけども、国保関係をちょっといろいろ聞きたいと思います。

それで、資料No.6の43ページ、前のほうに戻ってかな、43ページ、国民健康保険事業特別会計の表が載っています。実質収支3億5,282万7,016円の黒字を生じ、全額基金に繰り入れ決算されました。国民健康保険事業の基金ですね。そうすると、こんなにも黒字になるということは、本当は黒字だからいいことなんですけれども、もうちょっと健康保険税を下げる余地があったんじゃないかというところに行き着くわけなんですけれども、あるいは、この3億5,000万、基金に入れたのをこれからどういうふうにお使いになるのか、その辺、決算を含めてこの金額の活用についてお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 国民健康保険事業に関しましてお答えさせていただきたいと思  
います。

まず、今年度の収支が最終的に3億5,000万円を大きく上回る黒字幅になったことについて  
ご説明させていただきます。

この内容につきましてですが、まず健康保険税の収納率が確かに委員ご指摘のとおり昨年度  
減税もいたしましたけれども、上昇したという要因と、それと国庫補助金関連、こちらにつき  
ましても、医療給付費に連動して給付されるものですが、これの利用給付が予想を下回  
る水準であったんですけれども、国庫補助は想定額どおりということで来ましたので、かなり  
過払い金があったという経緯があります。

さらに、歳出面につきましてですけれども、歳出面、今申し上げたとおり、予想した医療費  
を相当程度下回った決算で終えたという経緯がございます。こういった経緯が重なりました結  
果、昨年12月にお示した段階では基金を取り崩して、事実上の赤字ですけれども、収支の均  
衡を図るという予測を立てておりましたが、結果として3億5,200万円の黒字となりました。

こちらの今後の活用方法ですけれども、実はこの3億5,200万円とありますけれども、先ほ  
ど申し上げた国庫補助の過払いでいただいた分があります。その分の定率分の返還分が今年  
度返さなければなりません。こちらの金額が約1億2,400万円余りほどに上りますので、複数  
年度にわたるこの事業の均衡と安定を図った上で、さらに税率の関係については検討させてい  
ただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。いいほうに狂いが生じたというふうに私は理解し  
ております。

それで、この43ページのところの歳入のところを見ると、収入率、25年度の87.32から26年  
度で89.77、上がった。それから、毎回決算のたびに資料を要求いたしまして、資料23番とい  
うことで特別委員会資料その2というところの18ページのところ、つくっていただきました表  
を見ます。収納率がうんと上がったのではないかと。毎年努力されているからそういうふう  
にいいほうに狂いが生じたのではないかなと思っています。現年度の収納率、22年度から26年  
度を見ると毎年毎年上がって、平成26年度87.64%まで上がると。そのやっぱり努力だと思  
うんですね。それから、いろいろな保険税の仕組みでございますけれども、いろいろ工夫されて  
納めやすくなるような制度に変更されたので、このところがますます収納率がよくなって、

結果の黒字のほうが予想よりもいい結果に出たという、これはそうじゃないかなと私思っていますけれども、その辺の考えでいいのか、そこをちょっと手短にご意見お願いします

○鎌田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 委員おっしゃるとおり、今年度、87.64%と前年度に比較して1.93%上昇しています。こちらの現年度だけちょっとご説明差し上げますと、県内の速報なんですけれども、県内の半分以上の市町村が前年度を下回っている状況の中で、県平均の0.8%の2.4倍の伸びを示しまして、こちらのほうは県内では一番の高い伸びを示しております。

また、先ほど高い理由としましては、これまで取り組んできました収納率向上事業の成果があらわれていると。委員おっしゃったとおり、コンビニ収納を初めさまざまな取り組み、あと一番大きいのは積極的な納税相談、納税指導、滞納処分を進めた結果が大きな部分ではないかというふうに考えております。以上です。

○鎌田委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。そういうことで、いろんな対策があったと思って、いい表になったんだと思います。

同じ資料No.23の22ページには所得に占める割合ということで、5市町の比較が出ています。塩竈は結局26年度、19.8、ほかに比べれば高いと言われても、毎年毎年このように下がっているという表だと思って見ておりました。

それから、資料の21番にも国保関係の資料をつくっていただきまして、あります。こういうのは、最後の3ページの表を見ると宮城県内の全体的な保険事業のことがありますが、塩竈市のところは、結局毎年のごとくでございますけれども、医療費1人当たり全体でこの表で見ると35万9,000円、宮城県では一番医療費1人当たり使っているということの表です。そして、1人当たりの国保税の調定額、これは1人平均でございますので、モデルケースじゃなくて、そうすると、これが10万3,000円ということは、この塩竈市よりも高いところがあと4つの市があるということですから、使っている割には保険税の納付金額が特別高いわけではないという表なのかなと思って理解しておりますので、このなかなかいい26年度の、これは、国保会計はいい会計だと思いました。

あと、最後に1点だけ、もう時間ないので。資料いっぱいつくっていただきました中に決算資料その2の別冊ということで、土木課なり下水道課が発注した工事という工事契約台帳もつくっていただきました。これで1点だけお聞きします。19ページの下水関係だから、きょう特

別委員会で聞けるのかどうか。一般会計だよと言われるとあれなんですけれども、下水道事業だからいいのかな。19ページのところに、じゃ全体的な表でもいいんですけれども、下水のほうの、下のほうに点数というのがございまして、検査員点数5点、監督員点32点で合計37点という表ありました。ほかのところが大体75点ぐらいなんですけれども、ここの事業だけどういう、何か低いような点数なんですけれども、そういうことは事業内容には余り影響なかったのか、どういうことで点数がそうなのか、点数とはどういう意味なのか、その辺のところの説明だけ聞いて終わりにします。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 こちらの19ページの工事契約台帳の一番下、下段にあります検査点数、監督員点数、合計、こちらでございまして、ちょっとここの点数なんですけれども、合計点、委員おっしゃるとおりちょっと低過ぎるかなと。もしかすると、ちょっと大体65点、70点ぐらいが平均だと思うんですけれども、ほかのところ、例えば21ページ……、ちょっとこの部分は確認させていただきます。

○鎌田委員長 じゃ、次はいかがでしょうか。小高委員。

○小高委員 特別委員会、特別会計に係る審議の部分で質疑を行います日本共産党の小高 洋でございまして。

先ほど志子田委員のほうから全体的な総括の流れでいろいろ質問ございまして、その中で資料No.9におけます386、387ページ、藤倉二丁目地区被災市街地復興土地地区画整理事業に関する部分、あと同資料の396、397ページ、下水道事業、このあたりについて総括的な質問があったわけでありまして、私のほうから、このあたりもう少し掘り下げた部分で質問をさせていただきたいと思います。

それで、この地区を考えますと、大雨による浸水・冠水被害等が続く地域でありまして、これらの事業、あるいは平成27年度の補正予算のところでも説明ございました側溝整備の関係、こういった部分を地域で考えますと、関連する事業を一体的なものとしてある意味進める必要があるのではないかという中で、早期の完成が待たれる大変重要な事業であるというふうに私は認識をしております。

それで、初めに、資料No.9の386ページ、387ページ、藤倉二丁目地区の被災市街地復興土地地区画整理事業、新浜杉の下線道路事業、この事業の趣旨として震災による地盤沈下によって浸水・冠水等の続く道路・宅地のかさ上げを面的に整備すると。あわせて、高台までの避難道路

として新浜杉の下線の拡幅整備を一体的に実施して防災性の向上を図ると。安心の住環境を確保するとそのようにやるわけですけれども、事業費としては一般会計からおよそ6億ですか、特別会計から5億と、合計で10億を超えてくるような大変大きな事業でありまして、また事業としては長期にわたる事業なわけでありまして、住民の皆様からは大変大きな期待の声、こういったものがあるわけですが、その一方で長期にわたる事業であるがゆえにちょっと進捗がわかりにくいと、あるいは先が見えない、こういった不安の声があることもまた事実であります。そういった中で、長年住みなれた地域、あるいはご自宅から離れていただくこういった方々もおられますし、やはり進捗状況などをしっかりと住民の方々と共有をしながら見通しを持っていただいて、いわゆる信頼関係とでもいいでしょうか、そういったものもしっかりと構築をしながら事業を進めていくことも大変大事なことでないかと考えるわけでありまして、そこでまず初めにこの事業、内容、進捗、あるいは今後どうなっていくのかというところを先ほど本当に総括的な部分でお聞きされたわけですが、そのあたりを私自身、ちょっと整理をしてみたいと思いますので、下水道事業に係る部分は後ほどお伺いしますので、区画整理事業の関係からまずよろしくお願いをしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 小高委員にお答えいたします。

藤倉地区の区画整理の進捗状況ということで、今改めてお尋ねいただきました。住民の皆様からはなかなか進捗状況がわからないというお話をいただいているところで、私どものほうもこの386ページにございますように、下のほう、下段でございます。住民説明会の開催ということで、さまざまな機会を捉えまして住民の皆様にご説明しているという状況でございます。あと、区画整理事業でございますので、今大まかな進捗状況ということで、この区画整理事業の中には建物補償の方が28件ございます。26年度までで契約が実際お済みになった方が17件ございます。実際、建物の解体が終わった方が11件という状況でございます。27年度中にはほぼ全ての方が契約を終わるという今のところの見込みでございます。この辺を含めまして基盤整備等は順次解体終わったところから始めておりますので、年度内に早い方にはもうお引き渡しをしたいということで今鋭意工事を進めているという状況でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。



やはりなかなか複雑な経過をたどるといいますか、実際土地云々のところにかからないその周りに住んでいる方々から見ると、「本当に、これなかなか何をやっているかよくわからないんだよ」みたいとも言われたこともありまして、そういった点で私自身、今お聞きをして改めて整理をさせていただいたわけでありまして。

それで、続きまして、この藤倉地区に係る部分で関連するといえますか浸水被害の軽減という意味で、今度は下水道事業のほうについて聞いてみたいと思うんですが、資料No.9の396、397ページ。震災復興交付金事業の下水道事業、その中でも藤倉地区の区画整理内の下水道工事、あるいは藤倉2号雨水幹線の築造工事、雨水ポンプの電気設備工事、ここに係る部分でお聞きをしたいと思います。

前段お話しした事業同様に地盤沈下による浸水被害の続く同地域においては、雨水排水施設をしっかりと整備をして安心の住環境をつくっていくと、この事業なわけでありましてけれども、こちら他地域の地域を含め、地域といえますか全体で見ると、平成26年度会計では15億近い大きな事業でございます。そういった点を見まして、やはり同様に内容、進捗、あるいは今後の見通し、こういったところをご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 まず、藤倉二丁目地区の下水道事業ということでありますけれども、まずこちらのほうにつきましては、街路事業の新浜町杉の下線並びに土地区画整理事業とあわせまして、道路の下に雨水幹線を整備するというところでございます。口径が直径が1,200、1,100ミリから2,000ミリの丸いパイプのほうを730メートルほど埋設していくということでございます。こちらにつきましては、先ほど復興推進課のほうからご説明もありませんとおおり、区画整理の進捗でありますとか、用地買収等の進捗に合わせて整備をしているというような状況でございます。

続きまして、そちらのほうの最終的な集めた水をはくということでございますけれども、藤倉の雨水ポンプ場のほうを今現在増設の工事をしております。増設数につきましては、既存が平成20年度に一部供用開始をしておりまして、排水能力が毎分当たり7.3トン、こちらのほうが今回整備をしますと倍の14.6トンになるということになります。こちらのほうの増強したポンプによって今回整備しております藤倉地区の雨水のほうをこちらに入れ込みまして排水するというような計画で進めております。藤倉のポンプ場につきましては、今現在建築設備等は2回部分まででき上がりまして、地下部分、1階部分に対して機器、機器と申しますのはポンプ

場のポンプの設備関係ですね、そういったものを今搬入のほうを進めているというような状況でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ありがとうございます。

それで、この一連の事業がしっかりと完成した折といいますかそういった場合には、大雨や台風、こういったものに際したときでも浸水被害等が大いに軽減をされるのではないかと、あるいはなくなるのではないかと、私自身大きな期待をしていますわけでありまして、下水道事業の関連ではその目標とするところが10年に1回という発生する大雨、時間雨量でいうと52.2ミリを目標としているという中で、やはりそこを目指すためには膨大な費用、あるいは時間がかかってくるというふうな成果のほうでも述べられておまして、今回の復興交付金事業においては、平成23年のあの甚大な台風被害をもたらしたあの時間雨量44.5ミリに対応すべくございまして、安心の住環境の整備という点で一刻も早く完成をお願いしたいと思うわけでありまして、しかしながら、この事業の完成が待たれるさなかではありますが、残念ながら先日の大雨、9月11日、深夜、朝方にかけてエリアメール、こういったものも飛んでまいりました。避難勧告も出されまして、この大雨の折に私もそのエリアメールを受け、緊急防災無線も流れる中で、およそ朝の4時前ごろでしょうか、この地域の状況を見るために出かけたわけでありまして、やはり地域内の一部、住所でいうと大体藤倉一丁目3のあたりですかね、お花屋さんのあたりの前の道路がやはり冠水をしていたということがあったわけでありまして、そこで、そのときの状況を少しお話をさせていただきますと、簡易ポンプ1台でしたかね、町内会の方、対応に当たってございましたけれども、ちょっとまだ市では来ていないというようなことをおっしゃられまして、市役所のほうに急ぎまして、そこで市長、副市長を初め、防災課の皆様、お伝えしまして、既に巡回に出ているというようなことも聞きまして、現地ではポンプが増設されたということで浸水被害は食い止められた経緯がございまして、その節は本当にありがとうございました。私も大変ほっとしたわけでありまして、この際に現場におられた方、ちょうど暗くてどういった方かわからなかったんですが、あることを言われたわけでありまして。

どういった内容かといいますと、今回の一連のこの事業、雨水排水のこの対策、震災被害対策の事業の関連をどうも信用していないというようなことをおっしゃられまして、やはりなかなか進捗や予定が見えづらいそういった大きな事業であって、完成まではまだある程度時間が

かかってしまうという中で、いつまた大雨が降るか、その大雨に対しては本当に効果があるのかというあたりで、多少なりとも疑問が生じているような状況があるのかなというふうに思いました。そういった意味では、この事業完成というところまでまだしばらくかかるわけでして、このあたりの暫定的な雨水対策といえますか、こういったことに関してはどういったことをお考えなのだろうかというふうに思ひまして、そこをお聞きしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○鎌田委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 まず、9月11日の雨の対応というお話をいただきました。実は、台風が接近することは十分事前に承知をしているということで、もう当時既にご理解いただいているかと思ひますけれども、前のちょっと議会ですが、6月定例会におきまして藤倉2号雨水幹線のほうの契約関係のほう議決をお認めいただきまして業者さんも決まっているということで、事前にその業者さんのほうに可搬ポンプ、臨時のポンプの設置ということをもう連絡をしてございました。そういう意味もございまして、あそこの周辺のほうの浸水ということはたしかなかったというような報告を受けてございますし、あと先ほどちょっと職員のほうの話があった件については、我々はちょっと報告を受けてございませぬので、もともと事前に対応させていただいて特に一丁目地区の低いところの浸水対策の対応を図ってきたというまず経過がございませぬ。

それから、今2点目の、2点目といひませぬかお話を受けました事業の進捗とそれまでの対応ということになりますけれども、今回ちょっときょうは特別会計・企業会計ということになりますので、まず藤倉二丁目地区のほうの冠水のほうですと、仮設のほうの雨水排水のいろいろ暗渠的なものをまず入れているというような状況もございまして、工事の進捗によっていわゆる雨水幹線が整備されるまでの間、そういった雨水対策を今行っているという状況もございませぬ。一丁目地区につきましては、まだ用地買収、なかなか進んでいないということもございませぬので、なかなかそういう暗渠的なものが布設できないという環境にございませぬ。そういったところにつきましては、それぞれ個々のご事情に対応するというので、今先ほどお話がありましたようなご自宅のほうの対応でありますとか、個別の対応を今進めていると。いろいろ整備ができるまでの間、暫定の期間の対応ということもさせていただいているという状況にございませぬ。以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。やはり当時、当時といたしますか、あのときの状況を考えるに、大変緊迫したような状況でありまして、その中でその住民の方々の思いといたしますかそういったところが出たのかなというふうにも思ったわけでありましてけれども、やはりこの安心の住環境というものを整えていくためには、目先の点でどうするかという点、先ほどお答えいただきましたとおり、ぜひともこれはしっかりとやっていただきたいと強く求めるものでございます。

それで、次にですけれども、住民の方々とその事業の進捗や今後の予定の説明、あるいは事業の効果等を共有していくに当たって、386ページの部分、土地区画整理事業におきましては、勉強会あるいは工事説明会、こういったものが行われたということでありましたけれども、具体的に大体これいつどこでどういったお話をされたのかなというところと、今後もしまた進捗等を説明する機会などが予定されているのであれば、そのあたり少し具体的にお聞きをしてみたいと思うのですが、よろしくお願いをいたします。

○鎌田委員長 鈴木震災復興推進局次長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 小高委員にお答えいたします。

26年度、記載のとおり地元の方々といろいろやっております。26年度は区画整理の審議会のほうが主なお話でございましたので、工事の説明会につきましては1回という状況でございます。今年度に入りまして、8月だったと思いますけれども、地元の方々、この区画整理を含めまして今移転している方々もお集まりいただきまして、保健センターを会場にいたしまして、地元の方に進捗状況等ご説明をいたしました。よそに移っている方もほとんどお集まりをいただきましていろいろ話をいただきました。その中では、「やはり進捗状況が遅いんじゃないか」とかなかなかいろいろな厳しい意見も出されてございます。それに一つ一つ対応すべく、今担当のほうでいろいろまたさらに詳しい話を、その場ではなかなか確認とれなかったものもございまして、後ほど、後日、その方々とお会いいたしまして、現場等確認いたしまして、今皆様の声を聞きながら事業の進捗を進めるように取り組んでいるという状況でございます。

○鎌田委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 ちょっと補足という形になりますけれども、今復興事業の関係で地元の皆さんの工事の説明というのは実は少なくとも2回ほど行っております。一つは設計ができた段階で、今塩竈市ではこういう考えで工事のほうを進めていきたいというご説明が1点。それから、業者が決まって、工事業者が決まった後の工事の説明、ここでは主に安全対策

をどうしていくかとかそういったところのご説明ということで、できるだけ回数をふやして事業のご理解とそれから皆様のお声をいただくというような形で、工事は少なくとも2回ほど説明をするというふうに今我々のほうで取り組んでございます。そういった中でのご意見ということも確かにございまして、再度8月に行いました下水道工事のほうの關係の、藤倉の説明会におきましては、もう少し顔出ししてほしいというようなご意見もございました。その辺を我々も受けとめまして、今工事を盛んに、たくさん業者が入っているという状況もありますので、特に我々の局のほうの担当の監督員等が地元のほうの工事現場の確認をした際には、できるだけ地元の皆様にお会いしてお声をかけるというふうなそういった心遣い、気配りをするようなそういった対応を今進めさせていただいております。以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。本当にありがとうございます。やはりこういった事業では住民の方々ともしっかりした信頼関係というものが大事になってくるのだらうと思いますので、お聞きをいたしまして安心をしたところでございます。

それで、続きまして、同じ趣旨の質問となりますけれども、同資料の396、397ページ、今度は地域を変えまして下水道事業の越の浦ポンプ場、この土木建築の築造工事に係る部分であります。それで、先ほど述べました9月11日の大雨の際には、この災害、やはりいわゆるダブル踏切付近、青葉ヶ丘側のほうになるかと思うのですが、ちょうど消防団のあたりの丁字路の交差点のあたりが冠水をしていたと。踏切手前、杉の入方向に向かうところを右折してすぐのあたりでは、宅地の浸水被害も1件確認をされたというようなこともありまして、やはりあのあたりの地域も排水不良による被害があるというような地域であるわけでございますが、JR仙石線の線路等も走っておりまして、全体的な完成までまだ時間がかかるという中で、一刻も早い完成が待たれるところであります。

そういった意味で、これまでと同様にこの事業の内容、進捗、今後の部分、そういったものを改めてお聞きをしてみたいと思います。よろしくお願いします。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 越の浦関係でございますけれども、今回も契約案件としてご提案しておりました越の浦ポンプ場の電気設備、機械設備、こちらのほう、あとさらに今現在進めております越の浦ポンプ場の土木建築工事、こちらのほうが最終的には29年度の9月ごろということの完成予定ということになっております。完成しますと、今現在国道の脇のところに排水機

場あるんですけれども、あれで毎分1.2トンの排水能力ということになります。今回整備いたしますポンプ場が8.5トンになりますので、7倍ほどの能力になるということでございます。当然越の浦地区ですけれども、約110ヘクタールほどございます。あそこの地区の集まってきた水が全て今現在はため池に集まってくると。この1.2トンのポンプでかくと。当然、大雨が降りますとなかなかかき切れないということがございまして、どんどん調整池側のほうから地盤の低いところのほうに水がたまっていくというような状況でございます。まだまだ時間はかかりますけれども、このポンプ場のほうの整備のほうを鋭意進めてまいりたいと思います。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

それで、こちらのほうでその住民の方々からこういった将来に対する意見の部分だとか、不安の声だとか、そういったものというのは私のほうではお聞きをしていなかったんですが、そういった声などがあったのかどうか。あるいは、説明会と申しますかこういったもので共有を図ることがあるのかどうか、そのあたりについてはいかがでしょうか、お願いしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 今回の工事に当たりまして、住民の皆様にお知らせ等しましたけれども、説明会とかはしなかったんですけれども、お知らせ等を回したところではそういったところは出てこなかったと。ただ、国道45号のかさ上げ工事の計画に際して、地元の方々と説明会をそのとき開催し、下水道のほうもそこに参加をいたしました。そのときは、やはり一刻も早く完成をしてほしいというような要望がございました。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ありがとうございます。先日の大雨の際に、私自身、これら一連の事業として改めてしっかりと進めていただいて、一刻も早く完成させていただきたいということ強く思いまして質問をさせていただきました。それで、震災復興交付金事業の下水道事業においては、今回は地域を絞っての質問となりましたけれども、今回質問した地域以外のところでも雨水対策の重要性というのは同様でありますので、そのあたりは機会を見て今後再度お聞きをしてみたいと思います。

それで、最後になりますが、震災から4年と半年以上が過ぎたわけでありましてけれども、いまだ復興・復旧道半ばというところの中で、震災による地盤沈下を受けて大雨の被害に悩むと

こういった市民の方々がたくさんおられます。そういった中で、私からも、地域の方々、お話をする機会がありましたときには、これらの事業を関連づけながらしっかりとお伝えしてご理解いただかなくてはいけないなというふうに考えておりますけれども、私自身もそのあたり全力で取り組む決意ではありますが、ぜひとも市当局の皆様のご尽力、さらにさらさらお願いを申し上げまして、私からの質問とさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○鎌田委員長 次に行きたいと思っております。

土見委員。

○土見委員 つなぐ会の土見です。よろしくお願いたします。

私のほうからは、病院事業についてと、あとは先ほど志子田委員のほうからも質問があったんですけども、離島航路について、この2点についてお伺いをしていきたいと考えております。

まず、病院事業のほうについて、No.22の資料のほうで、ちょっと簡単な内容にはなるんですけども、ご質問させていただきたいなというふうに思っております。

まず初めに、ちょっと私の勉強不足が申しわけないところではあるのですが、この市立病院、公立病院として今後どのような役割を担っていくのか。ほかの大きな病院もございまして、あとは小さな個人の病院もたくさんございまして。それらとの差を明確にした上でどのような役割を担っていくべきなのかというところをひとつお聞かせ願いたいと思っております。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 では、私のほうからお答えいたします。

病院のこれからの役割ということでご質問いただきました。今、地域構想というか、医療ビジョンといいますか、2025年を見据えて高齢化社会が進んでいくということでございまして、それに備えて国のほうも病床をどう推移していくか、病床機能をどうしていくか、その役割をはっきりさせていかなきゃいけないとなっております。現在、一般病床には機能がはっきり分かれていなくて、急性期、それからあと回復期、慢性期とございまして、各病院がその役割をはっきりさせて2025年に対しての対応をしていかなきゃいけないと。そのためにいろいろ県のほうでも今度会議が開かれる予定になってございまして、2025年の受療状況、それからベッドの状況、そういうことについて各病院ともどのようにしていくか。私も、病院の役割としま

しては、今急性期から、それからあと今慢性期、在宅とやっております。それから、地域におきましては、地域包括ケア構想というのも出てきております。そういう中におきまして、病院としての役割は急性期のみならず、急性期終わった患者さん等を診ていく形。病院におきましては、地域包括ケア病棟といいますけれども、そういうものを私のところの病院はことしから立ち上げて動かしております。そういうことをやること。それからあと、在宅です。在宅機能を高めていく。国の方針でも入院から在宅という方向に今動いているところあります。そういうことで、我々も、入院期の終わった患者さんを包括に入れて、それから在宅に持って行って、在宅で診ていくという、そういう今後の流れとしては病院についてはそういうふうと考えておりますが、以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、急性から在宅まで幅広くという形ですね。という形で今後も取り組んでいきたいということだったと思います。

ちょっとこの後、私のほうで1つ疑問というかお聞きしたいなということがあったんですけども、資料No.は22の9ページです。その中に、職員数という欄がございます。初めて私ここで事務員が12名程度しかいないということに、しっかり絞られた経営をされているんだなということを感じたんですけども、その下のところに職員1人1日あたりの患者数というのがございます。ここに平成26年度で1.6人ということが書いてあるんですけども、普段病院の、もちろん機能によっても変わるとは思うんですが、大体この数値としてはどのくらいが適正、どれくらい以上が適正なものとなるのか、お教え願いたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 私のほうからお答えさせていただきます。

まずは病院の職員数ですが、大きく一番はやっぱり看護師の数が人数的には多いかと思えます。それぞれの病院の機能によりまして適正な看護師の数というのが決まっております。一概に病院の適正な運営をするために、例えば市立病院は10対1の看護基準ということで看護師のほう配置してございますので、それらの数による入院・外来の患者数の比率ですので、一概にこの数字が適正かどうかというのはなかなか申し上げにくいところでございます。ただ、やはり入院・外来の患者数が減ってまいりますればこの数字も当然下がってくるというような状況になっているかと思われます。

○鎌田委員長 土見委員。



○土見委員 ありがとうございます。私のほうとしては、病院のほうに関してはここまでにさせていただきます。と思っております。

続きましては、離島航路のほうについて、資料No.9の222、223ページについてをお伺いしたいと考えております。

まず初めに、この資料の中でウイークエンド特別便の話が載っております。市政の施策の結果として、「26年度も継続して運航することで通勤・通学者の利便性が向上した」というふうに締めくくってあるのですけれども、実際にこのウイークエンド特別便を運用することによって、具体的にはどの便の方々がここにシフトしたのか、もしくはその乗船された利用者の方々に対してアンケートなどがもとられているのであれば、どのような意見があったかについてお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは、ウイークエンド便のお尋ねがございましたので、ご答弁申し上げたいと思います。ウイークエンド特別便につきましては、これは平成25年度の下半期、10月から取り組んでいる、私ども「超遅便」と呼んでおるんですけれども、毎週金曜日、従来の船の最終便、浦戸への下り便が18時塩竈発なんですけれども、これよりもさらに遅い19時30分、この船を浦戸まで出しているという状況になります。趣旨としましては、島から本土に通学している高校生が6時最終だと部活もできないんじゃないかというご要望もあったことから運航したものでございまして、26年度につきましては、全49回の運航で458名と相なりまして、1便当たりで割りますと9.3人ぐらいになります。25年度の実績が大体1便当たり15人ぐらいでしたので、26年度についてはちょっと人数が少なくなったと考えてございますし、基本的には島どまりの便になりますので、従来6時に乗っていたお客様が1便遅い19時30分のほうにお乗りになっていると。したがって、逆に18時便の船、こちらのほうはちょっとお客様は少なくなっているということが見て取れるわけでございます。

あと、アンケート調査等、細かい調査は把握していませんけれども、島の方々にはほぼ好評というふうに考えてございますし、子供さん以外にも、例えば家族で週末本土側で食事をしたり、島のお母さんたちが女子会と称して飲み会なんかも行っているということですので、一つコミュニティーを高めるような役割も担っているのかなというふうに評価しているところでございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。先ほど課長のほうからもお言葉があったように、この一番最終の便というのは、主に通学・通勤の方々の利便性というのを考えると非常に重要な便だというふうに考えております。この浦戸、資料はちょっと変わるんですけども、健全化計画の中にもありますように、この10年間で人口が半分になってしまうという見通しが立っております。そこから考えても、定住化ということを考えて、やはり遅い便というのはどうしても外せないのかなというふうに考えております。先ほど18時の便のほうから19時半にシフトしたという話があって、島の方々としてはおおむね好評だったというお話をいただきましたが、島の方々としては便が単純にふえればどんどんそれだけ評価としては高くはなるとは思うんですけども、やはり経営のことを考えると、ふえた分はどこかしらを絞らなきゃいけないというところがあると思いますので、18時を切って19時なのかどうかはちょっとまだわかりませんが、今後もぜひ続けていっていただきたいというふうに考えているのですが、このウイークエンド特別便、これを普通の平日ずっと続ける定期便にする場合というのはコストとしてはどれくらいかかるものなのでしょうか、お聞かせ願います。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 これを通年運航した場合にどのぐらいのコスト増になるのかというお尋ねだと思います。基本通年の我がほうの運航体制を基準として、26年度に運航しましたこの49回の運航にかかわる総経費というのが、簡単に言いますと燃料代とか、あとあるいは職員の時間外程度になりますが、これが大体30万円前後というふうになりますから、1便当たり増便するには1万円まではかからないという形になりますが、これを毎日やるとなるとそれなりの経費がかかるということには相なると思います。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ウイークエンド便だけだと30万円程度ということでありました。ぜひ普通の定期便として拡張していただくことをお願いしたいなというふうに思っております。

続きましてなんですけれども、先ほどこの経営健全化計画のほうの中で人口が半分になるという話があったのですけれども、この実際数値としては半分なんですけれども、多分人口の構成比率としては大分大きく変わってしまうんじゃないかと。要するに若い方々のほうからどんどんいなくなってしまうんじゃないかと私は懸念をしているところでございます。10年たちますと、今小学校例えば1、2年の子供でも、もう高校に入って、部活とかもやりたいならば外

に出ていってしまう可能性とかも高いので、このウイークエンド便の定期化というのは、計画の中では29年度からダイヤの見直しというものを考えているそうなんですけれども、ぜひもっと早目からのご検討をお願いしたいと思うんですけれども、その点に関してはいかがかどうかお伺いしたいなと思います。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは、非常に難しいお尋ねではございますが、お答えさせていただきます。

まず、前段ございました浦戸の今後の人口の見込みという形になるんですけれども、今大体約400人ぐらい、これは住民基本台帳上の人口でございまして、区長さん方にお話を聞きますと、多分それよりは少ないだろうと。私どもも多分350人ぐらいが実際お住まいになっている人数じゃないかなんていうふうに思っています。中身を見ますと、高齢化率が大体60%で、70歳以上の方が約半分なんです。ですから、今後10年、コーホート法などによって分析した結果半分ぐらいにはなるということなんです、基本的には多分社会減というよりも人口減が主な原因になるのではないかと考えてございます。

委員お尋ねのありました若い世代、今浦戸の小中学校、特認校という形で約40名ぐらいのお子様、児童生徒が通ってございますが、島内から通っている子供がたしか5名だったのではないかなと思いますので、いわゆる社会減による人口減よりも、やはり自然減が多いのではないかなというふうに考えてございます。その中で、ウイークエンド便を、我がほうの計画としましては、ダイヤそのものをまず抜本的に見直しして、その中で時間延長の運航を図りたいというふうに考えておるんです。そのタイミングをできれば、現在の船舶の老朽化に伴って新造船をするという考え方になりますので、新しい船につくりかえるタイミングと合わせて平成30年ぐらいにそういったダイヤの見直しを考えていきたいというように考えているのでございますけれども、そのほかそれを待たずとしてでも増便することにつきましても、現在行っていますウイークエンド便の反響等ももうちょっと詳しく精査した上で検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

じゃ、もう一つ、同じ質問にはなってしまうんですけれども、ぜひ市長のほうからもご意見をいただきたいなと思ひまして、市長にもご質問させていただきたいと思うんですけれども、

よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ご案内のとおり、特別会計については独立した会計であります。その会計の中で収支が整うというのが会計の基本になるかと思っています。ただし、今申し上げましたような浦戸の航路につきましては、島内でお暮らしいたします方々がもしこういった交通手段がなくなるとしたら住み続けることができないということになるわけでありますので、我々はさまざまな取り組みをさせていただいてきたところであります。大変恐縮ではありますが、例えば便数を一定程度減らさせていただくというような取り組みもさせていただいたことは事実であります。ただ、何としてもこの航路を守っていきたいというのが基本であります。

先ほどウイークエンド便についていろいろご質問いただきました。このことにつきましても、議会の皆様方から島民も市内の方々と同じような生活を享受できるように、やはりもっと遅い便をふやすべきではないかというようなご提言をいただきました。それらを受けまして、今7時半という時間帯でウイークエンド便、わずか1週間に1回ではありますが、社会実験的な形でやらせていただいております。ただ、大変残念なんです、当初は十五、六名、あるいは20名の方々がという時期もございました。ただし、今現在は残念ながら1桁の利用率であります。我々、一方では市民の方々の税を活用させていただいておりますので、やはり税をどのような形で活用していくかというときに、今申し上げました七、八人の利用ということになったときに、費用対効果から考えてはどうかというようなご質問も当然あるかと思っています。そういったものになぜこういった便を継続するかということについては明確にお答えする義務があると思っておりますので、今後引き続き浦戸交通事業についてどのような形で運航を継続していくかということについては、その都度議会の皆様方にもご相談をさせていただきながら、何よりも島民の方々が、例え人数がどうなりましても島に暮らし続けていただけますような環境を必ず守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 突然むちゃぶりにもかかわらずご回答いただきましてありがとうございます。

この最終便というものは、やはり経済的なところの効率というものもう少し差しおいてでも残していただきたい。ぜひともしっかり守っていただきたいものであると私は考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、資料、同じく離島航路についてなんですけれども、資料№.8の195、196、197ページというところの収支の歳入支出の部分に関して少しだけ質問させていただきたいというふうに思っております。

こちらの収支、歳入歳出の部分を見ますと、まず事業収入というのは8,389万6,000円というふうになっていると。そのとき歳入の合計としましては2億2,814万6,000円ということで、大体事業収入の占める割合が36%程度と。そのほかを国庫支出金と一般財源からの繰り入れという形で補っているという歳入の状況になっています。

一方、次のページをめくりまして事業費のほうを見せていただきますと、事業費としては2億1,644万6,000円、そのうちにかかる総務管理費の中の人件費に該当する部分として大体15億何がしの額があるのではないかと……、違う違う、済みません、間違いました。ごめんなさい。1億5,000万程度というところが人件、報酬、給料、手当等、人件費という部分に係る部分になるのかなというふうに考えております。この枠というのは全事業費の中の大体70%程度を占めるものというふうになっています。

このことを念頭に置いた上で、資料ナンバーちょっと書いていなくて申しわけないんですけども、塩竈市交通事業会計のほうの資料の中の経営健全化計画の中の81ページ、重点施策の事業実施スケジュールのほうを見せていただきますと、実際に今後どうやって経営というのをやっていくかというところを考えた場合において、もちろん当然のことではあるんですけども、利用者の増加というのをどんどん狙っていくための施策を打っていきますよということが書いてございます。しかしながら、なかなか現状の事業収入というのを見ると、たとえ倍になったとしても、全体に占める割合というのが7割に行くか行かないかというところであって、もちろん倍にするというのはそれなりに物すごい大変なことだとは思いますが、なかなか利用者の数をふやしていくという方向だけではちょっと難しいのかなというふうに考えております。その中で、同じくスケジュールの中の4番目ですかね、クロスダイヤの廃止や小型化、そして船員の適正化というところが、こちらは逆に経費の削減というところでうたっていっちゃるところだというふうに考えているのですが、確かに人件費、非常に大きな割合を占めています。ここを削減できるとすれば、それは大きな効果というふうになるんですけども、非常に聞きづらい質問ではあるのですが、今後人員の適正化として新しい採用はどんどん控えていくという形が一つあると思うんですけども、大体この10年間考えていく中で、どれくらい的人员まで減らしていくおつもりかというところをお教え願いたいと思います。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは、私からご質問にご回答申し上げたいと思います。

土見委員ご指摘のように、我が交通事業会計の歳出の内容を見ますと、人件費の割合というのが68%、会計全体の70%になってございまして、支出のほとんどを占めているという内容でございまして。この原因についてなんですけれども、まず我がほうのいわゆる運航スタッフ、船舶職員になりますけれども、経年ずっと新規採用していないというのもございまして、今平均年齢が50歳を過ぎているという形がございまして、ここ近年は人件費が高どまりを見せているというんですかね、という傾向にございまして。つまり一般会計等に比べますと、退職採用という新陳代謝が図られていないということになります。これが人件費を押し上げる原因となつてございまして。それを踏まえまして、今回の健全化計画の中に、土見委員ご指摘ありましたように、例えばクロスダイヤを解消して便数をもうちょっと合理的に変えていこうとか、あとあるいは大きな船をちょっとコンパクトな船に変えて、乗船乗務員数を少し減じていこうと。あと、さらに職員の採用面については、基本的に今後10年間については新規採用はしないという形で考えてございまして。と申しますのは、年金の改革がございまして、今地方公務員、定年齢過ぎて年金の受給年まで再雇用するというシステムがございまして、基本的にはその再雇用になるというのを前提として10年間の運航を組み立てているという形になります。その再雇用に移りますと、大体人件費的に正職員の6割くらいまで水準が下がるようになりますので、それで一定程度人件費の圧縮も見ていこうという考え方になります。現在の70%という割合を今後10年後ぐらいにはそこから大体30%ぐらい落とせるんじゃないかということで、会計全体としては50%を切るぐらいの水準まで下げることにはできないのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。10年後として50%ぐらいまでということで、しっかりと考えて計画されているんだなということをお伺いいたしまして、本当にありがとうございます。

そうですね、ここで私の質問というのは大体終わらせていただきたいなというふうには考えているのですが、この浦戸諸島、最後にちょっと1つだけ言わせていただきたいというか、もちろん皆さんもご存じのことではあるんですけれども、浦戸諸島、今先ほど400人、もしくは350人程度という、本土、ここら辺の住宅でいえばマンション1つ、2つという程度の人口しか今生活はしていない地域になります。なので、市民全体というところから考えれば、もうご

くごく少数派というところにはなるんですけれども、ただ、この浦戸諸島というところは、この400人という規模では考えられないほどのやっぱりポテンシャルというのを持っているというふうには考えております。それはもちろん観光の面でもそうですし、あとはこの市民の憩いの場というところでも、もちろんそういう機能は果たしていける場所だと私は信じています。そのためには浦戸諸島、一旦人口がどんどん減少してしまい、言い方としては非常に悪いんですけれども、廃墟のような状態になってしまえば、その魅力というのももちろんなくなってしまうということがあるので、何としても浦戸の人口の減少というのは食いとめていただきたい。そのためには、10年をかけてというのはとてもちょっと私としては非常に遅いのではないかとこのところは危惧しているところでもありますので、もちろん計画として立てられた部分あるんですけれども、なるべく前倒し、前倒しで進めていただければというふうには考えております。

以上で私の質問のほうを終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○鎌田委員長 次に移る前に先ほどの志子田委員の質疑に対する答弁について、下水道課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。どうぞ。

○佐藤建設部下水道課長 先ほど志子田委員のほうからご質問がありました平成26年度に土木課及び下水道課が発注した工事、こちらの資料の中の契約台帳19ページの点数のところでございますけれども、工事のほうの成績調書、原本のほうをちょっと確認いたしました、5点ではなくて35点の入力間違いということでしたので、さらに合計点数のほうは67点というふうになります。以上です。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 工事契約台帳の管理担当課としまして財政課からも一言おわび申し上げます。単純な入力間違いでございました。台帳、貴重な重要なデータベースでございます。数字の間違いは決して許されないものであるというふうな認識でございます。改めましておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○鎌田委員長 では、次に移ります。志賀委員。

○志賀委員 私のほうからも、交通事業のことでちょっと質問させていただきます。

まず、土見委員、それから志子田委員のほうからも基本的な質問が出ておまして、事業収入が約8,400万で、国、県、市からの補助で1億4,000万という額で市営汽船を維持していると

いうことであります。

ちょっとお伺いしたいんですが、この市営汽船というのはやっぱり開業以来ずっと赤字だったんですか。黒字に転換したことはないんですか。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それではお答えします。

我がほうの市営汽船事業なんですが、昨年ちょうど70周年の事業を迎えました……（「簡単でいいの」の声あり）失礼しました。私の知り得る範囲では、黒字に転じたということは知り得てございません。多分赤字だと思います。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 時間がないので、聞かれたことに単刀直入に答えてもらっていいですから、余計なこと要りませんので。よろしくをお願いします。

それと、浦戸振興課の目指す業務目的というのはどういふことがありますか。簡単にひとつお願いします。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 市営汽船の運航を通して島の皆さんの生活を支えて豊かな暮らしを提供する、そして評価を得るといふのが究極の目的だと認識してございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます、端的に。究極の目的ですね。

そこで、島の人口がここまで減ってきた最大の原因といふのは何だと課長はお考えですか。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 課長はどう考えるのかという質問ですのであくまでも私見にはなってしまうかと思えますけれども、やはり抜本的に本土地区よりも例えば交通の便が不便だったり、あるいは就職先がなかったりといったような一般的な理由から島を離れたのではないかなというふうに考えてございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 交通の便が悪いということが私は一番かなと思っているんです、ずっと。そして、交通の便が悪いといふのは何を言っているのかといふと、結局浦戸から出る最終便が6時で終わっていたと、そこが最大のネックですね。私はそう認識しているんですけれども、課長はどうですか。



○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 私、昨年度から課長担当してございますが、議員ご指摘のとおり、できますればここまで人口が減少する前にこういった措置を講じていればよかったなというふうに私は個人的には考えてございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 まさしくそのとおりですね。私はもう20年、もっと前から思っていました。それで、残念ながら、この20年以上も前から何もこういったことに対して対策がとれずに、私の弟が議員やっていたころも、私はここで弟にかみついたことがあります。だけれども、「民営化するといつやめられるかわかんないからや」というところのできない理由を私の弟も言っていました。だけれども、それ言ったら一步も進まないわけですよ。極端なことを言いますと、民営化したらあしたからでも最終便、延長できるんですよ。なぜ私こういうことを言うかということ、私は前々から遊覧船会社の方々と、いろいろ意見交換していました。議員になる前から。彼らがいわくは、「今の補助金の半額我々で補助金もらったら、十分8時半までの運航できますよ」と、いとも簡単に言いました。で、「何が、じゃ、どこがどうなるの」と聞いたら、「いや、我々人件費半分で済むから」という答え。だから、市長、笑っている場合じゃないですよ。本当なんですよ。そこが笑っているからその先進まないんですよ。それで口では「浦戸の島民のため、島民のため」と言っても、それやらなかったら何も進まないですよ。10年間の計画出ましたと。だけれども、土見委員が言ったように、10年後、半分になるよと。そういう結果も出ていますよと。半分でとどまればいいんですよ。とどまらなくて10年後にどうなるかやっぱりわからないわけですよ。そうしたら、一刻も早くそういうできる体制をとるべきだと私は思います。それで、この交通の報告書、計画書の中からちょっと質問させていただきます。

13ページにまとめとして、「今後、安全・安心かつ持続的な島での暮らしをいかにして支えるかはますます重要な課題になると見込まれます」と。見込まれるんじゃないですよ。課題になっているんですよ。今さらこんなことを言っているのはおかしいですよ。 「浦戸諸島の将来推計人口を試算したところ、10年後には現在の半数程度までなる」と。ただし、その4段下には「さらなる誘客増加に向けた取り組みに力を入れながら」と、この20年以上にわたり、もっと前からですよ、こういう誘客ができなかったのに、市営汽船でその誘客ができるんでしょうか。可能性はどうでしょうか、課長、お答えください。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 誘客についてのお話ですけれども、まず基本的に私ども市営汽船単体で考えると難しいと思います。浦戸のいわゆる観光客の皆様によくおいでいただくというのは、これはあくまでも総合行政的な考え方になりますので、各方面の関係セクション一丸となって取り組むということが必要だと思ってございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃ、今まで総合的に関係者一丸となって取り組んできたの、こなかったんですか。きていた結果が今でしょう。その場限りの詭弁はやめましょうよ。もっとう、これから本気になってどうするんだということを議論していかないと、また5年、10年、20年過ぎて、浦戸に人がいなくなっちゃいますよ。そこですよ、問題点は。その場限りのそういった詭弁を使ってやっても、実際問題、私はこの問題解決できないと思います。

そこで、今度同じ資料の30ページの一番下に、下の2行目、「現時点では以上の方式が考えられるが、そもそも運航業務を引き受ける民間会社がいなければ民間委託は成立しない」と書いてあります。それで、「そこで民間会社に対して下記のとおり聞き取り調査を実施し、受託可能性を検討した」と。それで、先日、課長からヒアリングの内容について資料いただきました。だけれども、なぜ私がもらったかという、この資料をもらって、この資料の書いてある報告の中身が、私が先ほど言いましたように、市内のこういった運航している会社の方々の考え方と全く相反する答えがここに書いてあったので、これをもらった翌日に実際A社の方にお話をお聞きに上がりました。そうしたところ、「いや、最初から市営汽船ありきで設問されているから、我々がどうできる、こうできると答えようがないんです」という答えでした、残念ながら。それで、この設問を見ると、確かに答えようがないですよ。例えば、経営状況について、これは汽船会社の経営状況なんだろうけれども、これはいいですよ。用船契約について。頭から用船契約なんですよ。それで、繁忙期は余裕がないと。だから受けられないという話。結局こういうことを引き出しているだけのことで、だったらどうやったら引き受けられるんですかという観点が全くないですよ、このヒアリングに。このヒアリングをもとに専門の委員の方がこういった報告書をまとめたんでしょうけれども、欠陥ヒアリングでまとめたら欠陥の報告書しか出てこないですよ。別に私が欠陥と言っているだけで、全て欠陥だと言っているわけじゃないですよ。ただ、そういう一つの事例をつかまえて言っているだけじゃないですからね。だから、そういう点のヒアリングが全くなされていない。それで、私は松島のほうにも聞きに行きました。それで、その経営者の方も同じことをおっしゃっていました。

それと、「それで補助金もらったらどうなるんですか」と言ったら、「いやそれだったら、それは7,000万もらったらできるよ」と。十分というお話です、両社とも。それと、「我々に任せてもらえれば、当然島に対する誘客の施策もいろいろ考えてやりますよ」と。「それはもう営業収入上げなきゃいけないんだから、それは市営汽船じゃできないでしょう」と。それと、こういうことも言っていました。「どっちみち市が船つくるんだから、船つくったやつを我々に貸与してもらえればいいんですよ」と。「それで、それを運航していけばいいじゃないですか」と。「浦戸汽船の維持できるんじゃないですか」と。

市営であろうが、民営であろうが、市が船を持っているということになれば、例えば民間の会社がだめになっても船はある。あとは運航する人間を探せばいいわけですから、運航はできるわけですよ。民間会社できょうまでやっていてあしたから急にやめるという話ではないですから。それと、塩竈市内に3社あった会社が今1社だけ頑張っただけでやっぺらと。その1社でも、じゃ万が一ということを考えた場合の万が一、じゃ課長はその汽船会社の経営内容を確認しましたか、お聞きします。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 経営の状況までは把握してございません。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、経営内容も何も確認していない。そういう中で、もしつぶれたらと言う。確かにそれは民間ですから、あります。ないとは言えません。ただ、この会社も、もう50年以上にわたって経営を続けてきている。観光客がゼロ、まあ減らない限り潰れることは私はないと思います。となると、浦戸の方がいなくなるのが早いのか、民間の観光汽船会社が潰れるのが早いのか、それ考えたら、答えは出てきますよね。ということは、浦戸の方が、今住んでいる方々が元気なうちは会社は潰れないですよ。それと、塩竈の会社が潰れても、万が一潰れた場合は松島の方はそうならば我々引き受けますよという話もされてきました。だから、このところはもうちょっとこの報告の中身をもう一回再検討していただくべきじゃないかなと。900万円かけてやった結果が残念ながらこれなんですよ。

そして、一番このページの45ページから50ページまでかな、いろんなシナリオが書いてあります。それで、一番補助金が少ないので一番後ろの50ページで、ここで9,200万、補助金が。さっき言ったように、民間にすれば黙って7,000万まで減りますよという簡単な答えがあるわけですよ。それで、この中にはその営業収入だ何だと、いろいろいじくり回しているけれども、

これもただでっち上げた、でっち上げると言ったら悪いけれども、ただの数字ですよ、予想の。確定も何もない。この10年間、この例えば10年後に、この数字が到達できなかったと。誰が責任とるんですかと。責任の所在も何もないんですよ、この報告書には。結果、できませんでしたと終わっちゃうんですよ。だけれども、浦戸の住民の方はそれでは済まないわけですよ。私はそのところうんと心配するんです。なぜかといえば、やっぱり子供が小学校のころ、うちの町内会の子供たちと浦戸の一小、二小の子供さんたちと野球とドッジボールの毎年交流試合あったんです。そこでその島の子供さんたちの生活を見てきて、これは絶対そのときに橋は必要だよなど。それから、学校のほうに、中学、高校に通うにしても、これは時間帯無理だよなど。課長、先ほど週末便で7時半までやりましたと。部活に間に合うようにと。だけれども、課長、金曜日だけですか、部活やるの、中学、高校は。月曜日から金曜日までやっているんですよ。だから、そういうふうな詭弁使っちゃいけないのよ、説明のときに。だから、そういうところをやっぱり赤裸々に議論していかないと、この問題の真相というのは出てこないと思いますよ。

それと、この冊子で62ページ、ここに島民の方の懇談会の結果が出ています。これは振興推進協議会の役員さんたちが言われて、それでこのコメントを出していると。結構強烈なコメントありますよね。だけれども、私からしたら、例えば4つ目のかな、「民間業者が現在の運航体制を維持できるはずもないので、民間委託だけはやめてもらいたい」と。「サービス水準が低下し、最悪撤退するだけだろう」と。誰がわかるんですか。経営内容も何もわからない人が。可能性はあるかもしれないけれども、できるはずもないと言い切れる問題なのかどうか。むしろこういうサービス業というのは、民営化したほうがサービスが上がるんですよ。質の向上が上がるわけですよ。官でやっているるとサービス低下しているんです。だから、そういうもう偏ったコメントが堂々と主な意見として出てきている。さらに、このメンバーの方、拝見すると、いわゆる息子さんが市営汽船に勤めている方もいらっしゃいます。そうすると、それは利害関係者ですから、そういう方の意見というのは、本当に公正な意見なのかということにも、突き詰めて考えていくとそういうことも懸念されます。ですから、そういうことのやっばりないようにやっていかなきゃいけないだろうし、それとアンケート結果、アンケートの内容についてもちょっと私質問したいことあるんです。

例えば348名の方に対して回答が220名だったと。まずは世帯の状況、市営汽船の利用状況、自宅からの移動手段、利用頻度、利用目的、乗船券の種類、港から目的地への移動手段、よく

利用するダイヤと。それで、あとは大ざっぱに意見、要望、自由回答というようなアンケートでしたね。だから、私から見ると、このアンケートの項目にやっぱり最終便の時間への要望というのが欠けていると思うんです。ここが一番大事なところですよ。さらに、我々の会派のほうで議員提案で可決した浦戸架橋、これについても、もう騒いでいるわけですから、ちょこっとくらい、寒風沢と宮戸の間の橋の架橋について、反対ですか、賛成ですかぐらいのことを、せっかくなんだからつけ足してもらってもよかったんじゃないかなと思うんですが、課長、いかがですか。

○鎌田委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 今回のアンケート調査については、あくまでも市営汽船の利用に関するアンケートですので、架橋の問題とは別問題であると担当としては考えてございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 課長、さっき言ったよね、浦戸振興課の目的。島民の生活の究極の目的、そこでしょう。別問題じゃなくて、別にそこアンケートだけすればいいじゃないですか、ここに載っけなくても。判断できることでしょう。だから別の理由でアンケートとった結果でしたと我々に報告してもらえればいいわけでしょう。なぜそれができないんですかと。結局そういうふうな物事の考え方だからそういうのができない。民間では、本当会社にいたら務まらないですよ。もうちょっといろいろ考えていかないと。役所だから務まっているだけのことでね。まあこういうコメントが前面に押し出されて一つの最初からこの問題については方向づけがされているという私は非常に感じがしてなりません。ですから、そこ、先ほども言いましたとおり、やっぱりもう一回再検討の余地があるんじゃないかなと。これでもうこの報告書でこの市営汽船の経営健全化計画は終わりなんではないでしょうか。それともまだそういった再検討の余地はあるんでしょうか。市長、お答えください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今志賀委員から塩竈市交通事業会計経営健全化計画について、るるご質問いただきました。私もこれ全てのページに目を通しました。ご参加いただきました委員の方々がさまざまな角度から検証されまして、今の市営汽船の問題・課題を適切に浮き彫りにしていただいたものと思っております。

対応策については、後段のほうでまとめさせていただいておるところでありますので、こういったことを今からどういった形で進めていくべきかということについては、今後行政として

しっかりと対応していきたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、この本が最終結論ではないよということで受け取ってよろしいわけでしょうか。市長、お答えください。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今申し上げましたとおり、この健全化計画につきましては、本市として取りまとめをさせていただいたものを議員の皆様方にもご説明をさせていただいたところであります。この結果をもとに、その内容が果たして塩竈市としてしっかり実施をしていけるかどうか。また、それ以外の方策がどういった形だったらとれるかということは今から検討させていただくものと思っております。基本はあくまでもこのとおりであります。ただ、この中で提言がされております方策をどのような形で今の運営の中に組み込めるかといったようなことを中心に検討させていただくものと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 あたかも簡単にもっと言っていたけると助かるんですが、何か私頭悪いんで理解できないんですね。ただ、問題は、要はこれが終わりではなくて、そのほかの例えばこれをたたき台にしてほかの結論も場合によってはあるよと、それともないよというのか、要するに見直しもあるのかないのかだけをお聞きしたいです。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 多額の費用をかけてまとめさせていただきました内容であります。なおかつ今申し上げましたようにさまざまな角度から委員の方々にご検討いただいております。あくまでも我々はこの健全化計画を基本にさせていただきたいと思っております。ただし、健全化計画の中でも、基本は、例えば今直営でやった場合はこれこれこういうことをやっていかなければならない。繁忙期には……（「見直しは」の声あり）ですから、このとおりやらせていただきたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、このとおりにやるということですね、じゃ。そういう理解ですね。だって、さっき言ったようにもともとのヒアリングが間違っているんですから、やっぱりやり直さなきゃいけないと思いますよ、私は。その間違ったヒアリングのもとに専門家の人が判断しているわけですから、もともと絶たなきゃだめじゃないですか、直さないで、

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ヒアリングが間違っているというお話であります、私どものほうといたしましては、この委員会を通して各社のほうにヒアリングをさせていただいているところであります。具体的にどこがどう間違っているかということをご説明いただければ、担当のほうでまたその内容についてお答えはさせていただきたいと思えます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ヒアリングしたのは委員会じゃないですよ。課長とコンサル会社の担当者ですよ。そのヒアリングの書いた原稿をもとに委員会では審査しているわけですよ。そういうふうになっているんですから、ご本人が。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 健全化計画策定の過程でそういったヒアリングをやりましょうということについては、委員会としての決定事項ではないですかということをお話をさせていただいております。例えばここにおります12名の委員の皆様方が各社にお邪魔をしてヒアリングをするということではなくて、代表者の方が会社をご訪問させていただき、趣旨をご説明させていただいた上にヒアリングをさせていただいたものと私は認識をいたしております。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そこのところの市長と私の考え方が違う。論点が違っているんですね。私の論点は、ヒアリングした当人、本当のヒアリングの内容が偏ったヒアリングでありますよと。その結果、一つの方向づけでこれが行われているからおかしいでしょうと。それをもとに委員の方が判定しているから、結果としてこの報告書が合っているのかどうかももう一回検証したらどうですかとお話ししているんですよ。それが絶対できないと言うんですか。「900万かけた、かけました」と今おっしゃいました。私は反対しましたよ。2億2,000万の事業で、何で1,000万もコンサルに払わなきゃいけないのと。立派ですよ、表紙は確かに。中身がちよっとお粗末ですよ、残念なことに。それで、さっき言ったように、民間の人と話し合いをすればそういう答えが出てくるわけですよ。なぜそれがダメなのか。島の人が言っているからダメだとか。じゃ、島の人、今言っている人たちがあと何年存命でいられるのかと。その先どうするんだと、自分たちがいなくなった後の島を。そこを考えたら、いかに早くそういった交通の便をよくするかということが、そこに傾注していかなくちゃいけないんじゃないでしょうかね。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 委員、先ほど申しあげました意見は、島の方々からこういうご意見があったということをご紹介させていただいているだけでありますよ。それを一つの項目を捉えて、こんなことと言っているんじゃないのかというのは、それは島の方々の意見を冒瀆することになりませんか。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 私の回答とは全然違うことを言っていますよ、市長は。私だったら1つそういう事例をとって言っているだけの話であって、これ一方的に決まったことの発言をこういうところにまことしやかに上げることを考えたらどうだったんですかと。それと、誰が言っていることだかわかりません。利害関係者は、こういう場合はちゃんと入れないで、そういう公平な発言を求めて、公平なノートにやったらいいんじゃないですかと言っているだけです。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私が申しあげておりますのは、委員会の中でこういったご意見があったということについては、この報告書の中で触れさせていただきました。決してそのことだけを参考にこういった経営方針でまいりますということを決めたわけではなくて、先ほど来、再三申しあげておりますとおり、私どもの職員、あるいはこの協議を受託したコンサルタントのほうで会社のほうにお邪魔をさせていただき、設問に基づいていろいろご回答をお願いをしたという経過をご報告をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ですから、私は、この件に関しては公開ヒアリングを求めたいと思います。それで、その場でやっぱり委員の方と我々議会と、それから関係者の汽船会社の方という形で、そういうところをきちっと、やっぱり話し合いをして、それで将来的にというか、すぐ一番いい環境が何なのかということをやっぱり議論すべきだと私は思います。私はですよ。市長はやっぱり絶対そういうことをやりたくない。それとも、そういうその公開ヒアリングとかと言っているのに対していかがお考えですか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私ども、例えば交通事業経営健全化計画に限らず、さまざまな計画の策定に取り組みさせていただいております。したがって、そういった中に、でき得る限りそのような業務に関係ある方々を委員としてご参加をいただいているということでもあります。今回も、例えば東北旅客船協会様でありますとか、例えば浦戸振興会、これが利害関係者と言われればそ



れまでであります。あるいは漁業協同組合、小中学校の校長を初め、さまざまな分野の方々にご議論をいただきながらこの計画書をまとめてまいったという経過であります。したがって、一定程度利用者の方々、あるいはそのような業務に関係するの方々のご意見等についてはお伺いをしながら、この経営健全化計画をまとめさせていただいたものと考えているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃ、さまざまな議論した議論の議事録を課長、全部出してください。お願いします。

○鎌田委員長 では、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時51分 休憩

---

午後1時00分 再開

○西村副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 それでは、午前に引き続きまして質問をさせていただきます。

特別会計決算でございます。資料No.6の37ページ、これは総括ですけれども、特別会計、歳入歳出、差額が3億6,955万9,139円の黒字で決算をされております。そしてまた、各特別会計別に見ましても、黒字で決算ということで、実質歳入歳出は同額で決算されている部分もございますが、本当に努力の跡が見える思いをいたしております。

それでは、この中で、細やかなところで質問をさせていただきます。

それでは、資料No.9、117ページのところをお開きをいただきたいと思います。

公共下水道事業の雨水事業についてお尋ねをしたいと思っております。この中に補助事業といたしまして宅内貯留の設置工事というのが入っております。本体工事といたしましては900万、プラスその下にございます、一番下にあります25-補というところで、宅内貯留施設設置工事、155万7,000円、合わせて1,055万7,000円という数字が出ております。これは、平成25年度の繰

り越しという形になっておりますけれども、26年度には予算としては出ていないような気がするんですが、25年度の工事を繰り越してやったということのように受けとめてよろしいのでしょうか。

○西村副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 はい、そうでございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。それで、これを見ますと、1件当たりは大体これ4件の工事ということで出ているかと思うんですけれども、そうすると263万9,000円、1件当たりです。それで、設置状況、あるいは今後の設置の見通しはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○西村副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 宅内貯留施設でございますけれども、平成26年度は記載のとおり4件ということで、貯留用が60.4トンほどを確保してございます。震災以降、若干整備の件数のほうはやはりどうしても落ちてきていると。震災前までは、年間30件とかそのぐらい、40件とかもありましたけれども、工事を進めてきました。26年度まででいきますと累計で728件になります。貯留用が6,600トンほどということになってございます。

今後の進め方でございますけれども、まずは件数は少ないんですけれども、このような形で復旧・復興の間は進めていくというような状況で考えております。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

実は、やっぱり宅内貯留したいとおっしゃられる方が実は私も耳にいたしまして、大体年間、このぐらいの件数ということは、ある程度幅というのはあるんでしょうか、お尋ねをいたします。

○西村副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 宅内貯留施設でございますけれども、今現在実施しておりますのは、補助事業で事業費が900万ほどということになっております。そちらのほうを年間設計もし、工事もしということで、大体4件とか5件とかぐらいしかなかなか整備ができないというような状況でございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

大きな下水道事業、さまざまに雨水対策やっておりますので、そういったことで解消もできるかと思えますけれども、また高台においてはやはり宅内貯留も、本当に小さい水量であっても、そこで一旦とめていくということは大変なやっぱり大事な部分かと思えますので、この事業としてはしっかりとやっていただければというふうをお願いを申し上げます。

次に、資料No.9のページ、394ページから395ページになります。

公共下水道災害復旧事業であります。これは、北浜の地区かというふうにも思えますけれども、ここに補助金を戻す措置を認めたというようなことで、27年度、新たな事業費を要望するといったことが現況と課題の中に入っているようでございますが、これ27年度以降の事業費の見通しについてはいかながなもので、予算的な面と両方お聞かせくださいませ。

○西村副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 下水道事業、この災害復旧事業につきましては、北浜の地区の災害復旧事業ということで、今回の不用額等にもあるんですけれども、一旦補助金のほうを国・県のほうにお返しをして改めて交付をしていただくという制度を使いまして、今回一部でございますけれども、27年度分の補正としての1億5,000万円ほど提案させていただいております。こちらにつきましては、事業費が北浜公園の下に調整池をつくるという計画でございまして、さらにそちらのところに水を集めてくる管渠等を整備いたします。今現在は旧大型商業施設裏のほうの水路のほうにあの水が流れていっているんですけれども、どうしても地盤沈下をしてうまく水が流れていかないということで、一度調整池のほうへ水をためて、その後ゆっくり流すというふうなところでございます。当然海が近いものですから自然流下というのも検討したんですけれども、やはりどうしても、今現在もそうですけれども、北浜沢乙線がああいった冠水状況になってしまうということで、同じようにやはり海とそのままつなげてしまいますと海の水がまた入ってくるという状況もございまして、北浜公園に調整池をつくるということでございます。こちらのほうの事業規模でございますけれども、約40億円ほどということでございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

雨水対策、本当に長年塩竈市が大変な思いで取り組んできているところですが、やはり大潮などの状況になってやっぱり海の潮位が非常に上がったときは、幾らポンプでかき出しても、

自然的にそれは無理だという、逆に非常に無理な部分がありまして、やはり一時ためるという、中の島もそうですけれども、私も議会でそういった意見も申し上げましたけれども、一時ためて、そして水位が下がったときにポンプでかき出すというのが一番効率的な部分ではよろしいのかというふうに思いました。

それともう一つは、多賀城市で実はボックスカルバートを入れまして、ある程度の水が入ったところで枝線に流していくというようなそういったこともちょっと聞きまして、議会で一度お話したことがあります。私の住んでいるところは非常に実は冠水しているんです。大雨が降ると必ず上がります、何十年。でも、地域の方たちは何も言わないで、土のうをちょっといただいて、それで皆さん何かおとなしくて、私たちも夜見に行くんですけども、こいで歩くんです、実は。スーパーマーケットが全部海になっちゃうんです、あそこ駐車場が。昔あそこはアシが生えていまして、貯水池というよりも本当に袖野田のため池みたいな感じのところを結局整地してつくったものですから、なかなか玉川から来ます、袖野田から来ます、駅前から来ます、それから今は伝上山のほうもとても住宅地になってしましまして、ちょうどあそこがたまる位置なんですね。水量がすごくやっぱり上がってきます。ちょっと水路を直していただいたんですけども、なかなかそれが留ヶ谷のほうの多賀城のほうが詰まってしましますと上がってきてしまうという現状がありました。ただ、1日たてば引くということで、地域の皆さん何とか上まで上がらなかったわというお話で、私は早速に土のうをいただいて、皆さんのところに土のうをちょっといただいて配布したりしているんですが、多賀城さんのほうでそのように雨水対策を留ヶ谷からずっとしていただいたおかげで今たまらなくなりました。この間の大雨も大丈夫でした、おかげさまで。ですから、やはりそういったさまざまな手法も大事なのかなど。枝線にやっぱり取り込んでいくことによって水が分散されて流れていくということもありますので、やはりそういったことも組み合わせながらこの雨水対策も考えていけたらいいなというふうに思いますので、ぜひどうぞよろしくお願ひしたいと思います。本当に北浜地区、なかなかあそこは常に低いところですし、冠水しますので、ぜひこの工事、頑張っただけであればというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料No.8の、恐れ入ります、ページ254、下水道事業の特別会計のところでも総務費というところ。この中に右端をずっと委託料というところで見ただきまして、下水道使用料徴収委託料、6,098万9,373円という数字が出ております。これの内訳をちょっと教えていただきたいと思ひます。

○西村副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 こちらのほうの委託なんですけれども、水道部のほうに徴収事務のほうを委託していて水道部のお支払いをしているということでございます。そちらのほうの1件当たりの単価が220円ということで、徴収事務、当然徴収するには人件費、あと機械代もかかりますので、そういったものもあわせて、水道部と取り決めをしまして、220円ということでしております。件数ですけれども、こちらのほう、割り返しとなるんですけれども、ちょっと済みません、後ほどこれは。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 そうすると、これは水道事業会計のほうに入っていく金額ということになりますか、負担金として。

○西村副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 はい、そうです。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 それでは、資料No.13、ページ、17ページです。ここに一番下です。その他営業収益というところに下水道負担金として6,363万9,620円というような数字が入っておりますけれども、そうしますとここに来ているというふうに考えてよろしいですか。

○西村副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 水道部のことでございますので、私のほうからご答弁させていただきます。今下水道課のほうでお話ししていただいた内容プラス、我々多賀城の一部、給水区域になっておりますので、多賀城市の分、それから浦戸に関しましては漁集排、そういった集落排水の負担金というところを一緒に合わせた額がこの数字になるということでございます。以上でございます。

○西村副委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

水道事業につきましては、今年度一部大きく使っていらっしゃる、大量に使っていらっしゃる方たちという減免措置もしていただきました。大変ありがたかったと思います。地場産業でありますさまざまな職種の方たちがこの水道料が値下げされたということで助かっているのではというふうに思います。まず、水道事業は、人口減、さまざまな面でいろいろ使用料につきましては厳しい面があるかと思えます。そしてまた老朽化しておりますので、布設がえとい

った大きな事業も出てまいりますので、なかなかこれから先が非常に水道事業、厳しいかというふうに思いますが、まず一番大切なのは地場産業であります。そういった地域経済を盛り上げていくということが水道を使っていただけの部分かと思っておりますので、ぜひ地域経済を活性化させるために私たちもこの決算を見ながら将来的な展望として考えてまいりたいというふうに思います。

ありがとうございました。以上でございます。

○西村副委員長 次、小野幸男委員。

○小野委員 それじゃ、私のほうからも特別会計について質問させていただきます。

主に資料No.9の中から、若干資料No.8も使わせていただいて質問させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

初めに、資料No.9の63ページ、国保健康づくり事業ということで、この中で、施策の実績の中に脳ドック助成ということで、26年度から新規で始まった事業でありますけれども、この部分で受診者という点では167名と書かれてはいますが、この対象者と、またその対象者の中で受診されない方の理由などを把握してあるのであれば、この点をお聞きしたいと思えます。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ご質問にお答えいたします。

資料No.9の63ページにあります脳ドック助成事業、これは今ご指摘いただきましたとおり、平成26年度から新たに検診事業として追加させていただいた事業項目でございます。

対象となる方々についてでございますけれども、人間ドックと同様でございます。塩竈市国民健康保険に加入されていらっしゃる40歳から5歳刻み、40、45、50、55、60歳の方々を対象として実施をさせていただきました。

対象人数といたしましては、846名に対しまして受診者結果としては167名という結果に落ちているところでございます。この事業につきまして、脳ドックは市内の病院、医療関係6機関で実施をさせていただいた経緯があります。

なお、その受診をしない理由というものでございますけれども、脳ドックに限ったものにつきましてはアンケートは実施はしてはなかったんですけれども、類似の情報で特定健診関係で受診しなかった理由というのがございますので簡単にご紹介させていただきますと、まず個人的に受けていたというのが約3割程度、それと勤め先でもう既に受けていたという方が1割程

度、あとそもそも病気関係、通院していたのでということで受けないという方が3割程度、あと妊娠そのほか時間がなかったということが残りの割合ということになっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。結構会社と個人で受ける方もいるんだなというところで思いました。

それで、今のところ40歳から5歳刻みで60歳までということで今答弁ございましたけれども、これ多賀城とかによりますと、やっぱり65歳とか70歳というようなそういったこともございますけれども、本市におきまして、この部分、今65、70歳といっても、まだまだ働いていけるというかそういった状況もある点から、この点、対象年齢の拡大等に関しましてお考えがあればお聞きをしておきたいと思えます。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 脳ドック事業関係の対象年齢の拡大についての質問についてお答えさせていただきます。

この事業につきましては、ご指摘いただきましたとおり、昨年度、26年度から実施している事業でございます。今年度初めてこういった結果が出ているという経緯がございます。なお、現年度、平成27年度におきましても、今実施継続中でございますが、受診率も現段階でも向上しているような状況がございます。このような状況を踏まえまして、本市で持ち出すこの助成費用、それと対象年齢が何になるかというのは統計情報から得られることがありますので、この費用と対象人数、それと受診率の向上の度合いを含めましてなお検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ぜひお願いをしたいと思います。

この脳ドックを受けますと、脳の問題だけではなくて関連するところの悪い部分がちょっと見えるというそういった状況もありますので、ただ単に脳だけという部分ではなくてやっぱりそれに関連している部分も悪いところは発見されるというような点もあるとお聞きしておりますので、こういったところをまたさらなる対象者の拡大等も検討して進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、次に行かせていただきます。

続きまして、ページ数、同じ資料の74ページから79ページまでの間で国民健康保険事業とい

うことで書かれてございます。その中で、78ページに9番には医療費の適正化対策ということで、2番のジェネリック、あとは(5)番のレセプト縦覧点検ということでも書かれてはおりますけれども、ただ私ちょっと新聞等を見ていましたら、国民医療費の部分で国のほうで初の40兆円超えというようなところが目に入りました。それで、そういったところを読んでいきますと、医療機関に支払われた医療費の部分が確定値ということでの部分、あとは1人当たりどれくらいなのかとかそういったところも書かれておまして、あとは医療費、65歳以上と65歳未満の点もありましたし、その中には疾病別とかそういう関係のももありました。そして、また国民医療費を財源別、保険料とまたは国民の方が負担した金額とさまざま書かれておりましたけれども、この点、全部本市に合わせてみてということは難しいと思いますけれども、この医療機関に支払われた医療費、わかる範囲でいいんですけれども、そういった推移と、増加傾向にはあるとは思いますが、そういった増加の要因というのは高齢化の、それだけの要因であるのか、それとも別な点もあるのか、そういったところ、今言った国で出している情報の中でも本市で答えられるようなそういった状況などもわかりましたらお話を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 塩竈市国民健康保険の加入者関係の医療費の伸び関係等について、手元にある資料でお答えのほう、させていただきます。

まず、医療費の伸びでございます。同じく資料9番の77ページの下段に6の年度別保険給付費の推移というのがございます。こちらのほうが塩竈市医療関係の保険給付費の推移でございます。増減額にしますと件数は減っておりますが、一般は増加、退職は減っております。ただ、この数字につきましては、26年度、ちょっと特殊な要因がございまして、一部負担金免除というものが再開しております。一部負担金免除が再開されるということは、窓口負担が全くなるといふことで、より医療機関にかかることの敷居が低くなるということがございます。こういった経緯があるというのもありましたので、金額ベースはふえております。

また、さらにですけれども、これは一般論でございますが、年齢を重ねるごとに医療費がかかる傾向はご指摘ありましたとおり確かにございます。こういった傾向も本市ではあるかといふふうには捉えております。

なお、この伸びのほうですけれども、先ほどジェネリックというのもございましたが、医療給付費自体は伸びておりますけれども、医薬品関係での圧縮等につきましても、私どもの事業



としてはそれも一つのよい要因ではないかというふうに考えて事業実施をしておりますので、よろしく願いいたします。以上となります。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それじゃ、今医薬品の部分でジェネリックということ、課長のほうからも若干ちょっと触れておりましたけれども、このジェネリックと、あと各国とのレセプトという点で、これ同診療とかいろんな状況、下を見るとあると思いますけれども、こういったところは本市の場合どういった状況になっているのかお聞きをしたいと思います。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ジェネリック医薬品の状況とレセプト点検の状況について順を追って説明いたします。

まず、ジェネリックのほうからご説明のほういたします。

ただいま本市のほうではジェネリックのことにつきましてですけれども、使用する医薬品を必ずジェネリックにしてくださいというふうに強制はもちろんできないんでございますけれども、今述べましたとおり、ジェネリック医薬品の利用促進が保険給付の抑制につながるというふうに考えておりますことから、先発医薬品と効能が同じいわゆるジェネリック医薬品の利用をした場合の差額通知というものを平成24年度から実施のほうをさせていただいております。24年度は、対象者の方に年2回通知しておりましたが、25年度以降、26年度までございますけれども、2カ月に一遍通知をしております。具体的には、圧着はがきで使われた医薬品に対して、この医薬品に対してこういうジェネリックがありますと。このジェネリック医薬品を使った場合には何百円お支払いする額が少なくなりますというような通知のことですけれども、こういった通知の事業のほうを実施しております。こういった本市のほうで実施しております事業の結果でございますけれども、ジェネリックの使用割合、全国平均は26年度につきましては56.4%に対しまして本市のジェネリックの使用割合ですけれども、全国平均に対して4.6ポイント高い61%という高水準で推移しております。このジェネリック医薬品の使用による塩竈市国保事業の軽減効果、いわゆるどれだけ圧縮されたかという額ですけれども、約1億6,000万円ほどということになります。これは、ただ、全部のジェネリックの場合の計算でございますけれども、先ほどのとおり全国平均を上回った分だけどれだけ差額があるかというふうに計算しますと、発送のはがきとか、あるいはその電算費用、それを差し引いたとしても、おおよそ1年間当たり1,000万円程度の医療費の軽減効果をもたらされているのではないかというふう

に想定しております。

それと、質問の2番目にございましたレセプト点検に関する効果額についてのご質問でございます。

本市国保事業につきましてのレセプト点検の専門の非常勤職員のほうを2名、さらに事務的補助につきましても複数名の非常勤職員のほうを雇用しております。この結果でございますけれども、26年度につきましては、手元の資料では総額で約275万円余りの医療給付の抑制といえますか点検による効果があったというふうに捉えております。

私のほうからは以上となります。よろしく願いいたします。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

それで、これにちょっと関連するかどうかかわからないんですけども、資料No.8のほうで、211ページの8款でしょうか、共同事業交付金ということがありまして、また支出のほうの227ページには、7款ですか、共同事業拠出金とかいうようなこういうのが書かれていますけれども、この共同事業交付金は収入支出のこのバランスというのはどうなっているのか、その点を、バランスの部分だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今ご質問のありました共同事業拠出金、交付金の関係についてご説明のほうをさせていただきます。

まず高額医療費共同事業拠出金といいますのは、80万円以上の医療費に対しての塩竈市に対する医療費額ということになります。一方、次のページの230ページの保険財政共同安定化事業拠出金というの、1件当たり30万円の医療費を対象とした拠出金ということになります。これを宮城県内の保険者、いわゆる市町村になりますけれども、市町村がこれらの拠出金を持ち寄って交付の財源としております。

交付につきましては、いわゆる歳入のほうに入ることになります。歳入のほうの212ページのご指摘ありました8款のところに入ってまいります。宮城県内でこういった集約して交付しますので、県内平均どおりの対象医療費ということでいえば、納付した額と交付される額は同額ということになります。ただし、先ほど申し上げましたとおり、1件当たり30万円以上の医療費、もしくは80万円以上の高額医療費が宮城県内の他の保険者より高い場合には交付される額が多いということになります。対象の方が少なければその逆ということになりますけれども、

今年度のこの共同事業の収支につきましては、今の収支状況を踏まえて説明いたしますと、高額医療費共同事業交付金のほうは896万円余りの交付超過、さらに共同安定化事業交付金につきましては、6,318万円余りの交付超過、合計しますと共同事業交付金の交付超過は7,200万円余りの交付超過ということになっております。ただ、こちらにつきましては、平成26年度決算時における交付超過ということになりますけれども、この超過分は翌々年度から2年にわたって納付金に分割して上乗せされて納付するということになります。いわゆる一見歳入超過のように見えるんですけれども、複数年、この場合ですと2年にわたって平準化をして、より歳入と歳出のでこぼこをなくすというのが制度の趣旨になっております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。この共同事業交付金というのはどのようになっているのかということで、いろんな方とお話した結果、ちょっとわからなかったものですから、ちょっとお聞きをしてみました。医療費の高額というか、かかってきている部分があるのかなということで、わかりました。大変勉強になりました。ありがとうございます。では、ここはこれで終了したいと思います。

続きまして、資料No.9の90ページでありますけれども、地域支援事業ということで、任意事業ということでございますけれども、事業内容の中にシルバーハウジング生活援助ということで、緊急通報システム作動状況ということで書かれておりまして、25年度は28件ですかね、あと26年度が7件ということなんですけど、この作動というのはどういった状況があるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

この緊急通報システムは、シルバーハウジングは特殊な装置でございます。水道とかガス、電気、そういった使用に基づいて、ずっとつけっ放しだったら通報されるということでございまして、例えば水道をとめないとか、あとは換気扇を回さずにガスコンロを使っていて感知器が働いたとかそういったときに通報されるということで、大日向なんですけれども、そこに生活相談員の方が月曜日から金曜日までいらっしゃいます。そういった見守りの中でその緊急通報ということでございまして……、そういったところです。済みません。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

それで、これはシルバーハウジング、大日向ということで、一般的には緊急通報システム機器の設置ということで行っているんだとは思いますが、これとこのハウジングの設置というのはどこか違うわけでしょうか、その点お聞きをいたします。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 その違いについてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、通常なら普通の緊急通報システムであれば日常生活するところに感知器をつけたり、あとはベッドのところにペンダントをつけたり、そういった装置でもって、あとそのほかには電話装置がございます。電話を押すとすぐに警備会社のほうでどういった状況ですかということでの問い合わせがあります。それが一般的なところなんですけれども、シルバーハウジングについては、通報されるとそういった光熱水費の関係で通報されます。日常だと生活相談員の方がどうしましたかということで問い合わせできるんですけれども、どうしても土曜日とか日曜日だったら警備会社のほうに行って、警備会社からどういった、どうしましたかということでの若干の違いがございます。以上でございます。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。若干の違いということでありまして、それでこれなんですけれども、今話した緊急通報システム機器の設置になると、今はひとり暮らしの高齢者ということと説明を見ると思いがちなんですけれども、これは今ひとり暮らしでなくても、高齢者世帯でもとにかくどちらかが倒れたらどうなのかとか、いろんな部分でやっぱり市民の高齢者世帯の方は悩んでいらっしゃる場所があるみたいなんですけれども、こういった点、ひとり暮らしだけじゃなくて高齢者世帯にも設置というところで、これは対象者の緩和というのはできないものなのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 設置の緩和というお話いただきました。基本的にはひとり暮らし高齢者ということなんですけれども、時代とともに老老介護とかが現実的でございます。ベッドで例えば奥様のほうがそういった寝たきり状態だと。旦那様はちょっとやっぱり弱いといった状況もありますので、その辺は状況を加味して設置するかどうかご家族と相談したり、あとは当然多分要介護受けている方だと思うので、そちらのほうと連携して、そこで設置が必要なのかどうか、実態調査を行ってまいりたいと思っております。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。要介護ということでありましたけれども、今そういったところだけでもないので、要支援ですか、支援状態でも介護度にかかわらず、やっぱり介護度が厳しいので、判定が、だから見るからには厳しいなという点もございますので、その点もちょっと気にしながら、今後この辺も検討していただいて、対象者になる方の思いに立って、その辺も緩和できればいいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

それでは、次に行かせていただきます。

同じ資料の92ページなんですけれども、これは地域支援事業、包括的支援事業ということでございます。それで、93ページのほうに現況と課題ということで、1番に、最後のほうに相談体制の機能充実が求められるということが書いてありますけれども、私も市内回らせていただきまして高齢者の方に出会う機会も多いんですけれども、そういった中で、私を感じる部分では、まだそういった高齢者の人の悩み解決のためのこういった支援というのは行き届いていないのではないか、または周知徹底がなされていないのではないかとこの点、充実に関して本当に高齢者の方、こういった窓口、そしてまた相談がしっかりと伝わるようなそういった体制の充実について、今後の推進についてお考えをお聞きしておきたいと思えます。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 今回決算委員会ということでの資料でした。平成27年度から地域包括支援センターをこれまでの3カ所から5カ所にしまして、身近な相談窓口の拡大を行ったところであります。平成27年度からは自宅で長く生活していただくために地域での生活支援体制づくりが必要なことと、あと認知症の対応も必要、加わってくるということで、先ほど委員おっしゃられましたように、本来はセンターというところは地域に出向いて相談を受けるといいますので、その辺の高齢者がなかなか足を運びづらいということもあると思えますので、そういったところは電話とか、こちらからも周知とかPRとか努めますので、そういったところ、気軽に相談できるような体制をそのセンター並びに、あと広報等を通じて利用しやすいですよということでの市のほうからPRをしていきたいと思っております。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。今も課長のほうからあったように、地域包括支援センターも5カ所

に拡大になって、各地域、西部、東部等、各地域に1つはあるということにもなってきていますので、この辺、やっぱりさらなる充実・拡大という点ではしっかりとやっていただかないと、この拡大した意味というかそういったところがなくなってくると思いますので、その点の充実に関しても、さらなる充実を目指して取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、次に行かせていただきます。

同じ資料の次の94ページなんですけれども、介護支援ボランティア活動事業ということで、これも新しく26年度から行っている事業でありますけれども、施策の実績の中にもボランティアの登録状況と協力介護施設のその状況等、書かれていますけれども、こういったところを本市で今後どういうふうに見られているのか、そういったところをお聞きしておきたいと思えます。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 長寿社会課長 ボランティア活動の拡大ということでもあります。平成26年度は、ここに61名ということで記載させていただいていますけれども、今現在、8月の半ばだと思えますけれども、今106名の登録がされてございます。徐々に浸透していつているのかなと思っております。なお、ボランティアを行う場合は、自主活動ですので、そのボランティア活動に自分の合っているそういった施設に行き出向いて活動しているわけですが、やはり好き嫌いというか、ここの施設はいいですよという、ここの施設はちょっとというところもあると思いますので、その辺は自主的なところで、やはり施設の、ホームに対してはちょっと偏りが生じているのかなと思っております。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

それで、今の施設、介護施設、障がい者施設等、私もちょっとお話をする機会もあるわけですが、やっぱり施設側にするとボランティアが今必要なんだというお話をされます。それで、今学校といっても、介護関係によりますと学校の生徒ももう少なくなっているの、昔みたいな、私がやっていた10年、20年ぐらい前の介護の状況と、20年ぐらい前だとそういった研修とかそういった感じで大学生も専門学校とか来ている数は大変多かった状況もあるんですけれども、今はもう学校に生徒自体が何か少なくなっているという状況があつて、そのボランティアが本当に介護施設であれ、障がい者施設であれ、必要なんだということ言われ

ました。それで、今回65歳以上、このボランティアのほうなんですけれども、これを40歳からとかそういう対象年齢、できないものかということで、取り組んでいる自治体あるんですけれども、そういったところはこれは介護保険がかかわっている施策ですけれども、一般の財源を使ってやって進めているのか、それともこの介護保険を使って進める何か方法があるのか、その辺、本市はどういうふうに捉えていて、本市ではどの方向でやっていくと思うのか、その点をお聞きしたいと思います。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 介護支援ボランティアのことなんですけれども、基本的にこちらは介護保険事業の特別会計の中でやっている事業でございます。それで65歳以上ということで実施しているんですけれども、ほかの自治体では一般会計のほうで自分たちというか市のほうの予算で行っているという状況なんですけれども、今のところまだまだ介護保険の事業の担当としては、特別会計で65歳以上ということでご理解いただければと思います。

○西村副委員長 小野委員。

○小野委員 この点は検討していただきたいと思います。さらに現況と課題の中に「今後在宅重視になることから、在宅高齢者に身近な支援が必要になる」ということで、この地域、そして在宅という点でどういうふうにお考えになっているのか、この点をお聞きいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 やはり高齢者が増加するというので、在宅重視で今後進めていかざるを得ないと思ってございます。この介護支援ボランティアなんですけれども、今回はここで特別会計なんですけれども、そのほかにこういった介護支援ボランティアじゃなくて介護活動ボランティア、そういったところもありますので、そちらのこういったボランティア、ポイントじゃなくて、そのボランティアのほうで業務委託、市から補助金等を受け取ってそういった活動をするのも今後出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

○西村副委員長 山本 進委員。

○山本委員 風の会の山本でございます。

前段、小野委員と重複する部分がございますけれども、極力それを避けてご質問させていただきますので、誠意あるご回答をお願いいたします。

まず、特別会計、資料No.9のページ、85ページ、介護保険事業でございます。今回、私はい

るんな地域を回らせていただく中で、市内の高齢化率も30%を超えるというまさに高齢化というよりも高齢社会に突入したわけでありますが、そういう関係で、どうもこれから私たちはどうなるのかなという非常に将来に対する不安、あるいは実際、今々深刻な問題として考えていらっしゃる方が非常に多かったと。定住促進を図るための一つの大きなテーマというのが私はこの介護問題ではないかなというように考えています。つまり誰でもがいつでもどこでも介護を受けられると。それが共助なのか、公助なのか別にして、とにかく介護をされるのだろうか。それに対してやっぱりきちんとしたメッセージ、安心していただけるような施策というのはやはり今全国の地方自治体は求められているのではないかなというふうに考えるわけであります。くしくも消費税8%に上がったことによりまして、いわゆる社会保障と税の一体改革というのが国の大きな施策としてなっけてきておりますが、残念ながら、いわゆる介護に関する負担は重く、サービスは少なくというのが実態ではないでしょうかと私は考えるわけです。

この間、2025年問題、まさにこれは実は私団塊の世代でありまして、私たちが10年後、75歳になったときに日本は大変な問題だなということで、いわゆる2025年問題というふうに位置づけているわけでありまして。極めて何か我々団塊の世代が、戦後産めよふやせよの時代の中でも、貧しい中でも必死に生きてきた我々が、そろそろこれからゆっくりしようかなというときに、いや、あなた方がいるから2025年問題、国家存亡の危機だと、いわば批判したときは残念ですね、はっきり言って。だから、そういう意味において、やっぱり今の段階からきちんとした制度をつくっていく必要があると。

では、昨年は地域医療介護総合確保法ができて、いよいよこの4月からいわゆる第6期の介護保険事業計画がスタートしたわけですが、残念ながらそれを見ますと、先ほど冒頭私が申し上げましたように、負担は重く、サービスは低くと。これまで介護保険事業の対象になりましたいわゆる要支援1、あるいは要支援2等につきましても、これは全て介護事業から外されて、いわゆる地域の総合事業という中に組み入れられてしまったということでありまして、非常に大きく変わりつつあります。まず、この国が今どんどん変えているその介護保険事業に対して、塩竈市としてどのような基本的な理念で取り組んでいくのか。いや、これは国が決めたから、自治体はそれにただ従うだけですかというのか。いや、そうじゃないと。そうだったにしても、やはり塩竈らしい介護保険事業というものをこれは地域包括支援センターを通じてやっていくんだという気持ちがあるのかどうか、そいつをまず冒頭お尋ねします。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。



○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

介護保険の基本理念としては、高齢者の尊厳の保持、または介護予防とかやっていたかための自立支援というのが介護保険の基本理念としてあるわけなんですけれども、それに基づいて平成12年から今日までそういったことで要支援になった方についても、ぜひ介護予防、要介護の方についても介護予防ということで、退院されると最初は症状的には重いんですけれども、そういった方々が地域で暮らすことによりまして介護予防に、いきなり要介護5から要介護1とかそういった方もいらっしゃるんですけれども、そういった方々、ぜひとにかく健康になっていただければという状況でございまして、理念と申しますか基本的にはとにかく健康になっていただきたいというのが、市民の方には特に健康になっていただきたいというのが私が考えている内容でございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 健康になっていただきたいというのは誰でも願うことでありますけれども、願いだけではなくて、誰も好き好んで健康を害する方いないわけで、万が一健康を害した場合について、新しい地域包括支援制度の中で今までのような介護事業が継続できますかということ聞きたい、まずは。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

今回、地域包括ケアシステムということで、先ほどの団塊の世代、2025年問題というお話されたんですけれども、私どもとしては、ちょっと済みません……。介護保険はまちづくりが主だと。実際問題として、介護だけに限らず、やっぱり地域での支えがなくちゃいけないというところで、今回国では地域包括ケアシステムの構築を目指してということでございまして、私どもは、着実に事業を行っていくということでございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 大分苦しいご答弁ですけれども、結局最終的にはまちづくりに帰着するわけでありまして、ただ現実の問題として、先ほど私が話しましたように、例えば介護保険施設、具体的に言えば特別養護老人ホームに入所したいという方につきましては、これは介護度3からしか対象にならないとなってますよね。ですから、この資料No.9の85ページにもありますように、二市三町での待機者が2月1日現在で2,737名、これ重複していますので実数はちょっと把握できかねますけれども、塩竈市の場合に現在待機されている方は何名いらっしゃいま

すか。重複もしても構いませんけれども、延べで。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 そのページ86ページの米印のところには在宅での待機されている方、こちら要介護3以上の方なんですけれども、男性22名、女性43名、合計65名が現在3月末で待機中だということでございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 私も介護経験者の一人でありますけれども、これは大変な問題なんです。口では在宅、在宅、言いますけれども、夜昼ないわけですから、本当に、もちろん介護されている方もそれはつらいでしょう。だけれども、介護する側も大変です。安倍政権は今度は介護離職者ゼロと言っていますけれども、これはかなり現実離れた実態はわからないあれなのかなと思いますけれども、それだけ大変なわけです。ですから、塩竈市の場合、幸い地域の健康推進員さんとか、これは他市町に先んじて、たしか制度化されたすばらしい施策と思いますし、そういったような地域での健康増進というものをより積極的に図りながら、まずは先ほど課長が言うように健康な体を維持するような施策をしていく必要があるのなかというように考えていますし、結局国は各市町村で見なさいよということですよ。そして、民間の介護施設は、不採算部分はしませんからね。不採算はしない。つまり、24時間ずっと預かるということは極力しないようにしますから。だって介護報酬下げられているんだもの。ただ、人件費は若干上がっていますよ。でも、足りないんだ。だから、離職率は非常に大きくなっているわけです。そして、社会福祉法人でも、いわゆる内部留保とって将来の施設の維持管理のために積んでおる基金から取り崩して人件費に充てているんです。それは恐らく全国の社会福祉法人、同じ共通の悩みだと思います。だから、新規参入、あるいは市内にも結構あるでしょうけれども、そんなに1日、特別養護老人ホーム的な施設というのはこれから新規参入しないと思います。で、また、現在やっているところは大変苦勞されていると思います、多分。そういったこともございますので、今後、施設から地域へ、そして地域から在宅へという流れは出てくると思います。施設だのケアというのはそうそう期待できないのかなというように考えております。

そういう中で、市立病院におきましても、いわゆる高度急性期、急性期、それから回復期、慢性期、4つに分けて、現在ある33万床から将来的には17万床にベッド数を減らすというのが国の方針で決まって、近々県のほうでもその計画をつくるわけでしょう。そうすると病院にも預かれなくなる。今は3カ月くらいで退院させられますけれども、そういったことで介護難民

というか言葉は余り適切ではございませんけれども、そういったような状況が非常に出てくるのかな。そういう中で、やはりこれは一つの定住促進を図るまちづくりの大きな柱として真剣にやっぱり取り組んでいく必要があるのかなというように考えております。幸い塩竈市の場合は、先ほど言った健康推進員さんは地域でもって活躍されている。それから、いわゆる各社協を初めとしたケアマネジャーさんも非常に真剣に家族の方々に物すごくやってくれている、そういったようなマンパワーございますので、ぜひそれをうまく活用されればなというふうに考えるわけであります。

そして、その中で、先ほど小野委員もおっしゃいましたように、94ページのいわゆる介護支援ボランティア、これ実は私は長期総合計画の市民会議の中で提案させてもらったんですけれども、そのときはお金ではなくてポイント制にしたらどうですかと。ポイント制、つまり万が一不幸にして自分が介護サービスを受けるようになったときに、健康なときにボランティアしたポイントに応じてサービスを無料で受けられるというようにしたらどうですかというふうにしたんですけれども、何か現金給付ということですのでそれはそれでいいでしょうけれども、あとはこういった制度もぜひ活用させていただきたいと思えます。

以上で介護保険は終わります。

次に、同じく資料No.9の160ページ、魚市場の運営事業。ちょっとおきて破りの感がございますけれども、ご容赦ください。

26年の水揚げ、あと昨年度で1万7,000トン、82億円ということで、100億円にならなかったわけですけれども、ここ数年ずっと100億円になったりならなかったりということで、それで一喜一憂しているわけですけれども、私はそういった金額で一喜一憂するのではなくて、塩竈の魚市場というのは何なのかと。特三漁港、塩竈の魚市場と何なのかということをやっぴりもう一回見直すべきだし、また塩竈市におけるこの一番の位置づけというものは何なんだということからこの事業を考えるべきであるというふうに常々思っていたわけであります。

今回の東日本大震災における被害で総事業費、おおよそ150億と言っていますけれども、現在建設中で2年後に完成ということですが、そのメインとなるのはHACCP対応の近代的な施設ということでもありますけれども、私はこの際だからこそやはり時代に生き残れる塩竈魚市場を再建すべきであるというふうに今考えているわけです。

確かに今後の方針の中では、ハード面、ソフト面について、スリム化、そしてアウトソーシングを推進すると表現されておりますが、そのスリム化とは何か、アウトソーシングとは何か

ということについてお尋ねします。

○西村福委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 資料番号9の162ページの現況と課題の上段のほうに書かせていただいております新しい魚市場に向けての業務のスリム化ですとか、アウトソーシングの推進ということについてご質問いただきました。

まず今新しい魚市場というか、今の魚市場ですけれども、市のほうで直接管理運営をしているような状況でございます。その状況の中にあって、できればこれを民間の方に管理運営のこともお願いしたいというのが一つアウトソーシングという部分でございます。そうすることによって民間の経営手法であるとか、行政よりも小回りがきく部分もあると思いますので、そういった部分で運営自体、もっと廉価な経費でできるんじゃないかというふうに考えておるのが1点でございます。

あと、スリム化ということにつきましては、やはりこちらのほうが魚市場関係者の経営基盤の強化や業務のスリム化ということでちょっと書かせていただいておりますけれども、まずそれをすることによって塩竈市役所の業務自体もアウトソーシングをすることによってスリム化が可能になると。今魚市場のほうで正式職員が3名ですかね、4名ですね、済みません、職員が4名とあと非常勤2名という体制で魚市場管理事務所のほうを運営しております。そちらのほうもかなりそういった面では正規職員の配置もなくすこともできますし、行政としてはスリム化も可能になってくるであろうというふうに考えておりますので、こちらの部分、新しい魚市場、2年後には完成いたしますので、2年後、完成して用意ドンというのは難しいかもしれませんが、そちらに向けて関係機関と協議しながら、何とかこちらのほう、できるように今準備をしているところでございます。以上です。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 今の課長の答弁は、あくまでも行政側から見た魚市場施設をどうするかという話なんですよ。私が聞いたのは、塩竈市において水産業の拠点施設となる魚市場運営をどうしていくかということで、全く違うんです。あなたが言っているのは施設管理をどうするかという話だけです。だから、職員の面、それは私はアウトソーシングすればそれだけ人件費減るから魚市場事業会計はなくなる、健全化になるという論法ではないですか。私が聞いているは、どうすれば水産振興が図れますかと聞いているんですよ。

○西村副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 私からもご答弁させていただきたいと思います。

委員ご指摘のとおり、塩竈の水揚げというのは過去十六、七年を見ますと、以前は100億を超えていたのが当たり前だったわけですがけれども、ここ7年ぐらいの間は、約24年、23年あたりが100億を超えるというような状況でございます。まさにその水産業、水産加工業というのは、雇用を生む、あるいはお金を域外から持ってくるという意味で非常に塩竈の重要な基幹産業であるというのはいかぬがね言っているところでございます。

ただいまの質問でございましたとおり、塩竈市の水産をどうするかということにつきましては、やはり特三漁港、宮城県内には塩竈市を含めて3つございますけれども、明らかに違うのは、やはり仙台市という大消費地に近いという点と、あとはやはり仙台空港に近いという地理的な利便性があるんだと思います。もちろん漁場から近いという部分についてはほかのところはどうしてもかなわない部分がございますので、そういったところをこれから生かす必要があるのかなというふうにも思っております。

また、そういった意味で今度の新しい施設につきましては、やはり仲卸と水産加工業と市場というものが一体となるような形で運営できるようないろいろな設計等をさせていただいておるようなところでございます。

あと、やはりこれから、これまでどうしても水産加工の原材料の供給ですとか、仲卸に対する商品の供給というものがどうもここ20年ぐらいかけてどうしても薄くなってしまった部分がありますので、そういったものをやはり取り戻すという工夫が必要になってくると思います。そういったものについても、やはり仙台圏に近いということですか、あるいは今までちょっと力がなかなか入れづらかった部分があったまき網等をさらにもう一度行うというようなことに改めて力を入れていくというようなことを今卸売機関等々と話をさせていただいているような状況でございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 今小山部長の答弁で私は納得した次第です。私が聞いたのはそういうことなんですよ。それで、荷揚げを新しくできると、フルオープンだということですがけれども、やはりできからではなくて今の段階でオール水産、水産振興協議会の方はわかりませんが、そういった場で議論して、オープンと同時にスタートしていくというような格好になれば。恐らく悲観的な見方をすれば、いわゆる生産市場と言われておりますけれども、漁船での水揚げというのはもう恐らくどんどん減ってくるのかなという感じはしていますし、今小山部長言うよう

に仙台圏を中心としてのいわゆる移入物は現在でも大体54%ぐらい移入ですから、移入がふえてくるのは、少なくとも一番大事なことはやっぱり背後にある仲卸、それから加工業界の方々に必要とする商材をとにかく水揚げする、あるいは市場へ入れるという姿勢を示していかなければ、恐らく二千X年にはクロマグロの多分捕獲禁止ですよ。マグロ揚げられないですよ。そうしたらじゃ何するのと。20年、30年から青物、青物とされていますよ、言葉だけは。じゃ、そういった受け入れ体制はそのまま、言葉だけ先行しているのが実態。もう業界の方は十分承知していますから、その辺はなかなか、彼らは彼らでなかなか言えない部分もあるので、それはやっぱり開設権者である行政が本音できちっとやっていかなければ、買受人の中核のある方も言っていた。「恐らく今回が最後の議論になるだろう」と。「塩竈魚市場生き残るための最後の議論になるだろう。その最後のチャンスだろう」とはっきり言っていますから、後で名前は教えますから、紹介しますから、知っている人ですから。以上です、魚市場問題は。

最後に、資料No.13の水道事業です。

水道事業会計、10ページから11ページです。これは、まず職員数、これは資料いただきました。3ページありますけれども、資料No.23の3ページ、平成22年度50名だった職員が26年度実に39名ということで、実に22%の削減をされているわけですが、まず大丈夫でしょうかということをお聞きします。

○西村副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 確かに委員ご心配いただいていますように、職員数が減るということは、一人一人の職員の業務量はふえるということにつながってまいります。ですので、我々としては、本当にアウトソーシングということを真剣に議論しております。25年からは窓口をアウトソーシングさせていただいておりますし、決算とは関係ございませんけれども、27年度からは浄水場の委託という形で減らせるものは減らす、そして経費を削減できるものはするという形で取り組ませていただいております。以上でございます。

○西村副委員長 山本委員。

○山本委員 大変な意気込みでやっているというのは十分承知しております。その結果といたたらなんですけれども、利益剰余金が18億7,000万ほど、これは県内15事業体の中でも2位にランクする大変健全経営だというふうに思います。そういうことですけれども、今委託できるものは委託する、減らすものは減らすというようなことをおっしゃいましたけれども、まず水道というのは、釈迦に説法かもしれませんけれども、塩竈の場合、明治42年ですか、独自に水源

を確保して、そしてやったという歴史があつて、県内でも有数の歴史があるし、また安心・安全かつ低廉、そしておいしい水というものを売りにしてきたわけで、現在2つ合わせて3万5,000トンの水源も確保しているわけですけれども、やはり市民にしてみれば、震災時のときも大体1週間ぐらいで復旧した。それから宮城県沖地震のときにも、導水管はやられましたけれども、即時に復旧したということで、水道の知識を持つやっぱり技術者、それがいるかいないかが大きな差だと思うんです。どこかが壊れた、漏水した、どこからなんだべではなくて、やっぱりすぐ即座に探查して、それはもう結局は国見から歩いて権現堂、梅の宮まで歩いて導水管を、水道職員がみずから歩いて、そして体で覚えているからですね。今見ますと、技術者が管理職を含めて9名ということではありますが、心配するのはそこなんです。もちろん、それは地図情報としてデータベース化されているから、いやそれは心配ないんだと言えばそれまでですけれども、私言っているのは、市街化がどんどん進んでいる中で、やっぱりどうなのということが一つ懸念されるということと、それから経営健全化のために人件費を減らすことは当然ですよ。ただ、その前に、まず大きな経営改革の目標というのがあつて、これをするによってこれだけのものが生み出されるとか、あるいは削減できるところをしないと、とにかくまずは人減らせばいいんだ、何でもかんでも人減らせばいいんだ、委託できるところは委託してしまえではなくて、じゃ最終章は何なんですかと。その中継点は何ですかということも示さなきゃいけないんだよね、これは。梅の宮浄水場も、浄水という水道事業だったら極めて根幹となる事業ですよ。これは委託ということが果たしていいのかどうかという問題ありますし、そういったことで、やはり、委託できるもの、アウトソーシングできるもの、これだけは市民に対して、塩竈市として、給水者として責任は果たさなきゃいけないんだから、これは絶対直営でやらなきゃいけないんだというそういうところのやはりガイドラインというものを設定する中で委託の推進というものをやっていかなければ私はちょっと心配だなと思うんですけれども。

○西村副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 まさに委員おっしゃるとおりだと水道部でも考えておりまして、そこら辺は部内で常に議論をさせていただいているところでございます。確かに、震災以降、我々技術者、つまり直営で工事ができる人間がいたことが早期の復旧につながったというのは事実でございますので、どこまでが水道部として最適な人数なのかというのを今も議論を重ねております。そういった上で、市民にとって安全の水を安定して、しかも納得できるような料金でど

のようにすれば提供できるのかというのを今後も議論していきますし、必要であればそのガイドライン、そういったものも我々としては考えていくということでございます。

ただし、資料No.13の16ページでございますけれども、年間有収水量、当然26年、25年で10万トンほど減してございます。これは前年度ですと、前年度の決算でも9万9,000トンほど減しております、こういった10万トン前後の有収水量、これはお金になった水ということで、委員ご存じでしょうけれども、そういったものが年々減っていくという現実も確かにございますので、その中で最適な人数、最適な職員数を考えていくというのが我々の責務だと思っております。ただ単に安易に人をふやせばいいということではなくて、最適な人数を今後も考えさせていただきたいと思っております。以上でございます。（「じゃ、以上で終わります。頑張ってください」の声あり）

○西村副委員長 はい、ありがとうございます。

次に、曾我ミヨ委員。

○曾我委員 次に、資料No.9の80ページ、81ページの後期高齢者医療事業について伺いたいと思います。6億7,477万9,000円で決算されたということになっております。保険者数が前年度よりも184名ふえているという状況です。それで、保険料の徴収ですが、特別徴収は100%ですけれども、普通徴収で96.8%ということでございますが、これちょっと前年比の関係で、できれば二、三年、平成24年、25年、26年でどういう状況だったのか、もしわかればお願いしたいと思います。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 後期高齢者医療保険料の過去の収納率についてですけれども、普通徴収の収納率についてですが、資料については取り寄せ次第あとご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ちょっと傾向を知りたいと思えました。今度から、来年度から、決算のときには後期高齢のほうの資料も求めていくようにしたいと思います。よろしく願いいたします。

それで、保険料の納められない人たちがいると。滞納繰越分なんかも見ましても、普通徴収では48.74%と保険料がなかなか納められない人たちがいるということになります。そういう状況ですが、収納率が48.74%で納められない人が51.26%になるかというふうに思いますが、この未納者の部分で減免制度というのを活用されているのがあるのかどうかお伺いします。



○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず滞納者に対する減免というご質問かと思えます。（「済みません」の声あり）よろしいですか。委員ご指摘のとおり、まず滞納分の収納率につきましては、資料9番目の80ページにありますとおり48.74%です。各年度、この後期高齢の収納率につきましては、90%台後半ということになりますので、全体の率としてはおよそ2%程度の方が引き続き滞納しているという状況になります。

この滞納している方々に対する免除というかその対応策についてなんですけれども、それぞれの家庭のご事情、諸事情があると思えますので、当然ですが保険証等は短期証等での対応をさせていただいておりますし、なおそういった方々につきましては随時連絡・面談を通しまして家庭の状況等を把握しながら納税について勧奨しているという状況がございます。

よろしく願いいたします。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 これ宮城県のほうの調べですが、後期高齢者医療における短期証及び資格証明書の交付状況、これは27年度の部分ですが、塩竈市では短期保険証交付者数が12名、それで短期保険証未交付者が38名となっているんですが、これは県内35市町村と比較しますと最も窓口で交付しないでとめ置きをしているという状況が数が一番多いわけですが、この辺はどのようになっているのでしょうか。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず、平成26年度の状況についてということで、今ご指摘のお話につきましては平成27年度の状況ということと思えますが、26年度についてでございます。26年度につきましてはですけども、短期証につきましては、27年3月31日現在で16件のほうをお送りさせていただいているという状況でございます。

この対応につきましてはですけども、先ほど申し上げさせていただきましたとおりでございますが、なお随時連絡等を取りながら、まずは被保険者との面談というものを、何もしないから渡さないというのではなくて、まずは連絡をいただくと。連絡をいただいて、面談をさせていただくというスタンスでおります。繰り返しになりますが、保険証のほうは渡さないというスタンスではなくて、まずは面会させていただいてその場でお渡しするというスタンスでおりますので、ご理解をお願いいたします。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 国保事業と同じような答弁をしているんですが、ほかの市町村はきちんと渡しているんです。面談かどうかは別にしても、きちんと渡しているんです。だから、38もとめ置きという事態は、県内では本当に突出しております。

それで、75歳以上の方々の保険証でございますので、まさに命にかかわる問題になると思いますので、まず保険料の未納分は分納とかいろいろ相談があると思いますが、高齢者がわざわざ窓口に来ていろいろ納税相談するというのも、元気な人はあり得るでしょうけれども、比較的納められない方々の家庭事情というのは、やはりそのお金も大変だと。高齢者の方が窓口に行くんでも大変だと思うので、待っている状況ではなくて、ほかの市町村もよく調べてほしいと思いますが、待っているのではなくてやっぱり担当のほうから出向いてきちんと保険証を渡すという取り組みに切りかえるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 保険証の送付につきましては、基本的に書留による送付というものをしております。ただ、委員ご指摘の方々につきましては、未納の状況がございますので、そういった状況の把握ということから含めまして面談時の対応ということもさせていただいておりますが、なお面談だけではなくて当然電話連絡による対応というのをさせていただいております。加えまして、当課の職員がこちらの対応のお宅のほうに出向きまして面談のほうもさせているという実態があります。加えて保険証につきましては、一定程度の連絡がなくてもお送りしているという事実もございますので、よろしく願いいたします。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひ、役所の中からやっぱり外に一步出て、きちんとしたやっぱり温かい保険証をちゃんと手渡す方向を努力していただきたいということを申し上げておきます。

それで、この保険料の関係では、減免というのも、この81ページのところに減免は一部あります。これは原発避難者のみとなっておりますが、この原発避難者のみだけではなくて通常の減免というのは、制度的にはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 減免につきましては、今ご指摘いただきましたとおり、資料9番の81ページの上段に書いてありますとおり、原発避難者に対してやっておりますが、なおこれらの対応する部分につきましては、広域連合議会について、もしくは広域連合のほうでお決めになった内容を踏まえまして対応しているという状況がございますので、ご理解をお願いい

たします。

なお、もう一件、先ほどちょっとご質問がありました過去の年度の収納率についてただいまご紹介させていただきます。

まず、平成23年度でございますけれども、普通徴収の収納率は94.4%でございます。続きまして、24年度が96.75%、25年度が97.71%となっております。よろしく願いいたします。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 今聞くだけでも、年々徴収が厳しくなっている傾向にあるのかなと思いますので、そうですね。（「収納率が上がっている……」の声あり）徴収率が上がっているということか。私、済みません。その辺はもう一回ちゃんと数字を見ながら、私の誤りだったと思いますので、訂正しながら、ぜひ後期高齢者医療制度そのものが私どうもやっぱり問題だと指摘してきたわけですが、この被災者に対する一部負担免除というのは、今年度も実際にはやられておりますけれども、これは今後どのように変わっていくのかわかれば教えてください。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 広域連合の被保険者に対する一部負担金免除の取り扱いについてですけれども、こちらにつきましては、平成26年4月1日より対象となる方々について実施のほうを再開しているという状況がございます。国民健康保険とほぼ同様でございますが、全壊、大規模半壊、または主たる生計者が亡くなられた方に対して一部負担金、いわゆる窓口負担金ですけれども、こちらのほうの免除というのを実施しております。ただし、こちらの内容につきましても、広域連合議会、もしくは広域連合のほうで決定された内容のこととなりますので、この決定内容を来年度につきましてはなおこちらのほうでのご議論をいただくということになります。よろしく願いいたします。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 岩手県と違って宮城県の場合はそれぞれの国保事業の中での予算を使っての一部負担免除しているわけですが、やっぱり市町村から声を上げていくということが今後うんと大事になると思いますので、ぜひそういった点では引き続きの、災害公営住宅の建設もまだ途中にありますし、ぜひ打ち切らないで引き続きこれが実施されるように、市当局もそういった立場で取り組んでいただきたいと思います。きょうはよろしくとだけお願いしておきます。

それで、もう一つちょっと聞きたいのは、この現況と課題の中で、「社会保障制度改革の中での後期高齢者医療制度は、現行制度を維持しつつ、必要な見直しを行うことが示された」と

いう、この、どういう見直しを行うことが示されたのでしょうか、お伺いします。

○西村副委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今ご指摘ありました資料No.9の81ページにございます社会制度改革の中での必要な見直しということでございますが、保険制度自体がまずは国民健康保険事業、こちらが平成30年をもちまして都道府県単位で統合されるという流れもございます。後期高齢者医療制度は、現在都道府県単位で広域連合という一種の自治体、自治組織をもって対応しておりますが、こういったところの流れも含めて今後どのようにするかということで検討を始めているというところでございます。よろしくお願いたします。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 その辺の流れは国の大きなやっぱり医療介護総合法案の流れの中でもかかわってくる問題なのかなと思いますが、よく注意して我々も問題点は問題点として今後とも指摘をしながら、本当に安心して高齢者が医療にかかれるような状況を求めて引き続き頑張りたいということだけ表明しておきます。

続きまして、介護保険事業に移らせていただきます。

先ほど山本委員からも話ございましたように、私どももやっぱり介護保険制度はあっても、ますます介護が厳しくなっている状況にあると考えております。それで、決算でありますので、改めて成果について書かれていることをお伺いしながら質問してまいりたいと思います。

まず、89ページの成果のところの(2)のところに「要介護3以上の重度者は介護予防の取り組みにより減少傾向にあり、重症化が抑えられている」というふうに結んでおりますが、私、前のページの82ページを見ましても、2次予防、介護予防事業、これ全体的に減少しているというふうに私には見えるわけですが、どのところを指して予防介護の取り組みによって減少傾向が図られるというふうに見られるのか、この辺についてお伺いします。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

重症化というお話でございました。介護予防は継続事業で行っていくということでございまして、ここに記載のとおり、要介護3以上の中重度者は減少傾向にあるということで、特になんですけれども、要介護5のほうが減少傾向にあるということで、そういった継続事業で介護予防、引き続きやってきた成果が結果としてあらわれているものだと思っております。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員　なかなかこの数字からはそういうふうな傾向なのかということとはちょっと今の段階でもよく酌み取れません。それで、やっぱりこの2次予防とかいろいろ取り組まれてはきていますが、実際問題、利用状況というか参加状況がやっぱり相変わらず減少しているわけです。こういう中で、3以上が非常に予防介護の取り組みが、抑えられたということはなかなか読み取れないんですが、引き続きこの辺も深めていかなきゃないなというふうに思っております。

特養ホームのほうに入りますが、資料24ページのところに書いてございます。先ほど山本委員も取り上げましたが、要介護3以上ということになったことによって、資料23……（「資料23ですね」の声あり）23の……、23でないな。資料No.23の24ページです。二市三町のやつで書いてございますが、前年度と比較して入所の原因が若干減少しているようであります。枠的には441名なんだけれども401名ですから、40名がまだ入れるのかなというふうに見るわけですが、要介護3以上というのは65人だというふうに言っておりますけれども、これで大体塩竈市内の特養ホームは回転できるというかそういう状況で見ているのかどうか、その辺、お伺いします。

○西村副委員長　遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長　お答えさせていただきます。

こちらの資料No.23の24ページについては、二市三町の特養の状況ということでございまして、その業者の方の希望で、例えば塩竈地区以外のところに入所されるという状況もございまして、全国に実は申し込めるという状況でございます。こちらの表は二市三町に限定したものでございまして、そういった数字的には出ているということで、今回、その人数で大丈夫なのかというお話なんですけれども、今現在要介護3以上で3月末で65名の待機者がいるということで、第6期の事業計画のほうでは地域密着型の特別養護老人ホーム、29床以下なんですけれども、そういったものも計画していますし、あと利府町のほうの社会福祉法人でおつくりになっている特養あるんですけれども、そちら100床が一応定員でございます。ただ、介護職員がなかなかなくて、多分今現在でも80床前後で推移しているのかなと思いますけれども、介護スタッフがそろえばそういったところでも入所できるし、あと二市三町以外でもどちらかの実家が県外にあったらそちらのほうにも入所するというのも選択肢の一つでございます。以上でございます。

○西村副委員長　曾我委員。

○曾我委員　毎年度の決算でも言われていることですが、なかなかこの介護職員が集まらないと

いう状況、こういう中で施設があってもなかなか受け入れ体制ができないということも現実には起こっているということはわかりました。やっぱりマンパワーのところを強化しない限り、やっぱり大変だと思いますので、引き続き、ここでどうのこうのということはもう介護報酬で決まっていることですから大変ですけれども、やっぱり国での改善策を大きく求めなければ悪循環を繰り返しているだけではないかということだけ申し上げておきたいと思います。

それでは、資料の保険料のほうに入ってまいります。

資料番号23の25ページに介護保険料の徴収状況が書いてございます。それで、被保険者数が25年度は普通徴収で2,720人だったのが26年度では2,604人と減少傾向にあるんですが、もうちょっと驚くのは、24年度に5,700人いたのが25年度で2,700人に、半分とも言いませんけれども、これだけ減っているという状況は何か特別な事情があったのでしょうか、お伺いします。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 普通徴収の対象者のお話でございます。ここは、これが極端に減ったという理由なんですけれども、団塊の世代、昭和でいうと22年から24年の方々が実はこの辺がサラリーマンが多いということで、普通徴収は自営業さんとかあと年金で年額で18万円以下の方が普通徴収になるということで、こちらの方、そういったことで被保険者が減ったというのは団塊の世代の方で、なおサラリーマンだった方がいて特別徴収のほうに回ったという理由でございます。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 こんなになんです。こんなふうに変ったわけですね。そうですか。それでも、それはそれとして、社会的な状況の中でそういう状況なんだと思いますが、ただ収納率がやはり相変わらず普通徴収のほうはなかなかパーセンテージも上がらない状況なんです。これらについての取り組みは今までどういう努力をされてきているのか、お伺いします。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 収納率向上のためには、通常の督促とあと催告状を交付しまして、理解をいただくようにしております。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 不納欠損は9ページのほうに書いてありまして、P88ですが、1,671万1,000円の不納欠損では落としているわけですけれども、やはり今年度からですか、3年間、また介護保険料も上がっている状況もありますし、こういう先ほど言ったことの繰り返しになるかもしれま

せんが、やっぱり介護保険事業も年々保険料は上がる、なかなか納められない人たちがふえてくる、事業のやりくりも大変という状況になっているのではないかと思います、具体的に介護保険料の減免制度というのは活用しているのでしょうか、お伺いします。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 減免については、こちらでは適用しておりません。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 もう一つだけ聞いておきます。介護保険料が納められない方の中に介護サービスを受けなくてはならないような状況になっている方はいらっしゃるのでしょうか。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 いらっしゃいます。そういった方々については、できるだけ給付制限にならないように分納の手続きをとっていただきまして実施しているという状況でございます。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ちなみに26年度ではどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○西村副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 26年度末としては17人ほどいらっしゃいます。

○西村副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。今いろいろ状況を聞いたのですが、本当に介護保険事業も事業所も大変、自治体も大変、そしてサービスを受ける高齢者も大変という本当に問題になってきているなというふうに思いますが、きょうは一応保険料、あるいはサービス、減免等を聞いて今後の判断にしたいと思います。以上で終わります。

○西村副委員長 では、暫時休憩いたします。

再開は14時55分といたします。よろしく申し上げます。

午後2時40分 休憩

---

午後2時55分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださいますようお願い

いたします。

阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。オール塩竈の会、阿部眞喜です。早速質問に入らせていただきます。

資料9番主要な施策の成果に関する説明書の61ページ、特定保健指導事業についてお聞かせください。

宮城県は、メタボ率が全国1位という結果が最近出ておりますけれども、今後、健康に生活していく上で重要とされる施策の一つになってくると考えております。

そこでお聞かせください。目標数値が平成25年よりも高く設定している中で、ほぼほぼ受診率がふえていない数値となっております。そちらの要因と今後どうしていくのかというところを、どのように受診率を上げていくのかということをお聞かせください。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 資料9番61ページにあります特定健診の受診率の件についてお答えのほうをさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、25年度から26年度に対しまして、目標につきましてはそれぞれ5%、10%ほど上昇すると目標を立てておりましたが、受診率については横ばいという状況が続いております。こちらにつきましては、各健診会場等の工夫はさせていただいておりましたが、より受診者のニーズを的確につかむまで至らなく、まだ横ばいの状況が続いているというふうにご考えております。

この状況を踏まえまして、今年度からでございますけれども、個別健診、いわゆる塩竈市では集団健診といたしまして、ある特定の会場、例えばですけれども、体育館とかにお越しいただいて特定健診のほうを受診していただくという方式をとっておりましたが、これに加えて、個別に例えば街なかのかかりつけの医療機関等で受診をしていただくという方式も加えて、なお受診率の向上を図ってまいりたいと。さらに加えて、未受診者に対するアンケート並びに勧奨の連絡ということも実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○鎌田委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ご返答ありがとうございます。すばらしく努力をされているということをお聞きさせていただきました。

そちら、例えばですけれども、受診されていない方にアンケートをとられたということでご



ございますが、先ほど小野委員からもございました別部門のところでのアンケートと内容的には同じものになるのでしょうか。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 未受診者のアンケートにつきましては、先ほど小野委員からご質問がありました内容と同一でございます。再度お話しさせていただきますと、個人的に既に受けたという方が約3割、29と、1%刻みでお話しさせていただきます。29%。勤め先で個別に健診を受けたという方が9%、病気で病院に通院しているのでそちらの病院で既にという方が31%、さらに入院・妊娠していたという方が3%、そのほか時間がなかったというような方が2割程度、そのほかということになっております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。健康に生活していくということでも重要になってくる部分となつてまいりますので、情報提供等をより強化をしていただいて、一人でも多くの皆様に受診していただける環境づくりをしていただければなと思っております。以上です。

質問の2つ目に移ります。

資料9番主要な施策の成果に関する説明書85ページになります。

介護保険事業に関する件についてお聞かせをください。先ほど山本委員から大分お話がありまして、私も同じところ、重複するところでも聞きたかったなというところでしたが、大分重複しますので、ちょっとご意見だけということで対応させていただきます。ちょっと関係の方ともお話をさせていただいたところ、やはり待たれている方が大分いらっしゃるということでございました。25年度、26年度の流れを見ても、受診者が、希望者というかそういう方がふえているということになりますので、塩竈市としてもあふれ返ってから対応するのではなく、早い段階でその在宅の方を在宅者の介護にするのかというところをしっかりと強化をして、塩竈市に来れば第二の人生、ゆっくりと安心して暮らせるよというような対応策をしていくことで塩竈市に移り住む方もふえてくるのかなと思いますので、ぜひともこちらの強化をしっかりとさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。できれば自分の足でということもございますが、いろんな兼ね合いもあると思いますので、一人でも多くの皆様に一日でも長く生きていただけるような政策にさせていただきたいと思います。こちらの部分のご意見という形だけで十分でございます。

最後に、資料9番主要な施策の成果に関する説明書160ページ、魚市場運営事業に関する件

にちょっとご質問をさせていただきます。

塩竈市の基幹産業である水産業で今後活気を取り戻すことがやはり塩竈の全体の活気向上につながると私も考えております。そのために市長も漁船誘致にご尽力されていることと思いますが、161ページ、記載されております施策の実績にあるところで、沖縄県などの訪問をされているようですが、こちら漁船誘致の成功にどれぐらいつながっているのかということをお聞かせください。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 漁船誘致のことでご質問をいただきました。

漁船誘致、実際にこちら昨年度につきましては、7月に沖縄県に、8月に北海道の釧路、あとことしの3月末に高知県と3回実施をしております。沖縄県と高知県については、主にマグロの関係の漁船の誘致でございます。

釧路につきましては、遠洋底びき網漁業のほうの船主さんがいらっしゃいますので、そちらのほうに漁船の誘致をお願いしてまいりました。実際に釧路のほうの船につきましては、その後ちょっとこちらの漁業者のほうから漁船のほうの権利の売却がありまして、現在塩竈の漁業者さんがそちらの漁船をお使いいただいて塩竈に水揚げをさせていただいているような状況でございます。

沖縄県につきましては、実は沖縄県、マグロの取り扱いが結構あるところでございます。実際にこちら行ったのが26年の7月ということですので、実際に効果が出るのは今年度以降になるのかなとは思いますが、実際去年につきましては、沖縄県からの空輸のマグロ、陸送物につきましては25年が5,700万円ほどで、26年も5,700万円ということで、マグロが全体的に不漁の中にあってこちらのほう、同じぐらいの取扱量を確保できたということで、助けていただいているのかなというふうに感じております。

漁船につきましては、やはりちょっと水揚げのほうは少なくなっているような状態にして、1つの漁業区で1億4,000万円程度、25年水揚げいただいていたところが昨年度は1億1,000万円程度ということで、やはり全体的に水揚げが去年少なかった、不漁だったという影響はこちらのほうは出ているかと思えます。

申しわけありません、27年度の今現在の数字はちょっと私も把握しておりませんでしたので、こういう形でやはりやっている分、確実に塩竈、ほかの港には入らずに塩竈の港に入れていただいているということがございますので、今後も業界の方たちとその辺、どこに行くのかとい

うことはご相談しながら、漁船誘致活動、積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ご返答ありがとうございます。やはり今人、物、お金の時代から、人、人、人の時代が変わってきている世の中で、やはりこちらから出向いてしっかりとお願いに上がるということはとても素晴らしいことだと思いますので、27年度以降、私からもしっかりとお足を運んでいくのも強化していただければなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

例えばその中で、減免だったりとか、いろいろな補助金等ということも継続して行われているということでございますが、ちょっと済みません、こちらのどれぐらいの補助が出ているのか、金額と、あとやはり全国的にもこの補助の金額というものが他の地区よりも強化されているものなのかというものを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 塩竈市で水揚げに対する補助という形で平成26年度実施してありましたものは、遠洋底びき網漁船の……、済みません、資料No.9の161ページの6の漁船誘致活動の下のところに書かせていただいております。塩竈市遠洋底びき網漁船誘致促進事業補助金ということで、塩竈市に上場していただいた場合は1,000分の0.5助成しますということです。昨年の実績といたしましては、26船に対しまして89万4,412円という補助の実績がございます。ただ、昨年はこの遠洋底びき網漁業のほうが不振でありましたので、それもこの補助の額が低いという部分には絡んでいるかもしれません。

さらに、本年度、27年度につきましては、この助成金を1,000分の0.5から1,000分の1に引き上げております。さらに追加しまして、この遠洋底びき網以外の船、塩竈市に入港いただいて水揚げをしていただいた船に対しては、水揚げ奨励金という形で1,000分の1の補助をさせていただきます。

それで、ほかの港でどのような形でというのについては、ちょっと私も情報を持っておりませんでしたので、申しわけございませんが、以上です。

○鎌田委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ありがとうございます。船の数が急激にふえるということは、絶対値というものは日本全国で決まっていることだと思いますので、より塩竈にどれぐらい入っていただけ

るかということがこれからの活気にまたつながってくるのかなと思っております。そのためにも、先ほど山本委員からもありましたけれども、アウトソーシングやスリム化というところ、こちらでしっかりと予算のほうを、例えば浮かせたものを補助に回す等の動きをすることで、塩竈に入ればやはり少しでも安く、そして船のことも考えてくれる、漁船のことも考えてくれるというようなやはり対策をしていくことで水産業もまた盛り上がってくるのかなと思いますので、できれば塩竈に入ったときに得をするというような形をどんどんとっていただいて漁船の誘致を進めていっていただきたいなと思っております。やはり塩竈は水産業の活気が出ることでそのほかの部門に携わる人たちの仕事というのも大分ございますので、そういったところがまた一段と盛り上がってくるということで回転がよくなってきて塩竈の経済の発展につながると私も思っておりますので、引き続き漁船の誘致など、助成金等の見直しなど、しっかりと行っていただきたいなと思います。

私からは、早いですが、3点、以上ご質問させていただきました。ありがとうございました。

○鎌田委員長 次に移ります。伊勢委員。

○伊勢委員 私のほうからは、1つは市立病院にかかわって少しお尋ねをしたいと思えます。

それで、資料No.22ということで、資料がたしか出て、これですね、病院のほうから、平成26年度病院事業の概要という冊子が出ております。その中で、ページ、7ページのところにこれまでの病院のそれぞれの歴史も含めて病院の沿革が5ページ、6ページ、7ページと書かれております。直近でいいますと、この議会の中でも決算特別委員会でもいろいろと議論されている改革プラン、2008年から改革プラン策定をしてということで、そして最近では2013年、不良債務を解消したというようなことが載せられております。

そこで、この間、2013年、14年も含めまして、不良債務等々について、不良債務解消に至った経過だけ、結論だけお聞きをします。

○鎌田委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

2008年に改革プランを策定いたしまして、その中で大きくは、これまでの不良債務につきましては、一般会計からの繰入金、特例債のほうで解消すると。それから、市立病院独自の目標といたしまして、経常収支を均衡を保ちながら新たな不良債務を発生させないということで、

これまでプランのほう取り組んでまいりました。21年から26年まで6年間ということで、25年度に累積の不良債務のほうを全て解消して、26年度につきましては、苦しいながらも何とか新たな不良債務を発生させないで改革プランのほうを着実に推進してきたというふうに考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、この改革プランに基づいた病院経営をやっているというの理解はするところでございます。

そこで、同じ資料の10ページから11ページにかけて、ちょっと子細なところで、外来患者数及び入院患者数というところで比較をさせていただきたいと思います。例えば入院患者数でいいますと、消化器、当時22年度からちょっと比較させていただきたいんですが、例えば延べ患者数、消化器で当時約1万4,000人、26年度約7,000人、それから循環器約4,900人で、26年度約3,800人、そして一番小児科が約1万2,000人あったのが約2,600人ということで、特に医師不足という問題、医師がいないということも含めて経営としてはなかなか厳しい報告がされましたが、この辺とそれから入院患者数の比較も例えば同年、22年度と26年度でいうと、消化器約6,100人、3,200人、それから神経が約450人、ゼロ人、並びに小児科が1,038人が2人、外科が約1万1,000人が9,000人というように、全体として取り扱いといいますか入院患者数の外来及び入院患者数が減ってしまったと。特に小児科なども大きな要因、医師がいないということなどもあるんでしょうが、この辺について、この決算を受けて、実際上の事業を受けて、今後どうされようとしているのか、医師確保について一番基本になるかと思いますが、その辺の、いわばこれを受けた上での今後の医師確保等々についてどのような形で進めようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 それでは、私のほうから患者数の減ということでお話し申し上げます。

22年度から26年度までの患者数がここに記載されておりますが、消化器科に関していいますと、以前、肝臓の専門の先生いらっやっや、今も別の専門の先生いらっやいますけれども、この当時、インターフェロン療法というか、肝臓の、それが非常に多い時代でございました。入院してインターフェロン、C型肝炎にやるということで、かなり患者数が多かったんですが、その治療効果も出て、そういう患者数そのものがやはり減少してきたということが一つには要

因があろうかと思えます。

あと、小児科に関しては、常勤医が退職されたということでもあります。

あと、ほかの科につきましても、患者数の減、外来の患者数の減で特に申し上げますと、やはり患者数、絶対数はもちろん減っているんですが、以前と比べて処方日数も非常に伸びているところもあります。以前ですと1カ月程度だったのが、やはりそれが2カ月くらいに伸びたりとか、そうしますとトータル的には数が減ってくるということもあります。そのような状況からいろいろ変わってきている。

それから、入院に関しましていいますと、いろいろ医療制度が変わって来たりします。特に26年度は大きく医療制度が変わりまして、在院日数が非常に短縮される方向になってまいりましたので、当然そういうことで回転が非常に早くなって来まして、その分患者数の減があったということでもあります。

あと、医師確保をどのようにするかということですが、我々大学から派遣されてきているという立場もあります。あと、内科、外科、そういう関係で医局からの派遣、まずここがやっぱり大事にしなければいけないというところがございます、大学ですと先生が動かれてもすぐ別の先生をいただけるとかそういう関係ありますので、やはり東北大学との関係はしっかり進めていかなきゃいけないと思います。それからあと、いろいろ県のほうの医療整備課等も含めてそういうところからの派遣もお願いしていくということ。あとは、将来的には、いろいろまた地域に医学部等が出てまいりますので、そういうところもいろいろお願いしながら医師確保とかに努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、医師確保という点で、現在たしか14人ぐらいでしたかね、この決算で見ると。（「今15名……」の声あり）そうすると、当時、減ったけれども15人確保ということですね。そうすると、もっと平たく言うと、少なくとも改革プランとして示した少なからず診療報酬をきちんと受けて、改革プランに沿ってプラスというふうにしていくためには最低でも何人ぐらいの医師確保が必要なんですか。

○鎌田委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 何名ぐらい医師がいればいいのかということですが、内科のほうで今考えていますのは、もう一人は最低いたら、できればなということは考えております

が、以前は17名ぐらいで動かしていました。だから、その程度実際は欲しいところでございます。以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつよろしくお願ひしたいと思うんです。やはり改革プラン、せっかく立てて、やっとな不良債務をなくして、あとは現金ベースでしっかり確保しようというのが基本方針の言うことになっていきますので、それぞれ医師、お医者さんがやはり確保できなければ病院の大事な事業としての確保できませんので、その辺はひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

ちなみに、もう一つ別なこの資料でいいますと、16ページのところで、急患ですか、あるいは時間外患者数、こういうのが比較的受け入れられているのかなど。横ばいのところも見受けられますが、こういうところでの取り扱いもかなりふえている。それから、時間外患者の居住地という比較を見ますと、ちょっと減った感じが見受けられると思うんです。平成22年度5,598人が4,082人。そうすると塩竈市内に住んでいる方はそれはそれとして、患者さんを確保していくということはあるながらも、やはりここで言っている多賀城、松島、七ヶ浜、利府、県外、県内もありますので、患者確保という視点でいうと、この辺のいわば市立病院としての受け入れるためのさまざまな施策をどのようにされようとするのかお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 救急患者さんでございますが、救急車搬送は今1,000名を超えるということで、ここはかなり目標に達しているんですが、今少ないのはやっぱり時間外でウオークインで来られる人が以前より少なくなっていると思っています。22年、23年を見ますと、やはり小児科の部分が非常に夜間も多かったというのがあるんですが、その先生が退職されたということもありまして、いないということもありまして、この分のあれが、時間外の数が減っているということがあります。病院としましては、時間外来ていただければいつでも診るという体制にしておりますので、塩竈市の広報等にも掲示しておりますけれども、時間外でも診療して、すぐまた病院、直接でもいいですけれども、来ていただければいつでも診る体制にはしております。以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 時間外のところ、やっぱり特に子供さんの急病、発熱、さまざまやはりございまして、ぜひこの医師確保の上で、ほかのさまざまな受診すべき科のところをふやしつつ、前段

述べた小児科のところで大幅な減少というのがあって、県でこども病院はあるものの、やはり地元で子供さんの病気を受け入れる医師確保というのはやっぱり格段必要なんじゃないかというところで、安心できる医療制度の上でも、その辺は格段にどういうふうにお考えなのか、なかなか難しいのはわかるものの、小児科の先生を受け入れるのはちょっとなかなか大変かなと思います、その辺に特化した取り組みでどのように対処されるのか、お聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 小児科のことでお尋ねありましたが、大学には何度もまた事務長を初め訪問しておりますが、なかなか今1人で赴任させるということが少なくなってまいりまして、集約化といいますか、やっぱり4人とかくらいつセットで送るところがどこにもなってきました。恐らく入院・外来、先生方が1人で行くと疲弊してしまっすぐやめてしまうということがあるのかなと思っています。でも、うちの病院としましても、できれば小児科を確保したいということで、今後とも大学、あるいはほかのところにも働きかけて努力してまいりたいと思います。以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今現状は、たしか大学のほうからの派遣医師ということで、どんな勤務形態になっていますでしょうか。

○鎌田委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 小児科の勤務形態ということでございますが、今は週4回でございます。月曜日からあと水、木、金ということになっていまして、ただ時間が限られている、大学にお願いするときなかなかこちら時間もお願いはするんですが、なかなかもう厳しいところがありまして、こちらの思いどおりに時間をなかなか指定することは難しくなしまして、3時くらいまでになっているものですから、そういうことでなかなか患者さんが受診しにくいということはあるかなと思っておりますが、以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 3時ごろまでだとすると、やはり常時診ていただくと、救急で駆けつけてきてもなかなか診られないということもあることになっちゃいますので、ぜひこの辺は前段小児科の先生がいらっしゃってかなり、ヒブワクチンの制度も何かの機会、講習を受けてという話があって、子供さんの関係でいろいろあったような記憶があるんです。いずれにしても、小児科医師



確保も含めてぜひ引き続き努力をさせていただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、資料No.9の161ページのところでちょっと確認をさせていただきたいと思います。

先ほど阿部委員のほうから漁船誘致について、161ページのところで触れられておりましたので、重複は避けたいと思います。ただ、現況と課題の中で、それぞれ漁船誘致で各県、沖縄とかそれぞれ漁船誘致のための施策はやってこられたというのは理解をいたします。ただ、現況と課題の中でちょっと1点わからないところがありまして、経営基盤の強化、これは恐らく漁業者といいますかそういうところの経営基盤の強化というところがあるのかなと思いますが、そうしますと、今のこういった水揚げに関連して業者さんの経営強化というのはどういう意味なのか、確認させていただきたいと思います。

○鎌田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 魚市場関係者の経営基盤の強化というところでご質問いただきました。こちらのほうは、もう随分前から取り組んでおります卸売機関の統合とかを考えた上での記載をさせていただいているところがございます。以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、よくこの議会の中でも、両、2つの卸売機関の一元化と言われることが随分議会でも議論されてきたわけですが、そうしますと、今回の成果品の中でそういうことが書かれているものの、このやっぱり両卸売機関の実際上の統合というのは、今現在どの段階なんだろうかね。真新しい魚市場の基盤整備ができます。できて、経営体を強化していく。私もその統一して、統合していくということは理解するんですが、しからばそれは現段階でどのような形になっているのか、今後の見通しも含めて確認をさせていただきたいと思うんです。

○鎌田委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今卸売機関の一元化のことでご質問いただきました。

その前に先ほどの現況と課題のところの経営基盤の強化ですとか業務のスリム化、アウトソーシング等々につきましては、宮城県のほうで卸売機関の経営計画というのがまずございまして、それによりますと、まず例えば水産物を扱う卸売市場ですと従業員1人当たり何億円扱うべきだというような数字が決められておまして、そういったものに基づくと、やはり卸売機関自体のスリム化ですとかそういった効率化というのが求められているというのがありますので、そういったところで書かせていただいているような部分がございます。

あと、後段の質問の一元化のことでごございます。一般質問等々で市長がご答弁させていただ

いておるとおり、新しい魚市場につきましては、事務所というスペースは1区画ということでご用意させていただいていることを踏まえて、せんだつてもあれは8月の末でしょうか、両卸売機関の理事の方々、あるいは会社の代表の株式会社のほうの役員の方々に市役所のほうにもお越しただいて、まずその卸売機関が1つの会議室しかないということと、かねてから卸売についてはやはり一元化する方向についてどうなんだろうかということの意思確認を改めてさせていただきました。そういった折に、両卸売機関の方々ともに一元化に向けての方向性ということでは確認できますよということではお話をいただいております。

それで、それを踏まえて、じゃ具体的な一元化についてどういう形でアプローチしていくべきなのか、どういった組織の持ち方がいいのかということについては、両卸売機関の実務的なことをやられる方お一人ずつと私どもと入って二度ばかりちょっと協議した経過がございます。そういったことを踏まえて、あとまた改めてこの議会終わってから打ち合わせをさせていただきたいというような形にはしております。

ただ、やはりお互いの組織基盤の形態が組合と株式会社ということがございまして、このことについてはかねてから難しいという話はあるんですけれども、やはりこの場面に及んで、我々としてのゴールというのは来年の秋ぐらいまでには卸売市場のA棟の2階部分というのができますので、そういったあたりを一つ我々としては目途にしていきたいという思いはあるんですけれども、なかなかそういったスケジュール管理に向けて話がスムーズにまとまり切れるのかということについては、なかなか容易ではないなというような感触を持っております。いずれにしても、この議会終わったら、また改めてそういった動きを再開させていきたいというふうに考えております。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。事務的といいますかそういう話し合いがあったということのようです。

そこで、開設者は市長ですので、この取り扱いについては何度も繰り返し各議員からも出されておりますが、市長自身、開設者としてこの方向についてここまでの話し合いが進められている中でどう対応されるのかお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今担当部長からご答弁を申し上げさせていただきましたが、新魚市場には卸売機関が1つであることを協議会あるいはさまざまな機会に関係者の方々にお話をさせていただいて

いるところであります。また、この一元化については地元の金融機関もぜひ今後に向けた塩竈市の体質強化のためにということで、ご尽力をいただいております。何度も申し上げさせていただいたかと思いますが、先ほど担当部長から申し上げましたとおり、今は水協法に基づく組合と株式会社ということでありますので、いつまでもこの話をしても平行線じゃないのかと。できれば、新しい卸売機関をつくって、そちらのほうにみんなで出資という形になるのかどうかはわからないんですが、そちらのほうに一緒になっていくという考え方はできないかというようなご提案もさせていただいているところであります。今そういった提案をもとに議論を重ねさせていただいているところでありますが、来年の秋盛にはもう一部施設ができ上がりますので、そんなに時間は残されていないと思っております。我々も誠心誠意関係者の方々と胸襟を開いてお話をさせていただければと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつ対応方はよろしくお願いをしたいと思います。

あとちょっとわからないところで、下水道事業の関係で、資料No.9のところちょっと確認をさせていただきたいと思うんです。資料No.9の394ページのところです。先ほど下水道のほうで394ページのところに北浜公園の調整池という話がございました。どうもちょっと私の捉え方が不足なのかどうかちょっとその辺は何ともわかりませんが、北浜の公園の調整池というのはちょっと初めて聞いたような気もするので、40億といいましたかね、何か事業ということのようですが、初めて聞いたような気もするし、あるいはこれまで従来提案していたものなのか、予算化されていったものなのか、ちょっとその辺だけ確認させていただきたいと思います、わからないので。

○鎌田委員長 阿部建設部長。

○阿部建設部長 北浜の災害復旧について、さきの6月議会でたしか志子田議員からのお問い合わせに対して私ご答弁申し上げました。決算委員会資料、資料No.6の53ページをお開きいただきたいんですけども、決算審査意見書の資料、資料No.6の53ページ。53ページの一番下側、③歳出というところがございます。歳出というところの表の一番右のほうに26年度不用額37億7,736万6,710円という不用額あります。これ25年度と比較をいたしますと約30億の不用額というふうになってございます。これは先ほど前段申し上げた6月議会で災害復旧工事、既に事故繰越ということになっておりまして、こういった多額の事業費について事故繰越で無理無理ここで実施をいたしますと、工事が終わらなかった場合、これ単費で施工せざるを得ないので、

一旦お金を国ないし県のほうにお戻しをするというふうな手続を6月の繰り越しのときにさせていただいたというご説明をそのときさせていただきました。今回、約1億5,000万円ですけれども、9月議会のほうで災害復旧、この北浜のところに係る災害復旧の部分について1億5,000万円ほど計上させていただきましたけれども、残った約37億、40億の事業費については、塩竈市の持ち出しがない形で災害復旧に取り組んでいくために平成28年度以降の事業費として取り組ませていただくというふうな中身でございます。

事業の中身ですけれども、何でそういうふうな事故繰越を1回お返ししなければなくなったのかということも6月のときにお話し申し上げましたけれども、国道45号線、第二小学校から山のほうから流れてくるそういった雨水、それを一番お金のかからない自然流下で海に放出したいということで実施設計に取り組みましたけれども、どうしても地盤沈下した震災後の地盤面の高さや自然流下というところが水、排水に乗ってこないということで自然流下を諦めまして、次にあそこの区域は藤倉第2ポンプ場から排水する排水区になっておりまして、ただ藤倉第2ポンプ場ですが、場所が非常に狭くてポンプを増強するというスペースがございませんでしたので、ここも諦めたと。第3の手段として、北浜の公園に調整池をつくってそこに水をためて、藤倉第2ポンプ場からそこにためた雨水を排出していくというふうなことで今実施設計に入っていると。大体終わりそうなタイミングでございますけれども、その北浜公園の中にどのぐらいの雨水をためたらいいのか、それからどういうルートで藤倉第2ポンプ場に流していくのか、そういった実施設計に取り組みまして、来年度以降、本事業に本格的に着手をしていくというふうな災害復旧に取り組んでいくということでございます。以上です。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。一連の経過、はっきりしましたので、理解はいたします。わかりました。

あと、資料No.78のところ、先ほど曾我委員もお話がありましたけれども、資料No.9ですね、ごめんなさい。資料No.9の78ページのところ、被災者への一部減免ということで、これはかなり被災者の方々からは大変喜ばれております。そこで、この取り組みについて、今後引き続き継続になるのかなというふうには思いますが、78ページの下段、東日本大震災に対する支援策ということで、ここに11というところが載っております。対象数もここに書かれていますから省きます。そこで、新年度といいますか、そこの決算を踏まえて事業継続として国・県、まあ国の制度が一番の決め手ですので、あるいは県も含めて、あるいは市の意向も含めてどのよ

うな形で考えられているのか確認をさせていただきたいと思います。

○鎌田委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ご質問のありました資料No.9、78ページの国民健康保険の被保険者に対しまして一部負担の減免、いわゆる窓口負担の減免についてお答えさせていただきます。こちらの内容につきまして、平成27年度につきましては同様の内容で実施のほうをさせていただいております。いわゆる一部負担金減免につきましては、非課税世帯で全壊もしくは大規模半壊の方、もしくは主たる生計者が亡くなられた世帯に対しまして一部負担金の免除を実施しているという状況でございます。具体的な対象者のかかった内容につきましては、26年度決算については、同じく資料No.9の77ページでございます6の年度別保険給付費の推移ということで、療養給付費、療養費、それぞれの一部負担金免除分とございますが、こちらがその該当という部門になります。こちらごらんいただいているとおり、件数で2万5,160件の、これ一般被保険者だけと捉えて出るものですが、1億3,300万9,000円かかっているという状況もございます。こちらの内容につきまして、27年度も今現在実施しておりますが、今後につきましては、当然今ご指摘もありましたけれども、国の施策、方策、あるいは補助・助成対象のこと、それと対象者の人数、それとこういった医療費の給付内容を踏まえまして、なおどのようになるかというのは、その状況に応じて対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。これは震災4年7カ月ということで、まだまだこの事業について、やはり私どもとしてはやっぱり継続をして、少なくとも岩手県並みになればいいのかなど。達増知事なんかはやはりたしか9割県で出してですか、そして1割が市町村負担というふうにして、全額制限つきなしで行っておる施策を展開されているようですので、宮城県もこういった県政になればいいなとは思いますが、これは一つの今後の政治課題として私たち視野に入れていきたいというふうに思います。

あと、同じ資料No.9の222から223ページ、先ほど大分離島航路のところできまざま議論がございました。そこで、アンケートについてやっていないということですが、アンケートを今後やられるのか、アンケート、そこだけ。

○鎌田委員長 じゃ、回答をいただけますか。草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 アンケート調査というのは、健全化計画策定に行ったようなア

ンケートという意味ですか。ウイークエンド便のほうですか。（「別にやるんですか」の声あり）今後、私どもとしても、利用者の満足度というんですかね、そういうのは非常に興味ありますし、そういったものを高めていきたいという思いもございますので、今後も、何年か置きになろうかとは思いますが、アンケート調査を実施していきたいというふうに考えております。

○鎌田委員長　じゃ、次に行きます。浅野委員。

○浅野委員　それでは、きょう予定されている委員の最後になるかと思いますが、私のほうからも質問させていただきます。

まず初めに、市立病院についてお尋ねいたします。

資料No.22の1ページからお願いいたします。先ほど院長、管理者のほうからもお話がありましたが、今の市立病院は急性期から回復、そして慢性期、またその後在宅というふうに4段階に分かれて患者さんを診ていくという体制を整えているということでありましたけれども、この上から6行目ぐらいですかね、「当院では平成26年11月から急性期からの患者を受け入れ、在宅復帰をサポートする役目を持った地域包括ケア病床を設けました」とあります。これまでの療養型の病床とは違うのか、その辺の違いと、それから昨年11月から始められたということで、今現在どのぐらいの患者さんがいらっしゃるのか、その辺からまずお聞きしたいと思っております。

○鎌田委員長　伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者　じゃ、私のほうから地域包括ケア病床のこと、今ご質問ありました。

これは、昨年の診療報酬改定でもってできた病床、あるいは病棟でございますが、これは急性期治療終わった方、あるいは7対1診療病院から退院する方とか、とにかく急性期終わった方がそこに入ると。在院日数が60日以内、それから在宅復帰率が70%ということになっていまして、基本的にはうちに帰れる患者さんを中心にしております。

療養病棟に関しましては、在院日数は関係ありませんので、その差がございます。ここは集中的にリハビリを多くやるところでございまして、機能を回復させて何とかうちに帰れるようにするというので、院内からの急性期、それからあと外のさっき申しましたように7対1の大きい病院からの急性期終わった後受け入れるとそういうところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長　浅野委員。

○浅野委員　ありがとうございます。

現在、今何人ぐらいの患者さんいらっしゃいますか。

○鎌田委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 最初、昨年やりましたときは10床でやりまして、延べ1病棟で42床ということでやっています。それ日によって、あるいは月によって違うんですが、多く入って三十五、六のときもございますし、減ってくると30床近くまでとか、そういうところ。なぜかといいますと、包括ケアに入りまして、なかなかうちに帰れない方もいるわけです、実際は。そこでまた移動して一般病棟に移ったり療養に移ったりとかそういうこともございまして、なかなか患者さんの選択ということもございまして、やはり稼働が少し動いたりすることがございます。以上です。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 よくわかりました。ありがとうございます。

本当に今なかなかうちに帰れない患者さんがということで、療養型の病床のほうも多くの方を受け入れていらっしゃるのかなと思っております。それで、市立病院のほう、病院のほうに入院していただく方もそうですが、訪問型のほうも多く昨年、一昨年からですか、活動されていますので、その辺の状況とか、また何人ぐらい今現在いらっしゃって、そしてまた契約して介護施設なんかにも訪問看護していると思うんですけども、そういった施設は何施設ぐらいあるのか、平成26年度の決算の中身で結構ですので、お聞かせください。

○鎌田委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 在宅のご質問いただきました。当院では、在宅支援病院ということをやっています、現在、患者数が大体85名程度でございます。在宅でのみとりもやるということで、年間5件以上は必要だということで、ことしはもうその数クリアしてきていますけれども、あるいは緊急時においても病院から先生方が訪問するという形です。

それから、行っている施設でございますが、いろいろサ高住なんかも今ありまして、具体的などことごとこの数はここで承知しておりませんが、私自身も行っておりますので、塩竈市内、多賀城市内とか、いろいろ老人ホームとかそういう先生たちがいない施設は訪問してもいいということになっていまして、ちょっと特老の場合には嘱託医がいますので在宅の適用にはならないんですけども、そういう医師がいない施設への訪問とかそういう形で続けています。以上です。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。85名の今現在患者さんが在宅で、先生たち、また看護師さんがいらっしゃって、いろいろ治療なり、またみとりもしていただいていると。その中で、離島のほうの方たちもいらっしゃるかと思いますが、なかなか緊急の場合すぐにというわけにはいかないと思いますが、そういった場合はどのような対応をなさっているのでしょうか。

○鎌田委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 浦戸のほうのことで、診療所のことでご質問ありました。今ここには神経内科の阿部先生という方が毎週月曜日行ってくださいまして、あと木曜日に当院の先生方、交代でという形で行っています。ただ、緊急時はなかなかこちらから行くという手はありませんので、いつでも受け入れる体制でありますので、救急とか利用していただければ、いつでも診られる予定にしております。以上です。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、今後もそういった点、塩竈市立病院でなくてはならない対応でもあるかと思しますので、ぜひ安心して医療にかかれるという環境をつくっていただきたいと思っております。

また、この同じ資料の50ページからお聞きしたいと思います。

50ページのほう、ちょっと用語がわからない部分があってお聞きしたいんですが、NST委員会というのはどういったような委員会なんでしょうか。ほかにもたくさんありますけれども、特にこれがちょっとわかりませんので。

○鎌田委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 横文字で、これ略字で申しわけありません。患者さんの栄養状態を評価するそういう委員会でござしまして、病気というのは栄養がまず第一で、どんな病気も快復するには大事だということでございます。その中のNSTというチームをつくりまして、患者さんのいろいろ診察、あるいは血液データから、どのような栄養をやったらいいかとか適用を決めまして、この方はカロリーをもっとちょっとアップしようとか、たんぱくをふやしたほうがいいのか、いろいろなそういう総合的にチーム医療として入院患者さん全体の栄養評価を行っている、そういう委員会でございます。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ほかにもたくさん委員会がありまして、臨床検査適正化委員会とかたくさんの委員会を設けて、その中でさまざまな議論、また検討をなさっていると思



います。その中で、1つ、ページはちょっと戻るんですけども、2ページのほうの理念のほうについてお伺いしたいと思います。

市立病院は、本当に、この2ページにもありますように、「公立病院として急性期医療と医師の専門性を維持し、地域の2次的中核病院として質の高い医療を提供していく」と。以下5項目ほど出ているんですが、その中で3番目の「インフォームド・コンセントの重要性を十分認識しながら、治療環境の整備と接遇の向上を図り、患者様に明るく思いやりある心で接していく」。これが大変先ほど来、市立病院の患者様が今外来、また入院患者さんが減っているという部分には、確かにさまざまな医師の問題等もあると思いますが、やはり患者さんに対する接し方とか、それからさまざまなこのインフォームド・コンセントというのが十分に相互の理解を、こちら側の治療なり、お薬の説明をするなり、またそれによって患者さんもそのことを聞かなきゃならないと。それで、お互いに相互の理解をして納得の上で治療を進めていくと。大変当たり前のようですけども、なかなか難しい状況だと思っております。結局私たち患者側からすると、お医者さんに「ああ、こんなこと聞いていいんだろうか」とか、「あんなことを聞いていいんだろうか」という思いもありましたけれども、また医師のほうもきちんと懇切丁寧にそういったことを患者さんにわかりやすく説明しなきゃならないという立場でもあると思います。この辺のことを今十分に理解してやっていると思いますが、この理念について管理者のご意見を伺いたいと思います。

○鎌田委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 病院の院是、あるいは基本理念のことでご質問いただきました。

委員おっしゃるとおり、非常に大事なところでございます。ここの我々患者さんに説明するんですが、やはり説明しただけではだめだということで、理解してもらうことが大事だということを常々委員長を初め我々で話もしております、やはりしっかりと一方的に話すんじゃなくて相手方がこちらの言うことも理解していただく。そういうことを今後ともさらに全員の先生にしっかりやるようにしていきたいと思っております。時にいろいろなことがあります。いろいろやはり我々としても説明がちょっと足りなかったかとかそんなこともいろいろあつたりしますが、十分にここらは説明し、理解をいただくと。そして、納得した上でいい診療をしていくとそういうふう心がけてまいりたいと思っております。以上です。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

先ほどの資料にもありましたように、塩竈市内からの外来の患者さん、また入院患者さんも約半分ぐらいいらっしゃいますけれども、資料の13ページですね、やはり市外からいらっしゃる、わざわざという言い方はどうかと思いますが、この市立病院を選んで来ていただいている患者さんもたくさんいらっしゃるわけです。特にたまたま県外から塩竈市に何かの関係で来ていて入院なり外来にかかるという方もいらっしゃると思いますけれども、どこから来てもそういった方たちがこの市立病院に対して高い評価をしていただけるようなそういった取り組みを今後ともお願いしたいと思っております。

次に、資料No.9の94ページをお願いいたします。

介護支援ボランティア活動事業、先ほども小野幸男委員のほうからもご質問がありましたが、私もこの点についてお聞きしたいと思っております。先ほど課長からの説明にも登録者が26年度は61名、しかし27年度になって今現在8月で106名いらっしゃる。それから、また施設のほうも17施設を協力していただいている、そこに通っていただいているというお話でございました。それで、現在、その17の施設が今後ふえる見込みがあるのかどうか、その辺お尋ねしたいと思っております。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

比較的そういった老人保健施設や老人福祉施設というかな、特別養護老人ホームとか保健施設、それとあとショートステイなりデイサービスセンター、そういったところが活動の拠点になっているんですけれども、まだまだそういった事業所のほうでも胸襟を開いていただかないという部分もございますので、そういったところに丁寧に説明してデイサービスセンターでも受け入れられるように、そういった推進をしていきたいと思っております。以上です。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。私もある事業所の、そこでお勤めなさっている方とたまたまお話ししたんですが、「そういったボランティアがあるの」と。施設の職員の方たちは本当に猫の手も借りたいというような状況の中で、そういったお手伝いをさせていただくなら本当にすぐに施設長に話して役所のほうに連絡させてもらいますというような声もありました。昨年の7月でしたでしょうか、から始まった事業ですので、やはりまだまだ周知徹底がないと思いますが、でも何度か課長のところでも見せていただきましたが、新聞でもマスコミでも随分多く取り上げていただいて紹介されておまして、これは宮城県初の介護支援ボランティア制度

ということで、もう宮城県のどこでもまだやっていない事業ですので、ぜひこういったことを声をかけていただいて、また先ほども施設の方からも大変助かるというようなお声もあったとお聞きしておりますが、登録者の方たち、実際に行っている方たちの感想はどのような感想を持っているのでしょうか。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

自分が役に立っているとか、あと会話して楽しいとか、地域に貢献できるということでの感謝の意ということになります。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひこういった声をさまざまな、例えば本当にホームページなりに載せていただいて、そういった喜びの声なども多く広めていただければなと思っております。やはり65歳以上といいましても、まだまだお元気で人のお役に立ちたいと思っていられる市民の方はたくさんいらっしゃいます。そういった意味では、それこそ皆さんのお役に立って自分自身の介護予防になっていくと。さまざまな予算をつけて特別なことをしなくても、そういった生きがいを見つけ出して、しかも先ほど山本委員からポイントの話もありましたが、これもポイントですけれども、現実、現金でキャッシュバックになるという部分も、ささやかではありまじょうが、それも一つの喜びであると思います。よその自治体でも、この介護支援ボランティア、だんだんふえてきましたが、上限が5,000円というところがたくさんありまして、塩竈市では太っ腹なのか1万円という状況の中で、この予算としては年間どのぐらいになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○鎌田委員長 すぐ出ませんか。遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 122万8,000円になってございますけれども、その中の委託料も、実際問題としてシルバー人材センターでお支払いしておりますので、ポイントとしてはたしか23万円ぐらいだったのかなと。26年度末のポイント還元としてはそれぐらいの額になっております。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それで、先ほど施設の話がありましたが、たしか課長がこれから在宅高齢者に対して取り組みも考えていくというようなお話もありました。施設だけでなく在宅にいらっしゃる高齢者

の方も、なかなかひとり暮らしだったりいろんな意味で生活が困難になってきている方もいらっしゃると思います。具体的なもののおありかどうかわかりませんが、今後どのようなことを想定されているのか、その点、お聞きしたいと思っております。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 今後、ボランティア活動についてということでのご質問だったんですけども、今現在介護施設のほうでボランティアされていると。ほかの事例を見ますと、生活のごみ、そういったものも実際問題として着手しているという自治体もございますので、そういったものも参考にしながら事業の拡大をしていければと思っております。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ広くお考えを。また、先ほど小野幸男委員からは、きょうそういった年齢、高齢者が高齢者を支援するという意味合いもありますけれども、若い方ということもお声がありました。そうなってくるとちょっと課が複雑になってくると思いますが、これから地域包括ケアシステムが具体的に来年度から動いていくわけです。そうなってくると、介護は介護だという部分でくるだけでなく、医療にも、またさまざまなボランティアにも、いろんな方に年齢層の幅が広がってくると思いますので、ぜひその辺のことをある程度柔軟的に考えていただいて、横との連携も図っていただきながら、他市の事例もいろいろ参考にさせていただいて今後の対応をお願いしたいと思っております。

では、92ページの地域支援事業、包括的支援事業からお聞きしたいと思っております。

これは、在宅介護に関する総合相談とか、実態の把握を通じて要援護高齢者の支援を図るとともに、ケアマネジャー支援及び地域福祉のネットワークを構築、いわば在宅介護に関する部分だと思っておりますが、そこで施策の実績の92ページの表を見ますと、介護予防ケアマネジメントが平成25年度の場合は1,818件、延べですけれども、それが26年になると極端に減って490件となっているんですが、この理由はどういったことなんでしょうか。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 こちらについては、24年度に高齢者約1万4,000人ほど、基本チェックリストを送付してございまして、それに基づいて毎年毎年ケアマネジメントを行っているということで、まず25年度についてはちょっと未回答になった方とか、あと新規に65歳になった方を対象にしまして、どんどん絞り込んでいって最終的には26年度については極端に数としては少ないんですけども、3年間でそういった活動を行っているということで、今

回27年度については5歳……、奇数の方ということで対象として、7,400ぐらいからまだ始まっていますけれども、今回26年度についてはどんどん、24年最初大きくやって、未回答とか高齢者とかそういった方、65歳になった方ということで絞り込んできたためにこのように少なくなっているという状況でございます。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

それで、先ほどもありましたけれども、地域包括支援センター、今年度から5カ所にふえましたが、93ページのほうで施策の成果の中で、(3)番に権利擁護相談支援及びケアマネジャーへの個別相談を増加したというお話になっております。この相談者が人口比の28.6%になっていて、なかなか複雑な相談もふえてきているというふうに思っておりますが、こういった場合、連携・協力の体制づくりの支援を行ったと。それぞれ包括支援の方たちが相談にいらっしゃる方もいらっしゃるでしょうし、こちらから訪問して実態がわかるということもあるかと思いますが、この対応はどのような具体的にやっていたらっしゃるのか、その辺、例えば権利擁護の問題とかがあった場合は、これはどういったところに結びつけて相談に乗っていくんですか。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 権利擁護のご質問ですけれども、こちらのまず地域包括支援センターのほうとか、あと市の保険者のほうにご相談があつて、それで実態調査に臨むと。内容的には、虐待とか、あと搾取とか、肉親等の搾取とかそういったことがあつて、そういった状況からして、最終的にはその次の段階としては市全体で長寿社会課の中で確認しまして、その後、なかなか困難事例だということになると、今度は宮城県のほうのそういった団体ございますので、そこでその団体から社会福祉士、あるいは弁護士、そういったところまで相談していただいて、会議を開いて、そういった状況で必要だと認める場合は、保護ではないですけれども、そういった状況になってございます。あと、権利擁護でも後見人とかそういったところも出てきますので、そういったものをつぶさに個別ごとに対応しているという状況でございます。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 今後見人というお話が出てきましたけれども、本当に成年後見制度、でき上がって10年以上になりますけれども、まだまだこれがうまく機能していないという部分もありまして、

本当にその権利が守られていないという事例も私も何件か存じております。宮城ネットワークの方々と、また個別に対応もされていると思いますが、ぜひこの辺のことを、ちょっとわかりにくい制度でもありますし、また近親者が後見人になってさまざまな事件にも発展しているのをたまにニュースで見たりしますので、ぜひこの辺のことをきちんと利用する方にもわかっていただける、そういったご指導もお願いしたいと思いますが、何かありましたら、どうぞ。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 今後とも、事業の推進に努めてまいります。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

じゃ、最後になりますが、90ページの地域支援事業、任意事業ですが、この中に90ページの表に認知症サポーター養成講座というのが出ております。これが大分本市でも強力に努めていただいて、参加者も徐々にではありますが伸びていると思います。それで、この認知症のサポーターの養成講座には年代別といいますか、どういった年齢の方たちが、若くてどのぐらいなのか、一番上のほうでどのぐらいなのか、大体で結構です。課長、悩まないでお答えください。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 26年度なんですけれども、市外でしたけれども、仙台の駐屯地のほうで75人の自衛官を前にそういったサポーター養成講座を開いてございます。比較的、市内だとやはり婦人会さんとか、あと町内会さんなどなど、そういった方々から生涯学習の一環として申し込みがされているという状況でございます。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 以前にも私お話ししたと思うんですが、きょうは教育委員会の方いらしていないと思うんですが、子供たちにもこの認知症のサポーターになっていただきたいと思いますので、ぜひその辺の声かけをお願いしたいと思います。課長。

○鎌田委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 低年齢というか、27年の7月末に浦戸小中学校というか、小学生対象と、学校の授業ではないですけれども、子供たちとあとPTAさん集まっていたいて、多分規模でいうと15人ほどなんですけれども、認知症のサポーター養成講座を実施してございます。以上です。

○鎌田委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変ありがとうございました。これで私の質問は終わります。

○鎌田委員長 先ほどの曾我委員の質疑に対する答弁について、長寿社会課長から訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 実は、資料No.23のページでいうと25ページになってございます。こちらの24年度人数、普通徴収で5,768名とございました。これについては団塊の世代がということで申し上げてしまったんですけれども、この中に東日本大震災の保険料の減免の対象者が含まれていたということで、減免の対象者としては2,882名ですので、約半分の方が普通徴収、特徴だった方が普通徴収のほうに切りかわっているということでございました。おわびして訂正させていただきます。

○鎌田委員長 よろしいですか。

お諮りいたします。

以上で、特別会計認定第2号及び第3号の審査を一応終了したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

では、採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号平成26年度一般会計及び各特別会計決算についてお諮りいたします。認定第1号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号平成26年度塩竈市立病院事業会計決算についてお諮りいたします。認定第2号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成26年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算についてお諮りいたします。認定第3号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鎌田委員長 起立全員であります。よって、認定第3号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しまして心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成26年度決算特別委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時11分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成27年10月13日

平成26年度決算特別委員会委員長 鎌田 礼 二

平成26年度決算特別委員会副委員長 西村 勝 男